

平成 19 年

第 4 回柳川市議会定例会会議録

開会：平成 19 年 9 月 5 日

閉会：平成 19 年 9 月 28 日

柳川市議会

第 4 回 柳 川 市 議 会 （ 定 例 会 ） 日 程 表

月 日	曜	会 議	会 議 の 次 第
9 月 5 日	水	本 会 議	開会・提案理由説明
9 月 6 日	木	考 案 日	
9 月 7 日	金	本 会 議	議案質疑
9 月 8 日	土	休 会	
9 月 9 日	日	休 会	
9 月 10 日	月	考 案 日	
9 月 11 日	火	本 会 議	一 般 質 問
9 月 12 日	水	本 会 議	一 般 質 問
9 月 13 日	木	本 会 議	一 般 質 問
9 月 14 日	金	委 員 会	
9 月 15 日	土	休 会	
9 月 16 日	日	休 会	
9 月 17 日	月	休 会	
9 月 18 日	火	委 員 会	
9 月 19 日	水	委 員 会	
9 月 20 日	木	委 員 会	決算審査特別委員会
9 月 21 日	金	委 員 会	決算審査特別委員会
9 月 22 日	土	休 会	
9 月 23 日	日	休 会	
9 月 24 日	月	休 会	
9 月 25 日	火	委 員 会	決算審査特別委員会
9 月 26 日	水	事務整理日	
9 月 27 日	木	事務整理日	
9 月 28 日	金	本 会 議	採決・閉会

第4回柳川市議会（定例会）付議案件並びに結果

議 案		議 決 日	結 果
	案 件		
議 案 第 58 号	平成18年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について	19. 9. 28	認 定
議 案 第 59 号	平成18年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	19. 9. 28	認 定
議 案 第 60 号	平成18年度柳川市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	19. 9. 28	認 定
議 案 第 61 号	平成18年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	19. 9. 28	認 定
議 案 第 62 号	平成18年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定について	19. 9. 28	認 定
議 案 第 63 号	平成18年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定について	19. 9. 28	認 定
議 案 第 64 号	平成18年度柳川市水道事業会計決算の認定について	19. 9. 28	認 定
議 案 第 65 号	平成19年度柳川市一般会計補正予算（第2号）について	19. 9. 28	原案可決
議 案 第 66 号	平成19年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	19. 9. 28	原案可決
議 案 第 67 号	柳川市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	19. 9. 7	原案可決
議 案 第 68 号	柳川市印鑑条例及び柳川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	19. 9. 7	原案可決
議 案 第 69 号	柳川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	19. 9. 7	原案可決
議 案 第 70 号	柳川市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について	19. 9. 28	撤 回

議案 第71号	福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について	19. 9. 7	原案可決
議案 第72号	人権擁護委員候補者の推薦について	19. 9. 7	原案同意
議案 第73号	国の雇用対策及び行政体制・サービスの充実に要望する旨の意見書について	19. 9.28	原案可決
議案 第74号	「安全安心まちづくり都市宣言」に関する決議について	19. 9.28	原案可決
議案 第75号	「非核・平和都市宣言」に関する決議について	19. 9.28	原案可決
議案 第76号	「人権尊重都市宣言」に関する決議について	19. 9.28	原案可決
議案 第77号	「青少年健全育成都市宣言」に関する決議について	19. 9.28	原案可決
議案 第78号	「暴力追放都市宣言」に関する決議について	19. 9.28	原案可決
議案 第79号	「飲酒運転撲滅都市宣言」に関する決議について	19. 9.28	原案可決
議案 第80号	柳川市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について	19. 9.28	原案可決
議案 第81号	「議案第80号 柳川市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について」の付帯決議について	19. 9.28	原案可決
議案 第82号	全日本同和会大和支部補助金調査特別委員会設置に関する決議について	19. 9.28	原案可決

請 願

	案 件	議 決 日	結 果
請 願 第 3 号	国の雇用対策及び行政体制・サービスの充実をはかる旨の意見書の採択を求める請願書について	19. 9.28	採 択

請願 第 5 号	柳川市立図書館の市直営の存続に関する請願	19. 9.28	採 択
請願 第 6 号	矢ヶ部校区学童保育所開設に関する請願書	19. 9.28	採 択

報 告

	案 件	議 決 日	結 果
報 告 第 5 号	専決処分の報告について (専決第3号 損害賠償額の決定)	19. 9. 5	報 告
報 告 第 6 号	専決処分の報告について (専決第4号 控訴の提起について)	19. 9. 5	報 告
報 告 第 7 号	専決処分の報告について (専決第5号 損害賠償額の決定)	19. 9. 5	報 告
報 告 第 8 号	専決処分の報告について (専決第6号 損害賠償額の決定)	19. 9. 5	報 告

柳川市議会第4回定例会会議録

平成19年9月5日柳川市議会議場に第4回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番	島 添 達 也	2番	古 賀 澄 雄
3番	浦 博 宣	4番	熊 井 三千代
5番	梅 崎 昭 彦	6番	島 添 勝
7番	白 谷 義 隆	8番	森 田 房 儀
9番	荒 巻 英 樹	10番	藤 丸 富 男
11番	矢ヶ部 広 巳	12番	荒 木 憲
13番	伊 藤 法 博	14番	龍 益 男
15番	菅 原 英 修	16番	諸 藤 哲 男
17番	樽 見 哲 也	18番	近 藤 末 治
19番	太 田 武 文	20番	吉 田 勝 也
21番	大 橋 恭 三	22番	藤 丸 正 勝
23番	木 下 芳二郎	24番	佐々木 創 主
25番	三小田 一 美	26番	梅 崎 和 弘
27番	高 田 千壽輝	28番	山 田 奉 文
29番	河 村 好 浩	30番	田 中 雅 美

2. 欠席議員

な し

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	石	田	宝	藏
副	市長	大	泉	勝	利
収	入	木	村		仁
教	育	上	村	好	生
総	務	山	田	政	徳
市	民	佐	藤	良	二
保	健	本	木	芳	夫
社	福	蒲	池	康	晴
部	祉	田	島	稔	大
長	部	佐	藤	健	二
建	設	高	田	邦	隆
部	部	北	原		博
長	長	竹	下	敏	郎
産	業	藤	木		均
経	済	櫻	木	重	信
部	部	大	坪	正	明
長	長	石	橋	真	剛
教	育	武	藤	義	治
大	和	川	口	敬	司
庁	庁	古	賀	輝	昭
舎	舎	龍		英	樹
長	長	白	鳥	道	幸
三	橋	野	田	一	廣
橋	庁	武	藤	正	純
防	舎				
長	長				
人	事				
秘	書				
課	課				
長	長				
総	務				
課	課				
長	長				
企	画				
課	課				
長	長				
財	政				
課	課				
長	長				
税	務				
課	課				
長	長				
保	険				
年	金				
課	課				
長	長				
福	祉				
事	務				
所	所				
長	長				
学	校				
教	育				
課	課				
長	長				
建	設				
課	課				
長	長				
農	政				
課	課				
長	長				
水	路				
課	課				
長	長				

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	金	子	健	次
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事
係	長					高	巢	雄	三
議	会	事	務	局	庶	務	係	長	人
						高	口	佳	

5. 議事日程

諸般の報告について

(1) 例月出納検査の結果について(平成19年4月、5月、6月分)

(2) 全国市議会議長会永年勤続表彰議員の表彰状伝達について

(3) 市長の行政報告について

日程(1) 議会運営委員長報告について

日程(2) 会議録署名議員の指名について

日程(3) 議案第58号 平成18年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第59号 平成18年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第60号 平成18年度柳川市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第61号 平成18年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第62号 平成18年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第63号 平成18年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第64号 平成18年度柳川市水道事業会計決算の認定について

日程(4) 議案第65号 平成19年度柳川市一般会計補正予算(第2号) について

議案第66号 平成19年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算(第1号) について

日程(5) 議案第67号 柳川市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第68号 柳川市印鑑条例及び柳川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第69号 柳川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第70号 柳川市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

日程(6) 議案第71号 福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について

議案第72号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程(7) 報告について

1 報告第5号 専決処分の報告について(専決第3号 損害賠償額の決定)

2 報告第6号 専決処分の報告について(専決第4号 控訴の提起について)

3 報告第7号 専決処分の報告について(専決第5号 損害賠償額の決定)

- 4 報告第8号 専決処分の報告について（専決第6号 損害賠償額の決定）

日程（8） 請願について

- 1 請願第5号 柳川市立図書館の市直営の存続に関する請願
2 請願第6号 矢ヶ部校区学童保育所開設に関する請願書

午前10時 開会

議長（田中雅美君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから平成19年第4回柳川市議会定例会を開会いたします。

諸般の報告について。

開議に先立ち、諸般の報告を行います。最初に、例月出納検査の結果について、監査委員よりお手元に配付のとおり提出されておりますので、御報告をいたします。

次に、去る6月19日、東京日比谷公会堂において開催されました、第83回全国市議会議長会定期総会において、私、田中雅美が市議会議長として勤続4年の表彰を受けましたので、先例に従いまして、島添副議長より全国市議会議長会会長にかわりまして表彰の伝達を行いたいと思います。

副議長（島添達也君）

表 彰 状

柳 川 市

田 中 雅 美 殿

あなたは市議会議長として4年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第83回定期総会にあたり本会表彰規定により表彰いたします。

平成19年6月19日

全国市議会議長会

会 長 藤 田 瑁 之

〔拍手〕

議長（田中雅美君）

次に、市長の行政報告を願います。

市長（石田宝藏君）（登壇）

皆さんおはようございます。本日は、平成19年第4回柳川市議会定例会を招集いたしましたし

たところ、議員の皆様には御多用中のところ御参集いただき、まことにありがとうございます。

議事に先立ちまして、議長のお許しを得ましたので、6月定例会以降の重立った事柄について御報告をさせていただきます。

まず初めに、かねてからノリ養殖の協業化を促進するため、市が整備を進めております中島漁港漁業団地で、去る7月3日、ノリ加工施設の起工式が行われました。今回建設されます施設は2棟で、本年10月末には完成し、その後は8人の若手漁業者が共同で利用されることになっております。漁業団地は、経営の安定、労働環境の改善、集落内の環境改善を目的に整備を進めているものでございまして、平成26年までを事業期間として、ノリ加工施設10棟、22区画のノリ資材置き場を整備する計画でございます。

私は、この事業は大和干拓活性化の一つとして平成6年以来、漁業団地化構想を温めてまいりました。かつ、ことし1月下旬、中国江蘇省のノリ現地調査を行い、驚異的な中国のノリ生産を目の当たりにし、一層ノリ加工の協業化の必要性を痛感いたしました。

経済のグローバル化は漁業においても例外ではなく、安い外国ノリが大量に輸入される日の到来はさほど遠くありません。このようにノリ養殖業者にとって厳しい競争の時代を迎える中、漁業団地の整備は協業化による均質なノリの生産、コストの軽減など多くの効果をもたらし、必ずやノリ養殖の将来を切り開くものと確信をいたします。そのような意味で、8人の若手漁業者の先駆的な活動を支援し、なおかつ見守ってまいりたいと思います。

次に、広域で構成する協議会や期成会等について御報告をいたします。

私が会長を務めております有明海東部地区農地海岸事業推進協議会を初め、有明海漁業振興対策協議会、福岡県農地海岸協議会総会、福岡県土地改良事業団体連合会など11の協議会や期成会等の総会に出席し、通常の総会行事のほか、それぞれ関係する国・県の事務所等から関連する事業の説明を受けるとともに、事業運営についての意見交換を行いました。

続きまして、国・県等に対する要望活動について御報告いたします。

まず、福岡県クリーク防災機能保全対策事業推進協議会及び筑後川下流土地改良事業推進連絡協議会では、7月18日九州農政局に、また8月24日には農林水産省に対し、関係団体の長とともに、平成20年度の事業提案と意見交換会を行いました。

また、有明海沿岸道路建設促進福岡県期成会では、8月29日、地元選出国會議員と国土交通省に対し、関係団体の長とともに事業促進のための要望と意見交換を行いました。

次に、災害関係の御報告をいたします。

まず、水害についてでございます。

梅雨前線が活発化した7月2日午前6時15分、筑後地方に大雨洪水警報が発せられました。この雨は、同日午前6時から午前7時までの1時間当たりの雨量が63ミリと記録的な集中豪雨となり、その後も断続的に降り続き、柳川市では道路の路肩崩壊22カ所、水路の護岸崩壊3

1カ所の被害が出ています。翌3日午前2時23分に警報は解除され、総雨量133ミリを記録いたしました。

また、7月6日午後7時20分にも筑後地方に大雨洪水警報が発せられ、この雨は、翌7日にかけても断続的に降り続き、総雨量が260ミリを記録いたしました。このため、柳川市でも水田の冠水、道路の冠水など一部の地区で発生し、さらには家屋の床上浸水1件、床下浸水35件の被害が出ています。これらの被害は、両開地区、中島地区、矢ヶ部校区に多く発生しました。雨量的には記録的なものでありましたが、特定の地区に多くの被害が発生したことにつきましては看過できません。原因につきましては、地勢、地形上の問題も含めてさまざまな要因があるかと思いますが、できるだけ早く被害原因の検証を行い、今後の有効な対策へとつなげていかなければなりません。

次に、台風4号、5号の対応について御報告いたします。

台風4号、5号とも直撃は免れたものの、筑後南部地方に暴風警報が発令されました。まず、台風4号は、7月14日午後2時ごろに鹿児島県大隅半島に上陸し、宮崎県へ至るコースをたどりました。本市の対応としては、14日午前10時に避難所10カ所を設置、避難された方は219世帯の339人でした。当地での降雨量は25ミリ、最大瞬間風速は26.2メートルを記録しましたが、その後、午後7時30分にはすべての避難所を閉鎖いたしました。

また、台風5号は、8月2日午後6時に宮崎県日向市付近に上陸し、東九州を縦断しました。本市の対応としては、2日午後3時に避難所10カ所を設置いたしました。避難された方は212世帯の319人でした。当地での降雨量は49ミリ、最大瞬間風速は28.9メートルを記録しましたが、翌3日午前7時までにはすべての避難所を閉鎖いたしました。

今回の台風4号、5号とも、幸いに本市には直接的な被害もなく安堵いたしましたところであり、市民の方々に台風への備えと避難所開設等の広報活動をいただいた消防団、行政区長、民生児童委員の皆様を初め関係各位に、この場をおかりして深くお礼申し上げます。しかし、これからが本格的な台風シーズンでございます。どうか市民の安全と防災のため、皆様のさらなる御協力をお願いする次第でございます。

次に、移動市長室につきまして御報告いたします。

この2年間の市政運営についての報告、あるいは皆様の意見や要望を直接お伺いすることを目的に、8月6日から3日間、旧市町を単位に移動市長室を開催いたしました。御参加いただいた市民は、三橋公民館では117人、大和公民館151人、水の郷177人で、合計445人の方々に来場いただきました。そこでいただいた御質問には極力その場で答えたいと思いましたが、専門的な内容につきましては、後日質問者に直接お答えいたしましたところでございます。また、その他にも貴重な御意見や御要望を直接お伺いすることができ、今後の市政運営に生かしてまいりたいと思っております。

最後に、東京で行いました柳川観光PRについて御報告をいたします。

PRは、去る8月29日、30日の2日間にわたり東京朝日ホールを主会場として、柳川観光協会ともども行ったものでございます。これは、柳川を舞台とした小説などで有名な内田康夫氏の記念事業とタイアップして行ったものでございまして、会場では、白秋祭水上パレードや柳川雛祭りのポスター展、白秋作品「思ひ出」やさげもんの展示販売、水の精等による福岡ノリPR等を行いました。また、スクリーンでのPRとして、柳川雛祭り、福岡12景の放映なども行い、多くの来場者でにぎわいました。

さらに、東京在住の観光大使との意見交換会や福岡県東京事務所、旅行会社の定時ツアーガイドの売り込み、東京福岡県人会及びNHK放送センターへの情報提供などを行うなど、限られた時間でありましたが精力的な活動で、柳川観光PRの所期の目的は達せられたものと存じます。

以上、簡単でございますが、これで行政報告を終わります。御清聴ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

以上をもって諸般の報告についてを終了し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（田中雅美君）

日程1 議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（森田房儀君）（登壇）

おはようございます。平成19年第4回柳川市議会定例会の会期日程等について、9月3日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その報告を申し上げます。

まず、会期であります。本日9月5日から28日までの24日間といたしております。

その内容について申し上げますと、本日、開会、提案理由の説明、6日は考案日。7日は議案質疑。8日、9日は休日で休会。10日は考案日。11日、12日、13日を一般質問。14日を委員会。15日、16日、17日は休日で休会。18日、19日を委員会。20日、21日を決算審査特別委員会。22日、23日、24日は休日で休会。25日を決算審査特別委員会。26日、27日は事務整理日。28日を採決、閉会といたしております。

次に、本日の日程について申し上げます。

日程2が、会議録署名議員の指名についてであります。

日程3が、議案第58号から議案第64号までの7議案の一括上程であります。

日程4が、議案第65号及び議案第66号の2議案の一括上程であります。

日程5が、議案第67号から議案第70号までの4議案の一括上程であります。

日程6が、議案第71号及び議案第72号の2議案の一括上程であります。

日程7が、報告についてであります。なお、報告に対する質疑は、本日の本会議終了後の

全員協議会でお願いすることにいたしております。

日程 8 が、請願についてであります。本定例会に請願 2 件が提出されております。請願第 5 号及び請願第 6 号の請願 2 件は、教育民生委員会に審査を付託といたしております。

次に、2 日目の日程について申し上げます。

日程 1 が議案質疑でありまして、開会日と同様の方法で議題に供することにいたしております。

議案第 58 号から議案第 64 号までの 7 議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第 58 号は決算審査特別委員会に審査を付託、議案第 59 号及び議案第 60 号は教育民生委員会に審査を付託、議案第 61 号は建設委員会に審査を付託、議案第 62 号は教育民生委員会に審査を付託、議案第 63 号は総務委員会に審査を付託、議案第 64 号は建設委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第 65 号及び議案第 66 号の 2 議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第 65 号は総務委員会に審査を付託、議案第 66 号は教育民生委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第 67 号から議案第 70 号までの 4 議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第 67 号から議案第 69 号までの 3 議案は即決、議案第 70 号は産業経済委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第 71 号及び議案第 72 号の 2 議案を一括議題とし、質疑終了後、2 議案とも即決といたしております。

以上のとおり、議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告を申し上げます。終わります。

議長（田中雅美君）

会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定いたしました。

日程第 2 会議録署名議員の指名について

議長（田中雅美君）

日程 2 . 会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、6 番島添勝議員及び 24 番佐々木創主議員を指名いたします。

日程第 3 議案第 58 号～議案第 64 号

議長（田中雅美君）

日程 3 . 議案第 58 号から議案第 64 号までの 7 議案を一括上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（金子健次君）

〔朗読省略〕

議長（田中雅美君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（石田宝藏君）（登壇）

議案第58号から第64号までの7議案につきまして、御説明を申し上げます。

まず、議案第58号 平成18年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

国では三位一体の改革が進められており、この改革において国庫補助負担金等の改革として4兆7,000億円、税源移譲として3兆円、地方交付税の改革として、臨時財政対策債を含め5兆1,000億円の削減が行われております。特に地方交付税の削減は、本市にとりましても影響は大きくなっていますが、市では市民サービスの低下を来さないように配慮しながら、さまざまな課題解決に向けて取り組んでまいりました。

本市の平成18年度は、1市2町が合併し2年目に当たりますが、集中改革プランに沿った定員管理、経費の節減合理化などを積極的に推進するとともに、新市建設計画を基本とした事業や、これまで1市2町で取り組んできた個性や特色のある事業を進めてまいりました。

歳入面においては、市税は固定資産税が減少しておりますが、個人、法人の市民税が増加しておりまして、歳入は前年度に比べまして1%の増加となっております。また、所得譲与税が18年度の所得税から市民税への税源移譲の暫定措置として前年度と比較して80.4%の増加となっております。また、繰入金といたしまして、共同調理場の建設、漁業団地建設、藤吉小学校建設などにそれぞれの地域振興基金の活用を行いました。

一方で、本市の30%を占めております地方交付税については、前年度と比較いたしましておおよそ405,000千円、率にして4.5%の減少となりました。また、市債は17年度に合併特例債を活用し、まちづくり振興基金を設置しましたので、18年度分はその分が減少となっております。

歳出面においては、まず福祉施策として、保育所、幼稚園に通う3人目の児童の保育料無料化、児童手当の拡充、学童保育の充実、また、障害者自立支援法の施行に伴う各種施策、介護予防事業など、子供から高齢者、障害者に優しい福祉施策を行いました。

産業の振興につきましては、農業・漁業生産施設、生産機械設備などへの補助、漁業団地建設、イベントの支援、さらに、観光面においては、沖端地区の駐車場不足解消のための駐車場整備、足湯を備えた小規模休憩施設の整備を行いました。

都市基盤の整備につきましては、西鉄柳川駅東側の区画整理事業、密集住宅市街地整備事業に取り組み、また、桜ノ木団地建設に着手いたしました。さらに、将来の都市基盤整備に向けた都市計画マスタープランの策定にも着手いたしました。道路交通網の整備につま

しては、有明海沿岸道路、国道443号、385号バイパス、都市計画道路など着々と進行しておりますし、市道についても生活基盤道路としての安全対策、路面の補修など、可能な限りの整備に努めました。

教育環境につきましては、旧柳川地区の中学校の完全給食に向けた共同調理場の建設、藤吉小学校の建設、皿垣小学校の大規模改修事業を行いました。また、子供たちの安全を守るため、各中学校校区に学校安全指導員を配置いたしました。

生涯学習面においては、公民館活動、各種スポーツの振興など積極的に取り組むとともに、市民の皆さんの健康維持のため市民温水プールの改修を行いました。

18年度の取り組みの特徴的なところを述べましたが、具体的内容につきましては、お手元に配付しております決算書及び決算に係る主要な施策の成果説明書に記載しておりますので、ごらんいただきますようお願いをいたします。

決算収支といたしましては、歳入総額が28,019,595,662円、これに対する歳出総額が27,408,636,319円で、歳入歳出差し引き610,959,343円となっております。これから繰越明許費による19年度へ繰り越しました一般財源46,030千円を差し引きますと、実質収支は564,929,343円の黒字決算となっております。

今後は、国の三位一体の改革の影響などにより市の財政状況は厳しくなることが予想されますが、集中改革プランの着実な実行、合併のスケールメリットを生かしたさらなる経費節減、合理化により財政基盤の確立を諮り、平成19年度を初年度とした第1次総合計画の実現に向けて取り組むとともに、新市の均衡ある発展と安全で安心なまちづくりを目指していかねばならないと考えております。

次に、議案第59号 平成18年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

決算の概要を申し上げますと、歳入総額9,299,389,076円に対し、歳出総額8,969,586,290円で、歳入歳出差し引き額は329,802,786円の黒字となりました。

しかしながら、前年度からの繰越金391,076,092円を差し引きますと、単年度収支では61,273,306円の歳入不足となりました。

次に、議案第60号 平成18年度柳川市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

決算の概要を申し上げますと、歳入総額8,748,167,050円に対し、歳出総額8,813,587,715円で、歳入歳出差し引き額は65,420,665円の歳入不足となっております。この歳入不足額については翌年度精算交付されますので、平成19年度予算から繰り上げ充用しております。

次に、議案第61号 平成18年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

決算の概要を申し上げますと、歳入総額1,244,918,064円に対し、歳出総額は1,203,481,438

円で、歳入歳出差し引き額は41,436,626円となり、翌年度への繰越明許費繰越財源17,853千円を除いた実質収支では23,583,626円の黒字となりました。

次に、議案第62号 平成18年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

この特別会計の事業であります住宅新築資金等貸付制度は、同和地区の住環境を向上させることを目的に、昭和48年度から同和対策事業特別措置法として制度化されたものでありますが、平成8年度をもって制度は終了しており、現在は、その貸付金の徴収及び返済業務を行っているところでございます。

平成18年度決算は、歳入合計12,417,253円、歳出合計10,945,833円となっております。

主なものとしましては、歳入で4款・諸収入6,460,935円は貸付金の返済金でございます。歳出では、2款・公債費10,892,323円は借入返済金でございます。

次に、議案第63号 平成18年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

平成18年度については、この特別会計を活用して用地を先行取得することがなかったため、予算の執行はございませんでした。

次に、議案第64号 平成18年度柳川市水道事業会計決算の認定について御説明を申し上げます。

財政面の収益的収支につきましては、消費税込みの事業収益総額1,396,605,648円に対し、事業費用総額1,315,298,395円で、差し引き81,307,253円の利益を生じましたが、消費税抜きの当年度純利益は72,995,062円となっております。

同収支の予算額と決算額とを比較しますと、事業収益総額では2,914,648円の収入増となりましたが、事業費用総額で131,210,605円の不用額を生じました。

次に、資本的収支の予算額と決算額を比較しますと、資本的収入額で125,391,922円の収入減となりましたが、資本的支出総額では145,921,960円の不用額を生じました。

決算額は、収入額が支出額に対し305,073,962円の不足となりましたが、この不足額につきましては、当年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんをいたしております。

また、当年度純利益と前年度繰越利益剰余金の合わせた額293,916,301円を平成19年度へ繰り越しいたしました。

以上、説明申し上げますが、よろしく御審議の上、御認定くださるようお願いを申し上げます。

日程第4 議案第65号～議案第66号

議長（田中雅美君）

日程4．議案第65号及び議案第66号の2議案を一括上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（金子健次君）

〔朗読省略〕

議長（田中雅美君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（石田宝蔵君）（登壇）

議案第65号及び第66号の補正予算 2 議案につきまして御説明を申し上げます。

まず、議案第65号 平成19年度柳川市一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、社会福祉法人瑞彰福社会中島保育園の全面改築に対する補助金及び、7月上旬の梅雨前線豪雨により被害を受けた農業用施設及び道路施設の復旧に要する経費、地方財政法第7条による財政調整基金積立金の追加が主なものでございます。

予算規模といたしましては、補正前の予算額26,900,035千円に865,669千円を追加し、歳入歳出それぞれ27,765,704千円としようとするものでございます。

予算の内容を、まず歳出から御説明をいたします。

2 款 . 総務費は314,752千円を計上しておりますが、主なものとして有明海沿岸道路工事に伴う光ケーブル移設工事費、法人税の確定による過年度還付金、地方財政法第7条による財政調整基金積立金をそれぞれ追加いたしております。

3 款 . 民生費は123,585千円を追加しておりますが、これは医療法人幾嶋医院が整備予定の小規模多機能型居宅介護施設への補助金及び社会福祉法人瑞彰福社会中島保育園の全面改築に対する補助金の追加でございます。

4 款 . 衛生費は、クリーン連合会主催のリサイクルマーケットへの自治総合センターからの助成が行われることになったため、600千円を追加するものでございます。

6 款 . 農林水産業費は6,265千円を追加しておりますが、生産調整の現地確認を行う数量調整円滑化推進事業に対する補助金、学校給食への地元農産物の利用促進を図る福岡県「食と農」理解促進事業に対する補助金、農業用排水機場の修理費、排水機場整備への拠出金、有明海海苔共販漁連が行う荷さばき施設改修事業に対する補助金の追加でございます。

7 款 . 商工費は、233千円を追加しておりますが、これは中小企業者等経営安定資金融資制度による2件の貸し付けの回収不能額の2分の1を損失補償として信用保証協会へ支出するための追加でございます。

8 款 . 土木費では33,117千円を追加しておりますが、主なものとして、事業費増加に伴う柳川土木協会と道路協会、県道柳川筑後線の負担金の増額、道路補修のための道路維持工事費、昭代第一小学校南側市道を延長する道路新設改良費、立花いこいの森公園内のトイレ給水設備工事費、公園のフェンス修理費、市営住宅外壁等の補修工事費を追加しております。

10款 .教育費は3,100千円を追加しておりますが、これは、京町のマンション建設予定地内における埋蔵文化財の発掘に必要な経費でございます。

11款 .災害復旧費は、7月上旬の梅雨前線豪雨により被害を受けました農業用施設災害復旧費166,099千円及び道路施設災害復旧費217,918千円を追加いたしております。

次に、歳入について御説明申をいたします。

13款 .国庫支出金は228,884千円を追加しておりますが、これは医療法人幾嶋医院が行う小規模多機能型居宅介護施設整備と、社会福祉法人瑞彰福社会中島保育園の全面改築に対する交付金、道路施設災害復旧費の追加でございます。

14款 .県支出金は150,111千円を追加しておりますが、これは数量調整円滑化推進事業費、福岡県「食と農」理解推進事業費、農業用施設災害復旧費の追加でございます。

16款 .寄附金は、民生費寄附金1,000千円を追加しております。

18款 .繰越金は、前年度の決算剰余金393,974千円を追加しております。

19款 .諸収入は8,000千円を追加しておりますが、これは光ケーブル移設に伴う補償金、リサイクルマーケットに対する助成金、埋蔵文化財発掘調査の委託料の追加でございます。

20款 .市債は83,700千円を追加しておりますが、これは農業用施設と公共土木施設の災害復旧債の追加でございます。

次に、議案第66号 平成19年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

本案は、平成18年度柳川市国民健康保険特別会計決算に伴う剰余金及び平成19年度国民健康保険税本算定に伴う予算の調整と、医療制度改革にあわせたシステム改修に対する国庫補助金の確定と、療養給付費交付金の過年度追加交付金を財源に、老人保健拠出金の不足額、過年度分国庫負担金の返還金及び収納特別対策のための公用車の購入費を補正するものでございます。

このため、歳入歳出それぞれ91,540千円を追加し、補正後の予算総額を10,008,540千円とするものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

日程第5 議案第67号～議案第70号

議長（田中雅美君）

日程5 . 議案第67号から議案第70号までの4議案を一括上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（金子健次君）

〔朗読省略〕

議長（田中雅美君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（石田宝藏君）（登壇）

議案第67号から70号までの4議案につきまして御説明を申し上げます。

まず、議案第67号 柳川市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

本案は、佐賀県内の市町合併に伴い条例の一部を改正するものでございます。

平成19年10月1日、川副町、東与賀町及び久保田町が佐賀市に編入合併されることにより、別表中の地域名を改めるものでございます。

次に、議案第68号 柳川市印鑑条例及び柳川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、平成19年10月1日から実施されます郵政民営化に伴い分割されます郵便事業に加え、平成14年に制定されました民間事業者による信書の送達に関する法律により創設されました民間事業者による信書の送達事業、いわゆる信書便に係る規定を整備するものでございます。

法例上可能となります郵便以外の送達について、住民側からの申請、届出等の手段として信書便を加えるなど、住民の利便を考慮して印鑑条例及び手数料条例の2条例中の条文を整備しようとするものでございます。

次に、議案第69号 柳川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

本案は、建設中でありました市営住宅桜ノ木団地の完成に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

条例の別表について、旧市営住宅の桜ノ木団地及び中山三団地の2団地を廃止し、新たに桜ノ木団地を設置し、所在地の表記調整をするものでございます。

次に、議案第70号 柳川市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、漁業団地において本年度整備いたします排水施設の使用料を定めるため条例の一部を改正するものでございます。

当該施設により漁業団地全体の雨水等の排水を行いますが、漁協が整備するノリ加工場からの排水も含まれるため、受益者負担の観点から、加工場からの排出相当分に対する電気料金を使用料として徴収しようとするものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願い申し上げます。

日程第6 議案第71号～議案第72号

議長（田中雅美君）

日程 6 . 議案第71号及び議案第72号の 2 議案を一括上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（金子健次君）

〔朗読省略〕

議長（田中雅美君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（石田宝藏君）（登壇）

議案第71号及び第72号の 2 議案につきまして御説明を申し上げます。

まず、議案第71号 福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について御説明申し上げます。

本案は、福岡県市町村職員退職手当組合の円滑な運営を図ることを目的に、組合理約のうち組合議会議員の選挙区、定数に関する規定を変更するため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

これまで組合議会議員の選挙区及び定数については、加入団体を 9 つの選挙区に分け、それぞれ 2 人ずつ選出する合計 18 人の組合議員定数を規定しておりましたが、市町村合併に伴い加入団体の増減により見直しを行い、選挙区を 5 つに再編成し、定数 18 人をそれぞれ配分しようとするものでございます。

次に、議案第72号 人権擁護委員候補者の推薦について御説明を申し上げます。

本案は、人権擁護委員の川野トミ子委員が平成 19 年 12 月 31 日をもって任期満了となるため、後任の委員候補者に再度同氏を推薦しようとするもので、人権擁護委員法の規定に基づき議会の意見を求めるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御決定、御同意くださるようお願いを申し上げます。

日程第 7 報告について

議長（田中雅美君）

日程 7 . 報告について。

報告第 5 号 専決処分の報告について（専決第 3 号 損害賠償額の決定）、報告第 6 号 専決処分の報告について（専決第 4 号 控訴の提起について）、報告第 7 号 専決処分の報告について（専決第 5 号 損害賠償額の決定）、報告第 8 号 専決処分の報告について（専決第 6 号 損害賠償額の決定）について、市長の報告を求めます。

市長（石田宝藏君）（登壇）

報告第 5 号から第 8 号まで御説明を申し上げます。

まず、報告第 5 号 専決処分の報告について御説明を申し上げます。

本件は、市道における事故に伴う損害賠償額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の

規定により平成19年7月4日付で専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

概要を申し上げますと、平成19年4月25日、柳川市大和町豊原430番地6地先、市道上官久々田線において、市内在住者が自家用車でアパートの駐車場から市道へ出たとき、水路上に敷かれているコンクリート板と道路との段差により、自動車前面のバンパーとスポイラーがコンクリート板に当たって破損したものであり、この事故にかかる損害賠償額を30,030円と決定いたしましたところであります。

次に、報告第6号 専決処分の報告について御説明を申し上げます。

本件は、市に対して提起された市道の所有権確認等を求める訴訟について、第1審判決で原告の主張の一部が認められたことに対し、市がこれを不服として控訴を提起したものであり、地方自治法第180条第1項の規定により平成19年7月4日付で専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告をするものであります。

概要を申し上げますと、本件に係る道路は大正9年から市道として認定され、平成4年の拡幅工事を経て、長年公衆用道路として使用されてきましたが、道路敷の登記上の名義人である原告が、平成17年7月27日、所有権の確認、舗装部分の除去、土地の明け渡し等を求めて訴訟を提起したものであります。

福岡地方裁判所柳川支部における第1審判決では、原告の所有権が認められましたが、長年公衆用道路として使用されてきたことから、市はこれに対し時効による土地の取得等を主張し、平成19年7月4日付で福岡高等裁判所に対し控訴を提起したものであります。

次に、報告第7号 専決処分の報告について御説明を申し上げます。

本件は、自動車事故に伴う損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により平成19年7月4日付で専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

概要を申し上げますと、平成19年3月18日午後3時45分ごろ、生涯学習課職員が資料写真の撮影のため市公用車で移動中、柳川市三橋町百町1455番地5地先の市道の交差点で一たん停止を怠り、西から東に交差点に進入したところ、北から南に進入してきた市内在住者の自家用車の右側面後方に衝突し破損させたものでございます。この事故にかかる損害賠償額を73,886円と決定したところであります。

なお、決定した損害賠償額は、財団法人全国自治協会自動車共済保険の保険金で補てんしております。

次に、報告第8号 専決処分の報告について御説明を申し上げます。

本件は、自動車事故に伴う損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により平成19年7月4日付で専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

概要を申し上げますと、平成19年5月31日午前8時50分ごろ、三橋公民館駐車場内において、区画整理推進室臨時職員が柳川駅東部土地区画整理事業に伴う文化財発掘調査業務のため調査現場に向かおうと市の公用車を後退させた際、後方より駐車場に進入してきた車両の右後方側面に接触したものでございます。これにかかる損害賠償額を108,300円と決定したところであります。

なお、決定した損害賠償額は、財団法人全国自治協会自動車共済保険の保険金で補てんをいたしております。

以上、御報告を申し上げます。

議長（田中雅美君）

以上で市長の報告は終わりましたが、この報告についての御質問は、本日の本会議終了後の全員協議会でお願いすることにいたしまして、報告についてを終了いたします。

日程第8 請願について

議長（田中雅美君）

日程8 請願について。

本定例会に提出されました請願は、お手元に配付しておりますとおり2件の請願を受理いたしております。

お諮りいたします。請願第5号 柳川市立図書館の市直営の存続に関する請願については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本請願は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。請願第6号 矢ヶ部校区学童保育所開設に関する請願書については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本請願は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程すべてを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時55分 散会

柳川市議会第4回定例会会議録

平成19年9月11日柳川市議会議場に第4回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番	島 添 達 也	2番	古 賀 澄 雄
3番	浦 博 宣	4番	熊 井 三千代
5番	梅 崎 昭 彦	6番	島 添 勝
7番	白 谷 義 隆	8番	森 田 房 儀
9番	荒 巻 英 樹	10番	藤 丸 富 男
11番	矢ヶ部 広 巳	12番	荒 木 憲
13番	伊 藤 法 博	14番	龍 益 男
15番	菅 原 英 修	16番	諸 藤 哲 男
17番	樽 見 哲 也	18番	近 藤 末 治
19番	太 田 武 文	20番	吉 田 勝 也
21番	大 橋 恭 三	22番	藤 丸 正 勝
23番	木 下 芳二郎	24番	佐々木 創 主
25番	三小田 一 美	26番	梅 崎 和 弘
27番	高 田 千壽輝	28番	山 田 奉 文
29番	河 村 好 浩	30番	田 中 雅 美

2. 欠席議員

な し

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	石	田	宝	藏
副	市長	大	泉	勝	利
収	入	木	村		仁
教	育	上	村	好	生
総	務	山	田	政	徳
市	民	佐	藤	良	二
保	健	本	木	芳	夫
建	設	蒲	池	康	晴
産	業	田	島	稔	大
教	育	佐	藤	健	二
大	和	高	田	邦	隆
三	橋	北	原		博
消	防	竹	下	敏	郎
人	事	藤	木		均
総	務	櫻	木	重	信
企	画	大	坪	正	明
財	政	石	橋	真	剛
税	務	武	藤	義	治
保	険	川	口	敬	司
学	校	龍		英	樹
建	設	白	鳥	道	幸
農	政	野	田	一	廣
水	路	武	藤	正	純

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	金	子	健	次
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事
議	会	事	務	局	庶	務	係	長	
					長	高	巢	雄	三
					長	高	口	佳	人

5. 議事日程

日程(1) 一般質問について

順位	質問者	質問事項	答弁者
1	26番 梅崎和弘	1. 国民健康保険制度の実態と今後のあり方 (1) 滞納世帯数(滞納の原因は主にどんな理由か) (2) 滞納額はいくらか (3) 資格証明書の発行はどうなっているか (4) 減免制度の実態は(申請減免) 2. 後期高齢者医療制度の取り組み状況と問題点について 3. 昭代地区市営住宅建設構想について 4. 昭代地区における議会テレビ放送について	市長
2	7番 白谷義隆	1. 市長の政治姿勢について (1) ピアス跡地のアスベスト問題に対する市長の対応について	市長
3	8番 森田房儀	1. 市政運営の基本姿勢について 2. 道路行政の見通しについて 3. 水利行政の再検討について	市長
4	14番 龍益男	1. 農業教育 (1) 農業体験実習田について 各学校の取り組みは 実習田の確保、協力、指導者はどうしているか 農地・水環境保全向上対策と食育の取り組みは今後どうする 関係団体との連携はどうする 2. 環境水利 (1) 土地改良事業によって作られた大型幹線水路について 市内全体の距離と護岸の状況は 安全と生活環境の確保について 今後の取り組みは	教育長 部長 市長 部長

5	18番 近藤末治	1. 市政一般について (1) 人事異動後の職員の責務について (2) 市報について(市長日記) 2. 道路問題について (1) 有明海沿岸道路の事業進捗状況について (2) 国道385号バイパスの事業進捗状況について (3) 県道久留米柳川線バイパスの事業進捗状況について (4) 市道高橋中牟田線の事業進捗状況について 3. 市民要望について (1) 公有地の管理について(市営住宅跡地)	市長
---	-------------	---	----

午前10時 開議

議長(田中雅美君)

おはようございます。本日の出席議員29名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

一般質問に入る前に報告いたします。9月7日の本会議において設置されました決算審査特別委員会の正副委員長が決定しておりますので、報告をいたします。委員長は矢ヶ部広巳議員、副委員長に島添勝議員が決定いたしております。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問について

議長(田中雅美君)

日程1. 一般質問について。

一般質問を、お手元に配付いたしております日程表の記載順に行います。

一般質問は市の一般事務についてであり、この範囲を逸脱しないようお願いをしておきます。なお、市議会会議規則第54条の規定のとおり、発言はすべて簡潔、明瞭にされるようお願いをしておきます。また、執行部の答弁も簡潔、明瞭な答弁をお願いしておきます。

第1順位、26番梅崎和弘議員の発言を許します。

26番(梅崎和弘君)(登壇)

どうも皆さんおはようございます。26番、日本共産党、梅崎和弘です。発言通告に従って行います。

まず、第1点目でございますけれども、国民健康保険制度の実態と今後のあり方について。

全国では4,700万人の国民が加入をしております市町村の国民健康保険は、保険料が高過ぎ

る、とても払い切れないと、こういう声が至るところで聞かれます。私たちも昨年の市議選の前に、日本共産党柳川市委員会としてアンケートを実施しました。その中で、「暮らしの一番負担になっているのは何ですか」という質問に対しまして、「国保税が一番である」と、こういう回答がっております。

全国的に見ますと、昨年6月時点で国保料の滞納は480万世帯、制裁措置で保険証を取り上げた世帯は35万を超えていると言われております。保険証を取られ、医療費を全額負担する資格証明書に変えられた人や、有効期間を1カ月、3カ月などに限定した短期証交付も約123万世帯であります。この10年間では8倍に激増していると、こういうことであります。

国民健康保険法には、社会保障と国民健康の向上に寄与すると書かれております。国の責任で国民に医療を保障する制度であります。国保事業は地方自治法の改正で、自治事務となっておりますけれども、運営責任者は市町村であります。対象となる住民は強制加入になっております。

国は、各自治体に対して、過去3年間の保険給付費の平均年額の5%を基金の目標とするよう指導しておりました。その後、5%の枠が取り払われまして、基金の積立額を多くできるようになっております。

そこで質問をいたしますけれども、第1点目は、滞納世帯数及び滞納の原因は主にどんな理由であるのか。第2点目は、滞納額は総額幾らになっているのか。第3点、資格証明書の発行はどうなっているのか。第4点目、減免制度の実態はどうなっているか、または申請用紙、これは常に準備されているのかどうか、以上4点をお尋ねいたします。

2点目は、後期高齢者医療制度の取り組み状況と問題点についてであります。

平成19年3月30日に福岡県後期高齢者医療広域連合が設立をされております。8月1日号の柳川市報で、このことについてお知らせがっております。

この制度は、来年4月からお年寄りの医療負担が大きく変わってきます。75歳以上を対象にしました後期高齢者医療制度が始まりますと、同時に70歳から74歳のお年寄りの方は2割の負担になるわけです。また、65歳以上の国民健康保険料も年金から天引きされることになります。75歳以上の方は、今加入しております国民健康保険や組合健康保険など、こういうところから抜けて、後期高齢者医療制度に入ることになるわけでありまして。この数は約1,300万人が対象になると言われております。この新制度では、現在、子供の扶養家族になっていて保険料負担がない方も、75歳以上であれば、すべての高齢者が保険料を支払わなければならなくなります。

保険料の額は、都道府県ごとに決められますけれども、厚生労働省は1人当たり平均で月6,200円、年間74千円になると試算をしております。福岡県の場合、月額7,400円、年間90千円前後で全国一高くなると言われております。

保険料は、年金を月15千円以上受けている人は年金から天引きされることとなります。既

に年金から天引きをされております介護保険料、平均で月4,090円と合わせますと、平均で10千円を超える保険料が年金から自動的に引かれることとなります。

従来、75歳以上の高齢者は難病患者や被爆者などと同じく、保険料を滞納しても保険証を取り上げてはならないと、このようになっておりました。しかし、今回の制度改悪によりまして、1年以上の滞納者は保険証を取り上げられ、短期保険証、資格証明書などを発行されることとなります。

今、福岡県内では10万人近いと推定される、年金が月15千円以上の人は保険料の滞納で保険証を取り上げる危険が大きくなってきます。保険料は2年ごとに改定をされますけれども、後期高齢者の数がふえるのに応じまして、自動的に保険料が引き上がる仕組みもつくられております。

そこで、第1点目ですけれども、今後のスケジュールはどうなっているのか。2点目、国保料を年金から天引きすることについて、どのようにお考えなのか。3点目、保険証を取り上げられないかという心配について、どのように考えておられるのか、以上3点をお尋ねいたします。

3点目の昭代地区に市営住宅の建設についてであります。

平成14年ごろ、昭代地区の市営住宅は、久々原団地に10戸と久々原西団地18戸、計28戸があったわけです。久々原団地は47年が経過をし、久々原西団地は37年が経過をしておりました。平成14年12月議会で私の一般質問に対しまして、「平成8年の再生マスタープランの建てかえ計画では、久々原及び久々原西団地を統合し、建てかえるようになっておりますので、財政状況を勘案しながらストック計画を策定し、建てかえる方向で検討する必要がある」、このような答弁があっておりました。こういうことで、昭代地区の住民の方、大いに期待をしていたわけでありまして。ところが、この場所は、学校給食共同調理場が建設をされました。昭代地区に市営住宅を建設してほしいという請願書が昭代地区の区長さんを初め、請願書が出されたということを知っておりますけれども、昭代地区に市営住宅の構想はあるのかどうか、お尋ねいたします。

4点目が昭代地区における議会のテレビ放送についてであります。

先日、移動市長室が開かれまして、市民の声を直接聞いて市政に反映されるということにつきましては、今後も大いにやってもらいたいと思います。

現在、議会の本会議が平成18年3月よりテレビ中継が行われております。市内11カ所で見ることが出来ます。しかし、残念ながら、昭代地区では見る場所がありません。昭代地区では、テレビ中継がなしでけんかん、見られんかんと、また、柳川市政のことは公平に知る権利があると思いますけれども、先日行われました移動市長室も、昭代地区では開催させておりません。これでは昭代地区は、柳川市政のことは疎外された地区になっているのではないかと考えられます。

そこで、本会議がテレビ中継されて1年余りになりますけれども、執行部としてはこのことについてどのように評価をされておられるのか、以上お尋ねいたします。

これで第1回質問を終わらせていただきます。

保健福祉部長（本木芳夫君）

保健福祉部長でございます。それでは、梅崎議員の第1番目の質問でございます国民健康保険制度の実態と今後のあり方についてお答えいたします。

まず、第1点の滞納世帯数及び滞納の主たる原因についてでございますが、平成18年度滞納繰越決算期の滞納世帯数が935世帯、また、滞納の原因といたしましては、経済的理由がその主なものであると考えられますが、納付相談をする中で納付意識が低い方も若干見受けられるところでございます。

第2点目の滞納額についてでございますが、平成18年度決算期における滞納繰越分で409,883,290円、現年度分で90,197,021円、合計の19年度繰越分は、500,080,311円となっております。

第3点目の資格証明書の発行件数でございますが、本年度におきましては資格証明書144件の交付をしているところでございます。ちなみに、平成18年度におきましては、資格証明書155件となっております。

最後に、減免制度の実態についてでございますが、平成17年度から柳川市国民健康保険税減免基準取扱要綱を定め、施行しております。

手続としましては、まず、納税義務者からの申請により内容審査を行い、最終的に当該納税義務者に対する減免の決定通知を行い、減免処理に当たっているところでございます。その実態でございますが、現在のところ、無年金者で施設等に措置している者や刑務所等に収監されている者に対して減免を行っているところでございます。

続きまして、2番目の後期高齢者医療制度の取り組み状況と問題点についての第1点目の、後期高齢者医療制度の今後のスケジュールについてお答えいたします。

福岡県後期高齢者広域連合が平成19年3月に設立され、平成19年6月には広域連合議員の選挙があったのは御存じかと思えます。その後、7月30日に、広域連合の発足式及び第1回の広域連合議会が開催され、専決処分の承認、平成19年度広域連合一般会計予算などが議決されたところでございます。

今後のスケジュールにつきましては、保険料条例が11月ごろの臨時議会で提案され、来年度の予算等については、1月開催の定例会に諮られるものと思えます。

また、住民への周知関係につきましては、8月の市報に制度周知の広報を行い、今後、来年1月には具体的な保険料の周知、2月には制度施行に当たっての説明を考えているところでございます。さらに、老人クラブ等の協力をいただきながら、現在、各地区への積極的な説明を行っているところでございます。もし各種団体等で説明が必要な場合があれば、出向

いて説明をさせていただきたいと考えております。

2点目の高齢者の国保税特別徴収についてでございますが、平成18年6月に健康保険法等の一部改正がなされ、あわせて地方税法の一部改正もなされたところでございます。この改正に基づき、世帯内の国保被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯にあつては、年金からの特別徴収を行うようになっております。

3点目の後期高齢者医療における資格証明書の交付でございますが、高齢者の医療の確保に関する法律第54条において、保険料の滞納発生から1年を経過した被保険者に対し、被保険者証の返還を求めることになり、返還されたときに被保険者資格証明書を交付するようになります。しかしながら、災害その他政令で定める特別の事情がある場合については、資格証明書を交付することはありません。

以上で梅崎議員の1番目、2番目の質問に対する答弁といたします。

建設部長（蒲池康晴君）

3点目の昭代地区市営住宅建設構想についてお答えいたします。

本市では、平成17年3月の合併後に市営住宅の有効活用を図ることを目的に、ストック総合活用計画策定委員会を設置しまして、数回の会議を経まして活用計画書を作成してきておるところでございます。

今後の市営住宅建設計画といたしましては、平成20、21年度に中山地区まちづくり交付金事業によりまして、仮称中山団地40戸、それから平成23年度以降に、本町団地と鳥の水団地の建てかえを現地以外の場所に予定しております。また、ほかの団地につきましても、建設年度や老朽度等を調査しまして、長期的には建てかえを図っていく予定でございます。

お尋ねの昭代地区に市営住宅建設構想があるかということでございますけれども、平成17年6月に提出されております昭代地区に市営住宅建設に関する請願書の趣旨、それから市議会の採択報告を踏まえまして、今後は公営住宅ストック総合活用計画に基づき、地域の活性化と発展が図られるよう検討いたしまして建設場所の選定を行い、市営住宅の整備促進に努めてまいりたいと、このように考えております。

総務部長（山田政徳君）

4点目の議会のテレビ中継の件でお答えをさせていただきます。

議会テレビ中継について、市としてどう評価しているかということでございますが、今1市2町の地域バランスをとりまして11カ所で議会中継をしておるところでございます。この11カ所の延べ視聴者数は、平成18年度でおよそ3,000人ございました。特に一般質問の日には、多い日で250人程度の住民の皆さんにごらんをいただいております。このように多くの人に議会中継を見ていただいておりますし、初めて議会中継を見たという方もたくさんいらっしゃいます。そういうことから、議会活動や市政への関心が非常に高まったんじゃないかというふうに評価をいたしております。

以上です。

26番（梅崎和弘君）

2回目の質問をいたします。

まず、1点目の国民健康保険制度についてでありますけれども、1回目に大体聞くべきだった質問でございますけれども、まず最初に、基金の総額は幾らかということでございます。これは国の指導は、以前は保険給付費の平均年額の5%を基金として積み立てなさいということになっておりましたけれども、柳川市の場合に何%の積立額なのか。それと、近隣の自治体と比べてどうなっているのか、柳川市と比べて多いのか少ないのかということです。それから、短期保険証の発行はどうなっているのかということで、この2点をまずお尋ねいたしますので、御答弁をお願いします。

保険年金課長（川口敬司君）

保険年金課長です。ただいまの質問の1点目ですけれども、基金の総額と保険給付費に対する割合ということですが、基金の総額は昨年度末で844,000千円余りです。

それから、割合についてでありますけれども、過去3年間の平均給付費6,377,000千円程度になりますが、それに対しまして約13%程度になるかと思えます。

それから、近隣都市の基金の割合であります。うちのほうで現在知り得ています情報で、平成17年度を入手しておりますので、17年度について御報告申し上げたいと思えますが、まず大牟田市が9.76%、それから久留米市が2.58%、それから八女市が0.12%、それから筑後市については基金がないということであります。それから、大川市につきましては9.22%、みやま市につきましては、ちょっと合併前なので省略させていただきたいと思えますが、以上の5市に比較しますと、柳川市が一番割合的には高いという結果になっております。

それから、2点目の短期証の発行についてであります。平成18年度の実績からいきますと887件、それから今年度、現在は669件というふうになっております。

以上です。

26番（梅崎和弘君）

それじゃ、その後を続けます。不納欠損額が、最終的に市が自腹を切る額が約24,000千円近くあります。収入未済額が498,000千円と。合計しますと、先ほど御答弁がありましたように約523,000千円、このようになるわけです。

なぜこのように保険料を払えないといいますが、払わないといいますが、この原因としましては、国民健康保険の加入者の過半数が年金生活者などの無職の人が多いわけでありまして、このことは、家計の収入に比べまして国保料が高いことがこういう結果になっているんじゃないかと思えます。

それと、もう1つが、国保税がこんなに高くなっておりますその根本、原因ですね。これは、国の負担率を引き下げて、市町村国保への国庫支出金が49.8%から34.5%に減らされた

ことが1つの根本原因だと思っております。住民1人当たりの国保税は30,920円ぐらいから現在78,950円と、倍増をしておるわけでありまして。こういう中においても全国各地では、国保税の値下げに踏み切る自治体が生まれております。

まず私は、以前にもこのことにつきましては、国保税の値下げにつきましては何回も質問をしておりますけれども、この国保税の値上げ、これは、1つは住民の福祉の増進を図ることを基本とする、地方自治体としても当然の措置でありますけれども、柳川市としまして、この値下げの問題についてどのように検討をされているのかお尋ねいたします。

それから、先ほど言いましたように、国保行政は自治事務であります。個別の対応は市町村の裁量にゆだねられております。国保税の値下げについては、基金の取り崩しとか、一般財源からの繰り入れなど、市町村独自の努力でできると思っておりますけれども、本市では基金の積み立てを取り崩して1世帯当たり10千円の値下げ、これは可能じゃないかなと私は思いますけれども、このことにつきまして御答弁をお願いします。

また、減免制度の枠をもっと広げる工夫も考えるわけです。今現在、格差と貧困が大きな問題になっておりますけれども、この格差と貧困、これを増大させる今の政治の状況の中で、やはり少しでも住民の苦しみを救うために、市として最大限の努力をお願いしたいと、このように思いますけれども、この点についてお尋ねいたします。

それから以前、一家に1人健康管理員を置きまして、健康管理者制度というものがありましたけれども、その後どうなったのか、お尋ねいたします。

それから、国保料を下げるといいますか、この1つとしてやはり医療費を下げるのが大事でありまして、市独自として、この医療費を下げるための独自の取り組みを検討されているのかどうか、以上お尋ねいたします。

保険年金課長（川口敬司君）

まず、1点目の国民健康保険税の引き下げの考えはあるかということでありまして、国保の特別会計の現在の状況を少し申し上げますと、平成15年度からの4年間の単年度収支が現在までで約550,000千円程度になっております。その原因としましては、当然、国保税の不足分もありますし、医療費の高騰もあるわけでありまして、その不足分に対して国保税を値上げしなかった理由としまして、合併間もないということもありますけれども、そのほかに繰越金、あるいは基金を不足分に充てていたということでもあります。

先ほど議員のほうから御指摘がありましたように、国民健康保険の制度上の問題としまして、退職後に社会保険から国保に加入される方や無職の方、あるいは低所得者の方を多く抱えているというような構造的な問題もありまして、これについては今回の国の医療制度改革の中で、保険者の再編統合というのがうたわれております。例えば、政府管掌の保険を公法人化する、あるいはそれを都道府県単位の財政運営に切りかえていくとか、そういったふうなこと。さらには将来的には、例えば国民健康保険を後期高齢者制度と同じような県単位の

組織にするとか、そういったふうなことを考えてあるような情報も入っております。そのようないろんな状況を考えながら、国の動向等も今後見守っていきたいというふうに考えております。

それと、来年度から始まります75歳以上の方の後期高齢者医療制度に伴いまして、現在、国民健康保険に加入してあります75歳以上の方がそちらのほうに移行されますので、その時点では、国民健康保険税の見直しというのも当然出てくるかと思えます。

それから、次に、基金の取り崩しとか一般会計からの繰り入れができないかという御質問でありますけれども、先ほども申し上げましたように、国保の単年度赤字が多い年で2億円ぐらいになる年があります。そのような状況とか、例えばインフルエンザなどが大幅に流行したときに、こちらが予想していないような医療費の高騰とかも発生する場合があります。そういった場合には、当然、基金を取り崩して、その費用に回すということになりますので、やはり基金はなるべく多く積み立てておいたほうがいいのではないかと考えております。

それから、一般会計からの繰り入れの話が出ましたけれども、一般会計から繰り入れをする場合に、その財源になるのは、当然、市税が基本じゃないかと思われま。その市税を納めてある納税者の方の中には、国民健康保険以外の方もたくさんいらっしゃいまして、その一般会計からの繰り入れ税ですけれども、それを国保の特別会計に回すということになりますと、その国保以外の方は、もちろん社会保険等で給料から保険料は当然天引きをされておりますので、二重に保険料を支払う、ちょっと極端な言い方かもしれませんが、二重に保険料を支払うような、そういったふうな感覚になられる方もいらっしゃるんじゃないかと思えます。そういった意味で、なかなか市民の方の理解を得られないのではないかと考えております。

それから、次の健康管理者制度についてでありますけれども、この制度については、合併前の旧柳川市で平成13年度から始まりました、家族とか地域の方の健康状態を日常的に観察する健康管理者の育成制度ではないかと思えます。

この制度は、合併の際の事務事業調整の中で、事業展開の限界とか、保健事業の方向が以前は早期発見、早期治療というふうな形になっておりましたけれども、現在は1次予防を重視して、あるいは生活習慣病の予防とか、そういったふうな方向へ移行をしております。そのようなことを踏まえまして、新しい柳川市では、保健事業を水の郷に一元化をし、この制度の理念といいますか、その考え方というのは、健康づくり推進協議会という団体がありますけれども、そちらのほうに引き継いでいただいて、それまでの保健事業については健康講座などで行うということで、発展的に解消をしたということでございます。

それから、最後に、医療費を引き下げするための市独自の取り組みはどういったものかということなんですけれども、まず1点目としまして、国保の保健事業としまして、昨年度から

人間ドック、あるいは脳ドック、そのようなものの助成事業を行っております。ちなみに18年度の実績としまして、人間ドック80件、脳ドックが112件を実施しております。それから、今年度については、人間ドック207件、脳ドック112件を実施いたしております。

それから、ほかに、平成20年度から始まります特定健診、あるいは特定保健指導の準備事業として位置づけました国保ヘルスアップ事業を同じく昨年度から実施しております。そのほかに、水の郷の健康係のほうでさまざまな保健事業を行っているところです。

基本的には、先ほど言いました平成20年からの特定健診、あるいは特定保健指導による健康づくりに努めまして医療費の軽減、ひいては市民負担の軽減を図りたいというふうに考えております。

以上です。

26番（梅崎和弘君）

基金をなるべく多く持っておきたいというこの気持ちはわかるわけです。1世帯10千円引き下げても、今約1,400世帯ですね。としますと、10千円引き下げても14,000千円ということで、ほかの自治体から比べますと、筑後市はゼロ%、八女市なんか0.1%と、このように基金を余り持っていないところもあるわけですがけれども、柳川市の場合、13%も基金を持っておりますので、1世帯10千円引き下げ、私は可能じゃないかなと思いますけれども、こころ辺についての市長の御見解をお願いいたします。

市長（石田宝藏君）

確かに梅崎議員よくお勉強なさってまして、私もサービスはやはり高いほうに、こんなふうに思います。特に昨今の世相のとおり、地域との都市との格差、こういったものも随分地方には厳しい、交付税の削減だとか、こういったもろもろの財政の動きがあるわけですがけれども、この国保に関しまして、果たして下げただけで問題が解決できるのかどうかというのは、やはり議論をしなきゃならない問題じゃないかなと思います。

と申しますのも、今、健康保健課長申しておりますように、国保の額の決定、こういうものについては十分なる試算をして審議会で議論はされていることは御案内かと思えます。ただ、このインフルエンザ、こういうものが一たん入ってまいりますと、1億円という金はさっと吹っ飛んでしまうと。これが2回、3回というふうなことになるかと御想像いただけるかと思えます。

もちろん基金の積み立ての額について、この率についてはそれぞれの見解があるかと思えますが、やはり適切なるものはどういったものなのか。基本的に5%程度でよろしいのではないかということになりますれば、そういった措置等もできるんじゃないかと思えますが、やはりそれぞれの自治体、今合併をいたしまして、さまざまな方向で動いてきているわけです。国の制度も目まぐるしく変わっております。来年度から始まります後期高齢者の健康保険の問題についても同じでございます。このことについては、そういった意見も十分拝借、

私も傾聴に値する御提言だろうと思いますし、市民の皆さんの暮らしを考え、果たしてそれで行けるのかどうなのか、十分な審議会で議論をいただきながら、審議会の答申を受けて、最終的には私どもとして市民の皆さん方に説明をし、そしてまた、それを理解いただくようなことにしなければならないんじゃないかなと思います。

ただ、私の今の私見で申し上げるといのは、これは極めて市民の皆さん方にとっては無責任なことじゃないかなということにも考えますので、その辺については御理解いただきたいと思います。

26番（梅崎和弘君）

国保税の引き下げにつきまして、最大限の努力をしていただきますようお願いしまして、1点目の質問を終わります。

2点目ですけれども、後期高齢者医療制度の件です。

この制度が導入されますと、後期高齢者 75歳以上ですね に対しまして手厚い医療をする、また、患者に対して優しくする病院とか診療所ほど経営が悪くなるようになるわけです。高齢者は粗悪な医療、どうろこうろといいますが、どうろこうろの医療しか受けられなくなるし、また、病院から追い出しを迫られることになりはしないかと、このように考えます。

このように今度の制度は、75歳以上の高齢者を他の医療保険から切り離すことで、保険料を値上げするのか、医療内容を悪くするか、どちらをとっても痛みの伴う選択を高齢者自身に迫ろうというものであります。

今回の制度によって、無慈悲な保険料の取り立て、また給付切り捨て、これをさせないことが必要だと思います。国に対して制度の全面見直しを要求するとともに、保険料の引き下げと広域連合独自の減免、保険証取り上げ、資格証明書発行の中止を求めていくことが大事だと思いますけれども、この広域連合議会の議員であります市長の御見解をお願いいたします。

市長（石田宝蔵君）

これについては、やはり梅崎議員おっしゃいましたようなことも当然憂慮されることも、私どもも思うわけですけれども、国の法律改正、制度改正によって全国にこの制度を導入するという、国会においてこれは決定をしていることですのでございますし、地方においては、これを単独で私のところが抜けるということは、これはできない制度でございます。

もしこの制度が来年度からスタートをすると、こうなるとまいりますと、この議論の的は、やはりこの被保険者、自治事務でありますけれども、保険者は国がやるのか、県がやるのか、国民健康保険と同じように市町村がやるのかということで活発な議論があってきたこと、御案内かと思えます。

もちろんこの後期高齢者の医療費問題については、福岡県においても活発な議論が展開を

されてこの設立に至っているわけでありますが、一番の大きな問題点は政令指定都市、福岡県は北九州市と福岡市を抱えております。他の市町村、この介護保険が誕生いたしましたときは自由参加といいますが、得々の自治体の意思によってこれが結成をされたという、いわば任意的な自治体の構成でよかったんですけども、今回のやつは法律に基づいてすべての自治体が、市が、町村が加入をしなければならぬ、その被保険者、保険者たるものは県であると。福岡県がこれをコントロールするというふうになっておりますので、このことについては、私も議員でありますし、議会から選出されております田中議長も議員でございますので、両方の柳川としての意見も十二分に議会の中では当然出していかなくならないと思っております。

ただ、制度を全面的に撤退しなさいというようなことは、今の法律の制度の中ではできかねるという状況でございますので、御理解いただきたいと思っております。

26番（梅崎和弘君）

この件につきましては、やはり住民の代表として、広域連合で大いに頑張っていただきたいと思っております。

3点目ですけれども、昭代の市営住宅構想についてです。

きょうの新聞にもありましたけれども、中山、桜木団地の落成式があるということでございます。また、その後、中山団地ができる。そしてまた、鳥の水団地、柳川市中心とした市営住宅の構想がはっきり出されましたけれども、昭代地区においては、今後検討しますということで、いつごろになるかわからない状況であります。こういうことで、まず市営住宅に対して入居希望者といいますが、どれくらいあるのか。また待機者、応募者の倍率といいますが、これは幾らなのか、お尋ねいたします。

それから、昭代地区に市営住宅をつくってほしいと、こういう要望はたくさんあるわけです。こういうことで、平成14年12月議会の答弁にありますように、建てかえる方向で検討するという答弁もありますし、先ほどの部長の答弁では、どうも昭代地区にはいつごろ建つかわからないというふうな感じがします。そういうことで、もう少し昭代地区には、いつごろ建てますよとか、具体的な年度を示していただきたいと思っておりますけれども、この辺いかがでしょうか。

建設部長（蒲池康晴君）

まず、入居の関係でございますけれども、市におきましては、市営住宅の空き家補充入居者の募集を毎年6月中旬に行っておるところでございます。入居基準に適合した方々を対象にいたしまして、7月に補充入居者の順番を決めるための抽せん会を開催いたします。その順番によりまして、8月1日から翌年の7月31日までに空き家が出た場合は随時入居をしてもらうということにしておるところでございます。

ここ数年の入居希望者でございますけれども、平成17年が100名、平成18年が103名、平成1

9年が89名でございます。

空き家になりまして入居された方たちでございますが、平成17年が15戸、そして平成18年と同じく15戸、平成19年は現在までの1カ月間入居はあっておりません。

希望者に対して入居できる割合ということですが、約1割を超える程度で、非常に厳しい状況であるというところでございます。

それから、昭代地区に公営住宅をとということでございますけれども、先ほどの答弁にもありましたように、平成17年6月に請願書が出されまして議会でも採択をされておるわけでございますが、この昭代地区の活性化と発展のためにはどうしても市営住宅が重要で不可欠ですというふうなことで請願が出されておるというところでございます。

この市営住宅でございますけれども、御存じのとおり17団地、延べ557戸ございますけれども、そのうち10団地、延べ228戸が昭和49年以降に建てられた住宅ということで非常に老朽化がしておるわけでございますけれども、先ほど申し上げましたストック計画によりまして、前期、後期、10年間の計画を立てておるわけございまして、この10年間に具体的にありますのは、先ほど申し上げました中山地区のまちづくり交付金事業でやっております桜木、それから中山団地、そして後期に、後期が大体平成23年度からが後期ということでございますけれども、この分で具体的に建てかえということで検討しておりますのが、先ほど申し上げました本町団地と鳥の水団地ということでございますので、今後この老朽化が進むということで、他の団地が老朽化が進むということになれば、また新たに、その時点でそういったストック総合計画の見直し等も行いながらやっていくということになるかと思っておりますので、現時点におきましてはそういう状況でございますので、そういう請願の趣旨等を十分私どもも認識をしておるというところで、御勘弁をいただきたいというふうに思っております。

26番（梅崎和弘君）

ほかの団地が老朽化が進んで云々という答弁がっておりますけれども、昭代地区は、前あった市営住宅がなくなってしまったわけですよ。やはり昭代地区としましては、ぜひ市営住宅を欲しいということでございますので、ぜひ早急に建設をしていただくようお願いするわけですが、具体的にいいますと、後期が平成23年4月以降ですか。ということは、昭代の場合は10年間ぐらいまだ後になるばんということじゃろうか、どげんでしょうか。

建設部長（蒲池康晴君）

先ほど申し上げましたように、老朽化が進むということも考えられます、ほかの団地がですね。今、当面考えております本町団地、鳥の水団地が昭和30年から42年までぐらい、本町と鳥の水は建てられておるということで、老朽度がひどいということで、具体的にこの団地名を挙げておるというところでございますが、ほかにも今さっき申し上げましたように非常に古い市営住宅が多うございますので、そういった、例えば台風とか、そういった被害等によりまして老朽化が進むということも考えられますので、そういった事態になりますと、

この順番もまた検討し直すということも考え得ることじゃないかと思います。その時点で、そういった建てかえについては考えていくということになるかと思いますが、そういうことでよろしくお願ひしたいと思います。

26番（梅崎和弘君）

建てかえ、建てかえち言いなはるばってんが、昭代地区はなかつですね、建てかえも何もなかでしようが。ぜひ早急に建設をしていただきますように強くお願ひしまして、3番目の質問を終わります。

それから、昭代地区における議会テレビ放送についてですけれども、私はこのことにつきまして、平成18年の6月に一般質問を行っております。そのときは、議会中継が昭代地区で見られるようにするためには、およそ70,000千円ぐらいが必要だというふうな答弁がっております。

また市長の答弁では、地方自治法でも議会は開かれたものでなければならぬと。当然、その地域が活性化するためにも必要なことだろうというふうな御答弁がっております。また、その後、十分検討、調査をさせていただきたいということでありましたけれども、このことにつきまして、どうか市長の御見解をお願いします。

市長（石田宝蔵君）

梅崎議員おっしゃっていただきましたように、私は、議会も開かれ、また行政も開かれたものでなければならぬ。市民の皆さん方にそういったものをやはり安心して見ていただくというのは、私は当然の責任であり義務だろうというふうにも思うわけですが、現在、議会中継しておりますのは、山田部長が申し上げましたように、11施設ということでございます。

ただ、梅崎議員もドコモとか、そういうインターネットの回線等をパソコン等で購入されて、光ファイバーがやはり昭代地区には敷設をされていない。回線が遅いんですね。映像がぶれたり、音声途絶えたり、そういうふうな状況が今のところの一部に昭代地区にあるわけですね。

もちろん新市が誕生いたしまして、やはりまずは旧市町の均衡ある最低限のサービスということで、この11施設にテレビの放映をしておりますけれども、同じようなシステムでやりますと、梅崎議員がおっしゃいましたように、それこそ50,000千円近く、何千万円かのお金がかかるわけでございます。

ただ、その後、市としても検討を進めてきております。1つの方法としてでございますけれども、市のホームページ、これを利用して中継をするという方法がございまして。これですと、インターネットにつながっておりますパソコンがあれば、公民館でも自宅でも、どこでも見ることができると。どの市民もごらんになっていただくことができるということになります。

ただ、各地区公民館には、市民が自由に使えますインターネットのつながったパソコンご

ざいます。もちろん昭代も蒲池もどこにもあります。こういうもので見るができるわけですが、ただ欠点としては、先ほど言ったように回線のスピードが遅いということで、映像が乱れたり、音声途絶えたりするということがございます。そういうことがございますけれども、これでやりますと、経費を試算しました。初期の工事費用は今ございますから、かかりません。ただ、年間500千円程度、それぞれの公民館もっと広げてやるとすると、年間経費500千円程度のランニングコストがかかるということで、これは実現が可能でございます。したがって、そういった御意見十分拝聴いたしまして、このような方法での議会の中継について、議会の御理解をいただければ、これは実施に向けて早速検討 検討というよりも実施に向けて具体的なアクションを起こしてまいりたいと、こんなふうに思っておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

26番（梅崎和弘君）

昭代地区には7,000名近くの有権者がおられるわけですが、やはり昭代地区が疎外された地区にならないように、ぜひ御検討をいただきまして、早急を実現できるようにお願いしまして、質問を終わります。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、梅崎和弘議員の質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時55分 休憩

午前11時7分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、梅崎議員に申し上げます。

先ほどの梅崎議員の一般質問における発言中、昭代地区における議会放送についての部分は、不適切と認められますから、発言を訂正させていただきます。

それでは、議長において後刻記録を調査しまして、措置することにいたします。

第2順位、7番白谷義隆議員の発言を許します。

7番（白谷義隆君）（登壇）

7番白谷でございます。議長のお許しを得ましたので、通告に従い、質問をさせていただきます。

私は、ピアス跡地のアスベスト問題に対する市長の対応に大きな疑問を持っております。そもそもこのアスベスト問題は、平成16年に当時の大和町がアスベストを使用した建物をピアス社より約20,000千円で買い受け、そのままピアス社に貸し付けていたものです。しかし、購入後、この建物に使用されているアスベストが問題となり、市議会では、このアスベスト除去責任について幾度となく議会で論議されてきました。そして、このアスベスト除去には

億の金が必要だと言われております。そうした中、市長は再三にわたり、「アスベストの除去については、問題が発生するならば、売り主であるピアスの責任においてやっていただくようにいたしております」と答弁されてきました。また、「アスベストは、ピアスが、ピアスがおっしゃるが、本当にピアスが撤去するのか」という質問に対して、市長は、「この前の一般質問でもお答え申し上げてきたでしょう。責任を持ってやりますと、やらなければ私が責任をとらなくちゃいけないわけですから、そんないい加減なことを言わないでください」とまで発言されております。まさに進退をかけた言葉であったろうと思います。

ところが、市長は今になって、アスベスト除去の費用負担を示唆するように、「アスベストを除去するためには、1円も使わないと言っていない」とか「ピアスはアスベスト除去について全額は負担しないと言っている」など、全く耳を疑うようなことを言ってあります。また、アスベストの調査費の予算がつかなければ、この問題の責任が持てないと、まるで人ごとのようです。

政治家の言葉とは何でしょう。このアスベスト問題が持ち上がってから、市長は再三にわたり、売り主であるピアスの責任においてやっていただくようにいたしておりますと明言し、また、そのことについて自分の進退にまで言及されてきました。政治家にとって言葉は命の保証です。まして柳川市のトップの言葉です。アスベスト除去について、ピアスの責任でやることになっていたものが、なぜ今、柳川市の負担の問題が生じてきたのか、その負担が生じたとき、市長はどう責任をとられるのか、明確な御回答をお願いします。

以上で壇上からの質問を終わります。回答をいただいた後、自席から再質問を行いますので、よろしく願いをいたします。

市長（石田宝藏君）

今、白谷議員から御指摘を受けましたが、この問題については、私が就任からずっとこの議論がなされてきております。もちろん私もそのような部分的な発言はやってきているわけですが、やはり市民の代表として私は推挙いただいております。もちろん市民の皆さんにこれを説明する責任はあるわけです。当然この問題の解決が、問題が発生をしたならば、それについては、やはり責任のある立場として交渉しなきゃならない。また、さまざまなものについても、そういった責任が伴うわけです。もちろん、これまでのように、議会においても百条委員会、特別にその問題について突っ込んだ調査も行われてきているわけです。

ただただ、私どもが一貫して申し上げてきておりますのは、購入をしたときにそのアスベストの存在すら知らなかったと。今、聞いておりますと、議員からは、何か知って買ったような印象を与えておりますけれどもね、そういうことはないんです。一貫して百条委員会の中でもそのことは申し上げてきておりますし、今裁判が行われております。これも住民の皆さん方の監査請求は却下され、そしてまた、その中で裁判の今訴訟が起きて2年程度にもなっているかと思えます。そういうものの中で、事実は明らかになってくると思えます。もち

るん、部分的な事の起こり、やはり文章と同じように起承転結があるでしょう。原因があって、それが果たして真実なのかどうなのか。私が一貫して申し上げてきているのは、そういったアスベストの存在すら知らなかったと。アスベストの中身もわからなかったと。そういうものがやはりあるもの、ないものを議論を重ねながら、そしてまた、証人喚問等もあるでしょうし、物証の検証もあるでしょう。そういうものを踏まえて、当然、瑕疵担保責任という条項もあるわけでありまして、売買契約の中では、確かに市が買い取ったと。しかしながら、買い取った時点では、そういう事案は全然認識もしていない。

ただ、私どもが百条委員会の中で、ピアスの関係者の方々から議会が事情聴取をされている中身を見てみますと、認識はしておったと。あるようなことはこの発言があっておりますけれども、それがどういうもので、どういったものをもたらすもので、どれだけのもので、こういう認識はなかったようであります。したがって、双方とも、やはりこれはないとするならば、当然裁判の場においても係争しなきゃならない。これは市民の代表として私はピアス社と係争することにもなろうと思います。しかし、そのとき、1円も使わないとかそういうふうな発言は、私はあってないと思います。

もちろんこの責任は私にあるわけでありまして、当然、議会とともに、つい先般の6月の議会でもございました。三小田議員から、この重要事項説明事項の朗読が求められました。そして、この備考欄の問題をめぐって解釈、これは当然係争も頭に入れております。また、市長がだまされている、欺かれたとあれば、法的で措置されるよう要求をしますと、こう議員から御指摘を受けているわけです。これは当然、私として市民の皆さんに説明する責任もございまして、時系列的にそのことのでんまつを明らかにしていくということが私のやはり責任であろうと思います。その当時の事象を十二分に把握し、やはり公正なる裁判の場においては、そういったものが行われていくではないかなと、こんなふうに思っております。

7番（白谷義隆君）

さっきの市長の答弁なんですが、私は、別にアスベストを使用されていたことについて市長が知っていたとか、知らなかったとかという話はしていないんですね。私が言っているのは、その後の議会の一般質問とか特別委員会の中で、市長は再三、「アスベストについて問題が発生するならば、売り主であるピアス・エルソルプロダクツの責任においてやっていただくようにいたしております」というふうに、これは一例ですが、17年12月の議会でもそういうことを言ってありますし、18年の3月の中で同じように、「アスベスト等、そういうものがあるものについては、ピアスにおいてやっていただくということでありまして」というふうに、市長は再三にわたってピアスがやるというふうな発言をされているわけです。

それで、さっき私言いましたように、ただ、その発言が今、特に3月議会ごろから、実はさっき言いましたように、私はさっき1円も使ってないようには言ってないとか言われたけど、確かに言ってあるんですね。私は1円も使わないとか言ってませんよという発言はある

んですね、市長の発言が。それとか、ピアスは全額は負担しないよというふうにピアスは言っておりますと、そういうふうになってきたんですね、市長の答弁そのものが。ですから、なぜ変わったのか。アスベストを除去するには、市民会館の除去費とか、あるいは三橋中学校のそれを参考にすれば、2億円から3億円ぐらい、今、ピアスのそれを同じ単価で取り除くとすれば、2億円から3億円かかると言われているんですね。

そしたら、もともと市長は、アスベストば知っとんなら買わんやったとも言うてあるわけですね。だとすればですよ、全くその2億円から3億円の金、例えば仮に、ピアスが今そう言いよるけんですね。ただ、ピアスがそんなら例えば半額、よしんば半額負担するとしても、1億数千万円の市の税金が必要になるわけですね。要するに無駄な金でしょう、言ってみれば。ところが、市長は、さっき言いましたように、それはピアスがやると言っているということでしたからね。それがなぜ、無駄な1億数千万円の金をなぜ出すようになってきたのか、そこら辺はやはり明確にさせていただきたいと思います。

市長（石田宝蔵君）

ピアスがやるということは、川島専務の百条委員会の証言の中に出てきていることを引用しているわけじゃないですか。（発言する者あり）ピアスがやるということは、それなりの瑕疵担保責任はあるわけですから。ただ問題は、そういうふうなところの論点と今回のやつは私は随分違うと思います。

それはどういうことかといいますと、やはり向こう様も、私ども百条委員会の議事録を見てもみますと、それなりに前向きに誠実にやってあるわけですね、やってあるわけですよ。証言もしてあります。ところが、私どもが交渉をやる中で、それは知らなかったと。しかし、今は所有権は市に移っているでしょうと、こういう論点になってきているわけですよ。したがって、それだったらこちらも、その対応をしなきゃならないということなんですね。（「とんでもない」と呼ぶ者あり）だから、ピアスにおいて、責任において私はやっぱりやっていただく、やらせるというのが前提であります。

ただ問題は、この除去費の問題ですね、これが果たしてどのようになっていくのか。これは本当に市民の皆さんの立場で考えていただきたいと思いますのは、旧大和の議会の中で議決を経て、説明をして、採決を受けて、これは終わっている問題だと私は思ってきたんです。（「終わってない」と呼ぶ者あり）ただ、そういうものを今度新たに、私も知らなかった、中身はわからなかったことが惹起してきた。これは事案が発生したならば、それなりの処置をとらなきゃいけない、これは当然のことである。ただ、この中身がどこまで、本当に証言たるものが確証を持てるのか、ピアス社としてどれだけの誠意があるのか、これがやはり交渉をやってきているわけですよ。

ところが、相手に対してそういう姿勢になってきたとするならば、同じような受け方をするならば、極端なことを言いますと、これは争わなくちゃいけないんですよ。だから、その

調査をさせていただきますということを申し上げてきているわけですね。私も、向こう様はそれなりのものを認識しておったと、していなかったと、これは裁判官じゃなければ、これからわからないと思いますけれどもね。そういうものを争うためには、当然巨額な金が必要でしょう。果たしてそれだけの金が必要かどうかは、これもわかりません。ただ、そういうものを市民の皆さんに説明するということは私の責任でありますから、当然調査をやらせていただいて、そしてピアス社に対して、当然市の代表として、市民の代表として、これはやらなきゃいけないことじゃないでしょうか。冷静に考えていただきたいと思います。

7番（白谷義隆君）

実は市長、私、同じことの繰り返しなんですけどね、どうも市長の答弁が私の質問には答えておられないんですね。私が言っているのは、政治家の言葉なんです。市長は「ピアスがするようになっています」と再三答えてあるんですよ、いいですか。それで私は、そのさせるようになっていますという言葉なんです。

ところが、今の答弁でも明らかなように、何か交渉をせにゃいかんという話に移ってきとっじゃなかですか、話が。ですから、なぜそう移ったのか。市長の話をそのまま聞けば、1回はピアスがするようになっていたはずなんです。これはもう再三言うてあるわけですから。そいけん、ピアスがするようになっていたやつがなぜ今そういうふうに変わってきたのか、私はそこだけをお聞きしたいんですよ、いろんなことじゃないんです。

市長（石田宝蔵君）

どう変わってきたのかと、私は、交渉の経過等を誠意を持ってやるということは私も聞かされてきていました。それから、議会の百条委員会の証言の中にも、ピアスは長い間地元にお世話になってきたと。そして、そういった事案が発生したならば、誠意を持ってやりますと、こういう答弁が議事録の中にもあると思います。

しかし最近、去年ごろからこの発言が変わってきたということですから、説明してきているのは、やはり発言がぶれてきておる。きのうまではやると言っていたものが、会社としてどうなっているのか私はわかりません。株主総会であっているのか、役員会であっているのか、会社の事情であっているのか。そうなってくると、やはりこちらはこちらで対応しなきゃならないじゃないですか。それが変わってきた理由ですよ。

7番（白谷義隆君）

いいですか、私はピアスの言葉が変わったと言っているんじゃないですよ。（「そうだそうだ」と呼ぶ者あり）市長の言葉が変わったと言っているんですよ。（「そりゃ変わるでしょう」と呼ぶ者あり）いえ、冗談じゃない。市長は本会議の場で、何回となくピアスがやりますと、やるようになっていますと言われたんですよ、覚えてあつでしょう。やるようになっていたものじゃないですか、市長の発言を聞けば。それで、ピアスが変わったじゃなくて、市長の発言が変わったのはなぜですかと聞きよるんですよ。

市長（石田宝蔵君）

だから、私は繰り返し申し上げているじゃないですか。向こうの発言が変わってきているから、こちらが変わらなくちゃいけないわけですよ。（発言する者あり）向こうが変わってきているわけですよ。変わらなければ、こんなこと申し上げません。それは白谷議員も御理解いただけたと思いますよ。（発言する者あり）先方の態度が変わってくれば、当然市としての対応も変わってくるでしょう。向こうがやるというやつをもうやらんとか、半分しかせんとか言ったならば、やるのは当たり前でしょう。

7番（白谷義隆君）

私が百条委員会の議事録を読む限りでは、ピアスは当初から、全部やりますとは言っていないんですよ。（「そうだ」と呼ぶ者あり）瑕疵担保責任の話とか出たときに、それは帰って弁護士と相談せんなら何でん言われませんち。ただ、誠意を持ってやりますよと言うけど、やるという話はしていないんです、最初からピアスは。ただ、市長の、ピアスがやるようになっていきますというのは、その後もずっとその回答は続いているんですよ。そういう発言が、その後も。ですから市長、ピアスの態度が変わるけん当然変わると言われるけど、それはちょっと違うんですよ。順番的に眺めてみても違うんですよ。市長は最近まで、特に3月議会より前までは、ピアスがやるようになっていきますということを再三言っているんですよ。ところが、変わってきたのが3月議会ごろからなんです、ちいっとニュアンスが少し変わってきたのは。なぜそれでやるようになっていたやつを、なぜですかと言ひよる。ピアスじゃないんですよ。ピアスは最初から全額やるとは言っとらんとですよ、少なくとも百条委員会の中では。そればってん、その後市長は、そういう問題が出れば、ピアスでさせるようになっておりますよち、再三答弁されているんですよ。そこら辺はちょっと、市長の認識はちょっと私は違うと思います。どうですか。

市長（石田宝蔵君）

そういうふうに認識いただいておりますならば、そのほうでしようがないと思います。私はこれまで申し上げてきているように、やはりこういった重大な局面ですから、私どもも弁護士とも相談をしながら、今やっているところでございますので、当然こういったことでの対応をさせていただきたいと思ひます。

7番（白谷義隆君）

どうもこう市長と今話していると、不毛の論議のようになってしまふんですね。もう少しこう、市長は言われましたよね。「石田宝蔵、逃げも隠れもしません」と、勇ましいことを言われたじゃないですか。はっきりそこら辺は言っていたかかないと。いいですか、こういう発言もあるんですよ。後でまた触れようと思うてましたが、18年の3月17日の特別委員会で、市長は、要するにアスベストの件について、「ピアスが、ピアスがとおっしゃるが、ピアスがはっきりとそのアスベストの件に関して、撤去するという確信を持っていません、こ

の前の答弁では」と。要するに百条委員会で、ピアスは撤去すると言っていないんですね。だから、大丈夫なんですかという質問をされているんですよ。そのときに、市長はどう答えであるかという、「この前の一般質問でもお答え申し上げてきたでしょう。責任を持ってやります。やらなければ、私が責任をとらなくちゃいけないわけですから、そんないい加減なことを言わないでくださいよ」と。もう既にこのときに、質問された方も百条委員会の経過で、ピアスはやらんごたると。そっでっちゃ、市長は大丈夫なんですかち念を押してあるんですよ。そのときに市長は、まさに進退をかけてやるんですよと、ピアスがやるんですよというてあるじゃないですか。認識のずれとかじゃない、あくまで私は議事録に基づいて、お話をしよるわけですから。何かまた聞いても、何かその前の話のぶり返しになるかもしれないけど、やはりそこら辺は、もう少し真摯に受けとめていただきたいと思いますよ。

市長（石田宝蔵君）

真摯にいつも受けとめてやっておりますよ。ただですね、これは責任を持ってやるということは、市長として、市民の代表として、その発言はあるわけですからね。当然、責任を持ってやるということは、市民の代表としてやらなきゃいけないわけですから、それは逃げも隠れもしません。（「困りましたね」「あんたね、こういう議会に対してそれはないですよ」と呼ぶ者あり）

7番（白谷義隆君）

市長、市長のさっきの責任ですね。市長の責任とは、その交渉する責任じゃないでしょう、さっきの今の質問に答えてある責任をとらなくちゃいけないというのは。交渉する責任は、市長じゃなくてもあるわけですから、そうでしょう。交渉する責任を、私は責任をとりますとかならないでしょう、普通は。交渉は当たり前の話ですから。市長の交渉は、交渉の責任というのがおかしい。だれが見ても、100人がその議事録を見たら、100人の人はまさに市長の進退をかけた責任と思いますよ。（「そうだ」と呼ぶ者あり）だれも交渉責任、交渉する責任とか、まさに言葉は悪いかもしれませんが、まさに子供だましの逃げ口上しか私は聞こえないんですよ。そんなだれが見ても日本語ですから、意図しよるところはだれでもわかるでしょう。そんないい加減なことを言わないでくださいと、私が責任をとらなくちゃいけないんですよ。そのときに、いや私はピアスと交渉する責任ですよ。そんな話は、私は通用しないと思いますよ、そうじゃないですか。

市長（石田宝蔵君）

じゃ、どうすればいいというんですか、その責任は。どうすればいいということですか。

7番（白谷義隆君）

私はさっき言ったじゃないですか、一番最初に言ったでしょう。まず、変わってきた分については、その経緯を教えてくださいと言っているんですよ。そうすると、その責任をとると言われたことは、どういう責任なのかと私は一番最初に聞いたじゃないですか。要するに政

治家の言葉じゃないですか。（「そうだ」と呼ぶ者あり）そしたら、その政治家の言葉は、はっきり責任を持ってもらいたいと。

そいけん、言うるとる、言うとらんじゃなかでしようが。はい、私は進退をかけた言葉で言いましたよと、まさにそうでしょう。私はそうとっておるし、皆さんそうとってあると思いますよ。そこを、その責任はどういうことですかと聞きよるわけですから、私が聞いているんですよ。

市長（石田宝蔵君）

だから、私は市民の代表として責任を持って交渉をやると。やらなきゃいけないわけじゃないですか。交渉によって失敗することによっては、それは進退問題に発展すると思います。しかし、やらなきゃいけないことは、今は当面そのときの事実、これまでの経過、はっきりしたものを議会という場ではなくて、やはり司法の場でやらなきゃいけないような状況にもなってくる。そのときに、やはりそれなりの責任は伴ってくると思いますよ、最大限の進退かけた。私はそういうことで繰り返し申し上げてきておるわけですから、その点については御理解ください。（発言する者あり）

7番（白谷義隆君）

市長は、わざとそういうふうに言っているんでしょけども、いや、もう十分私が言わんとしとること、当然わかってあるはずなんです、皆さんわかってあるはずなんです。どうもさっきから市長の話聞いていきよれば、黒っちゃ白て100回言うなら、1,000回言うなら白になるち、そういうふうにしてあつとやなかやっかち。

さっきも言いますように、だれが考えても交渉する責任とか、そういう考え方というか、そういうとらえ方してある人はだれもおられないし、市長自体も、そのときはそういうつもりじゃなかったらうと思うんですよ。ただ、自分が思ったように事が進まなかったんだらうと。ですから、今になって、半分は知らんふり、半分は言い逃れで来ておられるんだと思うけど、そこら辺をやはりさっきも言いましたように、ちゃんと説明をしていただかないと、これは1億円以上の金が要るんですよ。それも市民の税金から払わなくちゃいけないんですよ。そのことはもう少しちゃんと認識をしていただかないと、ちょっと市長としては余りにも何か逃げの手のように思われますけども、どうですか、何回も同じことなんです。

市長（石田宝蔵君）

先ほどから繰り返して申し上げているとおりでございます。

7番（白谷義隆君）

私は、この議会とは、この柳川市のいろんなことについて議論をする場ですね。そして、私たち議員は、住民を代表してこういうふうな、首長にいろんな質問を、特別委員会前の一般質問とかで質問をして、そして、自治体の運営について議論をしているわけですよ。私はそう思います。

しかし、先ほどから市長の発言を聞いていますと、この議会における市長の発言が全く前の意味がなくなっているんじゃないかと。だとするとですよ、その場、その場で市長の答弁が変わって、全く前のやつが意味を持たなくなってきたら、この議会というのは一体どうなんですかね。議会の存在というそのものが私は問われてくるんじゃないかと思いますが、そこら辺はどう思われますか。（「そうだそうだ」と呼ぶ者あり）

市長、お願いします。議会の存在というものについて、どう考えられますか。

市長（石田宝藏君）

議会の存在というのはもちろん、この地方自治法に定められておりますとおり、地方においては、首長においては大統領制、また、議会においては議員の皆さん、住民の皆さんが直接議員として選ばれる、その住民の方との両者の議論の場でありまして、当然、議会というものは住民の意思を反映したものでなければなりません。今、議員おっしゃいましたけれども、議員も住民から直接選ばれた、私も選ばれた。そういった中で、言われる経過等も、これまであってきているさまざまな議論、当然この場で行政に関する一般事務、法定事務、こういったものを議論していくのは当たり前のことでございます。

7番（白谷義隆君）

確かに市長は、それだけを聞いていけば、非常に耳ざわりのいい言葉を並べられますけどね。ただ、なかなか、それだけを聞けば非常にいい言葉だと思うんですけどね。全体を通したときに、どうも心に響かないんですね。やはりちょっと論点がいつもずれてしまう。余り同じような話をして仕方がないんですけどね。（発言する者あり）私は、やはり首長の発言、そのことについては、もう少し責任を持っていただかなければならないと思うんですよ。

市長は、こういう言葉を知ってありますか。「綸言汗のごとし」という言葉がありますけどね。要するに、王が口にした言葉は、汗が体に戻らないように取り消せないという意味ですけどね。まさに政治家の言葉なんですね。市長は、言った言葉にはちゃんと責任をやはり持っていただかなければ、先ほども言いましたように、市長のような答弁を繰り返されれば、議会の存在そのものがやはり意味をなさなくなってくると、（「そうだ」と呼ぶ者あり）私はそういうふうに思っております。

ですから市長は、この問題については、やはり責任を持って、ちゃんと取り組んでもらいたい。そして、住民に納得できる、ちゃんとした責任をとっていただく、そのことをお願いして、質問を終わりたいと思います。

議長（田中雅美君）

答弁はいいですね。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

これをもちまして、白谷義隆議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩をいたしたいと思います。

午前11時42分 休憩

午後 1 時 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

8 番（森田房儀君）

暫時休憩をお願いいたします。

と申しますのは、ちょっと議運を10分間程度開かせていただければと思いますので、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

議長（田中雅美君）

森田議員より議運の申し出がっておりますので、ここで暫時休憩をとりたいと思います。

午後 1 時 1 分 休憩

午後 1 時 20 分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に一般質問について議会運営委員会で協議されましたので、委員長より報告を願います。

議会運営委員長（森田房儀君）（登壇）

午前中の白谷義隆議員の一般質問に対する市長の答弁、そのことにつきまして、このままの体制でこういうことが繰り返されるということは、新生柳川の市議会の汚点につながるという、そういう意味で、やはり市長に対しまして適切なる答弁を誠意を持ってやっていただくように、特に議会運営委員会として要望かつ勧告をいたしたいと思います。

以上の内容を議会運営委員会で決定をいただきましたので、よろしくお取り計らいお願い申し上げます。

議長（田中雅美君）

石田市長におかれましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり、議員の質問に対しては的確な答弁をしていただくようお願いをしておきます。

それでは、次に入ります。

第 3 順位、8 番森田房儀議員の発言を許します。

8 番（森田房儀君）（登壇）

私は、壇上において、まず 3 分の 2 ぐらいの質問をいたしたいと考えておるところでございます。なお、自席においての質問等については 3 分の 1 ぐらいになると思いますので、特に執行部におかれましては、答弁については誠意を持ってお答えいただくことをまずお願いを申し上げたいと思います。

平成17年の3月21日、合併をいたしまして、それから約2年半という月日が流れておるわけでございます。しかし、合併をするその意義とか、あるいはこれからどういうふう

市を進めていこうとされるのか、その姿が全く見えないというのが今日まで私が1年間を通して議会で感じたことでございます。

やはり合併というのは、まず文化的基盤、あるいは経済的基盤、そういったものが非常に類似をしているのか、そして合併をしても余り支障を来さないというような範囲の中で、やはり合併を進めていくべきであろうし、いわゆるかつての市町村の境という問題が、やはり活性化対策を進めていく上では非常にマイナスになっている、そういったものを取り除こうではないかと。そして、この地域の同じ文化、あるいは経済の基盤の地域を大きく発展させていこうではないかと、これがやはり今平成の大合併と言われる合併の実態ではないかと。その中で、じゃあ財政的な問題、そういった問題が付随的に起きてくるというのが合併の意義ではなからうかと。

したがって、じゃあこれからどういうふうに進めていこうとされるのか。今現在、市民の中でうわさとして上がっておるのは、合併したっちゃ何よかこつはなかやっかん、なし合併したやかのうというような声が盛んに聞かれるわけでありまして、私も実は非常に答弁に困ると、答えに困るとというのが実態でございます。

そこで、やはり少なくともこの地域の皆さん方に夢と希望と、そして将来にわたって柳川市がどういうふうに進んでいく、どういう姿になっていくのかというものを、ちゃんと考えられるようなものを提供していかなきゃならんのではないかと。そのためには何なのかというのは、私は一番最初に考えますことは、やはり県南の中核都市として、この柳川市を中心として、2次、3次の合併をどういうふうに進めていくのかと。ただ単に1市2町が合併して7万7,000の、それだけの都市でいいのだということはだれもが考えていないと思います。もともと1市5町の合併を、まず一義的に考えておったけれども、今日では、やはりみやま市3町が別行動をおとりになって、1市2町だけのまちづくりになってしまっておる。だから、やはりこれはみやま市にまず合併の相談をする、呼びかけをする、そういうことが大事ではないかと。

聞くところによりますと、みやま市の市長は4年後には、もう柳川と合併しますというのがマニフェストの一つであったというふうに聞いております。大川市についてもしかりであります。隣であります。そして、九州の筑紫次郎と言われる大川というすばらしい川を持った地域であります。そういった地域を、やはり一緒に合併の呼びかけをしていくと。あるいはまた、大木町、三潴3町のうちに大木町だけ久留米に合併をされていない。私は個人的な考え方ではありますが、大木町にはかつて以前から伝習館へお通いになった人たちが今大木町の中核的役割を果たしておいでになると。そういった意味で、久留米に行くのか、柳川に行くのかと、非常に迷いをされているのではないかとというふうに思うわけありますから、だから、そういった意味で、一足飛びに久留米と一緒に合併するというをおやめになって、今、まだ大木町というそういう位置でおいでになるのではないかと。

そういった意味では、大木町までもやっぱり呼びかけていく。そして少なくとも18万の柳川市と、名称は別といたしましても、そういうまちづくりをやっていかなきゃならんのではないかと。これがやっぱり第1段階的に今後考えていかなきゃならん、いわゆる広域的な合併の問題ではないか。こういうことを、やはり市民にちゃんと知らしめていく、働きかけをしていく、そういったものが今いわゆる合併を進めてきた今日の執行のとりべき姿ではないだろうかという気がするわけであります。

将来は少なくとも、私は大牟田まで含めて県境をなくするような、そういう状況の中で30万中核都市を県南に、少なくとも九州の中部地方につくっていくというぐらいの、そういう心構えが必要ではないかというふうに考えるわけでありまして、したがって、まず私は御提案を申し上げておきたいのは、執行と議会と一緒に、広域行政研究協議会というものの設置の呼びかけを、柳川市が中心になって呼びかけていくと。そういうところから進めて行くべきではないだろうかという気がいたすわけであります。

まず、そこいらについて市長から、少なくとも将来の柳川市の展望について考え方をお伺いいたしておきたいと思えます。

私は少なくとも、1年間でありまして、まだ市議員になりまして。しかしながら、市長の答弁、議会における答弁が非常にあいまいもことしている、全く重きを置いた答弁がなされない。非常に悲しく思っているところでありますが、特にピアス問題に見る市長の態度というのは、どう見てもおかしいとしか言えない。なぜならば、午前中に白谷義隆議員からの質問に対しましても全く適切なる答弁がなされない。最後には、それならどげんするぎつとよかですか、市長が答弁する内容とは絶対違う、逆に議員に聞くような形で、少なくとも柳川市を法律的には代表する市長でありますから、責任を持って柳川市の運営には、自分が自信を持って取り組んでいただかなきゃならん人がそういう形でいいのかと。

ピアスの廃棄物の処分問題についてもしかりであります。私は少なくとも市民の中からこういうものが捨てられておりますよと、そういう指摘があったというのは、柳川市民として、少なくとも大和町に昭和49年から今日まで作業をやっているピアスアライズ、そういうところの今までのやり方について、そして少なくとも公害をまき散らすような仕事をしておきながら、もう10月末日をもって撤退をすると。ところが、そのことについては全く何も決定をされていない。だから、思い余ってこういうことがありましたよと、これは大変なことですよと、結果としてはノルマルヘキサン抽出物が基準の10倍以上検出された。そういった問題について、その人については法的な制裁を加えなきゃならんと。場合によっては、業者の指名停止も辞さずというようなことをおっしゃる。基本的には、いわゆる法律的に言いますと、抽出物が出るようなものがあるということを内部から告発をした場合には、その人を自治体、行政は守っていくぐらいの姿勢がないとだめだというのが、今日の今の流れなんですよ。だから、ちょっと法律的な部分について、今すぐ出てまいりませんけれども、公取等を

含めた独占禁止法に基づく、そういったものについて指摘をした人については、本来、これは行政がその人を守っていかなきゃならんのに、逆に場合によっては業者であるならば指名停止を辞さずというような御答弁をなされる。そんなおかしい話がどこから出るのかという、市民あるいは市民が生活する地域を守るために首長はおいでになる。ところが、そこから出てきた問題を逆に、逆襲的に罰を加えるというような考え方が出てくる、非常におかしい。

また、副市長についてもしかりであります。少なくとも、ある機関に議会としてぜひお願いをしたいということで検査をお願いしておる。そしたら、私のほうにも一言もなく勝手に行って、ああですか、こうですか、こうでもない、ああでもない。向こうから柳川というところは何かというところですかと、こげんかふうやったですよという抗議を受けました。

少なくとも、議会が個人的な考え方に基づいて、少なくとも全員ではなくして、そういう危惧を持った人たちがあるところに検査を依頼した。結果としては、土壤汚染防止法に基づく基準には達していないけれども、だけれどもノルマルヘキサン抽出物というのが基準の10.3倍程度出ているというものが出た。そしたら、そこにわざわざ出て行って、ああでもない、こうでもないということをする。なぜ、そういうことについては、少なくとも議会のそういう関係者に対して一言の断りをしてでも出ていくことができなかつたのか。私は少なくとも、その研究機関及び仲介をされた方に対してこんな失礼な話はない。失礼というよりも、これは無礼だと。柳川市の名誉にとって大変な間違いを起こしておいでになるというふうに私は感じておることでありまして、やはりそういった自分だけの独善性に基づくそういう手法をおとりになるというのは、私は今後やっぱり改めてもらわなきゃならんという気がいたします。

特に私は、漁業団地の問題であります。私は塩水をくみ上げる電気料のそういう問題には一切触れません。しかし、漁業問題については大変な間違いを起こしていらっしゃる。最終的に本年の11月をもって供用開始に踏み切らなきゃならんという重大なときに、浄化槽の設置、3億から5億円の予算不足を生じるような議案書を議会に提出をされている。これは地方自治法122条において、その事業に対して明確な予算措置を講じなければ首長は議会に議案を提出することはできないということを明確にうたっているわけなんです。ところが、途中で補助金が来んようになりましてから3億から5億の歳入欠陥を生じますと。だから、排水はそのままポンプで川に海に捨てますというようなことをおっしゃる。

これは私は、このピアスにおいても同じでありますし、漁業団地においても同じであります。まず、最初の取っかかりのところで、いわゆる138条の2に基づく首長として明確な計画をお立てになる。そして、それに基づいていわゆる予算措置を講じていく。そのことをはっきりと誓いをされて議会に提案をされておる。そうであるならば、そういう形をおとりになっておるとするならば、いわゆるピアス問題を今日までずっと引っ張ってくるはずはないんです。

説明を申し上げますと、ピアス問題で、本来大和町の議会でもピアスアライズ社の土地評価証明書ではおかしいではないかと。540,000千円から、いわゆる倉庫の工場の崩し賃も加算すると580,000千円の買い物をする。そんならば、売り主から出された評価書じゃなくして、大和町が独自に複数の評価業者を指定して評価をぴしっと取り直すべきだ。それに基づいて買うのか買わないのか、そういう判断をしなきゃだめですよということを強く指摘をされておるのに、それに一切耳をかさず、そのまま、やれ行けそれ行けという形でおやりになったがゆえに、今日までピアス問題というのはずっと尾を引いてしまっておる。そこに間違いの根幹があるというふうに私は思うわけではありますが、この漁業団地の問題もしかりであります。

平成17年の4月に法改正があって、補助金の対象にならないというようなことになっておりますので、今現在では補助金がつきませんので、これは困っておりますと。だから、水は繰り出して海、川に捨てましょうというようなことをおっしゃっているけれども、そんなはずはないと全協でも指摘をされたように、ひとつ国の事業として事業認可をやっぱり受けた以上は、それはヒアリングもありますし、シーリングもあるんですよ。その中で必ずそういった問題については説明があつておる。そうでなければ国の責任を問わなきゃならんようになるわけです。国はそんな無責任な事業補助を出すはずはないわけでありまして、だから、そのところをやはり少なくとも県あるいは柳川市が聞き間違えておるのか、聞き落としておるのか、今日までその浄化槽の設置についての補助金の3億から5億の部分について全く議会にお諮りになっていない。11月の供用開始を前にしてもそういうことですから、つくれませんので、いわゆる海に排出します、川に排出しますというようなことをおっしゃる。これも最初の間違いが今日の間違いにつながつておる。

だから、私は思うんでありますけれども、少なくとも出してはいけないものを市長はお出しになった。結果として議会をだまくらかした、欺瞞したということにつながるのではないかという心配をいたしておるところであります。

そこで私は申し上げたいのは、これは地方自治法232条の4、これには適切な支出であるのかどうかというのは、収入役がちゃんと確認をして、全体的な事業が適切でないなら、この支出は市長の命令であっても、これを拒否しなきゃならんという責任があるわけですね。それもおやりになっていない。結果としては、やっぱり事業計画どおりに進めていくなら、5億円何がしかの柳川市の単独予算をここに投入しなければならんという結果に陥つてしまつておる。そういうやり方自体が非常に私は非常におかしい。少なくとも、やれ行けそれ行けでやって、でき上がればそれでよかやないですか、議会がどげん言おうとも押し通しますよという気持ちが何となく感じられてしょうがないんです。やはりそういったものを改めていただかないと、これから少なくともみやま市、大木町、大川市、そういうところに働きかけをしなきゃならない。少なくとも相談をしなきゃならないというときに、柳川市のあの行政

のざまはなんですかと、そういうふうな批判を受けるようなことになっては、私は少なくとも大同合併という方向には進まないのではないかという気がするわけでありませう。

特に私は、ここで指摘を申し上げたいのは、議会と執行は非常に疎遠になっている。どうもかたき同士が向き合っているというような、私どもは少なくとも柳川市民の代表である以上、柳川市がどういうふうな立派に発展していくのか、そのために何をすべきかということでは、私は市長の後塵を得るようなことはない。市長と一緒に私はやっていきたい。そうでなければ、柳川市は発展していかないというふうに思うわけでありまして、そのために、私は少なくとも議会運営委員長として、毎月1回はぜひ執行と議会とが十分話し合いのできるような場として委員会をぜひ開催をしていただきたいという御提案をして、皆さん方から実行いただいておりますから、そういう委員会、常任委員会の中でお互いにそういった思っていることをちゃんと打ち明けながら、そして協力できる体制をつくっていくということは非常に大事。そういった意味で、議会と執行が疎遠に打ち過ぎている部分をつないでいくという、お互いに相談し合える、お互いに意見が言い合える、そういった議会と執行との関係にあってほしいと、そういう気がするわけでありませう。

私は特にこの問題について教育長にお伺いをいたしたいと思うんでありますが、中島の祇園さんの1週間ぐらい前に、中島浦島橋のところでお年寄りが足を折って倒れ込んで川に落ちようとしていた。それを中学生3人が、1人がその落ちようとするのをとめ、1人が通っている自動車をとめようとする、1人がその人の家に、じいちゃんがこんなふうですよということで連絡に行ってくれた。そして、おかげでじいちゃんは足を折ったけれども無事家に帰って、今は病院に入院をしておられますけれども、そういった善行のときに、大人はみんな素通りをしていった。子供たちが一生懸命3人でそのじいちゃんを助けようと努力しているときに、大人はみんなすっすっすっすち行った、だれも相手にしなかった。

ある人は、私もそのまま何しよっじゃろうかと思うぐらいで素通りしゅうでつしたら、「おっちゃん」ちいうてとめられたと。そしたら、「あらお前どんやったか、何かい」ちゅうたら、「足をおしょってこげんしとってんけんがら」ちいうことで言うたけん、ああち言うて私も本当に二、三步通り過ぎようとしたところで「おっちゃん」ち呼びとめられた。私は帰って恥ずかしくて恥ずかしくて、何でおれはそのときに寄って「何じゃったか」ち言いきらんじゃったやろうかという思いをしておりますと。そのことは、必ず学校には報告をしておいてくださいということで区長さんにもお願いしておったけれども、学校では何の音さたもない。こういう、やっぱり中学生たち、若い子たちがどうしようもないふうな社会では見られておるのに、これだけ立派な善行をしてくれる子供たちもおるんだと、そういうところにやっぱり、少なくとも学校として、あるいは市として感謝の気持ちをあらわす、このことが同世代の子供たちに伝染をしていって、ああそういうことはやらなきゃいかん、おれたちもそういう気持ちで日ごろ生活をしていかなきゃならんという教育につながっていくのではな

いかということ指摘されまして、私もびっくりいたしました。

ただ単に自分の行政手腕を手褒めをするようなこと、自分を褒められることは結構です。しかし、本当に市井の、一般の、特に子供たちがそういう善行をしているものについては、当然やっぱり感謝の気持ち、そういったものを忘れない温かい柳川市であってほしいと私は思うわけでありまして。ぜひそのことについても御答弁をいただいております。

特に私は思うんでありますが、柳川市が合併当時7万7,000と、今現在7万3,000ぐらい。それは高校を卒業して大学に出ていくと、そういった部分も含めると、やむを得ないのかなという気持ちもないではありません。しかし、少なくとも合併をして7万7,000が本来10万にならなきゃいかんと思うときに7万3,000に落ち込んでいくと、そんなまちづくりでいいのかという気がするわけでありまして。

やはり、そのためには柳川に帰っていくなら給料は安かばってん仕事あるばの、生活されんじゃなかばのというような、いわゆる雇用創出というものを考えなきゃならん。企業誘致をしてでも、とにかく雇用をつくり出していく、そういう行政の努力がなくては7万3,000がまた7万を切るような、そういう時代に近いうちになってしまうのではないかという気がするわけでありまして。私は、華々しくトヨタ自動車がどうの、何々三菱自動車がどうの、そんなことは私は申し上げたくないのでありまして、少なくとも、有明海沿岸に位置するこの地域では、いわゆる台風とかそういう問題のときに潮風が吹いてきます。金属製のものについては潮風が一番敵でありまして、自動車のボディそのものを柳川市につくりなさいと、そんなこと言ったらって企業は来ない。しかしながら、潮風は吹いても、あるいは波をかぶっても、それでもやっぱり仕事場が欲しいと、そういうところでもいいんですよという企業はあるわけでありまして、卑近な例といたしましては、トヨタ自動車の自動車の中のいす、カバー等については、もう柳川市を中心にしてたくさんつくられておる。だから、ノリの加工でも同じであります。そういったものを少なくとも努力をして、そういうところからやっぱり誘致をしていく。東京では400千円取らんと生活されん、しかし生まれ故郷の柳川に帰ったら200千円あんなら十分ばのと、そういうこともあるだろうと思っておりますので、少なくともそういう企業誘致ということをお考えをいただきたい。特に地場に適した企業をどういうふうにして誘致をして雇用を創出していくかということで、執行からのお考えをまず伺いをいたしておきたいと思っております。

特に私は思うんでありますが、柳川市は年間100万を超す観光客がおいでになる。私は観光柳川、水の郷柳川、水の構図柳川という形で非常にそういった意味では私も誇りに感じておるわけでありまして、関係各位の御努力に特に感謝を申し上げたいと思っておりますが、柳川に行くとはよかばってん、川下りの済むぎと、どこさんでん行くとこのなかけん、武雄とか嬉野に泊まりげは行かざるを得ないというのは、今柳川の観光の実態であろうと思っております。

私は思うんでありますけれども、少なくとも西鉄柳川駅の東口開発事業というのを、今、御計画をいただいております。これは大変いいことであって、私どもも一日も早くこれを進めていただきたいと思うんであります。少なくとも滞在型観光地としての拠点をあそこに求めるというぐらいの積極的な開発構想があつてしかるべきではないかというふうに思うわけがあります。

久留米を見ると、久留米の西鉄駅前にはちゃんと大きなホテルがあつて結婚式場もあつて、ちゃんとやっている。ところが、果たして採算が合うのかどうかとなりますと、私もわかりません、素人ですから。しかしながら、そういったものを導入していきながら、滞在型の柳川観光というものをつくり上げていくという努力は、ひとつ行政のほうでも頑張りたいと思つております。

それから、もう1点、合併はしたけれども、三位一体の改革等を含めまして、いわゆる独立財源というのが非常に少なくなってくるというのは、これはもうしょうがないことでもあります。だから、その中で私はふるさと納税制度というものが今叫ばれております。これについて、柳川市長としてこの問題についてどういうふうにお考えになっているのか。

宮崎の東国原知事は、代表的に行つて、それぜひやってくださいということも叫ばれておる。うちの市長も、やっぱり少なくとも財源なくしては何もできませんので、ふるさと納税制度については前向きに取り組んでいただきたいと思つております。そのことについて市長としてどういうふうにお考えになっているのか、まずお伺いをいたしておきたいと思つております。

次に、道路行政について私は御質問をいたしたいと思つております。

今も申し上げましたように、合併して約2年半、私は市内の地方道はこんなに荒れた時代はないと思つております。私の自動車がぼろだからそういうふうを感じるかもしれませんが、昔でいう馬車馬に乗るとるごとガタガタいうて行かにかい。市長の車は公用車、立派なやつですからすいすい行くかもしれませんが、私のはガタガタやつて動きにくい。だから、今度も出ております、6月議会でも出ました。道路管理責任者に対する賠償要求ということで、バンパーのどげんかになった、あそこの下んほうのどげんかになったけん保証しなさいということで、そういう自動車の補償問題すら起きてきておる。1回だけかと思つたら、また今度の議会でも出ておる。そういうふう非常にやっぱり道路管理という部分においては合併したことによってマイナスになる。いわゆる「大男総身に知恵が回りかね」という一番悪い部分が出ておる。

国道とかそういう幹線道路については市の責任じゃないですから、ある程度の整備はされておる。しかしながら、地方道になると、どうしても掘りくり返して、水道を掘りくり返してどうのこうのした。そこで、埋めたけれども、結果としては落ち込んで割れたり、いわゆる自動車の事故が起きたりというふうな結果になっておる。そういうふう荒れ果ててしま

っており、だから、この問題について、大体1年間に地方道の舗装、整備についてどれほどの予算を使われているのか。今後、この荒れ果てた市道、少なくとも地方道をどういうふう
に整備をしようとお考えになっているのか、その部分についてお伺いをおきたいと思う。
特に高規格道路、これが皿垣から徳益まで平面交差であります。事情を聞きますと、平成20
年4月1日供用開始という至上命題があるので、平面交差で徳益までつなぎます。つないで
しまった後どうなるのかというのは心配であります。もともと、一遍つないで供用開始をし
たなら、大体普通30年、50年、そのままになるという心配をするわけでありまして。だから、
これが今話を聞きますと、皿垣の水天宮の皿垣の交差点のちょっと100メートル北まで、いわ
ゆる高架事業の事業発注が6工区に分けてなされたということは私も聞いておりますが、そ
れから、じゃあ徳益までどれだけ時間がかかるのかということをお伺いしておりますので、こ
の高架事業というものが大体何年までぐらいにでき上がるのか。地域住民が迷惑道路とし
て感じるものを、ああ立派な道路だと思えるような時期はいつになるのかをお伺いをいたし
たいと思います。

それから、また平面交差によって陸の孤島化をしてしまう地域が生じてまいります。特に
二十五丁からずっと北に入って四十丁井樋、そこまでは少なくとも陸の孤島に化してしまう
わけです。高規格道路の東側には、病院もあれば役所もあるし、セブンイレブンもある、郵
便局もあります。しかし、その高規格道路から西側には全くそういう施設がないんです。私
どもとか、あるいは青年、若い人たちはそれで結構です。しかし、高規格道路が45メー
トルから50メートルという道路幅を持っている地域で平面交差で、これを信号を待って渡ろ
うとする。弱者に対しては大変な問題だと。乳母車を押して40メートルも50メートルもよ
ちよち向こう側に渡ろうとする。そうすると、高規格道路、大体60キロ前後になると思
いますが、高速道路と同じぐらいの感覚を自動車運転手は思うわけでありましてから、ば
ーっと飛んでくると。信号は見たら赤になっとった。それでもばあちゃんは乳母車を押
して一生懸命向こうに渡りよらっしゃると。そういうときに事故が起きるのではない
か。それはだれが責任を持つのかと。弱者のためにどういう環境づくりをされるのか、
そのことについてもぜひお伺いをいたしておきたいと思っております。特に年寄りにと
っては病院が道の反対側にしかなかちいう場合には、致命的な打撃を受けるわけ
でありますから、そういった問題についてどういうふうにお考えになっているのか、
国交省に対して、市としてどういう申し入れをされているのかについてもお伺いを
いたしておきたいと思っております。

なおまた、よく似た問題であります。高規格道路がそういう状況で今工事中であり
ますから、なかなか渡りにくい。したがって、いわゆる地方道、特に土地区画整理事業
に基づいた、圃場整備事業に基づいてつくられた道路に、集中的に交通が集まっ
てしまう。ところが、それは非常に狭い。おまけに横には大きな幹線水路が通
っており、そこで、圃場整備事業の始まって以来今日まで3人の方が堀に入
って死んだ。1人は草むらにようようひっかかって、

今はもう動けないように寝たきりになってしまっておる。それで、男の人は2人、飛び込ましった。いわゆる道路が狭いので、その自動車と交差するときに、はっということて飛び込んで犠牲者が3人も、死んだ人が3人、動けなくなった人が1人、そういったところに全くの手を打っていらっしやらない。

今度も災害において、いわゆる災害対策事業として、そのこのところ何とか手当てをしていただくのではないかと思ったら、違うところばうっ削って、違うところには鉄棒が立つとるけれども、その大事なところは全く何にもしていない。そういうことが当たり前として、困る地域、弱者をどうフォローをしていくのかという温かみのある行政が全くないのではないか。そのことについて、私は少なくともどういうふうな道路整備計画をお持ちなのか、あるいはこれからどういうふうに道路、そういうところの整備をしていこうとするのか、ぜひお伺いをいたしておきたいと。少なくとも、この問題が表面に出たときには、平成12年、13年で行きました。いわゆる前の建設省であります、建設省の事務次官に文句言いに行きましたら、地元迷惑をかけるような道路は作りませんよと、地元から出していただくなら、地元の要望はできるだけ多く取り入れながら、迷惑のかからんような道路にしますよということて約束をいただいておりますけれども、結果としては困りっぱなしというようなことてありますので、それをどういうふうにお考えになっておるのか、お伺いをいたしたいと思ひます。

それから、もう1点であります。

高潮対策事業の区域内で、6月議会において、台風が来たときには、堤防をどうしても潮水が越して危険極まりない地域でありますので、一日も早く高潮対策事業を進めていただきたいという請願陳情がなされました。ところが、そのこのところは何の音さたもない、本来諸報告の中で市長からああいう請願が出されておまして、この分について調査をいたしました、相談をいたしました結果、こういうふうな事業を取り組んでいくということてでございます。そういう報告ぐらいあっていいと思ひけれども、何もなし。おまけに、その堤防は全く荒れ放題、自動車もよこへよこへして通っていかなきゃならんような、そういう状態である。そういうところについてもぜひ、やはり堤防道路の整備というものをしていただく。

なお、高潮対策事業というものを十分早急に取り入れていただいて、住民が安心・安全の生活をできるような、そういう柳川市をつくっていただきたいという思ひであります。

もう時間が余りなかごとなっておりますが、水利行政についてぜひお伺いをいたしておきたいと思ひます。

有明海の少なくとも汚濁と生産性の低下というのは、これは水なんです。ここ、副市長、諫早干拓においでになったから、有明海のことをよく熟知をされておると思ひますが、まず一番最初に有明海の老朽化をした原因というのは、海底陥没、2番目に諫早干拓です。3番目に筑後川の再開発、それから4番目に、特に大和地先、柳川地先に影響を及ぼしておるの

は矢部川の水です。この4つが、少なくとも有明海の老朽化、そういったものの生産性の低下につながっておるわけでありまして、それはもう三池炭鉱がつぶれておりまして、炭鉱は国家事業でありますから国が何とかやっていくということで、いわゆる八代海・有明海特別措置法という形の中で、何とか国として対応できる法的措置を講じていただいておりますが、少なくとも諫早干拓は、諫早干拓の締め切りによって、いわゆるプランクトンの異常発生の原因があそこからメカニズムがずっと出てきておる。

もともと諫早干拓の入口に鶴の瀬というのと亀の瀬という2つの州がありました。そこで、フグとか魚とか貝とか、そういった種が全部生まれてきておりました。したがって、有明海、宝の海のもう1つ宝の海として諫早湾があったわけです。ところが、その鶴の瀬という大きな州を、いわゆるギロチンを、堤防をつくるところの下に砂を敷かないと泥がいっぱいありますから、どうしても築堤できない。だから、鶴の瀬を全部掘って、鶴の瀬の砂を持って行って下に敷いたわけです。そして、そこに堤防をずっと築いた。堤防の基礎をその鶴の瀬を中心にして削り取った砂でつくっていったわけです。そのとった後が、深く掘り込まれておるので、そこに貧酸素水塊という酸素の少ない水がたまった。その上にノリが入り込んだ。そういうことで、プランクトンの異常発生メカニズムの、まず最初はそこから出たわけです。

それで、諫早湾で締め切りをやることによって、本明川から流れた水が腐って、あの中にある。それがまた流されておるといふ、そういう繰り返しの中で有明海生産力の低下、汚濁というものがどんどんどんどん進んできておるといふことでありますから、やはり水をいかに大事にしていくのかということで、私は前回の議会でも一般質問として申し上げましたが、まず日向神ダムに対してダムのネットワーク化をしていただきたい。竜門ダムから少なくとも台風時の水害調整ダムとしての機能を過ぎたならば、あそこから水の足りない分についてをここに持ち込んでいくということは、持ち込ませていただくということが非常に大事なことでありまして、そのために私たちは土木組合において、豊川ダムを視察に行ったわけです。それで、5つのダムがそこら全部をつながれて、あっちの水が足りないときはこっちのダムから寄せてというような形でネットワークが完全につながっておる。おまけに、一番下流時に450万トンぐらいの平面の、いわゆるプールみたいな大きなダムをつくられている。これは、国の水資源開発公団、そこがつくってくれておりまして、管理もしております。おまけにその周りは国立公園になっておる。水資源開発公団が周りに木を植えて公園化して、立派につくっている。そういったものをやはり矢部川の水をちゃんと有明海に流して漁業用水として確保していただくという、そういう手だてをぜひとっていただきたい。そういうことで、お願いを申し上げたいと思うわけでありまして。

だから豊川ダム、とにかく豊川ダムに行きましたら、何と言われたか。土木組合の議員どもは税金使つて遊び行たとるばんと、そういうことまで言われておるわけでありまして、や

はり今の平面ダム問題も含めて、矢部川から漁業用水の水を流していただく。そして、干拓地にできれば平面のダムをつくっていただくというようなことを、水資源開発公団と十分打ち合わせをいただいて実現の方向に向けていただきたいということをお願いいたしまして、壇上からの質問を終わります。どうもありがとうございました。

市長（石田宝藏君）

森田議員、よく勉強なさっていらっしゃるお尋ねでございます。

私もちょっとメモを取り損なっているかもしれませんが、答弁が残り10分程度でございますので、適切な親切な答弁ができないかと思っておりますので、この辺についてはあらかじめ御理解いただきたいと思います。（「了解」と呼ぶ者あり）

まず1点目の、合併の意義をどのように考えているかと、また今後あるべき姿を考えると、みやま市、大川市、あるいは大木町、また大牟田市を視野に入れて30万の都市実現のためにはどうかということでございます。

当然、広域行政の研究会、こういったものの研究については取り組まなきゃならないというふうに思いますが、柳川も歩み出して今2年半、まだ満たっておりません。みやま市に至りましては、まだことしの1月でございます。もちろん、そういった声があることも十二分に承知をいたしておりますけれども、さらなる合併となりますれば、それぞれの自治体の意思、こういうものも事前に把握をしなければなりません。みやま市の市長さんが、4年後にということの話、マニフェストで上げてあるということでございますが、これについてはどうもないようでございます。したがって、私どもが見ましたマニフェストでは、そういったものはまだ出ていないと。

こういったことをやはり諸般の状況を十二分に調査をいたしまして、この問題についてはやはり道州制の問題も今議論されてきておりますし、さらなる合併が自治体として進むのかどうなのか。もちろん、こういったことも含めまして研究して、柳川市としてあるべき姿を探ってまいりたいと考えております。

それから2点目は、ピアスの問題、あるいは漁業団地ですか、これについてのお尋ね、2点、3点目はそうだろうと思っております。もちろん、この3月議会、6月議会でも答弁はしてまいりましたけれども、きょうの白谷議員の質問にもお答えしてまいりましたが、やはり執行長として、事実をまだそういったものを的確に把握をしながら状況等も変わってきております。情勢適応の原則と申しますか、そういったものについてはやはり相手の意向も十分探りながら、また市としては市民を代表する市長、あるいは議会としても同じような歩調を合わせてこの問題には取り組まなきゃいけないというふうに思っております。したがって、慎重な上にも慎重にならざるを得ないということで、御理解をいただきたいと思います。

それから、漁業団地の関係で大変な間違いをしている。さきの全員協議会、議会の全員協議会の中で御報告申し上げましたが、この説明の中で、予算編成、今不足を生じる予算書を

議会に提出しているというふうな御指摘がございました。

もちろん、予算編成に当たりましては当然地方自治法211条に照らしまして予算の調製をやり、議決をお願いしてきているわけでございます。これについて瑕疵があるとするならば、これについては重大な問題でございますけれども、当面、計画の施行の中における変更ということで報告を受けてきたということで御説明を申し上げてきているかと思えます。ただ、そういったものについては、やはり説明不足であったということは否めないということで、そういった御理解をお願いしたところでもございます。これについてもひとつ御理解をいただきたいと思っております。

それから、執行と議会、これは当然私どもも柳川市を発展させていくためには、執行と議会が車の両輪のごとく当然建設的な御議論を交わしながら前向きに進めていくということで、常任委員会、月に1回の委員会の開催を提案いただき、今議論をしているわけでございますが、やはりこういうものは私もぜひとも必要だと思えますし、建設的に、しかも柳川の将来を見据えて、さまざまな本音の部分の議論を交わしていくべきだろうと思えます。

それから、中島祇園さんでのお年寄りの方が……（「違う。祇園さんの前の週」と呼ぶ者あり）前ですか、これについては私もちっとよく承知しておりませんので、後ほど教育長から答弁をしていただこうと思えます。

6点目には人口減少をどうすると。確かに給料は安くとも仕事はあるよと、また企業誘致、この行政努力、こういったものについて当然どう考えているかということですが、それは私も森田議員と同じように、この30名の議員と同じように企業誘致は喫緊の課題であるというふうにも思います。ただ、企業においてはそれなりの、進出する企業においては土地の問題、労働の問題、資本の問題もあるでしょう。あるいは、私どもが今チャンスだと思っておりますのは、有明海沿岸道路、あるいは九州縦貫道にアクセスします瀬高のインターチェンジ、国道443号のバイパスの整備、あるいは国道385号、あるいは九州新幹線、こういったものが私どもの状況になってきておりますので、当然そういった交通アクセスも私どもの有利な企業誘致の材料にはなろうかと思えます。しかしながら、やはり何といたしましても気象条件、土地条件、あるいはそこにいらっしゃる人材、こういうものが今どの企業も頭を抱えている問題のようでございます。したがって、こういったものについても積極的に誘致の展開をしなければならないということで、みずからも動いているところではございますし、担当のほうも、そのアクションはしっかり起こしてくれているということでございます。

それから、西鉄柳川駅の東開発、この滞在型観光を目指す。御指摘のとおりだと思います。おっしゃいますとおり、柳川には観光客年間100万人程度の方がおいでになっていらっしゃいます。昨日も韓国の金浦市の市長さん、あるいは議会、こういった方々もお見えになりました。もちろん、この柳川の川下りのメリット、すばらしいところも私もアピールしましたが、やはり何といたしましても、宿泊型の観光といいますと、限られた宿泊施設しかございま

せんし、こういったものについてはやはり官ということではなかなかやりにくい。民の力、資本力にひとつゆだねる。そして、そこにやはり宿泊のもので採算がとれる。企業はどうしてもやはり利潤を追求しなければなりませんし、利益が上がらないようなことは、やはりなかなか難しいものであります。しかし、そこに行政がサポートして支援をして、宿泊型の観光ホテルをつくるとするならば、そこに支援をするかということも問題になってこようかと思えます。これらについてもやっぱりさまざまな議論があろうかと思えますので、これから先検討していかなきゃならないと思っております。

それから7点目が、ふるさと納税制度、これは東国原知事ら地方の知事さんは、鳥取、島根とか宮城だとかそういうところは、ふるさと納税、この税制には随分前向きであります。しかし、首都圏の東京、石原知事を中心とします首都圏の知事さんにおいてはどちらかというところと反対論。知事会の中でもこの意見は割れております。恐らく政府においても、税の制度調査会、あるいはさまざまな審議会等で議論をなされてくるでしょうけれども、やはりこれについては国の流れ等も見なきゃならないと思えますけれども、現在のところ、私どもが把握しておりますのは、このふるさと納税のスタイルがどんなふうになってくるのか、ふるさと納税をやったものについては地方交付税から削減をするというふうな、こういった案も出ているようでございますので、この中身を熟知しながらやはり対応しなければならないというふうに思っております。

メリットが柳川として、あるいはこの市としてあるならば、これは声を大にして私も柳川市の市民を代表する者として賛成の立場で、声を大にしてまいろうというふうに思っております。

それから、8番目　ちょっと時間がなくなりましたね。

議長（田中雅美君）

はい。時間を見て言ってください。

市長（石田宝蔵君）

ちょっと、あとは時間がございませんので、中学生の問題、あと何点か残っておりますけれども、時間がありませんので。

教育長（上村好生君）

お答えします。

大和中学校の生徒の人命救助の件の御紹介をいただきまして、ありがとうございました。私もそのことは存じ上げております。校長のほうに、よう頑張った、よかったなというふうに申しましたところ、この夏休みの期間中だったということで、8月6日の出校日に先生方を集めて各クラスでこのことを伝えてくださいと、そのように校長から言いました。さらに、始業式はたくさんの行事があって言えなかったけれども、次の全校集会のときに必ずこのことを生徒全員に校長の口から申すと、こう言っているところでございます。

それから、各学校で善行児童・生徒の顕彰は常々やっているところがございます。また、市の教育委員会におきましては善行表彰規程は持ちませんけれども、各学校の校長が常に前に子供を出して、そしてこういうふうなことでということで表彰をしている、たたえているということでございます。

私自身も日ごろから校長先生方、あるいは教育委員会の職員にいいことないね、万引きやらじゃなくて、いいことを、それを教えてください、みんなの前で紹介をします、そのように日ごろから言っているところがございます。本当にこの件につきまして、御紹介いただきましてありがとうございました。

以上でございます。

議長（田中雅美君）

森田議員の質問に対して答弁がまだ終わっていないようでございますが、持ち時間が60分でございますので、ここで森田議員の質問を終わりたいと思います。

これをもちまして、森田房儀議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をとります。

午後 2 時24分 休憩

午後 2 時37分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 4 順位、14番龍益男議員の発言を許します。

14番（龍 益男君）（登壇）

14番龍益男でございます。議長の発言許可がありましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、本会議の冒頭の諸般の報告で行われました全国市議会議長会永年勤続賞を贈られました田中議長、まことにおめでとうでございます。これを契機に、健康にも十分留意され、一段と頑張ってくださいようお願いしておきます。本当におめでとうでございます。

さて、最初に農業教育問題として、農業体験実習田についてでございます。

ゆとり総合学習の一環として農業体験学習が実施されて、マスコミ、新聞等で子供たちが土と触れながら、泥んこになり、楽しそうにしているところを報道されているのを見るたび、なぜか心が安らぎ、ほほ笑ましくなるのは私一人じゃないと思います。

実は、私の子供の小学校のころ、体験実習田の世話をしたことがございます。水田の確保から苗の準備、田植え、肥培管理、そして収穫などの一連の作業の終わりに、もちつき大会で喜びを子供たちと一緒に味わったのも、そういう経験もございます。また、指導者としての立場も勉強させてもらいました。

今、日本農業は、戦後の農地解放以来の大改革が実施されようとしているのは、皆様既に

御承知のとおりでございます。このことは、農民の農業教育の意識改革をも求められていることだと思えます。したがって、学校教育の現場にも、農業、農村の現状について勉強して、認識してもらう必要があると思えます。

経営所得安定対策大綱の施策の一つとして、農地・水・環境保全向上対策がございます。その中で、重要施策の一つとして、学校との連携による体験学習の実施で、積極的に取り組みを求めています。また、教育の分野では、新しい教育基本法の教育目標として、生命や自然の尊重、環境の保全を掲げております。そして、柳川市教育施策は、健康、安全教育、食の充実として、学校、家庭、地域関係機関の連携を図り、生涯を通して、自分の健康は自分で維持し、食育の増進を図るなどとなっております。このような観点から、農業教育の重要性と農業体験実習田について、通告どおり4つの項目について一問一答を行いたいと思っております。

次に、土地改良事業によってつくられた大型幹線水路についてでございます。

農業基本法に従い、農地の集団化、大区画整理、農道の整備、用排水の分離をして、大型機械導入による営農体系を確立し、作物選択の自由化を容易にし、農業経営の近代化、合理化によって農業の増大を図る目的で、土地改良区事業がスタートいたしました。

合併に伴い、新柳川市においては、多数の土地改良区があるようでございます。柳川南部土地改良区の場合は、昭和52年度より工事に着工、昭和58年度に面工事が終わっております。昭和59年度より暗渠排水、農道舗装工事を実施しながら、平成3年より新たにクリーク利活用環境整備事業に着手しております。どこの土地改良区も大体この時期を前後にして着工しているようでございます。

このような経緯をたどり、着工当初は目を見張るような整然とした田園が整備されましたが、年をとるごとに、各方面に自然崩壊が目立つようになってまいりました。特に大型幹線水路の場合、風と水による侵食とその他の原因で危機的状況にあると思われまます。このような観点から、3つの項目について自席にて一問一答を行いたいと思いますので、議長の取り計らいをよろしく願いしておきます。

これで1回目の質問を終わります。

議長（田中雅美君）

答弁いいですかね。（「答弁、今私は入っておりません」と呼ぶ者あり）

14番（龍 益男君）

さっき述べました、各校区によって実習田の取り組みに地域性があるようございますが、このことを含めて、各学校の取り組みを御説明お願いします。

教育部長（佐藤健二君）

龍議員の農業体験田についてお答えしたいと思います。

まず、農業体験学習についての各学校の取り組み状況はどうなっているのかという質問に

ついてお答えいたします。

市内の小学校における農業体験授業の実施状況につきましては、学校の近くで安全に体験学習ができるような田んぼを確保できる学校に限られてくると思われませんが、本年度は東宮永小学校、矢留小学校、両開小学校、昭代第一小学校、蒲池小学校、有明小学校、矢ヶ部小学校、垂見小学校の計8校がそれぞれ稲作やイグサ、大豆等を作付し、収穫する体験学習を行っております。また、他のほとんどの小学校においても、体験学習の一環といたしまして、敷地内の畑やプランターを利用した野菜等の栽培を行っているところでございます。

以上でございます。

14番（龍 益男君）

御答弁ありがとうございました。

さっき答弁の中で、実習田の確保は子供たちの安全を考えるから、学校から近いところということでございましたが、私もそう思います。

また、管理する人、指導する人等の協力者、またボランティア的な人の御協力のほうはどういうふうになっていきますか、お答え願います。

教育部長（佐藤健二君）

実習田の確保、それから協力体制、指導者等の確保はどうしているかという質問でございます。

毎年、各学校が安全性の面や日常的に観察できる場所などを検討して、学校の近くに田んぼ約1,000平米程度を借りまして、その地域の農業経験豊かな方やJA柳川の農作物の専門技術職員を指導者に招き、また保護者や地域の農家の方の協力を得まして、事業を実施しているところでございます。

以上でございます。

14番（龍 益男君）

御答弁ありがとうございました。

さっき申し上げました、私の経験から申しますと、やはりそういうJAを初めとして、協力者は絶対必要だと思いますので、これから先もこういう方々の関係を大事にしていってもらいたいと思います。

続いて、体験学習を通して、食育と生態系等の重要性を身につける最大の機会だと思いますが、この点どのように実施、また考えておられますか。御答弁をお願いします。

教育部長（佐藤健二君）

3回目でございます。食育についての取り組み状況と体験実習を通じた食育と生態系などの重要性についてどう考えているかという御質問でございます。

食育に関しましては、平成17年7月に食育基本法が制定され、その中で、食育は生きる上での基本であって、知育、徳育、体育の基礎となるものと位置づけとあります。私どもも食

育の大切さは十分認識しておりますので、市内の小・中学校においては、給食の時間での食育指導はもとより、授業の中では保健体育科、家庭科等の教科や学級活動、総合的な学習の時間などを通して、食育についての指導を行っております。

体験実習田を通しての食育と生態系の重要性についてでございますが、体験実習田活動を実施するに当たり、実習田活動の目的や意義などの事前学習をしたり、作付のときから収穫のときまでの農産物の成長過程の観察などの学習をする中で、食と農のかかわり方についてを身につけていくと考えております。さらに、収穫した農作物を使って、議員も過去お世話いただいたということでございますように、それを調理いたしまして試食することによりまして、地産地消についても学習することになると考えております。

以上でございます。

14番（龍 益男君）

御答弁ありがとうございました。やはり地産地消等も十分これから先は考えていただきたいと思えます。

次に、農地・水・環境保全向上対策についてでございますが、地域内交流の際に、さっき申し上げられました学校、PTA、地域住民の方々との情報の提供など、積極的にかかわる必要があると思えますが、この点については学校教育課の考え方、あるいは農政課の対応の仕方を御答弁お願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

産業経済部長（田島稔大君）

今の龍議員の質問でございますが、農地・水・環境保全向上対策との関連でございます。

学校教育との連携の部分で申し上げますと、この農地・水・環境保全向上対策事業の中に、共同作業の誘導部分という中に、生態系保全と景観育成、生活環境保全というテーマがございます。よりよい地域環境をつくり、保全していくと。そのために啓発、普及活動として出前講座、体験学習の場の提供、そういうことによって小・中学校などとの連携を図ってきたいというふうに考えております。

また、実践的な活動としまして、PTAや育成会などが活動組織の構成委員となっていていただきまして、自然環境保全での幼児、そして児童教育の手本となっていていただきたいというふうにも考えております。

以上でございます。（「学校教育のほう」と呼ぶ者あり）

教育部長（佐藤健二君）

農地・水・環境保全向上対策のためということで、学校ではどうするかということでございますが、農政課との連携はもとよりでございますが、学校での理科や社会、総合学習の時間での学習、体験活動を通して、農地・水・環境の保全の大切さを学び、それから学んだことを発表する場などを通して、微力かもしれませんが、地域の人々に関心を持っていただけたらと思っているところでございます。

特に実習田授業での稲作はモチ米がほとんどでございます。このモチ米を収穫し、地域を挙げてもちつき大会が行われており、学校にも多くの方々が集まっただいて御指導いただいております。このような中での情報の交換なども大切であるかと思っておりますので、こういう場を有効に活用していくようにしていきたいと考えております。

以上でございます。

14番（龍 益男君）

次に、4番目の関連団体との連携でございますが、農業体験実習田が今後安定的に継続するためには、さっき申し上げられました、JAを中心とした各種団体との組織の理解を求めべきだと思いますが、この点どのように対応すべきでしょうか。できれば、学校教育課と農政課の立場から、またよろしく願います。

教育部長（佐藤健二君）

農業体験実習を今後安定的に継続していくためには、JAを中心とした各種団体との連携が必要と思われるがという質問でございますが、農業体験事業を将来的にも継続していくためには、議員御指摘のように、JA柳川などの関係団体との連携が不可欠と思っております。今後は、市の農政課と協議しながら、JA柳川などの関係団体との連携を深めてまいりたいと考えております。よろしく願います。

産業経済部長（田島稔大君）

農政課のほうといたしまして、関係団体との連携でございますが、まず集落営農組織につきまして、今、麦と大豆の交付金を受給できる組織として出発しておりまして、効率的な経営安定化のために5年以内の法人化を目指すというふうなことで、今一生懸命努力をいただいているというところでございます。

その組織拡充への市やJAへの指導、助言の一つといたしまして、組織の余剰労働力として女性、そして高齢者の方によるハウレンソウとかジャガイモ、ニンジンなどの露地野菜の栽培促進を考えております。これの延長といたしまして、今後集落営農組織と協議を重ねていきながら、収穫体験田用地の確保をお願いして、そしてまた、高齢者等の方々によります学童への栽培指導を兼ねることができればなど、そういうふうを考えているところでございます。

また農業は、植物は栽培、耕作したり、また動物を飼育することによって、人に有能な植物、または動物を得ることを本来の目的とする産業でございますとともに、これ以外に、国土の保全機能、そして有効な景観の形成機能、そして文化の伝承機能と、そういった多面的な面もございますので、このことにつきましても、食育教育を通じて子供たちへ享受できればなどというふうを考えております。このような角度から、関係団体との連携につきましても、JAはもちろんのこと、担い手育成総合支援協議会、そして、先般柳川市と柳川農協で発足をいたしました柳川市農業振興対策協議会等々で、あらゆる面での農業問題に対する協議を

密に行いまして、共通認識のもと、柳川市農政に取り組むとともに、農業者やそういった関連団体との連携もまたさらに深めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

14番（龍 益男君）

今の農政は今後5年間で個人、あるいは集落等が法人化されようとしております。各種団体とかの組織にはこういう考え方、移動などを教育、あるいは農政の現場からぜひ行動していただいて、日本農業の変わり目、節目だと思いますので、学校教育を中心として、農政のほうにも理解してもらうように、これはお願いでございます。

最後になりましたけれども、教育長へお願いします。

小学校の卒業式等、楽しかった思い出には必ず体験学習は語られております。そういうぐらい、子供たちは大きな影響力があると思います。

今、社会では、学力低下などいろいろ言われておりますが、総合学習、ゆとり教育のあり方の中での体験実習田について、教育長の考え方をお願いいたします。

教育長（上村好生君）

農業体験実習をしますことによって、例えば、苗づくりから田植え、稲刈り、もちつき、発表会、地域の方との連携、大変素晴らしいことでございます。

今、龍議員おっしゃいましたように、最近各方面から学力の低下、この批判を非常に受けているわけございまして、先般の中央教育審議会におきましては、基本方針をゆとり教育から確かな学力の向上に方向転換する、そのようにしておるところでございます。（発言する者あり）また、文部科学省も、ことしの8月31日に学習指導要領改正案が出ましたが、その中で、総合的な学習の時間を週1こま程度減らすと、そのようにしておるわけございまして、その時間を主要教科の学習時間に充てるようにすると、このように言うわけでございます。

実習田活動というのは、今後は少ない時間の中での運用を強いられることになるのではないかと、そのような心配をしているわけでございます。しかしながら、農業体験実習は、子供たちが農業に関する理解を深めるとともに、食の大切さ、それを認識いたしますとともに、食への感謝、あるいは地域との触れ合い、そのような心をはぐくむために必要な教育であると思うところでございます。

今後とも、学校の実態がいろいろ違いますけれども、実施できる条件が整う学校におきましては継続して行うことが大切である、そのように考えるところでございます。

以上でございます。

14番（龍 益男君）

教育長の考えは、私もそう思います。

最後に、次の世代を担う子供たちに食の大事を教えることは今一番大切なことだろうと思

います。農業体験実習田を通して、子供たちが健やかで健康に育つことを私は祈念いたしまして、この農業教育についての質問を終わります。

次に、環境水利の件でございます。

さっき、経緯の中で申し上げました多数の土地改良区で、大型幹線水路の総延長は新柳川市にはどのくらいあるのか。また、護岸の状況はどうなのか。御回答をお願いします。

産業経済部長（田島稔大君）

ただいまの龍議員の質問に対してお答えいたします。

まず、土地改良事業におきまして造成された市内の幹線クリークの総延長でございますが、国営と県営水路を合わせまして約105キロでございます。そして、そのうち、護岸の状況は、水路ののり面の両岸が整備されたものにつきましては約53キロ程度でございます。整備率にいたしまして、約51%というところでございます。

以上です。

14番（龍 益男君）

ありがとうございました。

次に、安全と生活環境の確保ということでございますが、大型幹線水路には管理道路がついておりますが、その道路は生活道路として活用されております。通学道路、遊歩道、散歩、ジョギング等、大いに利用されております。また、消防の水利としても重要な役割を果たしているのは言うまでもございません。

このような状況の中で、交通事故、水難事故、転落事故等が報告されております。安全に対する考え方はどう対応されておりますか。特に、さっき森田議員からの指摘がありましたように、緊急を要する箇所等、ロープで規制されているところなど、危ないところが数多く見られます。また、ガードレールそのものが危機的状況にあるところもございます。今後の対応の仕方は、これに関してはどういうふうな考えを持って対応していただくのか、御答弁をお願いします。

産業経済部長（田島稔大君）

2つ目の質問でございますが、安全と生活環境の確保についての中のみまず安全性に対する考え方と今後の対応でございますが、土地改良事業では、道路はクリークの管理用道路という位置づけで造成をされているところでございますが、議員が申されますとおり、現在、生活道路として多目的に利用されております。この実態に合わせまして、現在、この管理道路は市道ということで認定をされ、現在建設課において管理をされております。そして、豪雨で路肩やのり面が被災を受けた箇所については、道路災害復旧工事等に対応を行っていただいているというところでございます。特に緊急に補修等を要する箇所につきましては、木さく工事、そして簡易舗装等による対応を行って、安全確保を行っているというふうなところでございます。

また、水路の管理者であります水路課といたしましては、幹線クリークののり面崩壊に対しましては、クリークが農業用水等の貯水、そして送水路として極めて重要な役割を果たしており、クリークの防災機能回復の観点から、現在県営のクリーク防災機能保全対策事業で計画的に整備を進めているというところでございます。

整備の内容といたしましては、のり面を緩やかに保ちまして、ブロックマット等で保護を行いまして、一定の間隔、約100メートル程度でございますが、階段の設置、そして小段の設置等を行って整備を行っているというところでございます。そしてまた、国営水路につきましても、また来年度より、のり面对策事業として整備を行っていくという計画であります。

また、今後関係課で連携をとりながら、幹線クリークの整備を進めるとともに、危険箇所や新規整備につきましても、安全対策等に十分配慮をして進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

14番（龍 益男君）

御答弁ありがとうございました。

次に、生活環境の件でございますけれども、本年3月議会に提案されました水憲法によりますと、合併に伴い、対象を新市全体に広げ、掘割とその周辺の希少な動植物を将来に継承することや、護岸工事の際は、生態系を崩さないよう自然工法を用いるなど配慮するとなっておりますが、この件についての対応の仕方、対応していることについての御答弁をお願いします。

産業経済部長（田島稔大君）

まず、生態系を壊さない自然工法についてということでございますが、現在も場所や事業メニューの目的などによりまして魚巢ブロック、そして環境型ブロック、そして自然石、雑割でございますが、そういった材料を使いながら環境に配慮した取り組みも行っているところでございます。しかし、費用対効果も当然考慮をしなければなりませんので、今後条例の趣旨も踏まえながら、施工箇所等を十分検討いたしまして対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

14番（龍 益男君）

御答弁ありがとうございました。

マスコミ等で、今そういう環境に配慮をした工事の仕方等、いろんなことが報告されておりますので、随時そういうことも勘案しながら取り入れてやっていただきたいと思っております。

水憲法のことが出ましたのでちょっとお伺いいたしますけれども、行動策定への審議会が10日からスタートということで新聞に発表されておりますけれども、その中で、委員は公募、各分野の代表や学識経験者となっておりますけれども、私たち議員としてもこれには絶対参

加して、掘割を生かしたまちづくりには審議すべきだと思いますが、議会代表はなぜ入っていないのか、その点、考え方をお願いします。

総務部長（山田政徳君）

10日にスタートしましたまちづくり審議会、これ条例に基づく審議会でございますが、それに市議会議員の皆さん方が御参画いただいておりますと、なぜかということでございますが、これについては、公募委員とか、一般の団体代表とか、そういった方々が御参画いただいているようでございますが、議員さん方には事業計画の煮詰まる中間とか、後段とか、そういったところで十分御報告をさせて、説明もするというところで御了解いただきたいと思います。

以上です。

14番（龍 益男君）

わかったような、わからないようなことでございますけれども、とにかく議会としてもぜひこういうことには参加してやらにや、私たちは市民の代表だから、ぜひできる範囲内で、これはもうスタートしてしもとるけんしょんかばってん、やっぱり議員の方々の意見も取り入れるべきだということをお大きな声で申し上げておりますので、今後取り組みをよろしくお願いしておきます。

次に、財政の厳しい事業者によっては規制等で困難な面も護岸等とかはあると思います。今度、総延長の残った53キロ、この部分は今後、今までの工事等踏まえながら、どういう計画で、どういう方法でやっていくのか、今後の計画をお願いします。

産業経済部長（田島稔大君）

のり面の両岸が整備されているのが53キロと、先ほど整備率にしまして51%というお答えをしたわけですが、この残りの部分につきましても、基本的に、県営水路につきましてはクリーク防災機能保全対策事業、そして、国営事業につきましては、のり面对策次期事業で整備を進めていきたいというふうに考えております。工法的には、先ほども述べましたように、のり面を緩やかに盛った、そしてのり面を、ライニングと言いますが、そういった形で整備をやりたいというふうに考えております。

以上です。

14番（龍 益男君）

大型幹線としては本当に事業費等多くかかるとは思いますけれども、自然を大切にしながら工事の遂行をよろしくお願いしておきます。

最後になりますけれども、この問題について、総括的に市長の考えをお願いします。

市長（石田宝蔵君）

今、龍議員からお尋ねがありました。水路の護岸、あるいは環境に配慮した整備、費用対効果を考えながらということ、当然、御指摘のとおりだと思います。

今、部長が申し上げましたように、この柳川市内、国営水路、県営水路については、先ほ

ど申し上げました100キロ程度ですけれども、中小のクリークを合わせますと大体延長930キロ程度だと、こういうふうに聞いております。特に今回、今御指摘いただいておりますのは、土地改良事業ででき上がった国営水路、あるいは県営水路等がございます。県営水路については、一番今補助率のいいクリーク防災事業、これがおおむね約半分程度の事業が進んできているというふうに理解しておりますが、これは大牟田、旧高田、みやま市含めまして久留米まで関連する自治体がございます。これについては、やはり予算の確保について大変国が厳しいことも言っていますけれども、各首長ともどもに事業の、あるいは補助の継続をということ強く要請をしているところでございます。

それから、今年度で国営事業が筑後 福岡県側の筑後川下流土地改良事業、これも公益的なものですが、国営水路の直接的な事業が今年度をもって終わるということで、あとは管理の面に入ってくるわけです。したがって、一番心配しておりますのは、国営水路はクリークの幅が広い、しかものり面の崩壊が非常に進んでおるといったことで、新たなクリーク防災事業にかわるような かわるようなといいますか、同じようなレベルでの堅持、国営水路の次期のり面対策、この事業ということの早期着工を、これも同じように要請をしているところでございます。当然、霞ヶ関、あるいは永田町関係につきましても、そういったものについての強い要請をしているところでございます。農水省もちろんですが、財務省、こういった関係省庁にも要請をしているところでございます。それは、地元の国会議員の先生方のお力添えをいただいて、御支援をいただくというふうに思っております。

ただただ、やはり議員おっしゃっていただいておりますように、国も事業等の見直しをかなりやっております、公共事業には逆風が吹いていることも事実でございます、ただこれらについて、やはり費用の、金のかからないといいますか、同じような事業においても過重設計にならないような、また、しかも環境に優しい、配慮した、そういったものをということ、逆に私どものほうから提案をしているところもございます。したがって、先ほどのマット工法だとか、そういうものも箇所によっては広報として新たに変わっていくものもあるのではないかなと、こんなふうに思っております。いずれにいたしましても、のり面崩壊受けないように、そして安全面にも配慮したそういった事業である、そういった採択ができるようにということ強く国、県へ要請をしているところでもございますので、またお力添えをいただきたいと思います。

14番（龍 益男君）

ありがとうございました。

結びになりますけれども、大型幹線は給水の父と生態系の母だとも言われております。そういう重要な役割を持っております。生態系の崩壊で、今柳川ではジャンボタニシ、ブルーギル、そして今度はブラジルチドメグサなど、けったいなものが我が物顔で繁殖しております。生態系の崩壊は、大型幹線より爆発的に広がるおそれがあります。希少な動植物を将来

に残すため、水憲法を守り育て、安心・安全のまちづくりをお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

これもちまして、龍益男議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をとりたいと思います。

午後 3 時19分 休憩

午後 3 時35分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 5 順位、18番近藤末治議員の発言を許します。

18番（近藤末治君）（登壇）

18番近藤でございます。議長の発言許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

まず、1点目でございますけれども、市政一般について。(1)といたしまして、人事異動後の職員の責務についてお伺いをいたします。

職員の人事異動につきましては、毎年 4 月定例異動が行われ、適材適所に職員を配置されまして、市民サービス向上に向け、新体制でスタートするものと思います。しかし、さきの 6 月議会での矢ヶ部議員の質問に対しまして、高田大和庁舎長がこのような答弁をされました。「わからないものはわからないと。私も、ずっと以前からこれに携わったわけでございませぬし、現にお世話というか、この事務に携わりましたのも、今回、19年 4 月からでございます。以前のことは存じませぬ」、私はこの答弁を聞き、もう本当びっくりいたしました。また、啞然ともいたしました。なぜならば、異動時には事務引き継ぎを当然行うでしょう。特に重要な事項等は、書類にいたしまして新しい後任者へ引き継ぐものと思いますが、人事権をお持ちで任命権者でもあります市長に、このことについてお伺いをいたします。

次に、(2)市報について。市長日記でございますけれども、お尋ねいたします。

新市になりまして、現在月に 2 回の市報が各家庭に配布されます。その 1 日号には、市長日記という欄がございます。ここに、本年 4 月 1 日号を持ってきておりますけれども、この中で、議員の一般質問とは、市が処理している自治事務と法定受託事務が対象ですよ。しかし、残念ながら、新市誕生丸 2 年になるけど、今回も行政に関係のない質問が繰り返されたと記せられています。（「そうだ」と呼ぶ者あり）しかも、これわざわざ振り仮名まで打ってありますけれども「こんもうかいかい、そにしてもらさず」、私は学がないのでこれは「天網恢恢、疎にして漏らさず」にしか読めないのですが、市長はどのような市政運営をされようとしているのか、また行われるのか、お尋ねすることも一般質問のうちに入るのじゃないかと思います。

そもそも、市報の目的は、市の状況や行事、その他行政にかかわる事柄を市民の皆さんにお知らせするものと思います。市長の思いを、自分の思いを、市報を使って市民に知らせると、こういうことは私はどうかと思いますが、いかがでしょうか。

なお、壇上からの質問はこれで終わります。残りの質問につきましては自席で行いますので、よろしく願いいたします。なぜならば、あとの質問は進捗状況等が過去にさかのぼっての質問になると思いますので、6月議会の答弁のように、過去のことはわからないと言われてましたら私の質問になりませんので、壇上からの質問はこれで終わります。

市長（石田宝藏君）

まず、この近藤議員のお尋ねは市政一般、人事異動後の職員の責務、市報やながわの市政だより、市長日記の欄のこの2点であろうかと思いますが、近藤議員も御案内かと思いますが、やはりサラリーマン、勤労者にとって、この人事異動というのはだれしもが経験をするものでございまして、特に柳川市の場合は、毎年4月1日を定期異動ということで行っていること、御案内のとおりかと思えます。ただ、この人事異動が行われまして、内部の事務担当者がかわったとしても、その基本的な姿勢、業務内容、あるいは社会的な活動理念は変わるはずはございません。また、事務引き継ぎという形で後任者に業務が継承されるということは、長年職員として奉職いただいた近藤議員御案内のとおりだろうと思えます。

そこで、お尋ねの6月議会での高田大和庁舎長の答弁に関してのお尋ねでございますけれども、本年4月から、庁舎長の担当する事務内容が一部変更されました。新たに、庁舎ごにも補助金、こういうふうに補助金を取り扱う事務についても、その事務が加わったということもございまして。このため、当然4月に事務引き継ぎを行う際には、前任者からの規定に基づきまして事務引き継ぎを受けておりますし、内容も理解をしているはずでございます。したがって、私は庁舎長のさきの発言の趣旨は、議員が御指摘をされるようなことではなくて、自分が担当する以前のことはわからないと、知らないとの受け方を私はいたしておりません。この発言が本会議で、しかも一般質問の席上であったことを考えますと、むしろ庁舎長としては親切に、しかも正確に、間違いのないような答弁をしなければならないというふうに判断をされたのではないかなと、そういうふうに思っております。

その1つの事象をとらえてみると、そのような御指摘もあつたらうと思えますけれども、その後、矢ヶ部議員から緊急質問が行われました。庁舎長については、過去に保存をしておりましたさまざまな書類、こういった事柄も答弁をし、あるいは資料等も提供をしているところ、御案内のことかと思えます。まして、庁舎長については、長い行政経験も積んでありますし、自信がなくてあいまいな内容でお答えすることは、かえって無用の混乱を招くであろうというふうに承知をしておるといふふうに理解しております。議員におかれましては、この大所高所からの御指導と、これについての御理解をいただきたいと、こんなふうに思います。

それから、市報についてどうなのかということですが、市長の日記、これは行事や市役所の市政の一般的なことを市民に知らせるためのものだと思うけれども、4月1日の市長日記では、議会の一般質問のあり方まで触れられているという御指摘でございます。

言うまでもなく、市報の目的は、行政の広報広聴活動、この業務の一端でございます。議員も御指摘のような行事、市政一般であり、行政課題などをお知らせし、理解をいただくための伝達役割も担っていることは御承知のとおりでございます。市民の皆さんから行政に寄せられます声は、さまざまなこのつい先般の移動市長室もそうですけれども、広聴活動の一環であり、市役所にかかってまいります私への電話、お手紙等も、こういったものも広聴活動の一環でございます。こういったものについては、真摯に受けとめなければならないわけでありまして、議会での執行部の対応、これも行政の一環であるというふうに理解をいただき、市民の皆さんから指摘される疑問点については、正しく説明をする必要、その責任がございます。

今回、ここにいらっしゃる議員さん方、あるいは職員さん方等は、十分議会の中での一般質問については、自治事務、あるいは法定受託事務、こういったものの範囲ということをお理解いただいておりますけれども、何でもかんでも一般質問をやってよろしいということではないわけですね。したがって、市民の皆さん方からそういうお問い合わせ、お尋ねがあるときには、そういうふうなものはやはり行政としては正しくお知らせをしなければならないという責任がございます。したがって、きょう傍聴いただいている方、あるいはテレビ中継モニターでごらんになっている方、一般の市民の多くの方々に解説することは、行政としてはこれは当然のことでございますし、やはり行政情報を伝達する、さまざまな出来事、特に市長がどのようなことを考えているのか、これも一つの大きな、市民の皆さんに対する私は当然の知る権利でもありますし、知らせる責任もあるのだというふうに思っております。広報は当然公のためのものと判断をして、この市長日記の欄、これは町長時代から書いてきたことでもございますし、そういったものについての御理解をいただくんじゃないかなと思っております。

18番（近藤未治君）

それでは、(1)について2回目の質問を行いますけれども、今、市長は何か事務内容が変更されたから担当以前のことはわからないというようなことで庁舎長が答えられたというようなことを言われましたけど、幾ら事務内容が変更されても、それは引き継ぎはするんでしょうが。ですから、今回私がこのような質問をなぜあえてしたのかということで、さきの答弁を市長はどのように感じられたんですか。うまく答えているなどが、いやこれはちょっとまずいなとかいうお考え、どうやったですか。

市長（石田宝蔵君）

まずいなとか、うまく答えているなどが、そういうことは考えません。やはり議員に的確

な、正確なお答えをしなきゃならないということで、そのときは随分ちゅうちょされたんじゃないかなと、こんなふうに理解しております。

18番（近藤末治君）

それでは、ちょっと例えて申し上げてなんですけれども、市民の方が窓口に来られます。いろいろお尋ねになると思うんですよ。それに対応した職員が、もちろん名前をつけていますからわかります。その職員が市民の方に、いやそんなこと言われたっちゃ、私は4月からここになっとるけんがら、わかりませんばんもとそう答えて、そのことが市長の耳に入ったら、その職員に対してどういうことをされますか。

市長（石田宝蔵君）

それはさまざまな対応の仕方があるろうかと思います。まず大事なことは、自分でわからなければやはり上司に聞く、前任者に聞く、そしてまた、その判断を仰いで、おいでになった方が納得いただけるような形で説明を申し上げる。これが、やはり望ましい接遇の、対応の仕方じゃないかと思います。

18番（近藤末治君）

もちろん市長、それはほとんどの職員は新しい職場に移動したら、その職責に対して一生懸命勉強されて、そして市民のために頑張ろうという職員ばかりだと思います。

そして、こういう、市長は人を見る眼力が物すごくおありの方と私は思っていますから、今後そういうことで、職員の配置とかに対しても十分お考えいただいて、もうせめて4月から、この職場になったから私はわかりませんか、そういうことを言われたいようなことで御指導をお願いしたいと思います。

それでは、私の、あとの2と3について御答弁はいただけますか。（発言する者あり）

市長（石田宝蔵君）

2と3というのがわかりませんでした。（発言する者あり）

18番（近藤末治君）

私だけわかってなんでしょうけれども、壇上からは2番の道路問題について、3番の市民要望について、これは進捗状況をお尋ねするから、今先ほど申し上げましたように、私は4月からなっているから知らんというお答えをされたら、私は答弁できませんから、そういうことに対してはお答えいただけますかということをお尋ねします。

市長（石田宝蔵君）

これは、私が答えていいものならばお答えさせていただきますけれども、事務的な進捗状況、これについては部長なり、課長なりそういうところから、数字的なものでありますので、正しく伝えたほうがいいんじゃないかということで、答弁させたいと思います。

18番（近藤末治君）

ありがとうございました。

それでは、(2)の市長日記について再度お尋ねをしたいと思えますけれども、やっぱり市報の役目というのは、今市長おっしゃったように、市の状況とか行事その他、いろんなことをお知らせするというのが市報の役目じゃないかと思うんですけれども。

ただ、私がこの市長日記を毎月1日号、楽しみながらといいますか、市長がどういうことを書いてあるかなと思って読んでいるとこれは、市長が先ほど言われました、市長としての考えだけじゃないような私は受け取り方をするんですよ。市長の思いですよ、考えじゃなくて、自分はこのようにふうにしたいと、そういうふうな思いがこの市長日記に入っていると思うんですよ。ですから、このような、ちょっと私から言わせれば、市報を自分の思いだけに使われるような市長日記はどうかと思いますけれども、いかがでしょうか。

市長（石田宝蔵君）

私は先ほど答弁いたしましたけれども、確かに近藤議員御指摘されるような意見もあるかと思えます。ただ、公という立場、例えば行政で、市としてさまざまな課題を抱えておる。こういうものについては、市報としては賛成、反対、賛否両論もあるでしょう。また、行政としてやらなきゃいけないもの、こういうものも、時としてやはり市民の皆さんに理解を求めなきゃいけないこともあるかと思えます。また、市がやろうとしておること、あるいはこれからやらなきゃいけないもの、こういったものも、やはり市としてのボールを投げるといいますか、思いというのではなくて、私的な見解ではなくて、市民のためのものであるとするならば、これは当然その中に、一月1回でございましてけれども、月1回特に印象が残ったこと、またこういったことがやっぱり市民の中にあるんだなということ、こういったほうの考え方を、市民の皆さんから寄せられた声をやはり伝えるということも、当然私は市長として大事なことではないかなというふうに思っております。

18番（近藤末治君）

ありがとうございます。

ただ、市長として皆さんにお知らせする、そういうことはいいと思うんですけれども、もう私がちょっと危惧するのに、もう市長選挙もあと1年数カ月後にはありますよ。それに対して、このような書き方をされて、自分はこうしたい、けどなかなか議員の理解が得られない。もうそういうふうなことを書かれないのかなという危惧を私はしておるわけですよ。私の文章の解説が仕方が悪いのかどうか知りませんが、4月号にも書いてあるでしょう、ここに。先ほど壇上からでも申し上げましたけど、一般質問とは市が処理している自治事務でしょう、それから法定受託事務。そして、今度はこういうふうに書いてあります、今回の議会でも、2年前の市長選挙収支報告書問題など、行政に関係のない質問が繰り返された。いわば、この質問された議員は、あなたは一般質問の仕方ば知らんですよと私は理解するんですが、市長どんなですかね、これ。

市長（石田宝蔵君）

私は、市民の皆さん方がよくおっしゃいますのは、市長に聞くと何でんわかるというふうに、こう思っていられる方が多いんですよ。だから、教育委員会、教育関係、学校関係にしては、教育委員会という委員会があって、教育長の権限のところなんですね。選挙に関しては選挙管理委員会が、行政の独立委員会がございます。人事の問題の不利益処分等を受けたところについては、公平委員会という行政委員会がございますね。これはもう近藤議員御案内のとおりです。その領域のものもやはり正しく知らせなきゃいけないという部分は、当然こういったものの中に私は出てくると思います。

これは、ただただ、この市長選挙ということは、これ政治の問題でしょう、選挙というのは。これは行政の中にやっぱり持ち込むべきではないと私は思います。

18番（近藤末治君）

そういうことで、市長が行政のことだけで市長日記ということで出されれば、私は危惧はしませんけれども、どうも私が今まで楽しみに読んでおったのが、そういうふうな市長の思い、自分の思いをこれに書き込んであるようですからお尋ねをしておる。

ここには、ちょっと9月号がありますけど、これお持ちですか。9月号に、ここにこういうことがあるんですよ。「移動市長室での収穫を生かす」という見出しの中ですね。最後に、「ただ「議会だよりの編集」は、執行部の権限外であり、議会の議事録については、あめんぼセンター図書館で閲覧できることや、来月から市のホームページで公開を予定していることも、ご理解願いたい」と、これどういう意味ですか、市長。

市長（石田宝蔵君）

これは移動市長室、柳川でございました。これは旧1市2町もあったんですけども、この中で、議会だよりの編集について私どもにお尋ねがあったんですよ。私どもは議会だよりの編集には、これは携わることはないですよと。だから、部分的なものだけではなくて、なるべく全部見られるようにという、そんなふうなお尋ねでございました。それは、やっぱりそんなふう思っていられる方、たくさんいらっしゃるんだなと。ここに来れば議会だよりの、あるいは見られると思いますけれども、それはどういうところにあるのかというのは、これはむしろ市民の皆さんが思っていられることに対するサービスじゃないかということで、そういった答えをしているわけでございます。会場でももちろんやりましたけれども、市民の皆さん、どういうところでごらんになれるのか、これは当然行政としてもやはり知らせておくべきだというふうに理解をしていただきたいと思います。

18番（近藤末治君）

ありがとうございます。

ただ、今、市民のサービスのためにそういうことを言ったということですが、あめんぼセンターに行かれている方、またホームページを持ってある方は市民の何%ぐらいいらっしゃいますか。議会だよりを、本会議での議案に対する審議等を、こういうことで全戸にお知ら

せをしようということで今回創刊されたんですよ。これが市民サービスじゃないですか。わざわざこげんかついらんぞち、あめんぼセンターに行くぎったあるぞというような意味合いと私はとりましたから質問をしているんですけどね。

この議会だよりの創刊に対しても、議長があいさつをされております。いろんなことを各家庭にお知らせをし、一層の御理解と御指導をいただき、さらなる本市の発展に取り組んでまいりたいと、そういうことでこの議会だよりが発刊したんですよ。これを逆なでするような、私市報読んでから、これはそんなら、あめんぼうセンターに行くぎっと、議会だよりでんなんてん要らんじゃっかいとそういうふうな意味を持ったので、そういう質問をしたんですよ。

市長（石田宝蔵君）

決してそういうことではございません。議会だよりは、やっぱり議員さん方の活動でございますので、それは当然出されているわけですね。ただ、一部始終を見たいという方、こういう方のお尋ねでございましたので、ダイジェスト的なものとしてではなくて、じゃあどこで見られるのかということでしたので、そういったことでお知らせ的に理解いただけることを書いているわけです。決してそういうことじゃございませんよ。議会だよりが云々とか、そういう話もございません。

18番（近藤末治君）

ちょっと私の質問がやっぱり市長には勝ちませんので、なかなか的を射ないようですが、その一部始終を市民にお知らせすると、議会で議論されるのをお知らせするというのは議会だよりを発刊した。これについては、市長はお認めいただいておりますか。

市長（石田宝蔵君）

これは、求めておりますから予算も提案しているわけですよ。その辺は誤解がないようにお願いしますよ。ただ、一部始終こういったやりとりを、やはり記録を見たいと。どこで見られるのかというお尋ねでございました。

18番（近藤末治君）

そしたら、旧柳川、三橋では、今まで月に1回でございました。これが、新市になって2回市報が出されております。これは必ずしも2回必要なんでしょうか。1回まとめて市民の皆さんにお知らせをするということはできませんか。1回出すことに対しての経費、これは幾らぐらいかかるのか、そういうことも節約にはなるんじゃないかと思えますけれども。（「なじみの薄いけん迷惑しとっと」と呼ぶ者あり）

市長（石田宝蔵君）

これは移動市長室でも御意見として出されました。また、区長会の役員会でも出されております。もちろん、これについては検討をしているところでございます。

このコスト等については、担当のほうから説明を答弁させたいと思えますけれども、1回

でそのボリュームがそこで収納できるのか、行政情報としてできるのかどうなのか。ただ1つは、議員理解していただきたいと思いますのは、1月に2回出ておりますのは、合併協定の中でそういうふう申し合わせてなっているんですね、合併協定。月2回発行すると。したがって、そういうものもクリアしなければならないという問題もございます。

担当のほうからコストについては御説明をさせたいと思います。

企画課長（大坪正明君）

広報紙について御説明を申し上げます。

現在、印刷の経費は1ページ当たり0.55円、55銭でございます。これは税抜きの値段で、1日号が大体平均して24ページほどございますので、1冊が約15円、それから15日号が平均して16ページほどございまして、平均で大体1冊10円程度できております。これの1年間の発行の経費が7,000千円弱ということでございます。（「これは2つ合わせて」と呼ぶ者あり）2つ合わせてです。（発言する者あり）

18番（近藤未治君）

それでは、私の質問の2点目、3点目についてお答えをしていただくということですので、自席からでございますけれども、2の道路問題についてお尋ねをいたします。

まず、(1)といたしまして、有明海の沿岸道路、これ今、来年の4月に向けて着々と工事をなされておりますけれども、そこら辺の用地買収、また工事の状況の進捗についてお伺いをいたしたいと思っておりますけれども、よろしくお願ひいたします。

次に、(2)といたしまして、国道385号バイパスについてでございますけれども、この路線につきましても、県事業といたしまして、国道208号線からの蓮蒲池町交差点、それから北へ行って東蒲池の交差点まで行われております。この件についても進捗状況をお知らせください。

次に、県道久留米柳川線バイパスについてお尋ねをいたします。

この路線については、以前からもう各自治体によって促進期成会等が結成されまして、長年陳情、要望がされておりますけれども、なかなか進んでいないというのが現在の状況でございます。ところが、先月の8月25日、筑後タイムズに「おくればせ事業スタート20年度」の記事が出されましたので、この事業の進捗状況はいかがでしょうか、お尋ねをいたします。

最後に、(4)といたしまして、市道高橋中牟田線についてお尋ねをいたします。

この路線につきましては、蒲池開発促進協議会から陳情、要望等が市長にありまして、市長の御英断をいただき、また柳川市として重要な路線と位置づけをされまして、平成18年度に20,000千円計上いただきまして、地元民といたしまして心から感謝を申し上げます。

なぜかと申しますと、現在の県道久留米柳川線、この交通渋滞はもう朝夕のラッシュ時はもちろん、一日じゅう渋滞が続いておるわけです。そこで、今回高橋中牟田線をセブンイレブンの小井手橋の信号から西の方に計画をさせていただいておりますけれども、これが完成し

ますと、当然そちらの迂回をして、先ほど申し上げました385号のバイパスに乗って柳川市に入ってくると。これでかなり蒲池地区の交通渋滞が緩和されると思います。そこで、現在の進捗状況、お願いをいたします。

建設部長（蒲池康晴君）

まず最初に、有明海沿岸道路についてお答えいたします。

事業進捗率でございますけれども、平成19年8月末現在で、用地の取得率が関係人ベースで約98%、それから面積ベースで約98%となっております。また、工事進捗率につきましては、着手率は100%でございます、進捗率が約21%となっております。

なお、現在のところ、有明海沿岸道路は暫定型での整備、これ御存じのとおり、自動車専用部のみの区間と、一般道併設区間は一般道整備をやるということで、そちらを早くという暫定型でございますが、供用開始時期は現在のところ平成20年春ということになっております。

次に、国道385号バイパスでございますが、計画延長3.86キロメートルのうち、柳川市分が1.96キロメートルでございます。事業進捗率でございますけれども、平成18年度末で、用地取得率約69%、建物等の補償進捗率約96%、工事進捗率が約17%となっております。

今後の事業展開の予定でございますけれども、平成20年春供用開始予定の有明海沿岸道路にあわせまして、国道208号から東蒲池交差点までの区間を重点的に整備するというので、同時期の供用開始を図るということになっております。それ以北の区間につきましては、平成22年度の完成を目指すということで、今進められておるところでございます。

続きまして、県道久留米柳川線バイパスでございますけれども、現在、平成20年度末の都市計画決定に向けての作業を進めておるという状況でございます、今後住民説明会を開催して、計画概要を地元住民の皆様にお知らせするということになっております。その後、都市計画決定の手続きが終わり次第、速やかに20年度末ごろには事業着手をするということになっておるところでございます。

最後に、市道の高橋中牟田線でございますけれども、この市道高橋中牟田線は、先ほど言われましたように、柳川市西蒲池の国道208号線と三橋町磯島の県道柳川筑後線を結ぶ約4.2キロメートルの路線でございますけれども、第1期工事で約1.7キロメートルが完成しまして、平成16年末に供用開始をしております。現在、第2期工事として、県道久留米柳川線の矢ヶ部交差点から国道385号までの約1.3キロメートルを平成18年度から事業着手しているところでございます。平成18年度は路線測量及び基本設計を行っておるところでございます、本年度は詳細設計と、それから用地取得、物件移転補償、こういったものを行いまして、来年度から工事に着手できるよう、取り組みを進めておるという状況でございます。

以上です。

18番（近藤末治君）

ありがとうございました。

それでは、再度でございますけれども、今有明海沿岸道路の工事着手が100%で、進捗率が21%となっているとお答えいただきましたけど、私、蒲池に住んで、実際に有沿のところを通っておるんですけれども、現在の工事状況として余り進んでいないようなんですよ。これ、来年の4月ですよ、供用開始は。これ、国としては、工事は業者に発注しているから、もう後は業者次第だということですかね。

建設部長（蒲池康晴君）

現在、沿岸道路の出張所のほうにお伺いしますと、例の矢部川の架橋の問題があるわけですが、それ以外のところについては予定どおり工事は進んでおると。予定どおりに完成できるという見込みは持っておるということでございます。

18番（近藤末治君）

ありがとうございました。

それでは、次に385号バイパスでございますけれども、現在、東蒲池の信号機まで20年春、有明海沿岸道路の供用開始に合わせて整備をされております。

私がちょっと聞いたところによりますと、その後385号の工事については、大川のほうに行くということを聞いているんですよ。なぜこういうことを申し上げるかとお申し上げますと、先ほども申し上げました高橋中牟田線のバイパスが、この信号から380メートルぐらい北のほうに計画されております。そうすると、当然その区間が繋がらないと、高橋中牟田線の道路の事業効果といいますか、それも発揮できないし、そこら辺が県の土木事務所としてはどのようなお考えを持っているのか。

建設部長（蒲池康晴君）

東蒲池交差点から以北の分でございますけれども、この間については、この工事が385号線のバイパス工事ということで、国道大川市の442号から柳川市の208号までという事業でございますけれども、20年春供用開始の沿岸道路までは、そういうことで東蒲池交差点までを供用開始するという予定で進みまして、その後については442号線側と、それから柳川市側と両方から進めていきたいという考えであるようでございますので、まずは沿岸道路を中心に持ってきて、あとは大川市、柳川市両面から工事を進めていくというふうなことで、県のほうからはお伺いしているというところでございます。

18番（近藤末治君）

ありがとうございました。

両方から進めていただくというお考えを持ってあれば、私の懸念することはございません。

それともう1点、ちょっとお尋ねしていいかわかりませんが、これは水田大川線と交差をしますですね、385号からずっと北のほうに行きますと。その交差点改良については、県はどういうお考えをお持ちでしょうか。

建設課長（白鳥道幸君）

国道385号と県道水田大川線の交差点のところ、用地買収等でも今ちょっと一部難航いる部分がございますが、その件につきましては、県のほうとしても、まだこれははっきりしたところございませんけれども、一部工事内容をちょっと調整したいという考え方はあっております。ただ、まだこれが県もなかなか公表できん分もちょっとあるようです。一部内容だけを変更して一応当たりたいということを考えているようでございます。

以上です。

18番（近藤未治君）

ありがとうございました。

それでは、(3)の久留米柳川線でございますけれども、平成20年度末の都市計画決定に向けて作業を進められたということですが、私もこれ実は以前担当しておったんですよ。大体ルートの的には頭の中にはあるんです。ところが、もう現在このルートについて開発がされてきているんですよ。ですから、今からその地元説明会をされるということですが、前もって地元の関係者とか区長あたりには早目にお話をされたほうがいいと思うんですけども、いかがでしょう。

建設課長（白鳥道幸君）

確かに、ルートの的には県のほうである程度決まっております。ただ、都市計画決定をなかなか打てない場合、なかなか公表もちょっと厳しいところがあると思います。ただ、例えば、高橋中牟田線とかその計画を、バイパスを今計画しておりますが、その辺のところについて。それと、沿岸道路の部分、そういうところの重要なところについては、地元のほうには一応話はしております。ただ、全体的なルートとしては、まだ都計を打っておりませんので、公表はまだしてございませんけれども、一応もうこれ都計が終わり次第、説明会等も開催したいということで、県のほうは考えているようでございます。

18番（近藤未治君）

この久留米柳川線は非常に長年かかっておりますから大変だと思いますけれども、頑張って地元調整を行ってください。よろしく願いいたします。

それでは、道路問題の最後でございますけれども、高橋中牟田線について、これは先ほども申し上げましたように、市長の御英断で重要な道路だというお考えで進めていただいておりますけれども。これはなぜ重要かと申しますと、先ほど言ったように、有明沿岸道路が現在の国道208号、あれから350メートルぐらい北のほうに寄るんですよ。そうすると、もう当然渋滞の区間が北のほうにまた寄ることになります。そうすると、蒲池の北矢加部、町矢加部、それから旧三橋の矢ヶ部ですか、そこら辺の住民の方々も当然この交通渋滞でかなり迷惑をされると思うんですよ。それで、小井手橋、それから西のほうへ高橋中牟田線を通って、385号を通って柳川市内に入ると、これは本当に重要な路線でございますので、もう

1日とは申しませんが、1年でも早く、予算厳しい中でございますけれども、特に御配慮いただいて、お願いしたいと思うんですけど、市長のお考えはどうでしょうか。

市長（石田宝蔵君）

確かに、近藤議員おっしゃいますように、この有明海沿岸道路、あるいは385号、442号の整備も進んできておりまして、特に三橋の蒲船津から、せっかく磯鳥抜けてすばらしいバイパスができていますので、やっぱりあれを早く通すことが蒲池地区の発展にもつながるし、柳川の外環状道路みたいな位置づけで随分交通の利便性が上がるというふうに理解しております。ただ、やはり何といたしても道路については用地買収等ございますので、どうも地元議員としてひとつ、ぜひお力添えをいただきたいと、こんなふうに思います。

もちろん、そういった厳しい財政状況の中にありますけれども、やはり路線の重点化といえますか、優先順位等も十分私ども精査して、なるべくこの柳川市の発展、あるいは交通渋滞、こういったものも十分精査した上で、メリ張りのついた予算の配分等も考えなきゃいけないと思っておりますので、どうぞ御理解いただきたいと思えます。

18番（近藤末治君）

市長から力強いお答えいただきました、ありがとうございます。と申しますのも、今さっき言いました久留米柳川線のバイパスもまだ見えないですね、有明沿岸道路も暫定で平面交差なんですよ。ですから、もうかなりこれ高橋中牟田線の道路は重要と思っておりますので、期待しておりますので、特段の御配慮をよろしくお願いいたします。

以上で道路問題について終わります、最後でございますけれども、市民要望の公有地の管理についてお尋ねを申し上げます。

現在、市が未利用の財産として、開発公社分を含めて36カ所お持ちでございます。このうち、先般から3カ所の売却の公募がなされております。ただ、残った官有地については、たどくいを打って、トラロープを張って、囲ってあるというような状況と思うんですよ。

蒲池地区にも市営住宅の跡地がございまして、そこにはもう雑草が生えておりまして、これから秋になるとセイタカアワダチソウですか、あれが伸びてもう花を咲かせて、その花粉が飛び交うと。これはぜんそくをお持ちの方には非常に悪いと聞いておりますので、そういうふうな十分な除草等をお願いしたいと思えます。

それから、先ほど申し上げました市営団地の中で、旧柳川市の管理でございました越棟団地、これについてですが、先ほどの道路問題の385号でもお尋ねしたんですけども、その事業を進捗するために、代替用地として特段の御配慮をお願いしたいということで、当時の柳川市長に対して、福岡県の柳川土木事務所から要望書が提出されております。市といたしましても、これはもう早期に385号もつくっていただきたいということでございますので、そのような要望に対して、どのような対応をなさるのかお尋ねをいたします。

総務部長（山田政徳君）

まず1点目の普通財産の管理の面でございますが、なかなかたくさん普通財産ございまして、完全な目配り、気配りできませんけれども、できる限り市民の皆さん方の御迷惑にならないということで、シルバー人材センターに委託をしまして、定期的に除草をしております。

2点目の越棟団地の件でございますが、今のところ、市としては売却の方針を持っておるところでございますが、先ほどの公共事業の代替地としての話でございます。これについて、代替地として有効に利用され、事業がスムーズに進むということであれば、その内容等を十分に検討して適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

18番（近藤末治君）

ありがとうございました。

市といたしましても、この385号の早期実現にはかなり要望しておりますので、先ほど部長が御答弁なさいましたように、そういうことで公共事業の代替地ということについて特段の御配慮をお願いしたいと思います。

時間がまだありますけれども、私は一応これですべての質問を終わります。ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

これもちまして、近藤末治議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りをいたします。本日はこれにて延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会いたします。

午後4時25分 延会

柳川市議会第4回定例会会議録

平成19年9月12日柳川市議会議場に第4回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番	島 添 達 也	2番	古 賀 澄 雄
3番	浦 博 宣	4番	熊 井 三千代
5番	梅 崎 昭 彦	6番	島 添 勝
7番	白 谷 義 隆	8番	森 田 房 儀
9番	荒 巻 英 樹	10番	藤 丸 富 男
11番	矢ヶ部 広 巳	12番	荒 木 憲
13番	伊 藤 法 博	14番	龍 益 男
15番	菅 原 英 修	16番	諸 藤 哲 男
17番	樽 見 哲 也	18番	近 藤 末 治
19番	太 田 武 文	20番	吉 田 勝 也
21番	大 橋 恭 三	22番	藤 丸 正 勝
23番	木 下 芳二郎	24番	佐々木 創 主
25番	三小田 一 美	26番	梅 崎 和 弘
27番	高 田 千壽輝	28番	山 田 奉 文
29番	河 村 好 浩	30番	田 中 雅 美

2. 欠席議員

な し

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	石	田	宝	藏
副	市長	大	泉	勝	利
収	入	木	村		仁
教	育	上	村	好	生
総	務	山	田	政	徳
市	民	佐	藤	良	二
保	健	本	木	芳	夫
建	設	蒲	池	康	晴
産	業	田	島	稔	大
教	育	佐	藤	健	二
大	和	高	田	邦	隆
三	橋	北	原		博
消	防	竹	下	敏	郎
人	事	藤	木		均
総	務	櫻	木	重	信
企	画	大	坪	正	明
財	政	石	橋	真	剛
税	務	武	藤	義	治
保	険	川	口	敬	司
福	祉	古	賀	輝	昭
学	校	龍		英	樹
建	設	白	鳥	道	幸
農	政	野	田	一	廣
水	路	武	藤	正	純
観	光	横	山	英	眞
教	育	中	村	典	幸
商	工	田	中	幸	弘

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	金	子	健	次
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事
議	会	事	務	局	庶	務	係	長	人

5. 議事日程

日程(1) 一般質問について

順位	質問者	質問事項	答弁者
1	22番 藤丸正勝	<p>1. 平成19年3月7日の一般質問での要望、又、調査結果</p> <p>(1) 沖端漁業協同組合への不正補助金の職員との二重返還の取り扱いは</p> <p>(2) 不適正事務処理は何回に分けてされたか</p> <p>(3) 警察への被害届された結果は</p> <p>(4) 不適正事務処理に関係する5名の処分は</p> <p>(5) 結婚サポートセンター(八女地区)の調査は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関連質問で第3子は柳川で小学校卒業まで責任を持って行う。 ・ 学童保育所 三橋町で中山小・矢ヶ部小2校区の早期実現を求む <p>2. 平成19年8月6日～8日まで行われた移動市長室への市民の要望等について</p> <p>(1) 合併浄化槽の早期実現へ向けての取り組みは</p> <p>(2) 旧県南女性センターの全館開放を求む</p> <p>(3) ピアス土壌調査2回の約600万円は不必要ではないか議会に返還を求める発言</p> <p>(4) ピアス跡地は売却してはどうか</p> <p>(5) 三橋町地域振興基金18億3,000万円の取り扱いとは使用目的がちがうのでは</p>	市長
2	6番 島添勝	<p>1. 市政一般</p> <p>(1) 学校の登下校の安全について</p> <p>(2) 農地水環境保全向上対策について</p> <p>(3) 市民協働町づくりについて</p> <p style="padding-left: 2em;">ボランティアグループなど市民団体へ住民税1%納める条例の導入は</p>	市長 教育長
3	19番 太田武文	<p>1. 財政関係</p> <p>(1) 本市財政健全化について</p> <p>2. 行政関係</p> <p>(1) 救急車の出動について</p>	市長

3	19番 太田武文	救急車の出動体制の問題について 救急車の出動要請の問題について 3. ピアス問題 (1) アスベスト除去について	
4	24番 佐々木創主	1. 新市建設に向けての課題と対策 (1) まちづくり	市長及び 関係部課長
5	2番 古賀澄雄	1. 農業 (1) 「遊休農地」「耕作放棄地」「休耕田」の現状と今後について (2) スローライフの対応について 2. 福祉 (1) 妊産婦健診の公費負担について (2) ハートプラスとマタニティマークのシール配布について	市長

午前10時 開議

議長（田中雅美君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長（田中雅美君）

日程1 一般質問について。

一般質問をお手元に配付いたしております日程表の記載順に行います。

第1順位、22番藤丸正勝議員の発言を許します。

22番（藤丸正勝君）（登壇）

皆さんおはようございます。22番藤丸正勝でございます。議長の許可のもとに一般質問をいたします。

質問事項は通告通り、大枠で2点であります。

まず質問内容1点目は、平成19年3月7日の定例会の一般質問で、要望、また調査の結果を御質問いたします。

その具体的内容は、沖端漁協への不正な補助金支出と職員の処分と、また二重返還の件であります。沖端漁協への不正な補助金としては、これは職員としては絶対行ってはならないということが前提でありますので、その後の調査結果を報告をお願いいたします。

2点目は、結婚サポートセンター、八女・筑後地区の調査、これをされた報告ということでお伺いいたします。

なぜこういうサポートセンターを質問するかといいますと、少子化の原因ではないかと。結婚しないためにこういう傾向が起こっているんじゃないかと。また、今現在は仲人をする方が少なくなっておられるということも原因で、今後は行政のほうで立ち上がらなくては、ますますこの少子化、人口減には歯どめがかからないと思うということで、結婚サポートセンターの運営実績を調査された報告をお願いいたします。

3点目には、第3子優遇制度の件でありますけれども、今の制度では、第3子は、第1子が小学校を卒業したら、第3子の子供は保育園、幼稚園の制度には該当しないという制度になっておるのでございますので、その後の見直しの考えはありますでしょうか。

また、少子化の時代、第3子は小学校卒業までは柳川市で面倒を見てもらいたいという要望もしておりましたけど、その御回答もあわせてお願いいたします。

また、学童保育所の件で、矢ヶ部小学校、中山小学校の設置希望を要望しておりました。その後、どういうふうに進展をなさったか、どういうふうに進展をしておるか、その結果報告もあわせてお願いいたします。

次に、質問事項2点目でございますけど、8月6日より3日間行われました移動市長室についての質問であります。

3日間で約450名の参加で開催され、市民の皆様と執行部と直接向かい合っただけの地域の要望、議会への要望など、執行部へ提言するいい機会であっただろうと思っております。市長の行政報告が終わり、市民の皆様の質問になり、行政や議会に対する関心が非常に高い質問内容だったと思っております。数多くの質問がありましたけれども、その中で、本日の質問は、多かった市町村型合併浄化槽の件、柳川温水プールの件、ピアス化粧品土壌調査費の件、三橋町地域振興基金の件など、議会と執行部とがなかなかかみ合わない問題に対しての質問が非常に多かったと思います。

この4点については、市民の皆様も随分と知識を持っておられたような感じがいたします。市民の皆様の生の声を聞く非常にいい企画だったと思っております。市民の声は毎年開催をしてほしいとの声を多く耳に聞いたところでございます。

以上の大枠で2点の質問をいたしますけれども、その後の詳細な質問等は自席のほうでお伺いいたしたいと思っております。

総務部長（山田政徳君）

まず私のほうから、沖端漁協に絡みます不適正経理の問題について。

前回、藤丸議員一般質問をされておりますが、その調査結果についてということでございますが、議員の通告されておる順番に沿ってお答えをさせていただきたいと思っております。

まず1点目の、二重に返還されたお金はどういうふうな取り扱いをしたのかということで

ございますが、当初、漁協と職員のほうから自主的に二重に返還されておりましたけれども、この取り扱いについては、顧問弁護士の相談結果を受けまして、漁協と関係職員双方で十分に話し合いをしていただきまして、その結果に基づいて5月(110ページで訂正)に返還をいたしました。

続いて、不適正経理は何回に分けて行われたかということでございますが、これは平成15年度と平成16年度に行われておりまして、15年度が3回でございます。16年度も同じく3回でございます。

次に、警察への被害届された結果はということでございますが、この結果については、捜査上の問題のこともありますので、市としては把握をいたしておりません。

次に、職員の処分はということでございますが、これについては、市の懲戒処分の基準、あるいは他の市町村の事例等を十分に検討いたしまして、職責に応じまして、停職、減給処分をいたしております。

以上が沖端漁協の問題でございますが、次に、地域振興基金の件で、地域審議会の答申はどのようなものがあったかということでございますが、これについては、6月に3つの各地域の審議会から答申をいただいております。

そのうち、三橋地域審議会からの答申内容を御紹介申し上げますと、まず1点目が、校区コミュニティ施設の建設、環境浄化のための水路清掃、施設整備ということでございますが、これは多分しゅんせつ土の捨て場の問題ではないかなというふうに思っております。

次に、学校選択制の導入、総合運動公園の整備、農産物等の直売所の設置、こういった御要望なり答申をいただいているところでございます。

以上です。

保健福祉部長(本木芳夫君)

私のほうから、5番目の結婚サポートセンターの調査はということについてお答えいたします。

このセンターは、八女市町村会館の中にございまして、八女市、八女郡、筑后市などの7つの市町村で構成されています八女・筑後広域市町村圏事務組合が委託しまして、平成19年4月に開所されております。

女性につきましては圏域外でも登録ができますが、男性については圏域内に住所がある方に限られまして、本年8月末で男性が130名、女性が90名の登録がございまして、毎月1回お見合いパーティーが開催されているということでございます。現在まで、この中で3組の婚約が成立いたしておるといふようなことをお聞きいたしております。

ただ、開所されまして5カ月しか経過をしておりますので、今後も八女・筑後広域市町村圏の運営状況、成果等、1年ぐらい見ながら検討をしたいというふうに思っているところでございます。

次に、第3子優遇制度についての御質問でございますが、御存じのように、この制度につきましては、保育園、幼稚園に通園します第3子の保育料を無料とする制度でございます。

柳川市の18年度の実績を見ますと、保護者が納めるべき保険料のうち、第3子の保育料を93,000千円程度市が単費で負担するというふうな状況になっております。

内訳といたしましては、保育園児、延べ人数といたしまして、4,342人分で85,000千円程度、幼稚園児、これが68人分で8,000千円程度となっております。第3子優遇制度の対象を広げられないかというふうなお話でございますけど、第1子を小学校6年生以下とする今のやり方ではなく、中学校3年生以下を第1子として拡大したとしますと、第3子以降の乳幼児は、ことしの4月1日現在で84人ふえまして、その保育料の負担というのはさらに20,000千円程度ふえることとなります。

現在、認可外保育施設等に通います乳幼児につきまして、第3子優遇制度というのを検討中でございますので、このことを進めてまいりたいというふうに考えております。

それと、全部を市のほうで見ることができないかというふうなお話でございますけど、これにつきましても、大変先ほど申しましたように、平成18年度で93,000千円の保育料を市が単独で負担しているというふうなことで、財政的にも大変厳しい現状もございますので、今後の子育て支援条例につきましては、国県の補助金や交付金を活用しながら、施策の充実に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、学童保育所の件でございますけど、新柳川市が17年につくりました次世代育成支援行動計画に基づきまして、地元の要望等を十分考慮しながら検討して進めていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

教育部長（佐藤健二君）

それでは、教育委員会のほうから、市民温水プールの研修室などを一般に開放してほしいという市民要望についてでございますが、おかげさまで、市民温水プールは平成19年4月1日に開館いたしまして、8月末日までの5カ月間で、利用者数2万2,670人に上っております。1日の平均利用者数も172人と、多くの市民の方の御利用をいただいているところでございます。

研修室等の利用につきましては、御承知のとおり、市民温水プールを改修する条件として、プール以外の目的に施設を使わないということを議会と約束をいたしているところでございます。したがって、温水プールに付随する施設の活用につきましては、水泳に関する内容のレッスンや水泳教室の授業開催に向けて、今後指定管理者と協議を重ねていく必要があると考えているところでございます。

以上です。

議長（田中雅美君）

いいですか、答弁なもう全部終わったですか。（「市長」と呼ぶ者あり）いいですか、答弁は。（「もうよかです」「具体的に言っていらっしゃらないから答えられないです」「よかよか、よかです。議長」と呼ぶ者あり）

22番（藤丸正勝君）

まず、沖端漁業組合のほうからの答弁でございますけれども、非常に簡単にわかりにくい説明でございますけど、もっともっとこれは、全然これは、我々には全然わからないような答弁でございます。もう少し、これだけ通告しておるから、具体的に中身まで答弁をしてもらいたいということでございます。

この二重返還、職員はどういう意思でこういう二重に返還をされたか。その漁業組合と職員と、どういう意思で二重に返還されたのか。

それと今、この二重返還は話し合いをされて5月に返還されたと言われましたけれども、どちらがどういうふうな返還の仕方、これは職員が懐に入れていたから職員も支払ったのか。職員が2,000千円と三千幾らですかね、支払いしたということを書いてあったでしょう。そして、漁業組合に1,797千円不正に出してあると。それで、この1,797千円は、そのまま返還してもらったという利息をつけた2,000千円と何千円の方は、これがどういうふうになったか、その辺がちょっと詳しくわからないわけですよ。だから、今2点、どういう気持ちで職員は返還されたのか、その2点お願いします。

総務部長（山田政徳君）

先ほど申しわけございませんが、5月に返還をしたというふうに申し上げましたが、3月に返還をいたしております。おわびを申し上げます。訂正をさせていただきます。

先ほどの御質問で、具体的に返還の方法がよくわからないということでございましたが、まず、市のほうに漁協からの返還額が1,797,600円でございます。それと、関係する5人の職員からの返還分、市に対する返還分ですね。それは1,797,600円、それに利息相当分の205,861円を加えますと、2,003,461円でございます。これが関係者から市に二重に返還された分でございます。それについては、取り扱いについて先ほども申し上げましたように、弁護士と十分相談をいたしまして、やはり市としては、実害相当額の返還を受けるのが相当であるということで、しかもこちらから漁協は幾ら、職員は幾らとか、そういった指示をするわけにはいきませんから、十分関係者同士で話し合いをして、その結果に基づいて返還をしていただいたということでございまして、漁協から市に支出というか、漁協のほうから実際市に返ってきた分が1,195,950円、それと有明海対策実行委員会のほうからも支出されておりましたので、それに対する漁協からの実際の返還額が601,650円でございます。そして、職員からの返還分は市に対する利息相当分149,240円、それと有明海対策実行委員会への利息相当分の56,621円、こういったものが実際の市に対する返還額でございます。

どういう意思で職員、漁協から返還がされたかということでございますが、これについて

は、やはり不適正な経理が行われたということで、動機としては、水産業振興という大きな動機がございましたけれども、やはり公金を不適正な架空の請求によって支出をしたというのは大きな間違いでございますので、その反省の上に立って返還されたというふうに理解をいたしております。

以上です。

22番（藤丸正勝君）

部長が水産振興のためとか、そういうことを言われるけど、それは、私前言ったと思いますけど、第1次基幹産業のやっぱり農業、もう大変なんですよ。また、地元で商売をしておられる方たちも大変なんですよ。そういうことで、水産振興のためとか、そういうことを言ったら、職員はその担当課、担当課で、こういうふうなことでやりましたということで、またやるからしっかりその辺のチェックというのはやってもらいたい、そう思うわけですよ。

それで、15年度にそういう不正な支出がされたということは、15年度にはそういう事業も何もないわけでしょう。それを安易に出されるという、このチェック体制、当時の執行部です、15年当時の執行部、やはりこれは厳正な処分を、私は最後には厳しい処分ではなく、服務規程に応じた処分をと言いましたけど、処分を新聞等で発表されましたけど、やはり職員には少し甘いというような感じでございました。

そういうことで、この漁協からの返還金とか、職員が149,400円と、これがおかしいんですよ。この十四万九千四百何がしろというのが、職員が返還したという、この金額はどういう金額でしょうか。

総務部長（山田政徳君）

これについては、漁協と関係する職員5人が十分に協議をいたしまして、利息相当分を職員が返還したということでございます。

以上です。（発言する者あり）

22番（藤丸正勝君）

いや、漁協と職員と話してこれだけ返したということは、職員も懐に入れていたというわけですか。そういうふうになるわけですよ。この利息はこんなにつかないわけでしょう。だから職員がなぜこういうふうな返還をしなければならなかったかということになるわけですからね。職員は処分を軽減してもらうために自主的に返還したかなと思っていたけど、やはりこれは懐に入れていたんじゃないかという疑問を持つわけですよ。その辺をお願いいたします。

総務部長（山田政徳君）

職員が懐に入れたとか、あるいは漁協から供用を受けたとか、それは事情聴取を調査委員会の中で3回しっかりと問いただしておりますので、そういったことは決してございません。

22番（藤丸正勝君）

だったら、この149,400円というのは、これはどういう金ですか。

総務部長（山田政徳君）

補助金の別枠のような形で、架空請求によって支出をしたということで、実際に市に実害を与えたような形になっておりますから、その分の補てんをしたという意味であるというふうに御理解いただきたいと思います。

22番（藤丸正勝君）

補てんをしたということは、懐に入れていたということで考えざるを得ないということでございます。それで、警察へも届けをしていたということでございますけど、その警察へ届けていたということで、全然その警察からの発表とか説明とかはありませんでしたけど、その辺はどうでしょうか。

総務部長（山田政徳君）

先ほども警察の件についてお答えをいたしておりますが、全然その後の進捗状況について、あるいは結果等については把握をいたしておりません。

以上です。

22番（藤丸正勝君）

警察に届けを出して、把握していないと。把握する警察からの何らかの報告がない前に処分をやったということで理解をしておきます。

この服務規程に応じた処分だったろうと思いますけど、これはもう泥棒と変わらんとですよ。職員がこういうふうな公金横領ということで、そのチェック体制ですね、厳しいチェック体制を今後やりますという返答でございましたけれども、そのチェック体制というのは今後どのような方向でやられるつもりでございますか。

総務部長（山田政徳君）

今回の不適正経理については、1つの手法を御紹介申し上げますと、機械借上料、あるいは原材料費、こういったものを架空に請求書をつくって帳票を起こして支出したということでしたので、機械借上料、原材料等について、これについては特別の庁内の委員会を早急に、事案が発生してから早急に立ち上げまして、そういったことが今後絶対ないようにというチェック体制を厳しくつくったところでございます。

以上です。

22番（藤丸正勝君）

大変このチェック体制も甘いような気がいたします。

こういう公金が不正に今後行われようとするれば、やはり市長みずから、こういうのは早く警察のほうへ届出をされてもらいたいと。

また、簡単に不正ができるよとしたら、各課にかなりの裏金とか持っておられるんじゃないかと思うんですよ、職員の。これだけ簡単に不正がされるようだったら、その分裏金がや

はりあると思うから、どれぐらいあるか一回調べてください、これは要望しておきます。これはもうこれだけずさんなチェック体制だったらあると思うから、ひとつよろしく願いして、議長のほうにもお願いします。これチェック体制、議会としてこれは透明性を図るためにも必ずやってもらいたいと、そういうふうに要望しておきます。

それから、8月6日の移動市長室の件に移りますけれども、まず、合併浄化槽の件で非常に質問があったと思うんですよ。特に多かったのが柳川の会場で多かったと思います。その中にも、合併協定項目には入っていないけど、やはり私たち市民が負担するのが少なくない事業だったらやってくれんですかというようなこととか、これは観光のために浄化槽を据えるんじゃないですよと。地元市民のために据えて設置をしてくださいとか、そういうふうな要望があったと思うんですよ。それに対して、この浄化槽に対して、市長はどういうふうな考えておられるか。また、下水道と浄化槽が同じ市町村にやっていると。同じ市町村に浄化槽と下水道と合併浄化槽と。でも、合併浄化槽は取りやめたと。なぜ取りやめたかといったら、高つつくから浄化槽をやめて下水道に変わったんじゃないかという質問もありましたけど、その辺の回答をお願いいたします。

市長（石田宝藏君）

これは、やはり柳川にとっても、有明海に注ぐ市町村にとっても共通の課題であろうかというふうに思います。

私も2年半前、この選挙のときに、もうマニフェストに書いておりますとおり、水環境の再生ということは、これは有明海を守ることでもあるし、また再生させることでもある。特に昨日も出ておりましたように、有明海というのは非常に厳しい状況になってきている。もちろん、この海底陥没の問題、筑後大堰、諫早、これらのことも議論されてきましたけれども、生活雑排水、特に大きなものは、生活雑排水というものがやはり大きなウエートを占めてきているんじゃないかと。柳川市内のクリークにおいても、やはりそういったいわゆる生態系が随分変わってきたということも、これは市民の皆さんの肌で感じていただいていることだろうと思います。

したがいまして、やはりこの浄化普及率、福岡県下は80%程度あるんですけども、柳川は30%と。水郷柳川と言われますけれども、やはり浄化率が悪い。それは結局、クリークを汚し、有明海へと注いでいる水がやはり出ていっているわけでありますので、そういったものについては当然、これは皆さん方で十分御議論をいただいて、私としては、やはり市民の負担が少なく、そして、それぞれ市民の皆さん方の負担が少なく、そういったものを導入する検討をしたいということを申し上げてきたところであります。その後の経過の中では、やはりさまざまな議会の中でも御議論がございました。これについてのやはり大変な議論も巻き起こってきたわけでございますけれども、これは議員の皆さん方、御承知のとおりであります。

ただただ、やはりこの市町村型、合併浄化槽というのは、合併協定項目の中に入っていないということがネックであるとするならば、やはりこれは私としては、その当時はこういったものの制度というのは非常に手が、国としても若干手を引いてあったところがあった。しかしながら、平成17年の4月からの施行に合わせて制度が変わりまして、新しい制度としてこういうものが誕生したわけですね。したがって、こういった新しい制度は、市民の負担もかからない、市の負担も軽減されるとするならば、浄化普及率もスピードアップできるとするならば、これは市民にとって喜ばしいことである。また、関係者にとっても喜ばしいことでもあるということで御提案申し上げて、条例の制定等についても議決をお願いしてきているわけでありませう。

昨今の動向を見ても、これまでも申し上げてきておりますとおり公共下水道、これの見直しというのは全国的に起きております。また農集排、漁集排についても、それなりのやはり自治体の負担、大きいものになってきているということで、それに変わるものはないかということで、大変なメニュー探しも起きているわけですが、特に柳川の場合は、内閣府の水郷柳川水環境再生事業計画という認可をいただき、これにのることができるということで提案をして、この浄化槽の理解を求めようということで努力を重ねているところでございます。

やはり執行部といたしましても、市民の皆さんも議会も同じだと思っておりますけれども、この新しい市町村型の合併浄化槽整備事業を実施できますように、一日も早く理解をいただき、体制を整えて早急に推進しなければならないというふうに考えております。また、そうすることが柳川市の本来の水の都、水郷、あるいは有明海のいわゆる魚介類を守ることにもつながっていく、こういうふうに思っております。

参考までに申し上げますと、お隣のみやま市においても、この制度を市合併と同時に導入するというので、今事業も着々と進んでいるようでございます。御理解をいただきたいと思っております。

22番（藤丸正勝君）

ちょっと済みません、浄化槽と下水道の件をちょっと副市長のほうから。

副市長（大泉勝利君）

藤丸議員の後半のほうの質問でございますけれども、話題になったのは、佐賀県の千代田町でございます。この千代田町は、昨年3月20日に神埼郡の神埼町、千代田町、脊振村が合併いたしまして、神埼市になったわけですが、それぞれ2町1村の下水の処理の方式が違うというふうなことで、神埼市では下水道事業の検討委員会というものを立ち上げておりまして、そのうち、神埼町は公共下水道で、その処理場を千代田町の近くに隣接しているところに設置する予定だったということでございます。

そこで、千代田町のうち、神埼町に隣接している区域、およそ82ヘクタールございますけ

ども、この地区が公共下水道につなげていただけないかというふうな対応の見直しを検討しているというふうな話でございまして、公共下水道の整備が2010年以降というふうに聞いておりますけれども、現在もまだ検討中だというふうなことでございます。

これは佐賀県に確認いたしまして、調査した結果でございます。

以上でございます。

22番（藤丸正勝君）

浄化槽の件につきましては、いろいろ議会のほうでも相当議論がっておりますけど、今度また提出されるときは、執行部としても議会が納得されるような議案の内容として出して、早急な設置をお願いいたします。

それからまた、今千代田町の件で、その合併浄化槽が財政負担になるからやめたということじゃなくて、合併後市境でそういう浄化槽と下水道と組み合わせて、下水道にかたりたいというような、この変更があったということで理解しておきます。

それから、次に温水プールの件でございますけど、4月から開園になってから2万2,670名という方が利用されたと、8月まで。言われておりますけれども、その中において、非常に質問が多かったと思います。この移動市長室のときですね。会議室とか研修室とか、ほかの部署はなぜ使われないとか、全体をなぜ使ってもらえないとか、そういった受付の件の苦情とかもあっておりましたけれども、これは先ほど部長言われますように、議会と執行部との全員協議会確認書ということで、当該施設は目的の市民温水プールから逸脱しない施設として使い、ほかの目的には使用しないということで、一応確約をされておりますので、これは市民の皆様の代表として、議会議員さんたち出ておられますので、これをひとつ議会のほうに御了承いただくまでに時間はかかるとは思いますけれども、この全員協議会の確認事項がある以上、なかなか執行部も全館開放というのはいかないと思いますけど、その点、早急に執行部と議会との話し合いの中におかれまして、全館開放を望む声がありますので、ひとつ努力をしてもらいたいということでございます。

それから、ピアスの土壤調査費の件でございますけど、これに関しても、三橋町のほうで土壤調査費の6,000千円というのは、これは必要ではなかったんじゃないかというような発言がありまして、これは議会に返還を求めるような声が出ましたけれども、これは議会として、執行部としてやられたことでございますので、これがどういうふうに判断をされるかというのは、これは市民の皆様の判断でございます。議会、執行部というのはやったことでございますので、それはあとは市民の皆さんが住民監査されるか何か知らないけれど、そういうふうなことで返還を求めるというような発言でございました。

それで、ピアス跡地は売却してはどうかという話もございましたけれども、もうこれだけ不必要な税金をかけて、いろいろと土壤調査なんかをされておりますけど、まだ決着の見通しがないということで、これは売ってくれと、もう売ったら買うよというような声も出

ておりましたけど、この件に関してどういうふうに思われておりますか、市長の答弁をお願いします。

市長（石田宝蔵君）

このピアス用地については、さまざまな議論、今日もまた合併時からずっと続いてきているわけでございますけれども、昨日もこういった御意見がございました。損害が出ているのかどうなのかというのも、これもまだ私どもとしてはわからないわけでありまして。もちろん、この用地は重要な柳川の資産として、またこれから柳川市をつくっていく大きな財産として活用をしなければならぬという基本的なスタンスで、さまざまな土地の跡地利用、検討委員会の中での結論もいただいてきているわけでありまして。もちろん学校、あるいは企業を誘致せよ、さまざまな福祉施設をつくれと、そういった提言もなされてきております。また、住宅政策、あるいはそういった雇用の場を確保する場にやりなさいと。執行部としては、さまざまな御意見等も念頭に置きながら、当然跡地検討委員会が出されました結論等をやはり尊重しながら進めなければならないということで、こういった売却の話、私が市長に就任いたしましたから二、三、これは舞い込んできていることは事実でございます。しかしながら、やはりこういった跡地の問題については、それなりのコンセンサスを得なければならない。市民の皆さん方の財産でありますので、こういったことを踏まえて見ると、やはりこの用地としては、イメージをきっちりつくりなさいいけないというものもございます。

今議論されておりますのは、先ほどからおっしゃいました土壌調査、それから私どもも認識しておらなかったアスベストの問題、こういうものが出てまいりました。これについても当然、今裁判も行われておりますし、さまざまな複合的な要因もあろうかと思っております。ただ、売却をするということになりますれば、やはり市からこの土地が離れることになりますので、それなりの理解と皆さん方の合意がなければなりません。したがって、この問題については、議会の御意見、あるいは市民の皆さんから、もうこんなことでいつまでたってもということになりますれば、やはりそういった思う方法も選択肢の一つであろうというふうにも考えているところでもございます。

ただ、やはり何といたしても、市民の皆さん方の財産でありますので、これは執行長として責任を持って解決をして、そして、それなりの柳川市のためになる活用の方法を皆さんと一緒に私は考えなければならない、こんなふうに思っております。

22番（藤丸正勝君）

この売却の件については、市長はそういうことに考えておられますけれども、やっぱり、最初は雇用を守るためということは何回かお聞きいたしました。その雇用を守るためと言われて、当のピアスの従業員さんたちは、柳川市議会から追い出されたというようなことを私たち言われました。何でそういうことを言われるかと。やはり雇用、従業員の方たちはそう思われているんだなと思いました。やっぱりこれだけいろんな問題が出てきたらですね。議

会の議員の中にも、もう売却したっちゃよかやっかんもという何人かの声もありますので、いつまでもこういうごたごたするようだったら、本当にもう跡地利用というようなこともなかなかできないんじゃないかと思しますので、早急にこういう施設は、やはり早く解決をしてもらいたいと、そういうふうには思っているところでございます。

それから、三橋町地域振興基金の件でお伺いたします。

この地域振興基金というのは、合併当時、1市2町で地域振興基金ということを作成されて、三橋町の金は三橋町で使うというようなことで確認はされておりますけれども、なかなかこれが市民の要望も2年半になりますけど、市民の要望というのがなかなか執行部のほうには伝わらなくて、執行部サイドでこの地域振興基金というのが今現在は使われているというような現状でございます。やはり市民の要望は、学校建設とか東口開発、それは一部の三橋町です事業だから、それは使われるのは仕方ないと思っておりますけれども、まず市民の要望というのを第一に考えてもらいまして、地域審議会というところから要望が上がってあると思うんですよ。その三橋町地域審議会から上がっている要望の第1点目は どれが第1点目やったですかね、一番口上がっているのは。それをちょっとひとつお聞きしたいと思います。

総務部長（山田政徳君）

大きく6点ございまして、第1点目が校区のコミュニティーセンターの建設の御要望でございます。

以上です。

22番（藤丸正勝君）

今の答弁を、一番最初に上がっているのが、校区コミュニティーセンターの建設ということでございます。これも我々三橋町議会議員でも話し合いをして、執行部のほうへ申し入れを、要望を出していると思うんですよ。そうした場合、この計画というのが全然執行部のほうから出てこない。これはもう当時の三橋町の最後の議会でも、当時の三橋町町長、矢ヶ部町長は、これは必ずつくるといような発言をしておるんですよ。それはもう皆さんたち執行部、三橋町出身の執行部の方は聞いてあるんじゃないかと思うけど、これはつくるといことで、これはもうこげん1,830,000千円も持っていかんたっちゃ、三橋町の将来のために土地取得をしたらどうですかという当時の町長にも提案をしてみましたが、とうとうやっぱり買う勇気がなかったのかですね、金を持っていった。その当時は、三橋町は基金として28億円ぐらいあったと思うんですよ。その28億円の基金のうち、地域振興基金として三橋町独自で使う金を1,830,000千円ということで決まっていると思うんですよ。だから、我々三橋町、市民は、当時の町長がつくると言って今は音さたなし、議会からも提案を要望しているけど、本当これはだまされたといような認識の方たちが非常に多いんですよ。執行部の方は、議会と審議会とよく話し合いをしながら提案をしてくださいと。

いつも言われますけど、ここにありますように、これいつですかね。執行部のほうへ、三橋町地域審議会の会長名でも答申があっているわけですね。18年の6月9日、それと、もう一度7月ですかね、2回出ていると思うんですよ。そういう要望、答申というのが。それを今の柳川市の執行部あたりは、なぜ三橋町の意見というのは取り上げないかと、そういうふうに思っているんですよ。三橋町でやるということが決まっておった。それに対しての、その答申に対しての答弁をお願いしたいと思います。

総務部長（山田政徳君）

なぜ三橋町の声を取り上げないかということでございますが、さきにも申し上げましたように、6月に地域審議会からいろいろな事業要望の御答申をいただいておりますし、また、地域審議会と三橋町の議員さん方、連名による御要望もいただいております。ちょうどその御要望をいただいた時期が第1次の総合計画の策定期間でございますので、その御要望の内容を内部で十分検討させていただいて、総合計画の施策として盛り込みをしたところでございます。そしてまた、総合計画の実施計画の中でも、調査費等の計上をさせていただいております。

御要望の内容については、かなりやはり財政負担を伴うものが多くございますので、財政状況を見ながら計画的な取り組みになろうというふうに思っております。

そしてまた、地域審議会からの御要望に当たっては、いずれは事業の取り組みがなされると思いますけれども、そうした事業の実施に当たりましては、当然、三橋町地域振興基金を貴重な財源として活用させていただくということになろうかと思っております。

以上です。

22番（藤丸正勝君）

ちょうど総合計画の策定中と言われますけど、これはもう17年から言っているんですよ。17年ぐらいから、合併当時、すぐそういう話を行っていると思うんですよ。それを総合計画の策定中だったから今度のやつに入れた。いずれ事業をやると、いずれ事業をやると言いましたけど、これ時限立法であと7年間しかないんですよ。この1,830,000千円を使い切りますか、それは大きい建物をつくらうとすれば使い切ろうと思います。この7年間のうち、今転用の見直し、除外の見直し等っております。こういう校区に校区公民館を建設するには土地取得が必要でございます。その土地、すぐあればいいけど、やはり転用ができるところの土地を取得したほうがいいんじゃないかと思っております。

これが今現在、2年間は見直しがされていると、2年間で見直すということで、なかなか2年間されなかったら、もう5年間、計画立てたら4年間、そのうちに、こういう事業ができるだろうかという心配でございます。そういう危惧がするわけですよ。

三橋町の定例会の議事録を私はここに持ってありますが、ちょっとこの辺に詳しくやるということであつたからですね、これは私がつくり話で言っているんじゃないわけで

すよ。

これは、平成16年12月13日の定例会の議事録なんですけど、町長矢ヶ部広巳、助役平川昌弘ということで、私ここで1市2町合併による新市計画の建設計画という中においてこの質問をして、当時の町長は、藤丸正勝議員の質問に答えますということで、柳川市が小学校区を基本にコミュニティーセンター、校区公民館を7カ所設置しておりますと、大和町はありませんと、中央公民館だけち。今後、ますますコミュニティーによるまちづくりが重要になってきますけど、地域活動の拠点としてコミュニティーセンターの整備を積極的に進める必要があると。また、校区を単位とした校区公民館を整備する方向で検討しています。早期に実現できるよう、議員の皆様のお力添えをよろしくお願ひしたいと思いますということで、こういうもうつくるということで、16年の12月定例会では、もうはっきりと市民の皆様公表してあるわけですよ。だから市民の皆様たちは、何で三橋町にはそういうふうな施設をつくらんかと。18億円金を持っていくときにはつくるという約束やったやっかと。何でそんなら当時の町長からだまされたつかというような答えが我々のほうに返ってくるわけですよ。だから私たちは、この金はそげん持っていかなでよかと。やはり将来の三橋町をつくるためには、三橋町の中央地点に土地取得をその金でしようではないかという提案をしておりましたけれども、これは実現してありません。そういうことで、この1,830,000千円というのが、あと7年ですよ、7年のうちにこういうふうな事業ができるかという心配でございます。

そういう具体的な計画を総合計画の中に入れていたということだけでは、ちょっと私半信半疑でございますので、もっと詳しく具体的な説明方よろしくお願ひします。(発言する者あり)いや、それでは済みません、議長。

議長(田中雅美君)

だれに答弁をもらいますか。(発言する者あり)(「議長、いいですか」と呼ぶ者あり)はい、どうぞ。

22番(藤丸正勝君)

ちょっと黙っててくださいよ。それと、コミュニティーセンターに非常に固執して言いますけれども、そのほかに水路整備とかしゅんせつですね、泥を置く場所、捨て場所、このことも非常によく言われるんですよ。まず、しゅんせつ場所を確保しないと水路整備ができないと。だったら、そういうふうな基金を使って、泥捨て場、それをつくってもらいたいと。それと、市長にも直接電話等あっておりましたと思いますけど、農産物販売所とか、そういうふうなのをつくってくださいと。そして三橋町グラウンドの整備をもっとグレードアップしたような設備をしてくれと、そういうふうな非常に要望が上がっていると思いますので、これがあと7年しかないわけですよ。もう早くしないと、これはもう時限立法で消えて、これがもう一般会計に入ってしまったら、もう我々議員はどうしようもないわけですよ。もう我々は議員として、その金をどうしてくださという話はされないわけでしょう。その辺を

回答をお願いします。

議長（田中雅美君）

答弁はだれからもらうんですか。

22番（藤丸正勝君）

もうできる方から。（発言する者あり）

議長（田中雅美君）

だれか答弁をされる方は答弁をお願いします。される方ですよ、答弁をできる方。うん、今の問いに答弁をしてもらわんげっといかんと。

22番（藤丸正勝君）

当時、私が一般質問をしたときの答弁といたしましては、矢ヶ部町長と蒲池部長だったとその当時思うんですよ。蒲池部長のほうがそういうところは詳しいんじゃないかなと思うんですけど。（発言する者あり）

議長（田中雅美君）

建設部長、御指名でございますのでお願いします。（「それはだめ」「よか、私が指名した」と呼ぶ者あり）

建設部長（蒲池康晴君）

私もその当時のやつをここに持っておりますけれども、その藤丸議員の質問の中で、地域審議会の設置、これはこれから重要な問題だと思いますということで御質問がっております。それに答えておりますのがこの私でございます、「この地域審議会につきましては、皆さん方の、議員さんの在任特例と変わりありませんが、やはり新市建設計画をいかに実効あるものにしていくかという分で、しっかりこの三橋町の地域の、今から先のそういった建設計画なりなんなりを見きわめてもらいたいという分で地域審議会の設置というのでできております」ということで答えております。「ですから、この分については、議員さん方と両輪となって、ぜひしっかり三橋町の将来計画を実現させていただきたいというふうに考えております」というふうな答弁をしております。

22番（藤丸正勝君）

そういうふうな答弁があったということは、やはり三橋町の市民の皆様方は知っているんですよ、そういうやり取りなんか。だから、何で三橋町町長が今議員であるのに、矢ヶ部議員は何でこの金の1,830,000千円の質問はしなはらんやろうかというようなことを聞くわけですよ。張本人がおるのにですよ。（発言する者あり）いや、だからじゃなかった、だから、そういうふうなことがあるわけですよ。（発言する者あり）だから、そういうふうなことがあるから（発言する者あり）ちょっと待って。

議長（田中雅美君）

発言中やっけん、ちょっと待ってください。

22番（藤丸正勝君）

ちょっと待ってください、もうすぐ終わっけん。（発言する者あり）

議長（田中雅美君）

ちょっと静かにお願いします。

22番（藤丸正勝君）

だから、この1,83,000千円という三橋町の基金、これ非常に市民の皆さん関心を持ってあるわけですよ。だから、やはりこれを今後総合計画に入れるということは言われるけど、私が危惧するのは、それが今の除外問題、2年間凍結とか、そういうふうな問題があって、土地取得するためには、また2年間待たないかんではないかなということが危惧される。2年間して、また計画していったら、あとは3年か4年かないと。そういうふうなことで、この1,830,000千円というのが、そのまま一般財源として組み込まれたらどうしようもないなということで、私はこれは強く言うわけですよ。早くやってもらいたいと、絶対やってもらいたいということでございますので、もう執行部もなかなか答弁しにくいと思うけど、やってもらいたいと、ぜひやってもらいたいという、私はしゅんせつの泥置き場とか、農産物販売所、そういうところは必ずこの1,830,000千円の中でやってもらいたいと。今までは執行部からの提案で、我々議員はその地域振興基金を活用するのには何も言っておりません。あと1,690,000千円ですか、残っているのが。もう来年、19年度の決算になりますと、この金は約15億円ぐらいに目減りするわけでございます。そういうことで、どんどんどんどん目減りをしていく。その前に、やはり計画は立てて実行段階までやってもらいたいということでございます。これを執行部には要望をして、私の質問を終わりたいと思います。

議長（田中雅美君）

答弁は要りませんか。（「はい、もうようございます」と呼ぶ者あり）

8番（森田房儀君）

ただいまの藤丸正勝議員の質問の中で、いわゆる固有名詞、個人の名前が出されました。これはそういう職にあった人がどうのという形ならいいけれども、個人の名前がそのまま出てきたことについては、取り消しをお願いいたしたいと思います。（「きのうも個人名が上がりよったごたったが」「矛盾しとるばい」「きのうも上がとったごたったが、だれか」と呼ぶ者あり）

議長（田中雅美君）

それは後でいいでしょう。ここで一応打ち切りますから、質問は、藤丸議員の質問を打ち切って。

8番（森田房儀君）

本会議場でそういう発言がっておりますので、ここで一応固有名詞だけは取り消していただきたいということです。

議長（田中雅美君）

これ一応、質問終わってからでいいでしょう。（「はい」と呼ぶ者あり）

これをもちまして、藤丸正勝議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をとります。

午前11時1分 休憩

午前11時12分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、6番島添勝議員の発言を許します。

6番（島添 勝君）（登壇）

おはようございます。6番島添です。議長の許可を得ましたので、3点ほど一般質問をします。

まず、小・中学校の登下校の安全について。

ことしの柳川署管内で、不審者あるいは声かけなど、30件の報告がされております。子供たちは、凶悪な力に対して抵抗する力が弱く、最近子供たちへの許しがたい犯罪が相次いで起き、登下校時、声かけ、あるいは車で送ってやるからなどが発生しています。そういう事件の相次ぐ中、私たち柳川市ではボランティアグループによる通学路の安全パトロールが実施されております。

そこでお尋ねします。柳川市管内で安全パトロールグループはどのくらいあるのかお尋ねします。

あとは、小さいことは自席のほうから質問します。

次に、農地・水・環境保全向上対策についてお尋ねします。

柳川市内を流れる掘割は、独特の景観を形成し、総延長約930キロあると言われております。掘割の水質汚濁や掘割の流れ込む河川や有明海など、周辺環境への影響が心配される中、ことしから始まっている国、県からの補助を受け、農地・水・環境保全向上対策について、市の取り組みはどのくらいのグループと何ヘクタールの農地が利用されているかお尋ねします。

次に、1%条例の導入について。

とにかく税金は集めにくい、使い方への批判もある。ならば、住民に使い道を選んでもらえばいいじゃないか。こんなアイデアを条例で実現された市があります。住民の自分が払う市民税の1%分を市内のNPOや住民団体に提供できる。応援したい団体を1つ選んで市役所に通知すれば、市の補助金として届けられる。1%受け入れ手には81の団体がある。中には福祉ボランティア、少年野球教室、やりたい事業はさまざまでございますが、マージャン入門講座もあるそうです。自分で納めた税金を選べるようにすれば、市民主導型のまちづくりを進め、市民の郷土への誇りを育てることができる。いわゆる納税者が選ぶ市民活動支援

制度を検討されたらどうでしょうか。

あとは自席のほうから質問しますので、よろしくをお願いします。

教育長（上村好生君）

市内にパトロールグループは幾つあるかというふうなことでございますが、校区ごととか事業所も入れまして、53グループあるというふうに認識をいたしております。

以上でございます。

産業経済部長（田島稔大君）

農地・水・環境保全向上対策の柳川市の実施状況でございますが、8月末までに福岡県農地・水・環境保全協議会で採択申請を行いまして、この事業を希望する地区は15の組織が今できております。

面積でございますが、協定面積といたしまして2,157ヘクタールでございます。ちなみに、この協定面積といいますのは、農振の白地と青地と、それを含んだ面積でございますので申し添えます。

以上です。

総務課長（櫻木重信君）

今、議員が御質問されました1%条例の件でございますが、多分千葉県の市川市の例を御参考に質問されたんじゃないかなと思います。既に千葉県の市川市では、そういうふうな支援をスタートさせております。千葉県の市川市の例では、まず支援を希望する団体がどういうふうな事業をすると。そういうふうな計画書を提出しまして、それを審査会で審査して、一定要件を満たしていれば、それを広報とかに載せると。そして、それを今度は納税者、市税を完納した納税者がどの団体を支援したいと、そういうふうな届けをすることになっております。

議員おっしゃいましたように、納税者が自分の税金の使い道に意思表示をするという制度でございます。こうした制度を導入した場合、支援の対象をどのようにして決めるかとか、そういった難しい課題も実は隠されております。

それで、このような仕組みを取り入れている市町村はほかにもございます。そういった市町村のいろんな問題点等を検証いたしまして、今本市では市民協働の取り組みを検討しておりますので、それとあわせて今後研究をしていきたいと、そういうふう考えております。

6番（島添 勝君）

登下校の安全について、教育長にお尋ねします。

今、私たち、垂見地区でなんですけれども、垂見地区は子供が206名います。その親が全部日割りして毎日パトロールしよるわけです。

そういう中で、去年が30件の柳川署管内で声かけとかわいせつ行為の事件があっているそうですけれども、ことしは今のところ8件しかあっていないそうです。警察の方にちょっと

聞いたところ、物すごく感謝しておりますという返事が返ってきました。だから、私が質問したいのは、柳川市では警察官上がりに児童安全対策費として2,940千円の予算が組んであります。私は、これに対して、例えば、垂見地区だけで考えても二百何名からの安全に対する協力者がいます。それとほかに、53団体もそういう安全に対する協力者があっておるのに、私は、教育長あたりはどう考えてあるか知りませんが、市長は1円たりともむだにはできないと、血税だから、その辺どうでしょうか。

教育長（上村好生君）

まず、6月の議会でも申し上げましたが、市民の皆様には日ごろから見守り隊、見回り隊、安全パトロール隊など、安全・安心まちづくり運動を各地で展開していただいております、児童・生徒の事故の防止、安全の確保のために御尽力をいただいておりますこと、教育委員会といたしまして、心から感謝とお礼の言葉を皆様に申し上げたいと思います。

さて、現在実施しております学校安全指導員の巡回についてでございますが、警察官OBとしての専門的な知識、あるいは経験を生かしまして、通学路や公園や、あるいはたまり場など、危険箇所をパトロールして児童・生徒の安全の確保を図っているものでございます。

巡回に当たりますには、不審者に目を光らせるとともに、巡回ノートなどを常に携帯、携行いたしております、要注意箇所を書きとどめて、それを中学校、あるいは小学校に報告すると。実態に応じた危険箇所の把握をいたしているところでございます。

また、そのほかにも、安全指導員が直接先生方に、防犯に関する指導等を行う。そのようなことをしております。

教育委員会といたしましては、警察官OBによります学校安全指導員制度は、児童・生徒の安全確保対策として、犯罪の抑止力、それを抑止力の点で大きな効果を上げているものというふうに考えているところでございます。

児童・生徒の安全の担保のために、ぜひとも御理解をお願いしたいと思うところでございます。

以上です。

6番（島添 勝君）

私が聞いているのは、危険箇所とか言われますけれども、やっぱり危険箇所なんかは、地元の方が一番知っておるわけですよ。だから、そういう金を使わんで、この垂見小学校の親の206名の方は、本当にボランティアでやっているんですよ。ガソリン代もなし、2時から4時半まで回っております。その警察官OBあたりは、どのくらいの時間回っておりますか。

教育長（上村好生君）

週4日でございます。その児童・生徒の下校時間にあわせて回ろうというのが基本でございます、午後2時半ぐらいから約3時間、あるいは中学校を対応としまして、午後7時前後まで回る。そのようなことをしてもらっているところでございます。

以上です。

6番（島添 勝君）

私は、地元で3班か4班ぐらいで車でずっと回っているわけですよ、その隊に。警察官上がりの方が、どこに行きよんなはるのかわかりもしませんけれども、要は老人会あたりで、子供の危ないところだけちゃんと待ってあるんですよ。その人たちと話をする、警察官上がりは全部銭ば、ばさらかもらよってげなのも、何で回りよってんかん、何ばしよってんとかんち、そういう声があるんですよ。だから私は、こういう金は、この前の答弁では、教育長は両方いいですよと言われたと言うたら、そげんよかごつ言わっしゃっとかねちいう話が出ましたので、2,940千円という金をもっと別のほうに使ってもらったならという考えがあるんですよ。その辺、教育長どげん思うですか。

教育長（上村好生君）

そのボランティアの方が、各校区で頑張っていていただいていると、これはもう本当に感謝をいたしているところでございます。

しかしながら、文部科学省におきましても、スクールガード制度というふうなものを持っておりまして、それを全国的に普及すると。そういうふうな考えも文科省で持っているわけでございまして、それと相呼応するようなものでございまして、ボランティアの活動の方々には非常にありがたいし、それから、やはりある程度の責任を持って、どこまでの責任かというのなかなか難しゅうございます。しかし、警察官OBというのは、30年ないし40年、治安、あるいは犯罪の検挙、そういうことを中心に常に考えられてこられた、そういう専門の方でございます。そういう方に入っていただきまして、市内を巡回していただいている。青色の明かりをつけて、車の上に天井につけて回っていただいている。それで、AをすればBは要らないとか、BをすればAは要らないということではなくて、ボランティア活動は本当にありがたいのですが、それと同時に、教育委員会の1つの事業といたしまして、やはりそういう専門家の方を入れて、そして、その面からも指導していただく、安全を図っていただく、そのことを重視していきたいと思うところでございます。

なお、1円たりとも不要な金を使わない、その考えは私どもも持っております。

したがって、19年度の実施に際しましては、小・中学校のすべてに、25校にアンケート調査をいたしました。もし許可が許されるならば、25校の先生方の声をここで聞かせをしたいと思うところでございます。

以上です。

6番（島添 勝君）

私たちの地区は、850戸ぐらいあります。そういう850戸に1軒当たり年間400円ずつ防犯協会で集めて、その金でステッカーを買い、夜間で反射するような帽子を買い、頑張っているんですよ。だから、よかったなら、そういう話があるんですよ、2,900千円

もあるなら、もう防犯協会でせんな、そっちから何でんしてもらうならという話もあるんですよ。

2,900千円という、私たちにとっては相当な金なんですよね。だから、文部省が言うたからつかったとか、そういうことじゃなくして、もうちょっと柳川市は、財政はかなり厳しいんですよ。だから、その辺はもうちょっと考えを変えて取り組んでもらいたいと思います。

よかったら市長、どういう考えがあるか市長にお願いします。（発言する者あり）

教育長（上村好生君）

先ほど申しましたように、やはり1円でも粗末にはしない、そういう観点で25校の小・中学校に対しまして、アンケート調査を行いました。すべての学校がこの制度を継続してほしい、実施してほしいと、強い要望があったわけでございます。

幾つか申し上げますと、警察官OBによるポイントを押さえた巡回をされていて大変ありがたいと。ポイントを押さえた巡回ですね。不審者情報が出た場合には、その付近を重点的にパトロールしていただいていると、助かる。あるいは教職員へも通学路の要注意箇所や児童・生徒の様子等の報告を受け、指導をいただき感謝している。これはほんの一部でございますが、全部読み上げても構いません。すべての学校が非常にありがたい、ポイントを抑えた巡回をしていただいていると、そういうふうなことを言っているわけでございます。

また、少しダブリますが、昨年度4月から8月までの不審者情報は12件ございました。ことは、委員会に上がってきた報告は2つでございます。2件でございます。

これもひとえに、地域の皆様の安全・安心のパトロール、そのまちづくり運動の皆様のお力、そしてまた、警察官OBによります安全指導員の方々が連携して活動していただいている。その結果が出たものであるというふうに思うところでございます。

それで、今後とも相互に活動を補完し合っていただきまして、相乗効果を発揮していただきまして、柳川市の宝であります児童・生徒の安全確保の強化を図ってまいりたいと思いますので、島添議員の御理解をよろしくお願いしたいと思うところでございます。（「市長はどうでしょうか」と呼ぶ者あり）

市長（石田宝蔵君）

今、島添議員からお尋ね、また提言がっておりますね。大変私どもも傾聴に値する御提言だろうと思いますが、今、上村教育長から、その活動の効果、導入に対しての費用対効果等も、今学校の声としてもお答えがございました。

確かに、島添議員おっしゃっていただいておりますとおりに、それぞれの地区で、本当に柳川53団体、多くの方々に子供たちを守っていただく、守ってやらなきゃならないという、こういった機運が醸成されてきているということは本当に感謝しているところです。

ただただ、やはりこういった子供を守るとか、安全を確保するというのは、それぞれの方々

が縦横に、また上下につながりを持って、やはりこの活動を展開していただくことによって、そういった子どもが予測もしないような、また悲しみを招くような事件、事故というのはやはりなくなっていくということで、やはり地域のことは地域でという、このことも本当に考えていただいている皆さん方に感謝を申し上げます。

ただ、やはりこういったものが導入をされたということは、非常にこういった不審者に対しても大きなプレッシャーにもなるでしょうし、事実、事案等の発生も随分抑えられ、発生がなくなってきたということも、結果として報告をされております。

ただ、行政として、災害も同じですけれども、事件事故、災害等が起きますと、行政は何をしておったんだと。ボランティアだけに任せると。こういった批判もなきにしもあらずであります。

したがって、行政としてできる範囲、やっぱり大事な大事な子供たちですから、これを行政のでき得る、議会も御理解をいただいて、そのようなことを今試験的にやってきているところでございますけれども、ぜひとも子供たち、かけがえのない大事な命、また、連日報道されますマスコミ等を見ておりますと、本当に胸の痛む、背筋が冷たくなるような事件もあっているわけでありまして。起きてからではどうしようもない。そういうことを考えてみますと、やはり議員にもこういうことについてのひとつ御理解をいただきたいというふうに思います。

6番（島添 勝君）

今、教育長から警察の報告がありましたけれども、私はきのう聞いてきたんですよ。去年が約30件、ことしは、今までのところ8件ばってん、同一人物が関心を見せたりして、自転車でするいとるごたるけん、まだこの人ば検挙したなら減るち思うんですよという話がありました。どっから聞いてきなはったやら、その辺、もうちょっとすぱっとしてもらわんと、二百九十何万も使うて、何か私、住民の方に納得いかんとですよ。よろしくお願いします。（発言する者あり）

教育長（上村好生君）

しかっとせろということでございますが、私どもは報告を受けたものを申し上げておりまして、その警察署が握っているかどうかということと、教育委員会に上がってきたものとは違うのではないかというふうに思っております。

5月15日に、家のお使いで買い物を済まして帰る途中に、高校生らしい者がマルシヨクから本城町方面へ帰るときに後をついてきた。声はかけなかったが、走ったら走り、とまったらとまってついてきたのでとても怖かった。帰宅後、そのことを保護者に連絡し、そして学校に言うた。それはすべて委員会のほうに上がってくるようにしているようにしているわけでございますが、もう1つは4月でございますが、これは非常に児童がしっかりした対応をした。申し上げます。

1年生女子2名が下校中、知らないおじさんから手招きをされたと。女子2名が防犯ベルに手をかけようとしたと、この防犯ベルにですね、そしたら逃げていったと。こういうふうな2つが委員会には上がってきております。

以上でございます。

6番（島添 勝君）

私とちょっと話が食い違ってきましたけれども、よろしく願いしまして、次に行きます。

農地・水・環境についてですけれども、15組織が2,157ヘクタールが一応今やろうと言うて手を挙げてある方だろうと思います。柳川市では、4,000ヘクタール近く農地があります。だから、それをただ単純に計算すると、1反に4,300円が補助金でございますので、5年間の計画ですと、年間120,000千円が柳川市に入ってくるわけですよ。ただ、ちょっといろいろ、単純な計算ですけれども、それを5年間使うげっと、6億円が5カ年計画でございますので、6億円が柳川に入ってくるわけです。それで柳川の掘割、水環境をよくするために使えるわけですよ。だから、前回の議会では、予算が1,200ヘクタールしか組んでなかったわけですよ。だから、私たちが今勉強に行く筑後農林事務所へ行ったときに、来年からでもいいですよという返事をもらってきたんですけれども、その辺はどうでしょうか。

産業経済部長（田島稔大君）

今のところ、事業の受付の話と思いますが、今のところ、10月まで申請期間を延ばしますというふうな話も来ております。そして、新聞等でも来年度も受け付けるというふうな記事も、私たちが読んで承知をしておりますが、正式な公文という形では、ちょっと国のほうからまだ参っておりませんが、当然それは来年からの受付もできるというふうに国のほう言っているということでございますが、この分につきましては、この補助金の中には、県の補助、そしてまた市という部分も含まれていきますので、県も対応もございまして、県のほうの対応を見ながら来年度のことにつきましては対応していきたいというふうにも思っております。

以上です。

6番（島添 勝君）

今、10月まで受け付けるという話がございましたけれども、私たちの旧三橋町で一緒にやろうと言うて手を挙げて、いや、やっぱりやめたという地区が何地区かあります。それは何に問題があるかということ、私が感じたことなんですけれども、やっぱり事務がちょっと無理やろうと。それと、農政課あたりが全部取り組んだなら、今の人員では到底無理じゃなかつかなという考えもあるんですけれども、幸い水環境、掘割化した水環境条例とか、いろんな市からの話も、きのうもありましたけれども、やっぱりちょっと聞いた話なんですけれども、その事務を大和町は土地改良区がするという話もお聞きしましたけれども、その辺は本当でしょうか。

産業経済部長（田島稔大君）

この水・環境保全向上対策につきましては、国、県の補助が入ってくると。そして市の助成もありますんで、ある程度事務的に、当然会計検査の対象にもなりますので、ある程度事務的に精通した人といえますか、そういった方がいないと、当然これは不安が生じてくるわけございまして、そういった部分で、旧三橋地区につきましては、これはもうちょっと大変だというふうな話で、当初手を挙げてあったけれども、そういった部分、それからお金の使途の部分、そういった部分で手を引っ込められたというふうな話も聞いておりますが、そういった事務的になれた方をお願いをしたいというふうなことで、大和町のほう、旧大和地区につきましては、土地改良区をお願いをしたところでございます。そして、これを土地改良区のほうでも快く受けていただいたと。そして、柳川のほうでございますが、昭代、柳川西部、そういったところでも土地改良区のほうでも事務に携わっていただくというふうな話も聞いております。

以上です。

6番（島添 勝君）

今から、きょうの答弁では2,000ヘクタールぐらいの取り組みがっておりますという話がございますけれども、今から、9月からでもそういう説明会とか、せっかく掘割条例とかまであるし、農政課あたりは大変だろうと思えますけれども、今度の補正予算には全然出ていないんですけれども、そういう市の持ち出しの4分の1は、もしあと8割も取り組んだ場合は、補正予算のこの次に上がってくるか、もう今度はなかですよ、補正はあっておりませんので、そういう金は、その次の補正に組んでもらうか、そういう取り組みをされるわけですか。

産業経済部長（田島稔大君）

この事業につきましては、地域の皆さんで地域を守るというふうなことで、大変私たちも歓迎をしているということで、何とか柳川市全域に広げたいというふうにも考えているところでございます。

ただ、8月までの現時点といえますか、当初8月までの申請というふうな期限がございました中で事業計画を進めてきたという部分で、そこで見込んだ予算のお願いをしておったということでございます。10月まで申請期間が延びたというふうなことでございますので、何とか今から、そういった事務的な部分も土地改良区はやっていただくという大和の話もありますので、できる限り手を挙げて、この事業にのっていただきたいというふうな動きをしていきたいというふうに考えております。

そうなりますと、当然予算のほうが必要になってきますので、そういった組織の動向を見ながら、必要になるときはまた予算のお願いをしたいというふうに考えております。

それから、先ほどちょっともう1点、事務的に農政課が大変じゃないかというふうなこと

でちょっとお話があっておりましたけれども、この事業につきましては、いろんな角度で作業ができます。

市の仕事の分担で申しますと、農政課にかかわる分、そして水路課にかかわる分、建設課にかかわる分、そして生活環境課にかかわる分と、いろんな多面にわたりますので、市のほうでも、この事業に対するプロジェクトチームをつくりながら、作業の内容によって、それぞれの課で対応していくような体制を整えております。

以上でございます。

6番（島添 勝君）

ちょっと変わったじゃないんですけれども、10日に、掘割を生かしたまちづくり行動計画ということが新聞に載っておったんですけれども、きのう龍議員のほうからちょっと触れられましたけれども、私たち農家にとって、これとタイアップしていくなら、物すごくいい結果が出るんじゃないかなと思いますけれども、この担当の方に、きのう10日のどういう話で進んでいっているか、よかったなら中身をちょっと教えてくれませんか。

企画課長（大坪正明君）

掘割を生かしたまちづくり審議会というのをつくってございまして、これは去る3月議会で議決され、4月から施行されております掘割を守り育てる条例、いわゆる水憲法に基づいて、この条例の中の審議会設置規定に基づいて設置をしたものでございます。20人の委員さんからなります審議会で、今おっしゃいましたように、一昨日9月10日に第1回目の会合を開いております。

初めての会合ですので、まだ入り口のところで、審議会の規則の説明とか条例の説明、それから、今後この条例に基づいて、条例をつくっただけではいきませんので、具体的な行動に移すための行動計画というのを策定しようということにしております。これをこれから審議会の中で御検討いただくということで、どういうふうにしてつくっていくかということで、その趣旨とか計画期間、あるいは位置づけ、スケジュール等について説明をいたしております。

それから、この行動計画の骨格というか、骨組みをどういうふうにつくっていくかということで、その辺の案をお示しして、現状と課題等についても御説明をしたところでございます。

具体的な内容については、これから論議をしていただくということでございます。

それから、農地・水・環境保全向上対策との関連、タイアップしてやったらということでございますけれども、この水環境保全というのは、この水憲法の中でも非常に重要な柱でございます。当然関連が非常に深いわけでございますので、この行動計画の中にも、この農地・水・環境保全向上対策事業というのは重要な施策の一つとして位置づけて、当然、その審議会の中でも論議をされるというふうに思っております。

それから、もう1つ申し上げておきますと、この審議会の下部組織として、市役所の内部の組織として、職員の組織ですけれども、当然農政課とか水路課、建設課、あるいは生涯学習課、こういった水環境に関係する13の課と、あと土木組合、2つありますけれども、その土木組合の職員も入っていただいて、これは係長とか、そういう実際の業務に携わる人が入っていただいております。その中で、これは掘割を生かしたまちづくり推進調整会議ということで、市役所内部で今までばらばらにいろんな考え方でやってきたことを、1つの方針、理念、そういうものにまとめて同じ考え方で事業を進めていこうということで、そういう調整をしていく会議として、この会議をつくっております。

それで、今まで2回の会議を開いておまして、この推進調整会議でいろいろ論議したことを審議会のほうに上げて論議をしていただくということにいたしております。この中でも、農地・水・環境保全のことについても論議を、2回のうち1回そういう話も出てきております。ところが、まだこの事業については、まだまだこれからよくわからない部分もあるということで、これから、この推進調整会議の中でも十分調整しながら、その整合性を図っていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

6番（島添 勝君）

はい、ありがとうございます。

最後に農政課にお願いなんですけれども、なぜ、私たちが単純に考えて取り組む、手ば挙げておっておろされた方は、ほとんど100町以上、年間4,000千円ここで予算のあるばってん、なかなかこの金ばうかつに使いよって手の後ろさん回るとか、心配しながら手を下げてあるごたる話も聞きます。だから、もうちょっとリラックスして、そういう指導をお願いしまして、この件については要望をしておきます。

それから、1%導入については、いろいろあると思いますけれども、ことしじゅうにそういう委員会を立ち上げるべきじゃないかと思いますが、その点どうでしょうか。

総務課長（櫻木重信君）

現在、市民協働推進委員会というところで、いろんなコミュニティー関係とか、そういうふうな議論をしていただいております。その中で、議員が提案されました件につきましても協議をしていきたいと、そういうふうに考えております。

6番（島添 勝君）

そういう検討委員会をお願いしまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、島添勝議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩をいたします。

午前11時52分 休憩

午後 1 時 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、19番太田武文議員の発言を許します。

19番（太田武文君）（登壇）

皆さんこんにちは。19番太田武文でございます。議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

まず1つ目として、今財政関係について、本市の財政健全化について質問いたします。

近年、国が進めてきた三位一体改革により、地方交付税の依存度が高い自治体の多くは健全な財政運営に支障を来しております。

この中で、北海道の夕張のような財政破綻を未然に防止するための自治体財政健全化法案が本年6月の国会で成立いたしました。この法律は、自治体の財政状況をさまざまな角度からチェックするために4つの財政指標を設定し、住民の皆様に対して毎年度公表することになっております。その4つの指標とは、実質赤字比率、普通会計における収入に対する赤字の額の比率であります。2番目として連結実質赤字比率、下水道や病院などの公益企業を含めた全会計のことであります。3番目として実質公債費比率、これは収入に対する借入金返済額の割合を示すものであります。4つ目として将来負担比率、借入金の返済等のための将来的な負担を示すもので、これは家におきますと、住宅を建てたとき、将来的にどのように返済していくかの計画であります。今回制定されましたのは、新しいものとして、連結実質赤字比率と将来負担比率の指標であります。

この4つのうち、1つでも国が定める基準を超えると財政健全化団体となり、財政健全化計画の策定が必要となります。これをイエローカードといいます。さらに財政状況が悪化した場合には財政再生団体となり、国や県の管理のもとに財政再生計画を作成し、市民のサービスに厳しい歳出削減などに取り組むこととなります。これをレッドカードといいます。この2段階の財政立て直しの法律は平成19年度の全面的な施行となりますが、本市はこの法律に対し現在どのように取り組んでおられますか、お尋ねします。

次に、柳川市中期財政計画はこの法律に組み入れて試算してあるか、お尋ねします。

2つ目として、救急車の出動態勢の問題について質問いたします。

救急救命士法が制定され、平成4年には第1回の試験が実施、救急救命士が誕生いたすなど、救急体制が整備されつつあることは御同慶にたえないところであります。救急体制が一般的に向上しているかという、そうでない面もあるようであります。

先般、ある地方紙を講読しましたところ、財政上の制約があり、消防本部の職員が不十分なため、救急車を出動させる際に3人以上乗車しなければならないのに、2人乗車が常態化

していることが報道されておりました。

御承知のように、消防法施行令で救急隊は救急自動車1台及び救急隊員3名以上をもって構成しなければならないと規定されております。2人乗車では1人が運転、もう1人が酸素補給を行うことは困難であるし、2人1組で行う人工呼吸と心臓マッサージなどの蘇生術もできないため、3人以上の乗車が義務づけられているものと解されています。2人乗車では、助かる命も助からないこともあり得ると思われれます。

従来、この問題について触れたことはありませんが、本市においてはこうした実態はないか、3人乗車が確実に実行されているか、現状についてお尋ねします。

次に、救急車の出動要請の問題について質問いたします。

最近、緊急性がないのに救急車を呼んだとか、タクシーがわりに要請したといった情報がありますが、本市においてはそうした事例があったのかどうか、あった場合はどう対応したのか、以上2点について質問いたします。

続きまして、3つ目として、アスベストについてお尋ねします。

ピラス社の問題はこれまでいろいろと論議されましたが、今回まで何一つ解決されておられません。その原因は、アスベスト除去の問題について進展がないことであります。

これまでアスベストについては、市長は一般質問や百条委員会でピラス社に責任を持って除去してもらうということを繰り返し主張してこられました。

よって、私は市民の血税も使うことなく安心しておりましたが、先般、白谷議員の質問にありましたけど、それが少し変わってきている状態であります。しかし、平成19年の8月、ことしの1カ月前に全員協議会に提出されたピラス社との協議内容に目を通してみますと、ピラス社の川島専務はどう言っているかと思いますと、法的にはピラス社の責任は生じないと考えていると。それに対して市長は、市民の期待を得るためには裁判ということもあり得るのではないかとということで答弁。それに対して、また川島さんは再度繰り返して法的にはピラスの責任はないと考えていると言っております。

以上の経過より、ピラス社はアスベスト除去を負担する必要はないと言われております。そのことは、私たち議会にはどうして言ってくれなかったのか、また、これを隠して第3回定例会の6月議会においてアスベストの見積書を取りたいと提案されたのはどういう理由なのか、お尋ねするとともに、また、ピラス社は責任ないと言っておりますが、契約書はどうなっていたのか、アスベストについては触れてあったのか、お尋ねいたします。

以上、1回目の質問は終わらせていただきます。

なお、再質問については自席のほうにおいて行いますので、よろしく願いいたします。

財政課長（石橋真剛君）

それでは、太田議員の第1点目、財政関係の中の本市財政健全化について、私のほうからお答えをしたいと思います。

その中のまず第1点目でございます。地方財政健全化法に対して柳川市はどのように取り組んでいるのかということについてお答えをいたしたいと思えます。

議員が言われるように、夕張市のような財政破綻を未然に防ぐことを目的に、地方公共団体の財政の健全化に対する法律、いわゆる地方財政健全化法がことし6月15日に参議院で可決成立をいたしました。この法律につきましては、今議員がおっしゃいますように、従前からの実質赤字比率及び実質公債費比率、この実質公債費比率につきましては17年度からの導入でございますけど、のほかに、新たに普通会計、本市で言えば一般会計、住宅新築資金等特別会計及び公共用地先行取得等特別会計、この3つの会計を合わせて普通会計といえますけど、この普通会計に公営企業会計、本市で言いますと国民健康保険の特別会計、老人保健特別会計、下水道事業特別会計及び上水道会計、上水道会計は公営企業会計になるんですけど、この4つの会計を含めて算出をいたします連結実質赤字比率及び公営企業会計及び一部事務組合及び開発公社等の公社等を含めた普通会計の将来の実質的な債務を対象として算出します将来負担比率を加えた4指標を平成19年度決算から算出をし、その結果を議会及び住民に公表するというのがこの法律によりまして義務づけられております。

しかし、今回新たに設けられました連結実質赤字比率及び将来負担比率の算定の方法や健全化計画、今議員おっしゃいましたようなイエローカード、または再生計画、レッドカードの策定が義務づけられる判断指標につきましては、現在国のほうで検討中でございます。多分政令という形で示されると思えますので、まだ今のところ地方公共団体には示されておりません。このため、現段階におきましては、本市におきましては連結実質赤字比率及び将来負担比率は算出をいたしておりません。

なお、今後は国から具体的な将来負担比率等の算出方法が示されるだろうと思えますので、その段階におきまして、前倒しでも18年度決算を対象に地方財政健全化法にのっとり指標を試算するなど等によりまして、本市の財政状況の的確な把握に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをしておきたいと思えます。

続きまして、中期財政計画においては、この法律、いわゆる地方財政健全化法を組み入れて試算してあるのかという御質問についてお答えをいたしたいと思えます。

御質問の中期財政計画は、本市の平成19年度から23年度までの向こう5年間の財政見通しと財政運営の健全化確保を目的として昨年度末に策定をし、今年度4月ごろに議会の皆様にお示しをしたところでございます。このため、今回の中期財政計画につきましては、今年6月に成立しました地方財政健全化法を直接的に組み入れて試算をしたものではございません。なお、三位一体改革等によりまして地方財政は、ますます厳しさを増している状況であります。今後とも1月に策定しました行政改革大綱を着実、確実に実行することによりまして、健全財政に努めていく所存でございますので、よろしく願いしたいと思えます。

また参考までに、既に公表された中で直近の平成17年度決算におけます政令都市を省く県

下25市の中で本市の財政状況がどの程度にあるかについて申し上げますと、率の低いほう、つまり、健全化度合いが高いほうから公債費比率が8番目、起債制限比率が14番目、実質公債費比率が13番目と、将来的負担となります地方債に関する財政指標におきましては、大体中程度ぐらいに位置しているというのが現状でございます。

以上でございます。

消防長（竹下敏郎君）

緊急自動車には3名の救急隊員の乗車が義務づけられているが、実態はどうなっているかということでお尋ねでありますので、お答えいたしたいと思います。

議員が御指摘のとおり、救急出動する要件として、消防法施行令第44条によりますと、救急自動車1台につき3名以上の隊員をもって編成しなければならないというのが規定されております。したがって、当消防本部では通常の救急出動は3名出動を原則といたしております。しかし、転院搬送、これは病院間搬送でございますけれども、この場合は、救急隊2名で搬送をいたしております。その理由といたしましては、病院間搬送ですから、医師または看護師が同乗されるからでございます。

病院間搬送は平成18年で349件発生いたしておりますが、2名乗車を行ったのは、そのうち264件でありました。2名乗車の理由として、本署隊員は通常12名の隊員を火災及び救急業務の出動隊として確保しておりますけれども、病院間搬送は御存じのとおり遠距離が多く、多くの時間を要しますので、他の災害に対する隊員の確保のため、病院側に医師または看護師の同乗をお願いして業務を推進いたしております。

なお、平成17年3月に国から消防力の整備指針が示され、昨今の消防本部の実情と救急業務の実態を踏まえて、転院搬送においては医療機関に勤務する医師、看護師、准看護師、救急救命士のうち1名が同乗して、救急隊員2名と合わせて3名が確保される場合は、救急隊の搭乗員を2名にすることができるという方針が示されておりますので、当消防本部で2名乗車を常習化しているということはありませんので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

続いて2番目に、救急車をタクシーがわりに利用している実態等についてお尋ねでありますので、お答えいたしたいと思います。

平成18年の救急出動件数は2,389件発生いたしております。これは、市民31人に1人の方が利用されたこととなります。搬送人員を傷病程度別に見ますと、病院に着いたときに亡くなられたと判断された方が70名、これが3.1%、重症426人、19%、中等症874人、39%、軽症、これは入院の必要がなかったということで39%であります。やはり、一番多いのが入院の必要のない軽症でありますけれども、このことは柳川消防本部に限らず、全国的な傾向でありまして、国もいろいろな方策を考えて、これに歯どめをかけたいということになっておりますけれども、いまだかつてよりよい方策は見当たらないというのが現状でござい

ます。

大都市の消防本部では、119番を受領した時点で救急車が必要でないと思われたときには民間の搬送車を紹介する。また、現場到着時にこれは運ぶ必要がないと判断されたときも、同じく民間の搬送業者を紹介しているケースも見受けられます。しかし、救急業務というのは、即、人の生命にかかわることでもありますから、慎重に判断せざるを得ないのが実情でございます。私たちといたしましては、公正、中立の立場から、本来の救急車を必要とされる方において利用していただければと、そのように考えております。

そのことによって救急事案の発生しにくい地域、社会環境を整備し、応急手当ての啓発や人工呼吸等の普及啓発を図ってまいりたいと思っておりますけれども、いずれにしても市民の協力がなければならないということでございますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

市長（石田宝蔵君）

3点目のアスベストの問題でございますけれども、今太田議員おっしゃいましたように、アスベストの問題については何一つ解決をしていないという御指摘をいただきました。これも6月の議会において、補正予算、調査費の問題の中で7名の議員から質疑を受けてきたわけでございますけれども、特に19年、ことしの8月、このピアス社との協議内容について、ピアス社は法的には責任を感じていないと、今議員がおっしゃいましたようなことの報告をいたしているところでございます。

となりますと、私どもは、やはりこの問題については随分慎重な態度をとってまいりました。また、精査をしてそれなりの対応をしなければならないということで、慎重の上にも慎重にやってくるわけですが、このアスベストに関するもの、事実調査をしてみますと、法律でいわゆる宅地建物取引業法施行規則、この中に、改正されたのが平成18年3月13日に国において公布をされております。そして、4月24日からこれが施行ということですから、私どもがいわゆる取引をしておるのは平成16年ということですから、その以前、これまで私は繰り返しお答え申し上げてきておりましたが、この問題についてのいわゆる明確な基準がない。したがって、私どももこの存在を知らなかった。あるいは向こうのほうも知らない、こう言っているわけですから、当然私どもが買ったときにはそういう説明は当然法律的にもないわけですね。買ってしまったものが一たん手に入った、所有権が移った。しかしながら、今度は後日に平成17年ですか、8月にあのクボタの事件が起きましたね。そういうものから国内は国においても大変な議論が起きてきた。国においても重要な問題だということで、これを取り上げて法律の改定作業なりを進めてきているわけです。事案の発生は、当然私どもは重要事項説明事項の中でもそういうものはやはり説明をするように義務づけられていないんですね。

そういうものをさまざまな角度から検討してみると、大人としての売った側の責任がどれ

くらいあるのか、そういうものもやはり私どもは顧問弁護士さんとか打ち合わせながら進んできているわけですが、恐らく向こうもそうだろうと思います。

そういうことになってくると、市民の皆さんのやはり血税をどうなのか、あるいはその責任はどうか、これは行政の領域で話し合いがつかなければ当然話ができないわけです。したがって、調査費の予算を、いわゆるどれくらい入っているのか、現実どれだけかかるのか、そういうものを客観的に調査をさせてくださいというふうをお願いしたのが6月の議会でした。御理解いただきたいと思います。

それから、契約書でアスベスト問題に触れていたのかということですが、これは当然アスベストには何らの規定もなかったし、また、そういう平成16年、15年のころは、そういう問題、アスベストというものは何なのかというのわかりません。当然あったのは、そのころは環境ホルモンの問題だとか、もう1つ、何ですかね、ダイオキシンですか、こういう問題はあったんですね。しかし、そういうふうなことをやはり、時の流れを時系列的に整理してみましても、議員さん方、太田議員おっしゃるようなことでの明記というものはないわけでございます。

19番（太田武文君）

財政健全化については、ただいま課長のほうから、総務省のほうからまだはっきりしたことが来ていないということで答弁がありました。私の調査資料によると、日本総合研究所の試算によれば、関西の市町村で17団体が連結実質赤字比率になるそうですのでということによってありますので、本市においてももっと先まで考えておくべきだと要望して、1点目の質問については終わらせていただきます。

続きまして、2点目の柳川市中期財政計画はこの法律に組み入れたかということで、同じような回答でいただきまして、この点については答弁によりますと、17年度決算では県下では中ほどと言っていますが、地方債の起債が合併時の300億より340億と巨額になっております。2年間で40億円ふえております。巨額の増加になっておるということですね。そしてまた、さらに浄化槽の計画があるわけです。よそのほうは、今度、皆様方も御承知のように郵政民営化にもなりましたと。資金についても官から民に流れていると。それについて、うちの方は浄化槽については民から官に来ていると。この借金がまた40億円程度になるわけです。そしたら、やっぱりその起債はさらに40億増加になると、このままでは財政も危うくなるのじゃなからうかと思うわけで、それについて心配しています。

それと同時に、先ほども言いましたように、今度の政府の構造改革の中で基本方針は、皆様方も記憶にあるように資金の流れは官から民に変えるということになって、現在、皆様方も記憶にあるかと思いますが、17年の10月4日に成立した郵政民営化法案がことしの19年10月1日に民営化されます。これに基づき、政府としての郵政公社資金は平成18年度までで廃止されます。

よって、資金の流れは先ほども言いましたように官から民に明確になりました。よって、それで余り借金をした場合は、今後につきましては市町村においても企業みたいにサバイバル競争になりまして、財政的に体力のある自治体は自力で市場から民間資金を調達できる制度が進んできております。民間資金を調達してもらうためには、起債をなるべく抑える必要があると思います。市長は、移動市長室でも浄化槽を市町村型ですということによってありますが、民から官へとの移動することは国の方針とも逆になり、その上に負債までふえることによって第2の夕張のようになるのではないかと私は心配しておりますので、それについても、将来に目を向けて考えてもらいたいということで要望いたして、1つ目の質問は終わらせていただきます。

2つ目として、消防の　　もう回答は要りません、今のとは。要望としてですね。

それから、緊急自動車の救急車の出勤要請の問題について2回目質問させていただきます。

これまで、市民に対して救急車の適正利用はどのように啓発されたのか、お尋ねいたします。

消防長（竹下敏郎君）

先ほど回答いたしましたとおり、救急自動車の適正利用は全国的な問題でございます。柳川消防本部でも、これまで毎年増加していく傾向にありました。このことを踏まえまして、消防本部では人工呼吸法の指導の際や、いろいろな講習会の折、市民の方々に救急車の適正利用をお願いしてまいりました。さらには昨年7月、柳川市報に「救急車じゃないとだめですか」のタイトルで、安易な利用は本当に必要な方々に迷惑がかかりますという広報文を掲載いたしまして、市民の方々に現在協力いただいているところでございます。

そのこともありまして、昨年の9月1日までの救急件数は1,590件ございましたけれども、本年は1,571件で、久しぶりに19件の減少ということになっております。したがって、引き続き、増加するであろう救急業務につきましては、市民の方々の協力を得ながら推進してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

19番（太田武文君）

ありがとうございました。

それでは、3つ目のピアス社について再質問させていただきます。

この問題については、市長も先ほど答弁いただきましたが、そしたら契約時に遡及しなければならぬということによって、売買契約書と不動産の価格について検証いたしました。

その結果、契約書については印鑑証明書の添付もなく、また、印紙もついておりませんでしたので、この契約は口頭契約であったのではないかと私は書類を検証して確認いたしました。それと同時に、そういう口頭契約ということは驚いたわけです。実際言って、全国の市町村では土地の売買について印鑑証明書がない口頭契約はあるだろうかと思って、口頭契約

されたのはどうしてかということで市長の答弁をお願いいたします。私は、再度繰り返しますが、印鑑証明書のないのは、口頭契約というのは僕は満たされないだろうと思っておりますので、市長の答弁をお願いいたします。

大和庁舎長（高田邦隆君）

ただいま印鑑証明書が添付されていない、印紙が貼付されていないということでございますけれども、印鑑証明書につきましては、これは必ず登記するときが必要でございます。それで、売買と同時に登記を行っておりまして、その嘱託書に一応添付いたしております。その証拠として、この登記嘱託書の印鑑証明の添付というのがここにありますので、一応印鑑証明書等は法務局のほうに提出いたしております。ですから、口頭とかなんとかという契約ではございません。はっきりした契約でございます。

それと、印紙が張っていないということでございますが、印紙につきましては印紙税法第5条ですかね、これによりまして、地方公共団体が作成する文書につきましては印紙は貼付の必要がございません。非課税文書となっております。

以上です。

19番（太田武文君）

去る先般、私は契約の原本を確認させていただきました。そのときには、印鑑証明書の添付もされていなく、印紙も張ってありませんでした。それはどこにあったのですかね。私は原本は確認させていただいております。

大和庁舎長（高田邦隆君）

この問題につきましては、このピアスの問題が惹起しましたときから総務委員会並びにまた百条委員会、こういうふうな場に私が持っておりました関係書類、全部コピーとして提出いたしておりますし、太田議員におかれましては、総務委員、百条委員会の委員として十分精査していただいたものと思っております。

19番（太田武文君）

そしたら、今大和庁舎長にお尋ね……、契約は7月25日になっておりますが、印鑑証明書はいつの何日に法務局に申請してとられたのか、お尋ねいたします。

大和庁舎長（高田邦隆君）

登記嘱託は、平成15年8月19日に登記嘱託を行っております。

19番（太田武文君）

今言っているのは嘱託登記じゃなくて、印鑑証明書を、契約が　これは何日になつとる、ちょっと待ってください。

不動産売買契約書は7月25日になっておりますので、印鑑証明書は何日になっておりますか。

大和庁舎長（高田邦隆君）

今この場で何日というのはちょっとわかりませんが、一応印鑑証明については、全

部登記が終わっておりますし、法務局のほうに提出しておりますので、今の点については後日調査してからお答えしたいと思います。

19番（太田武文君）

はい、わかりましたけど、それは確認していただきたいと思います。

私はそういうことで契約書の原本を見たら、そのような、今私が発言したとおりでありましたので、それは後で見せてください。

続きまして……。

大和庁舎長（高田邦隆君）

今、見せてくださいということでございますけれども、原本は法務局のほうに提出しておりますので、預かれるかどうかちょっとわかりません。ただ、日にちだけの確認はさせていただきます。

19番（太田武文君）

本来は、契約書は3通作成するわけです、立会人と。法務局に提出していますとか、それは不動産売買の契約のときは印鑑証明書は添付して法務局に持っていかにかいかなですよ、契約書もあわせて。動産とは違うわけですよ。それで、自分のところに普通印鑑証明書をとったのを持っとかにかいかなわけですよ、控えとして。そういうことになっているんですよ。それを今まで大和はそういうふうにしてあるわけですか、契約は。よその地区は一つもないですよ、印鑑証明書をとっていない契約書は、市町村では、県下でも。そういう答弁はなりませんよ。答弁してくださいよ。

大和庁舎長（高田邦隆君）

印鑑証明はいただきまして、法務局のほうに提出しておるということでございます。

19番（太田武文君）

あのですね、市長は今後裁判されるということで、裁判まであり得ると市民に言っていた。それは、契約は口頭契約というわけですよ、印鑑証明書を添付してない。銀行は金貸しますか、印鑑証明とって法務局につけていますといっても。それは口頭契約というわけですよ。ピアスからそう言われるですよ、そしたら、裁判しても。はい、どうぞ、お願いします、答弁。（「裁判せやんて言いよるわけやろが」と呼ぶ者あり）

市長（石田宝藏君）

ちょっとその辺については私も法律的なもの、法律の専門家じゃございませんので、ここではまた間違った答弁をするわけにはいきませんので、確かめてからお答えしたいと思います。

19番（太田武文君）

はい、わかりました。そういう答弁だったらわかります。

続きまして、価格についてします。

土地価格についてですけど、先ほど市長は不動産の重要事項説明書を説明していただきました。これは、私が調査したところによると、国交省から通達が出ているわけですよ、このように。これは何日かといいますと、国交省から不動産鑑定については14年7月3日、全部改定、国交省、国土交通省ですね。この中に、不動産の種別及び類型について、2番として、第3章で不動産の価格を形成する要因について、それから、それについては建物の個別要因についてということで、ここに7月3日に出ているわけです。その中に、建物に関する個別要因についてと(1)、(2)、(3)、(4)とありまして、有害な物質の使用の有無及びその状態と。建材、建設資材としてアスベストの使用の有無及び飛散防止等の措置の実施状況をしてくださいとなっているわけですね。これ7月25日、14年。

それで、市長のところは大和町のところで不動産鑑定士をとってありますけど、これを調査しなさいということで、国交省のほうから通達が出ています。そして、ピアスさんにこうしてとってあるわけです、不動産鑑定を。それが翌年の2月20日、不動産鑑定士(「何年ですか」と呼ぶ者あり)15年の2月20日、15年よ。それが日本土地建物株式会社ですね。

それで、そういうことの通達が不動産の鑑定書 不動産業者じゃないですよ、取引業者じゃ。不動産の鑑定、市長も知ってあるごと不動産鑑定1,000千円から10,000千円かかるわけです、したら、ピアス社はですね。

そこに国交省のほうから通達が行っているわけですよ。その中に何と書いてあるかということ、建物は、ずっと不動産の種類、価格時点、価格の種類、鑑定の依頼目的、鑑定評価を行った日、2月28日、それから、その他の評価条件、建物は外観調査によるということで書いてあるわけです。それから、特記事項にですよ、もうこの中にはそういうことをやっぱり、建物はアスベストも調査しませんからこういうことと言ってあるやろうと思うわけです。

それから次に、本物件対象地にかかる土壌については、御指示により 御指示だ、これは指示されたということですね。完全除去等の処置がなされたものとして評価すると。こういうことでとってあるから、これは私が思うには、ピアス社のほうには不動産鑑定士から10,000千円近く払って説明してある、これはのけていますよということで説明してあると思うわけですよ、鑑定士のほうにですね。それにもかかわらず、大和町、ピアス社のほうからも大和町の市長のほうに説明してあるやろうと思うわけです。そしたら、大和町ではやっぱりとらにやいかんわけですよ。不動産鑑定をこうして、こういうことでしてくださいと。国交省からちゃんと通達が出るとるもんですから。その点についてどういうふうに対応されたのか、答弁をお願いします。

市長(石田宝蔵君)

これは、過去の議員さん方の質問にもお答えしてきていると思います。不動産鑑定についてはそれなりの金も要するというのと、それから、大まかにどなたがやられても、これは差異があるもので、違いがあってはならないものですね。それなりの信頼を置ける鑑定企業と、

会社ということで、私どもは信頼をして、議会にもこれは説明を申し上げて御理解いただいていたところでございます。

19番（太田武文君）

これを見ますと、わざわざこの通達を見ますと、土地にはアスベストの有無を書いてくださいとなっておりますものですから、それで私は言っている。アスベストがあったら価格に重大な影響を及ぼすわけですよ。そのために私は不動産、この鑑定士の何というですかね、見てみますと、日本土地建物、あのアスベスト社のほうからあっている、何ですかね、依頼してある鑑定書には、この建物は外観によるということによってあると思うわけです。これと2つの土壌調査はですね。

不動産がゼロになるか、ゼロになるかもしれないですよ、調査によってはということで、物すごく左右があるから、これはもうしないということで書いてあるのじゃなかろうかと思うわけです。それについて、もう一回、ちょっと市長の答弁をお願いします。

市長（石田宝蔵君）

私どもが理解しておりますのは、それは法律に違反した行為ではなかったというところで私は鑑定報告をされているものだと思います。

したがって、先ほど申し上げましたが、このアスベストに関する情報、これが義務づけられたのは、宅地建物取引業法施行規則の改正というのがございます。この中に、これは平成18年3月13日、先ほど申し上げましたように公布されているやつです。アスベストに関する情報を消費者等に適切に提供するため、建物の取引時において、アスベストの使用の有無の調査の結果が記載されているときは、その内容を重要事項として建物の購入者等に対して説明することを義務づける。これは18年ですよ。そして、4月24日、施行へ向けて関係者に対する周知を図ると、ここにございます。後ほどまた資料を差し上げて結構ですが。（「その法律違う」と呼ぶ者あり）

19番（太田武文君）

土地宅地建物取引業と不動産鑑定法の法律は違うわけです。（「そうだ」と呼ぶ者あり）それで、私が言っているのは、国交省からアスベストの調査をしなさいと出ていたら、そのために私はこの不動産鑑定士のほうは、こういうことで建物は外観で見よるですよと書いてあるやろうと思うわけです、それは。ということは、本当ですよ、これは、市長は頭をこうしてありますけど、私は、ようと聞いてんですか、それは。こういうふうに言っておりますので、市長はこういう、例えば市長、大和町で不動産鑑定をとってあったならば、私はこれは説明されたと思うですよ。不動産鑑定士はこういうことでアスベスト調査はしていませんとか、土壌調査はしていませんとか。これは大きく価格に左右されるわけです。この不動産鑑定士に聞いて。それで、今市長が答弁されたのは、宅地建物取引業者によるものということですよ。

何か答弁があったらお願いします。

市長（石田宝藏君）

ちょっとその辺については私もわかりません、法律の専門家じゃございませんので。

19番（太田武文君）

そしたら、わかりました。

それでは、最後に私の質問は、もうこうしてわからないことを市長もまた言ってありますので終わりますけど、去る先般、全協で市長、また再度1カ月後、何か交渉してということで、これを見ますと書いてあるわけですよ、何ですかね。（発言する者あり）

ピアス社からの協議経過についてということで出たら、川島専務のほうから何とかな、これは。7月13日のとに川島専務のほうから12月まで、退去関係などの今後のことについては1カ月後、市長と柳川市に来ますということで、これは来られたですか 来られた。これ7月ですので、8月ごろじゃなかろうかと思います。来てありますか。

そしたら、その最後になりましたけど、市長、今来てあるということでございますので、経過について報告をお願いして、私はもうこれは回答じゃなくて経過を聞いて終わりたいと思います、私の質問はですね。

市長（石田宝藏君）

確かに7月に報告を申し上げて、8月の22日、午後にお見えになっていらっしゃいます。このことについては、やはり私どもが主張してきたこと、私どもはピアス社がアスベストの存在を知らなかったということなら調査費は出せるのではないかとということを主張してきております。それから、議会の百条委員会で、売買契約時にアスベストの存在を承知していたような発言があるようですけども、このことについてはどうだったのかということをお願いしてきているわけですね。したがって、百条委員会で答弁、百条委員会後に議会に提出した文書、先ほど来、全員協議会の中でも出しましたね、塗装をやっていると。こういうものについて、私どもとしてはピアスに問いかけているわけですよ、執行部としては。

ですから、ピアス社はこういうことを言っているわけです。アスベストのことは売買後に知ったこと、昔のことは知らなかったのかと言われるのが、私ども昔のことですけども、知っているだろうと言っているわけですよ。しかし、昔のことは知らなかったのかと言われるのが心外であると。発言時の内容を調べるというようなことで、また帰られたわけです。

そういうふうなことで、私どもとしては、当然市長の立場としてこういったものは買っているわけですからね、買った後にこんな事案が出るということは、私としても腹が煮えくり返るような感じがするんです。同じような気持ちでございます。

そうすると、ピアスについてはそれなりの責任をやはり市民の代表として私は言わなきゃいけないわけですから、当たり前のことを言っているわけです。そういう状況でございます。（「ちょっと私はもう一回」と呼ぶ者あり）

19番（太田武文君）

再度、私は終わりましたが、ちょっと……。

議長（田中雅美君）

いえいえ、10分あります。

19番（太田武文君）

あと質問したいと思います、よろしいですかね。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）
ちょっと今のとで私は……（発言する者あり）

私は先ほど言いましたとおり、ピアス社も鑑定評価を不動産鑑定士法によってとってあるわけですよ。それで知ってあるはずですよ。このアスベストがあったとか、これに書き込みにゃいけん。この不動産鑑定票にアスベストを調査したとかということで、国交省から通達前やったら別ですよ、来てからですので。そいけん、知らなかったということで言っていますけど、市長も知ってあったがピアスさんも知ってあったわけですよ、それは。説明されるですよ、それは。いや、頭振ってもそれはだめなわけですね、それは確かに。（発言する者あり）

市長（石田宝藏君）

だから、向こうも知らないと言っているから知らないはずはないでしょうと私も言っているわけですよ、太田議員と同じように、わかりますか。私は本当に知らなかったんです。向こうも知らないと言っているから、知らんはずはないでしょうと言っているわけですよ、私は。

それは決めつけてもらっちゃ困りますよ。私は知らなかったものは知らないとしか言えませんよ。

19番（太田武文君）

そしたら、私が出て思うことを言いますが、本当、市長は事務怠慢、私は本当怠慢か、本当、瑕疵と思われるです、こういうふうなことをやっている。私はそう思うですよ。

それで、私たちはやっぱり議員として、市民の代表としてこういうこと言ってください、市民に血税を、負担かけなかったらいいわけですよ。百条では私はどうして言わなかったか、市長がもうピアス社にさせると、そういうことだったら私たちも契約は印鑑とかなんとかなくてもそういうとはよかろうと思っています。こちらでやっぱり血税使うとなったら、私たちも市民から言われている。あなたたちはどうしてこういうことを了承したのですかと。責任は議員も半分あってくださいとなるわけですよ。そういうことで、私は柳川市じゃなくて、市長かピアス社か、そういうことで私が賛成したら……私たちはそのことについては賛成できないわけですよ。そういうことで、市長、善処に向かうように全力投球して頑張ってください。

以上をもちまして私の質問は終わります。

議長（田中雅美君）

答弁は要らんとですか。（「もう答弁は要らない。答弁……」と呼ぶ者あり）もらいますか、もらいませんか。（「もう要らないです」と呼ぶ者あり）

これをもちまして、太田武文議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をとります。

午後 1 時 55 分 休憩

午後 2 時 7 分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 4 順位、24 番佐々木創主議員の発言を許します。

24 番（佐々木創主君）（登壇）

佐々木創主でございます。早速質問を始めさせていただきたいと思いますが、前回、6 月議会におきまして、これからの新市建設に向けての課題と対策ということで、財政面という観点から質問をさせていただきました。

柳川市にとりまして、合併による優遇措置、限られた財源の中でいかに計画的に必要な事業を行っていかなくてはならないか、と同時に財政基盤の構築をしていくか、そういう議論をさせていただいたわけでございます。その中で、いかに税収を確保するのか、特にいかに人口減少に歯どめをかけるのか、これが大きな課題となるという話をさせていただきました。そこで、これからも住み続けたい、住みたくなるようなより魅力あるまちをいかに構築していくのかが大きな課題でございます。

そこで今回は、前回時間が足りませんでしたので、新市建設に向けての課題と対策ということで、まちづくりという観点から質問させていただきます。

今日、都市と地方の格差、所得の格差というものが大きな問題となっております。栄えるところはどんどん栄え、寂れているところはますます寂れていくという状況、先行きが危惧されているわけであります。

農漁業を基幹産業とする地方都市は、その基幹産業の低迷によって活気を失っております。そういう地方都市は、その姿として郊外周辺への大型店舗の出店などもあり、中心市街地はシャッター通りと化し、中心市街地の空洞化、市街地の無秩序な拡散が進んでおり、地方経済低迷の象徴的な姿となっております。我が柳川市も同様に商店街にはシャッターが目立ち、虫食いのように空き地が出現しております。同時に、少子・高齢化と都市への人口流出等による人口減少、購買層の減少、さまざまな拠点施設の流出、悪循環の構図は全国の地方都市と同様の状況でございます。

中心市街地に人が集まるような施設、用事がなくなれば当然人は集まらなくなります。郊外に出ていったそういった施設へは、車では簡単にアクセスすることができます。しかし、

中心市街地に人が集まらなくなれば、バスといった公共交通も成り立たなくなるのは当然であります。買い物であったり、いろんな手続であったり、そういったことをするにしても、ばらばらに配置されたそういう施設を車で移動するしかなくなるわけであります。車を持たなければ生活できないといった非効率的なまちとなるわけであります。これから迎える超高齢化社会にとって非常に不便な社会ということになる。

そういう中、地方都市の再生について、都市の構造を見詰め直すということが言われるようになってきております。そこで、国も新たな都市計画法、中心市街地活性化法、大型店舗法、いわゆるまちづくり三法を整備して、地方自治体にそれぞれの独自の魅力あるまちづくりを促し、地方の主体性に期待をしているわけであります。そこで、これからの柳川のまちづくりを考える上で都市計画というものが大きなキーワードとなります。

折しも今、20年、30年後の柳川の姿を描く都市計画のマスタープランが作成中であります。この都市計画のマスタープラン次第では、柳川の将来が左右されると言っても過言ではないと思います。それは、地域の特性や既存の都市形態を踏まえた上で、人と物の動きを誘導する都市計画道路であったり、計画的に物の配置を誘導する土地利用計画であったり、そういうものも含まれておるあすの姿を描くマスタープランであります。

そこでまず、その都市計画のマスタープランの内容、スケジュール、その手順、そういったものをお聞かせいただきたい。

それともう1つ、魅力あるまちづくりをする上で重要なのが景観であります。柳川は堀割を初めとして、歴史文化をあわせ持つ独特の景観を有していることは御案内のとおりであります。これをどう保全し、どう生かし、より魅力あるまちづくりをしていくのかが重要であります。

そこで、柳川市は昨年、国から文化的景観モデル事業に指定されております。そしてまた、ことしになって景観行政団体にも指定されております。その内容についてお聞かせいただきたい。

まず、その2点について御質問させていただき、答弁のほどよろしくお願ひいたします。

観光まちづくり課長（横山英眞君）

観光まちづくり課長の横山でございます。私のほうから佐々木議員の御質問に対してお答えいたします。

まず、都市計画マスタープランのスケジュール、また内容、手順についてお答えいたします。前回の6月議会に答弁いたしました内容と多少重複しますが、よろしくお願ひをいたしたいというふうに思います。

現在、18年度から3カ年かけて、平成21年3月の完成を目指して策定を進めております。この都市計画マスタープランは、柳川市総合計画、通称マスタープランに即しまして、市民の合意形成を図りながら、地域固有、柳川特有の自然、歴史、生活文化、産業等の地域特性

を踏まえながら、都市づくりの理念、目指す都市像に応じた都市整備の方針、そして、その実現化の方策を検討します。そして、20年後の柳川のまちの姿や都市計画、まちづくりの進むべき方向を示し、今後の本市の将来像や方針を定めるものであります。

まず、平成18年度には基礎調査並びに住民意識調査、アンケート調査を実施しております。本年、平成19年度は市民参画会議、通称景観まちづくり座談会と申してございますが、市民の方から意見を出してもらい、現在進めているところでございます。また、同時に職員有志による職員サポーター会議を開催しまして、座談会をより活発にするために、職員さんたちによる企画運営を行いながら、市民協働で今進めているところでございます。

景観まちづくり座談会でございますけれども、市内を6中学校区に分けまして、今年度7回の開催予定でございます。市民による都市計画マスタープラン策定に向けた提言書を策定するわけでございますけれども、現在、3回の景観まちづくり座談会を開催いたしております。第1回目は、7月1日に地域別での各地域の問題点について協議をいたしております。それから、2回目が7月22日に、各地域ごとに午前中にまち歩きを行いまして、午後からその地域のマップづくりを行っております。それから、3回目は9月2日、先日でございますけれども、各地域ごとに5つのテーマ別の取りまとめを行っております。次回以降は、今度全体のテーマ別検討に入っていく予定でございます。

その座談会での提言書、素案に基づきまして、関係部課長で構成されます、今度は庁内委員会を開催いたしまして、原案策定を行います。最終的に、市民代表、学識経験者等で構成されます策定委員会を開催します。

なお、第1回の策定委員会は本年12月に予定しているところでございます。

平成20年度は、引き続きまして庁内委員会並びに策定委員会を実施しながら、都市計画マスタープランの最終的な案を策定いたします。その後、市長への提案及び都市計画審議会での審議を行いまして、平成21年3月議会に市議会報告ということを用意いたしております。その具体的な内容につきましては、都市計画における市全体の将来像と地域別の将来像を策定するものでございます。

続きまして、景観行政団体の指定内容と計画についてお答えをいたします。

まず、景観行政団体とは、景観法、平成16年12月に施行されておりますが、それに基づきまして、景観に配慮したまちづくりを行うために基本的な計画を策定しまして、まちづくりを推進する自治体ということで手を挙げております。

都道府県、政令指定都市、中核市は自動的に景観行政団体になるようでございますが、市町村につきましては都道府県知事の同意を受ける必要があるということで、柳川市は行政施策として景観への取り組みを行っていくという明確な意思表示を行うために、福岡県知事の同意を受けまして、平成19年6月1日に景観行政団体になっております。今後、景観行政団体として都市計画マスタープラン策定に基づきまして、平成21年度から景観計画についての

協議を重ねていきたいというふうに思います。

景観計画でございますけれども、現にある良好な景観を保全し、市民が暮らしやすく住みやすいまちとさせていただけるように、柳川独特の景観を守り築くための基本的な計画を21年度からつくっていくということになります。その後、3年ぐらいかけて、24年3月をめどに現行の伝統美観保存条例、また、景観に関する条例等との整合性を図りながら新たな景観条例を制定しまして、今後の柳川独特の景観を保全し、住みやすいまちづくりを目指していくということになります。

以上でございます。

教育委員会生涯学習課長（中村典幸君）

生涯学習課長の中村です、よろしくお願いいたします。

それでは、文化的景観モデル事業及び文化的景観保存活用計画策定事業のこれまでの経過と現状及び景観行政における位置づけについて御説明申し上げたいと思っております。

初めに、平成16年度から17年度にかけて実施いたしました文化庁モデル事業、文化的景観保存活用事業について御説明申し上げたいと思います。

平成16年度の文化財保護改正法にあわせ、本市は平成16年度、文化庁が実施する文化的景観保存活用事業の対象地区に全国9地区の1つとして選定されました。本市は、長年にわたる人々の暮らしが生み出した多様な水系の景観である柳川の水郷景観が評価されたことから選定されたものと思っております。モデル事業では、柳川文化的景観保存調査検討委員会組織により、学識経験者の協力を得ながら、文化的景観の現状把握や対象地区の絞り込みを行い、保存活用の基本方針をつくったところでございます。

次に、現在進めております文化的景観保存活用計画策定事業について御説明申し上げたいと思います。

本事業は、平成18年度から19年度までの2カ年間で実施しておりまして、総事業費は8,000千円で、国から半額の4,000千円の補助金が出ておるところでございます。保存活用計画の対象は、柳川の特徴的な景観である水路景観でありまして、現在、専門家による調査委員会を組織し、柳川の水郷景観を構成する水系、それから地質、水生生物群等の調査の自然環境、それから歴史編さんの歴史、それから暮らし、農業の生業、祭りなどの生活生業の民俗、それから蒲池地区、城下町、干拓集落の形成と展開にある集落、それから北原白秋の目を通した水郷景観、それから、大規模プロジェクトの水郷景観による影響を活用に向けた課題や問題の把握に取り組むという社会動向、それから最後に調査結果を総括し、重要文化的景観の選定にふさわしい水郷景観にあることを整理する景観分析、8つの視点から水と人との共生をテーマに調査を行っているところでございます。

保存活用計画では、本市の水郷景観を多様な水系の広がりと連続性に注目し、クレーク集落、城下町、干拓地の3つの景観に整理することとし、保存対策の対象の絞り込み及び保存

活用に向けた課題や解決策を検討しておるところでございます。将来的には重要文化的景観保存地区として、国からの選定を目指す所存であります。

さらに、景観行政における文化的景観事業の位置づけについて御説明申し上げたいと思います。

現在、建設部において都市計画マスタープランの策定が進められているところでございます。その1段階として、平成18年度に行われました都市計画基礎調査の項目の中に、景観という項目が設定されました。この景観調査に対しましては、これまで文化的景観保存活用計画策定業務で得られた調査の成果を反映させております。また、景観行政との関連では、今後策定が予定されております景観計画の構成要素の1つに文化的景観保存活用計画が組み込まれることになっております。この景観計画で、水路の景観が中心に据えられることが予測されることから、文化的景観保存活用計画が活用されるものと思います。

あわせて、さっき述べました重要文化的景観保存地区として国の選定を受けるためには、景観計画に文化的景観の保存を盛り込んでおく必要があり、現在進めております文化的景観保存活用計画と建設部局で取り組みが予定されております景観計画は相互に関連し合う関係となっておるところでございます。

事業の推進に当たりましては、今後も関係部局間の連携を図り、柳川の顔であります水郷景観の保存活用について、実効性のある施策につなげていく所存であります。（「もうちょっと簡単に」と呼ぶ者あり）よろしく願いいたします。

議長（田中雅美君）

答弁のほうは、もう少し簡潔にお願いをいたします。

24番（佐々木創主君）

非常に丁寧な御答弁をいただきまして、なかなか文化面は予算も少のうございますし、日の目を浴びる機会も少ないので、アピールもあったかと思いますが、詳細な御説明ありがとうございました。

そこで、まずちょっと現状のところから今後の20年、30年後のまちの姿を描いていくということで、先ほどシャッター通りとか、いろいろ疲弊した地方都市の象徴的なことであるということを言わせていただいたんですが、じゃあ、現状柳川はどうなんだということで、現在、柳川の中心市街地、市街地というと、柳河小学校区にあります京町の商店街でありますとか、西鉄の駅前、大和の中島、沖端、ここに商店の組合もありますし、そういうことは中心市街地ではないかなと。

そういう中で、京町通り商店街というのは一番規模も大きいわけですが、その人口動向、高齢化率、どうなっているのでしょうか。周辺の地域と比較をしてお知らせをいただきたい。と同時に、そこにおける小売販売の額の動向の御答弁をよろしく願いします。

商工振興課長（田中幸弘君）

商工振興課の田中でございます。今、佐々木議員が御質問になりました市内の商店街の人口動向、それから高齢化率、小売業の商品販売額についてお答えしたいと思います。

市内の商店街の現状でございますけれども、市内には柳川、沖端、中島、立花通り、それから西鉄通りの5つの商店街があります。平成10年の3月末から平成19年3月末までの住民基本台帳によります人口の推移を見ますと、各商店街を抱える地区の人口はいずれも減少しております。まず柳川地区でございますけれども、マイナス9.7%、それから沖端地区がマイナス14.2%、旧柳川のその他の地域でマイナス6.3%、それから大和の中島地区がマイナス8.7%、旧大和町のその他の地区、中島地区以外の地区でございますけれども、マイナス7.2%、それから立花通り及び西鉄通りを抱える三橋の藤吉校区でございますけれども、マイナス6.1%、それから旧三橋町のその他の地域は、これは2.3%で、市全体ではマイナス6.6%の人口の減少率となっております。これは、平成10年3月末から平成19年3月、大体10年間の推移でございます。

それから、次に高齢化率でございますけれども、これも全人口に対する65歳以上の人口でございますけれども、先ほど言いました同様の区分で比較しますと、平成19年9月、これは電算のほうから最近引っ張ってきた数字でございますけれども、柳川地区が27.1%、高齢化率ですね。それから、沖端地区が30.2%、それから旧柳川のその他の地域が25.0%、大和の中島校区が28.7%、それから旧大和町のその他の地域で25.7%、三橋の藤吉校区で20.4%、旧三橋町のその他の地域で24.4%、市全体では25.2%の高齢化率となっております。

それから最後に、小売業の年間商品販売額を平成9年と平成16年の商業統計によりますと、これは旧市町村単位でしか数値が出ていませんので、これで報告したいと思いますけど、旧柳川市が30,670,000千円から267億円、それから大和町が8,840,000千円から7,720,000千円、三橋町が346億円から302億円、これは計算したところ、いずれも大体13%ぐらいの減少となっているところです。

以上でございます。

24番（佐々木創主君）

ありがとうございました。今の人口動向、高齢化率を見ても、中心市街地を持っておる地域とその他の地域、中心市街地といいますか、商店街があるところの高齢化率なり人口減少は高いということがわかるわけですね。そういう中で、国もいろいろ方針転換をしておる。商業振興に対しても対症療法ではなくて、根本的な対策等も考えております。その点についてはこの後触れさせていただきたいと思っておりますけれども、じゃあ今後の方向性として、柳川は市街地を集約する、集積するまちづくりの方向をとるのか。それとも、市内全域、いろんなところに大型店舗とかいろんな商業施設、拡散型といいますか、どちらを目指されるのか、御答弁をいただきたい。

建設部長（蒲池康晴君）

今現在、都市計画マスタープランを策定中でございますけれども、この上位計画につきまして柳川市の総合計画がございます。この中で、活力あふれる市街地づくりということで、市街地の整備はいわゆるまちづくり三法に沿った形で進めることが求められますというふうなうたっておるところでございます。先ほど佐々木議員のほうから言われましたように、非常にまちなかが空洞化しておるといふような状況を受けまして、国の施策としてもコンパクトシティ構想といいますが、そういった形で市街地に集約しようという方向性が出ておまして、その方向でまたそういった条件整備のための国の施策等もとり行われるというふうな方向になっておりますので、そういう方向で柳川市としても取り組んでいきたいというふうな考えております。

24番（佐々木創主君）

ありがとうございました。集約型を目指す、コンパクトに集中型都市形成を目指していくと。それでは、どこを中心市街地と位置づけるのでしょうか。

建設部長（蒲池康晴君）

大枠といたしましては、用途区域がかぶっておりますけれども、その中でも西鉄柳川駅周辺、それから旧柳川市の中ではD I D地区ということで、人口集中地区という取り扱いがございます。これは面積的に見ますと、（「そういう説明はいいです、どこかでいいです」と呼ぶ者あり）いいですか。

柳川駅からこちらの西のほうに商店街が張りついておりますので、こっこの西部地区がその区域に入ろうかと思えます。

24番（佐々木創主君）

ありがとうございました。

そこで、今建設部長のほうから都市計画マスタープラン、その上位にマスタープランがあるというお話がありました。そして、柳川のまちづくり、中心市街地形成、それは集約型、そして西鉄駅周辺、そして、西に延びた俗に言う京町商店街ですか、現在の商店街、そこを中心市街地ととらえて、そこに集約していくというふうに理解したわけなんです、その上位計画であるマスタープランの中に、基本構想、土地利用構想図というように柳川全体をいろんなゾーンに分けております。東部田園都市地域とか沿岸地域とかですね。

そういう中で、国道443号及びバイパス、それと208及び沿岸道路、その沿線を沿道市街地域と、市街地と位置づけているんですね。ちょっとこれ矛盾するんじゃないですかね。

総務部長（山田政徳君）

先ほど、蒲池部長のほうから市街地をどこに置くかという御答弁がございました。西鉄の柳川駅周辺を中心市街地というふうな位置づけの御答弁がございましたけれども、マスタープランで定めております地域、これは5つございますが、その中で佐々木議員が御指摘ございました沿道市街地地域、これも新たな市街地の形成を図るという意味合いでございまして、

国道208号、あるいは国道443号、有明沿岸道路一帯の地域を指すわけでございますが、これについては西鉄柳川駅の東部の土地区画整理事業、現在かなりの投資をいたしまして整備をやっておりますが、こうした整備地域も一つの市街地として位置づけますよということでマスタープランにお示しをいたしておりますので、必ずしも先ほどの蒲池部長の答弁とマスタープランが食い違うということはないと思います。

以上です。

24番（佐々木創主君）

食い違わないとおっしゃるんですが、今後の都市計画というのは、国のまちづくり三法、その趣旨にのっとってコンパクトシティ、中心市街地、そういったものに集約していくんですよ、それが基本なんですよね。それで、食い違いはないとおっしゃるんですが、じゃあ、例えば今現状を見たときに、柳川の中心市街地、例えば旧柳川の京町商店街、非常に寂れた、人口動向とか拠点施設がなくなったということもありますが、現208、柳川駅から矢ヶ部、枝光を通るこの道路、ここにさまざまな商業施設が張りついた。これはまさしく市街地、市街地化していますよね。そうすると、この443のバイパスなり沿岸道路沿いはそういうことを目指すんだと。新しい道路ができて、そこにだーっと大型店とか、便利ですよ、車で行くの。それをやったから、中心市街地が廃れたという現状が出ているじゃないですか。

その辺は、これはマスタープラン、きのう聞いたら9,000千円、コンサルに委託をしてつくったということですがけれども、そりゃいろんなノウハウを持っているでしょう。ただ、地域の事情なり国の動向なり、地域経済、柳川の経済、柳川の風土、そういうところも全然わからないような、東京の机の上で書いているようなコンサルがかいた絵かもしれないし、それは柳川の意思も入っているでしょう。その辺の整合性はちゃんとやっていただきたい。

そういった意味で、これは上位計画というお話でしたから、これは余り通告していませんので申し上げますが、ただこれは非常に大きな別れ道ですから、蒲池部長、総務部長、その辺の整理はしっかりしてください。それによってまさしく拡散型、拡散型になる。当然、新しい道ができれば便利にもなる。その地域の開発、活性化にもつながる。いろんな可能性も広がります。しかし、それをやみくもにそのまま放置しておけば、また二の舞になる。そういうことになるということを指摘しますので、その辺の意見調整といいますか、整理をしていただいて、いずれの時期かにちゃんと御返答をいただきたい。これはお願いいたします。よろしいでしょうか、総務部長、（「わかりました」と呼ぶ者あり）建設部長。

そこで今、大型店舗と、非常に全国的に大店法施行以降、あっちこっちに大型店舗ができて商店街、疲弊したと。その大型店ができたから中心市街地が疲弊したわけじゃないという話も当然あります。しかし、今でさえ大牟田にジャスコとか、そういう話もあります。

そこで、先ほどのまちづくり三法、これがこの10月から施行される。それによって、大型店舗の出店、これがどうなるのか。大型店舗というのはこの法律上では売り場面積1万平米

以上ということですが、じゃあ、例えば1万平米少ない9,999平米、これがどうなるのか。どこでも出店できるのか、どこかに集約されるのか、どうなるんでしょうか。

観光まちづくり課長（横山英眞君）

先ほどの大型店舗の取り扱いでございますけれども、都市計画の視点からお答えさせていただきますけれども、現在のあり方と、それから法改正、11月末の法改正になりますけれども、その違いについてお答えさせていただきます。

現在、大型店舗、大規模集客施設と申し上げてもよろしいと思いますが、用途区域の中で商業地域、近隣商業地域、そして準工業地域には立地可能でございます。面積に関係なく立地可能でございます。その他の地域では、都市計画の手続、都市計画法32条協議と申しますけれども、道路協議、水路協議、その他協議を済ませて、福岡県の開発許可により現在建設されております。

しかし、このような大型施設、大型集客施設は佐々木議員もおっしゃるとおり、広域から著しく多数の客を集めたり、インフラや土地利用に大きな影響を及ぼす結果になってございます。ことしの11月末の法改正では、先ほど申しました3地区を除きまして、床面積1万平米以上の建物については建設ができないということになります。

そこで、福岡県では大規模集客施設立地ビジョンが策定されまして、各自治体にそういう大型店舗の立地については拠点への立地を誘導しなさいということが指示されております。先ほど部長が申しましたけれども、柳川市におきましては、そういうことで西鉄柳川駅西側の商業地域等を拠点として位置づけているということでございます。

原則として、これから法改正後は柳川市の拠点への立地誘導を、申請者に対して助言を行っていくということになるかと思えます。

以上です。（「それと1万平米未満」と呼ぶ者あり）

未満については、現在どおり、都市計画の手続ですか、32条協議を踏まえてできるということになるかと思えます。

24番（佐々木創主君）

大型店舗、1万平米以上は用途区域内、つまり中心市街地に誘導すると。それ以外についてはいろんな手続があるから、非常に難しくなると、規制をしていくんだと。ただし、1万平米未満については、そうではないということですよ。そうすると、用途計画区域外、つまり商業地以外、俗にいう農地ですか、農振地域、そういうところで、じゃあ例えば9,000平米なり、そういう開発計画が、その際の手続は、先ほど都市計画のほうから言っていたと思いますが、農地法という観点からこういう開発というのは可能なんですか。可能であるならば、どういう手続で可能となるんでしょうか、お答えをいただきたい。

農政課長（野田一廣君）

農政課長の野田でございます。農地法ではなくて、農業振興地域整備計画に基づきまして

農振法から申し上げさせていただきたいと思います。

市では、法に基づきまして農業振興地域整備計画を策定しております。そしてまた、優良農地の確保、保全を図ることを基本としながら、国土資源の合理的な利用の見地から土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して、農業の近代化のための必要な条件を備えた農業地域を保全し、農業振興に関する施策を計画的に推進することを旨として行っております。

農振除外の申請につきましては、御案内のとおり、10年を見通した整備計画で予想し得なかった事態の発生や特別な事情があり、かつ緊急を要する事案に対処し審議しているものでございます。農振地域から除外するということには、大きく4つの要件があるわけでございます。1点目が農用地区域外に代替地がない場合、2点目が農作業上、効率化、かつ総合的な利用に支障を及ぼさないこと、3点目が農用地区域内の周辺農用地に及ぼす影響がないこと、4点目が土地基盤整備事業の受益地でないことということになっておるわけでございます。

本市では、また農振除外の申請の受け付けといたしまして、前期が5月15日から6月14日まで、後期が11月15日から12月14日までの年2回行っております。手続といたしましては、市の促進協議会にかけさせていただきますが、その前に県の農林事務所や圃場整備指定補助もございまして、水系事務所と事前協議等を行いまして、農業委員会、農協、土地改良区等の関係団体の意見を聞くということになっておりますので、その作業を行うところでございます。その後市促進協議会を開催いたしまして、通過後に県、面積によっては国との協議を行っております。

スムーズに行って約半年間を要し、基本協議は終了するわけでございます。協議終了後、法手続や農用地利用計画の変更協議を終えて農振除外の許可がおりるわけでございますが、すべてが終了するまでに申請から約9カ月、あるいは農政局事案になりますと1年以上かかるものもまれではないことがあります。

以上が農振地域で優良農地を守るためのものでございます。農政サイドといたしましては、各種商業施設につきましては、都市計画用途区域内への誘導等により有効土地利用を念頭に置いた農業振興地域整備計画に取り組んでおります。

以上でございます。

24番（佐々木創主君）

ありがとうございました。当然、農振法と失礼しました。農地法と申し上げましたが、農振法と。農地を守るという観点から、そういう開発に対して審査をするんだということですよ。

それで、その審査の手順として、さまざまな農業団体から意見を聞くと、よく農業委員会、農業委員会と、この田んぼやったとこば、子供が家を建てたかけん農地から外して家を建て

るようにせんといかんと。それで農業委員会から許可がおりっじゃかのみみたいな、よくちまたで話を聞きますよね。そういうことで、私は農業委員会という市から独立した一つの法律で認められた機関であるわけですけれども、農業委員会が一つの答申を出してあるんですね。そのままそれが意味結論になるんだらうと私は思っていたんですが、どうもそうじゃないみたいなんですよね。

農業委員会が、例えば5,000平米なり、そういう開発申請に対して、農地を守るという観点から好ましくないという意見を出したと。ところが、現実に結果的に農振除外が可能であったということも起きているようなんですが、市長、こういうことはどうなんでしょうか。市長のところには、そういう協議なり、そういう話というのは当然、まあ個別の100坪とか50坪、そういう細かい点は別としても、例えばいろんな産業なり、農地形成、農地保全と、そういうのも商業関係、いろんなものに影響を与える。そういう大型の開発については、市長のところにも当然私は話が上がってきていると思うんですよ。

そういう中で、現行上、都市計画法では1万平米未満、その開発については用途区域外は可能であると。そこで、農地法という網がかぶせてあるけれども 農振法ですか、それでも可能であると。農業委員会では好ましくないと言ったけれども、結果的に開発ができることになったということも起きておると。そうなる、どうなるんでしょうか。そういうことというのを聞かれて市長はどう思われますか。

市長（石田宝蔵君）

今佐々木議員からの御指摘でございますけれども、その中身がどうなのかということが大きなポイントになってこようかと思えます。それぞれ法律の趣旨は、もちろん国土利用計画法が頭に、ヘッドにあると思えますけれども、都市計画法、あるいはこの農振法、あるいは農地法、もともとこういった関連のものが出てくると思えます。

ただ、都市計画法で用途地域の指定をしながら都市計画法の規制をかけている、また、この農振法では圃場整備をしている。そういうふうなところには随分行政として、原課としても頭を痛めているのが縦割りの規制と申しますかね、そういったものが私はあるかと思えます。それはどういうことかといえますと、圃場整備がスタートするとき、例えば土地改良事業を始めるときは、土地改良の組合、法人を立ち上げるわけですが、そのとき、行政が携わって圃場整備をするには随分これまでも関係者の方の御苦労は大変なものなんです。参画をしてくれと、加入率が96%超さないと、なかなか土地改良事業は進められない。そのときに 済みません、ちょっとざっと言っかないと、4要件、先ほど冒頭にありました4要件ですね。圃場整備が終わってしまえば、8年間終わってしまえば、登記が終われば、それは転用できますよとか、そういう説明もしてきていることも事実なんです。

だから、その整合性というのが非常に難しい。縦割りの法律はいろいろあるけれども、これを横に考えてみると、農業委員会というのも独立した委員会です。もちろん、農振法とい

うのは市長が委嘱をしてやっている。あるいは土地改良区というのは、土地改良、自立的に組合設立されておる。こういったものの中で、どれを将来のまちづくりに適用とするのか。農地を守るのが優先するのか、あるいは開発的なものを優先するのか。この辺は判断は分かれるかと思っております。

24番（佐々木創主君）

非常に難しい問題だと。（「難しいですよ」と呼ぶ者あり）そういう中で、じゃあ、例えばこの開発、法律がいろいろあると、縦割りだと。そういう意味で、これから都市計画、当然農地であれば農業振興、例えば443のバイパスができる、沿岸道路ができる、非常にこれは開発、ましてや交通、まちの発展を含めているんな可能性を持つと同時にいろんな弊害をもたらすわけですね。例えば、プラスの面で言えば、もう私が御案内するまでもなく、443のバイパス、今、垂見までできておりますか、垂見から瀬高方面に現443の結節するT字路、あそこまで信号の連絡がよければ10分足らずで行くんですね。これはもうすばらしいインパクト。

それで、そういうことを考えたときに、三池港が大改修をされて、今までよりも大型船が入っていると。それで、取り扱い高が激増しておると。じゃあ、三池港から荷物を揚げる。当然、じゃあ九州道に乗せるというときに、南関インターと頭に浮かぶんですが、今の現状では1時間以上かかるんですね。ところが、沿岸道路で徳益まで来て、徳益から443のバイパスで行く、30分かからずに行きます。それぐらいのインパクトを持つし、そういう物流の中継地にもなり得る。佐賀空港とちょうど十字路。そういう可能性と同時に企業誘致だ、例えば新幹線の船小屋ができる。そうすると博多駅まで15分足らずで行く。そうすると15分で行ける宅地、定住化の呼び込みと、いろんな可能性を持つ。ただし、それをいろんな縦割りがあったとしても、そのまま、ああこれはなかなか難しかですもんねと。そのアトランダムにその場その場で個別案件をそげんしよったら、いつの間にか地図見たら虫食いだらけで、農地が宅地か工場地域かいっちゃんわからんごとなる、そういうまちができると思うんです。

そういう意味で、例えば農振、先ほども都市計画法で言ったときに、用途区域外、この開発というのは今のところ農振、外すか外さないかの規制しかかからないわけですよ。そういう中で、農業の観点から農業委員会がなかなか難しいですね。それで、その後開発促進協議会ですか、そこがある程度答申を出す。しかし、この農業者だけ、そうじゃなくて、先ほど言った都市計画マスタープランを踏まえた上の今後の都市計画、都市の土地利用計画、色をどうやってつけていくのか。そういう観点からもやっぱりそのことを総合的に判断するような、私はそういう組織というかシステム、国が縦割り社会であるならば、最終末端の行政、柳川市である程度判断できるようなシステムをつくれればいいじゃないですか。

それはなかなかいろいろ難しい、クリアすべき点があるかと思いますが、ただ片方の観点からだけでしか判断できないシステムというのは、私は欠陥であると思います。そういうことで、ぜひその御検討をお願いしたいというふうに思います。

それで、もうあと10分になって、また時間が足りなくなりますので、もう次に持ち越すわけにはいきませんので……。

それと、答弁の時間をいただけるかどうかわかりませんが、まちづくり三法とコンパクトシティ、真ん中に集約していく、それで集約すれば中心市街地が活性化するか。やっぱり呼び水も必要でしょう、拠点施設も必要でしょう。

例えば、今の柳川の京町商店街であるとか駅前の商店街を見たときに、あそこはやっぱり商店街を歩いてもらわないといけないですよ。歩いてもらえないといけないのに、休憩施設、腰をおろして、暑かときなら冷房に当たって、ちょっと腰かけてお茶どん飲むようなそういう施設もないんですよ。交流するような場もないんですよ。そういうやっぱり拠点施設というのが交流の場というか、やっぱり核となるような施設と同時に、今後の都市計画として観光社であるとか、いろんな公共施設を誘導していかなくちゃいけない。

そういうことで、まちづくり三法の中には、いろんな暮らし・にぎわい再生事業とか、まちづくり交付金とか、今市長がおっしゃった縦割りを超えた市町村で独自の裁量で活用できるような支援制度もあるようでございますので、ぜひとも早急に御検討いただきたいと。

それと、これはもう1つ、京町商店街の裏側に掘割の上に駐車場がありますよね。旧柳川で商店振興組合さんに、あれ外してくれ、外してくれという話が何度もあったと。ただ、外せばマルショックが出ていくけん、ここんには壊滅するよというような話もあるし、そのまちづくりと景観とか、いろんな観点から、あそこは避けて通れない話題だと思うんですよ。

市長は旧大和出身ですから、その辺の議論をどれだけ御存じかどうかわかりませんが、いずれにしても、中心市街地の中で柳川の重要な掘割のちょうどその真上に駐車場がある。これをどうするのかというのは非常に重要なテーマ、それは市長にお知らせをします。それで、どう考えるのか。やっぱり市長もそれなりに時期が来たら意向も出さないといけないでしょう。最終的には政治的な判断ということもあるかもしれませんが、それで、景観、文化庁から指定の文化的景観と、それと景観緑三法による景観行政都市ということなんですが、省庁は別々ですけれども、これは一体のものですよね。先ほど中村課長がおっしゃったように、景観計画の中に位置づけられておると。

それで、スケジュール的に景観計画を待たんといかんと。景観計画はマスタープランの完成を待たんといかんと。そうすると、あと何年かかるとですか、これ。マスタープランがあと、21年完成と。それから景観計画をつくる。そして、重要伝統文化的景観の指定を受けて、その先には歴史建造物とか景観形成とか、いろんな補助制度があるわけですよ。と同時に、景観行政都市の中にもきちっと、景観緑三法の中にもちゃんとそのように入っている。だから、そげんなると、もう4年、5年たってやっと実施できると。

先ほど文化的景観モデル事業、指定された9都市という話がありましたけれども、9都市のうちに、もう2つが実際に文化的景観の重要伝統的文化景観の指定を受けて、もう補助を

受けてやりよつとですよ。

柳川は今までのいろんな絵をかいてきとつとですよもんね、いろんな補助金を受けて。もうストックがあると思うんです。これはもうマスタープランから独立させてでも、これは重要な定住化を含めて、魅力あるまちをつくる上でのキーワードですから、都市計画のマスタープランから独立させてでも、1つのプロジェクトとして私は立ち上げるべきじゃないかな、それほど重要なテーマじゃないかなと。なぜなら、この景観形成によって定住化、人口、旅行者数、滞在時間、旅行費用、地域産業への影響波及、これがもう経済的に立証されているんですよ、景観によって。

そういった意味で、これは非常に重要な点を、当然都市計画のマスタープランとはリンクが要るでしょう。しかし、ある程度の方向性はわかっているわけですから、これを独立させてはいかがですか、市長。

市長（石田宝蔵君）

今、佐々木議員の御提言、考え方のお示しをなされましたけれども、果たしてこの景観行政、それなりのプランをつくり上げなければ補助金をもらえないとか、そういった制約等があるんじゃないかと。マスタープラン即新規事業、あるいは事業をスタートできるというふうなものなのかどうなのか、ちょっと検討させていただこうと思います。

24番（佐々木創主君）

市長、私の質問をちゃんと聞いてもらってますか。だから、これは補助金とかいろんなやつを受けるには景観計画をつくりなさいと、そういう要件があるんですよ。今の柳川市の行政運営上のスケジュールとして、都市計画のマスタープランをまずつくりますと。そこで都市計画道路だ、用途地域だ、何だかんだ、そういうことを含めているんなことを決めて、その一部分に景観というのがあります。そこでいろいろ審議をしていきます。全部まとまって、そこで景観計画が次にありますと。

だからですよ、全体の中の一部、当然都市計画と関連しますよ。そこをしっかりと、やっぱり方向性をこっちと連携を図りながらでも独立をさせて、景観計画を1年でも2年でも3年でも早くできるようにプロジェクトを組んだらどうですかと言っているんですよ、私は。どうでしょうか。

市長（石田宝蔵君）

だから、事務的にどうなのかということなんです。事務方として作業を今進めているわけですから、現に。その作業がピッチを上げられるものなのかどうなのか、担当のほうじゃないとちょっとわかりかねます。

24番（佐々木創主君）

市長、柳川の職員さん、優秀ですよ。しっかりデータベースはつくってもらっている。まして、柳川百選だ何だかんだ、いろいろやっているじゃないですか。石田市長就任後も、い

るんなやつをやっているじゃないですか。データベースはある。ましてや、今は市の職員、担当者は1人ですよ、都市景観。その陣容の問題もあるでしょう。適正な人員配置の話もあるでしょう。後で、3年、4年たったときに、もうその制度は縮小しました、終わりました、それじゃ話にならんとですよ。民間は納期という考え方です。幾らいいものをつくり上げても、納める納期に間に合わなかったら一銭にもならないんです。逆に損害賠償を請求されるんですよ。時間ですよ。だから、事務手続云々あるでしょうとおっしゃったんだから、いや、いいですよ、もう答弁要らんですよ。（「その点、答弁しておかないと不親切でしょう」と呼ぶ者あり）いや、それは改めて別の場で私確認しますから、じっくりそこనికి精査をしないとください。

もう本当に済みません、また今回も時間がなくなりまして、あと2分でございます。

そういうことで、国も地域の自主性、先ほどの都市計画にしても何にしても、地域の頑張りに期待しておる。国の政策というのは、やる気がある、頑張るところはじゃんじゃん支援しましょう。やる気のない、頑張らないところは知りませんよ、見捨てていきますよと、もうそういう方針ですよ。そういった意味で、当然柳川のスローガンとして、市民との協働、このまちづくりにしましても、先ほどあったようにいろいろ市民の御意見もいただいてやると、やっていくんだと、それは当然。しかし、その前にやっぱり法的な支援とか、方向性を示す、そういった意味で行政がしっかりリーダーシップをとらんといかん。そういうことで、柳川のやる気、石田宝蔵のやる気、我々議員のやる気、執行部のやる気、やる気と頑張りが試されととですよ。

そういった意味で、ここ一、二年間のやる気のあらわれ、それで柳川の浮沈、あの合併した数年間のあのときの市長、あのときの議員、あのときの執行部、おかげで20年後のおれたちはこげんかったと言われぬように頑張らんといかん。そういった意味で、私もその一員として、あせがって頑張っていきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、佐々木創主議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をとります。

午後3時8分 休憩

午後3時24分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第5順位、2番古賀澄雄議員の発言を許します。

2番（古賀澄雄君）（登壇）

皆さんこんにちは。大変お疲れのことと思いますけれども、よろしくお願ひします。2番、

公明党、古賀澄雄でございます。議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして順次質問をいたします。

初めに、農業についての質問でございますけれども、これは新たな分野の質問になりますので、どうかよろしくをお願いします。

農水省は先月、18年度の食料自給率が40%を割り39%であったと発表しました。これは先進国で最低の水準で、61%は輸入しているということになります。地球温暖化に伴う異常気象、中国やインドの消費拡大、穀物を原料とするバイオ燃料の広がりなど、世界の食料を取り巻く環境が激変する中、もし仮に食料輸入がストップした場合、日常の食卓に並んでいたおかずも満足に確保できなくなります。小麦や大豆、乳製品、食肉と多くを輸入に頼っているため、牛乳は6日にコップ1杯、卵は7日に1個、肉は9日に一切れしか口にできなくなるとしています。政府は、国内の食料を安定的に確保するため体制づくりに本腰を入れ、低迷する食料自給率の向上に全力を挙げる方針です。

そこで、本市では認定農業や集落営農等、大規模農業への施策が集中する中、これまでの自作農主義が崩れ、農地の所有と耕作が分離され、農地を手放すことで農家の不安は隠せません。本市の基幹産業である農業そのものが再生できるのか、農家の流出による人口減を食いとめる方策があるのか、過疎化が心配されます。そこで、今活用が見直されている遊休農地、耕作放棄地、休耕田の現状と今後について、市の考えをお伺いいたします。ただし、ここで私が言う休耕田とは、麦の不作付地でございます。

次に、九州農政局は2006年度の九州農業白書の特集で、ゆとりある生活を送るスローライフを都市住民に勧め、活性化を図るさまざまな都市と農山漁村との交流を取り上げ、農産物直売所や農家レストランで地元食材や郷土料理を楽しむところから、農業体験ツアーや市民農園、さらには本格的な就農や定住支援と幅広い事例を紹介しています。そして、ふるさとへの回帰願望がある団塊世代の退職時代を迎え、スローライフの関心は高まってきたと分析し、問題提起をしております。そこでお伺いしますが、本市でのスローライフへの対応はいかがお考えでしょうか。

次に、妊産婦健診の公費負担について質問いたします。

我が国で定期的な妊産婦健診が行われるようになったのは、1965年の母子健康法の制定以降で、当時、妊産婦の死亡率は米、英の国に比べ3倍近い高い数字を示していました。その後、健診内容の充実などから改善されたものの、まだ十分ではありません。厚生労働省によると、妊婦にとって望ましい健診の回数は14回、最低限必要な健診回数は5回とされています。しかし、平均的な健診費用が1人当たり約120千円かかり、これを補うための公費負担は全国平均2回分程度にとどまっています。しかも、最近では就業などにより健診を受けない妊婦がふえている状況です。

こうした実態の改善へ、2007年度予算において妊産婦健診への助成を含んだ少子化対策の

ための地方交付税額が700億円に倍増されました。これを踏まえ、厚生労働省は実施主体である市町村に対し、5回程度の公費負担を実施することが原則と通知を行いました。この通知を受け、今、無料健診の回数をふやす自治体がふえてきています。そこでのお伺いでございます。本市ではどのように対応されているのでしょうか。

次に、ハートプラスとマタニティマークのシール配布について質問いたします。

ハートプラスは、内部障害者の団体が啓発用に作成した独自のマーク、身体内部をあらわすハートに思いやりの心を加えるという意味のプラスをデザインしたものです。マタニティマークは、統一されたデザインで妊娠初期の女性への配慮を呼びかけるものです。

私は、6月議会で内部障害者への専用駐車場や多目的トイレの環境整備について質問しました。答弁では、車にそれとわかる、例えば障害者マーク等を車の見やすいところに掲示していただくとか、関係団体との調整を図ってまいりたいと、こういう答弁でございました。そこでお伺いいたしますが、ハートプラスやマタニティマークをシールにして希望者に配布し、内部障害者や初期の妊婦に対する社会的な理解と支援を広げる啓発や施設の案内を行うべきであると思います。本市はいかがお考えでしょうか、お伺いをいたします。

以上で終わります。

再質問については自席にて行いますので、よろしく申し上げます。ありがとうございます。

産業経済部長（田島稔大君）

まず初めに、古賀議員の遊休農地、耕作放棄地、それと休耕田の現状と今後についてということでお答えいたします。

遊休農地、耕作放棄地につきましては、毎年、農業委員会のほうで農地パトロールを行っていただいております。18年度の調査結果でございますが、33件、48筆、面積で5万2,165平米、約5.2ヘクタールということでございます。

休耕田につきましては、平成17年度農林水産統計のデータで申し上げますと、柳川市の経営耕地面積が水田で4,150ヘクタールございます。17年度裏作といたしまして、統計情報センターの調べで2,730ヘクタールの麦の作付がっております。この麦の作付以外には、通年で田を使用しますナス、イチゴ、トマトなどの施設園芸、そしてレタス、ナバナ、スイートコーンと、こういった露地野菜、そしてまた自家消費の作物としてジャガイモとかタマネギ、そのほかイグサなどが作付されております。実質の休耕田となっているのは、およそ250ヘクタールぐらいではないかなというふうに考えております。

今後、市とJAでは、農家の経営安定のために、米、小麦、大豆、こういった土地利用型農業と施設園芸や露地野菜とを合わせた複合経営農家を基本に推進をしていきたいというふうに考えております。

品目横断的経営安定対策における麦と大豆の交付金を受給できる担い手以外の農家に対する今後の行政の対応といたしまして、集落営農組織や個別認定農業者への土地利用の集積を

推進いたしまして、低コストを目指す集落営農組織への加入を推進していきたいという考えでございます。

したがいまして、担い手による農地利用を推進していきますので、農業委員会でも土地利用集積や菜園などを楽しみたいと考えてある方への貸し農地をふやす取り組みをやっていただくということでございますので、関係機関協力をしながら、できるだけこの遊休農地と、それから休耕田、これを減らしていきたいというふうに考えております。

次に、本市のスローライフへの対応についてということでございますが、1990年ごろの高度成長期のファストフードに代表されますライフスタイルから、地方都市の中心市街地の空洞化が叫ばれて久しいのでございますが、今、地産地消運動や歩行型社会を目指すスローライフ社会への回帰が全国に広がっていると、そういったところでございます。

本市におきましても、農水産物の地元での消費を、徐々にではありますが、直売所や朝市等で地産地消を推進しており成果を上げているところでございます。また、団塊世代の退職者、そしてリターンや離職者についても、農業を生産基盤とした受け皿として誘導を行うと、そういった取り組みを検討しております。誘導策としましては、園芸農家で農業体験をしていただき、そして趣味から農家への補完的労働力、そして最終的には仕事へとつながるようなコース別の利用方法を考えております。現在、関係団体であります県、そしてJAの協力を得まして新規就農相談会を実施して、退職者等の新しい農業者を発掘していると、そういったところでございます。

そしてまた、JA柳川におきましては、既に議員御承知と思いますが、JAファンづくり推進課というのを今年度より新設をしていただきまして、また、家庭菜園の設置や栽培指導の取り組み、そして市民農園の新聞にも載っておりましたが、こてづくり農園というものの開設を考えていただいております。

特に団塊世代の退職者への関係では、古賀議員御指摘のスローライフについて、ゆったりした退職後の生活空間として、自分で納得した安全な野菜を栽培していただき、できれば定住をしてもらうという新しい農業の展開を考えていると、そういったところでございます。

以上でございます。

保健福祉部長（本木芳夫君）

続きまして、古賀議員の2番目の福祉について、1点目の妊産婦健診の公費負担についてお答えいたします。

本件につきましては、本年3月議会において熊井議員からの一般質問でお答えいたしておりましたが、その後の経過を踏まえまして再度お答えいたしたいと思っております。

現在、妊産婦健診の無料化については、本市を初め県下では年2回の無料受診券を交付していること、また、健診の回数は県単位、またはある程度広域的な取り組みが必要となってくるということは前回お答えしたところでございます。

その後、厚生労働省の通知を受けまして、本年3月15日に県主催の県内の担当課長会が開催され、その中で県のほうから、県内市町村の健診の実施内容が異なっているため、今まで県で行ってきた委託料の設定や検査内容の調整ができなくなるというふうな報告がなされました。その中で市町村からは、引き続き県のほうに福岡県の医師会との調整をお願いしたいというふうな要望がございまして、県としても調整の場の設定を行うというふうなことになりました。そして、7月末日に県保健福祉部から、県医師会との調整結果の回答がございまして、検査項目の調整、検査委託料調整結果の通知というのが来たところでございます。今後、それを受けまして地元医師会との協議をする予定にしているところでございます。

また、厚生労働省からの通知では、平成19年度地方財政措置で妊婦健診を含めました少子化対策について、議員御指摘のとおり総額において拡充がなされたところでございます。その中に、妊婦健診の費用が幾ら増額されたのか、総枠の中での増額でございまして、わかりませんが、5回程度の公費負担を実施することが原則というふうな通知が来ているところでございます。したがって、柳川市におきます妊婦健診の健診回数の増及び公費の負担につきましては、平成20年度実施に向けまして前向きに取り組んでいきたいと考えているところでございます。

続きまして、2点目のハートプラスとマタニティマークのシール配布についてお答えいたします。

ハートプラスマークは、内部障害者を表現しているところでございます。身体内部に障害を持つ人、心臓とか呼吸機能、腎臓、膀胱、直腸、小腸、免疫機能の障害をお持ちの方でございまして、これにつきましては全国で約100万人以上の方がこの障害を患っているというふうに言われています。市内におきまして、平成19年3月31日現在で863名というふうなことになっているところでございます。

内部障害者につきましては、なかなか外見からはわかりにくいために、優先駐車場等の利用の際には誤解を受けることもございますので、障害者マーク等を車の見やすい場所に掲示するなど方法を含めまして、関係団体及び関係課との調整を進めているというふうな状況でございまして、障害者が住みなれた地域社会の中で、ともに安心して暮らし、さまざまな社会活動に自由に参加できるように施設サービスの充実を図るとともに、啓発活動の推進によりまして障害者の社会参加を促進していく必要があるというふうな考えているところでございます。

また、妊産婦に対してのマタニティマークの件でございまして、厚生労働省は、21世紀の母子保健分野の国民運動計画でございます健やか親子21では、妊娠・出産に関する安全性と快適性の確保を挙げています。この課題の達成のためには、妊産婦に対して理解のある地域環境や職場環境の実現、受動喫煙の防止、各種交通機関における優先的な席の確保等について、国民、関係機関、企業、地方公共団体、国がそれぞれの立場から取り組むことが重

要となっております。市といたしましても近隣の状況を調査し、また関係各課との協議を行いまして、妊産婦に優しい環境づくりに努めていく必要があるというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

2番（古賀澄雄君）

答弁ありがとうございました。

では、再度質問させていただきますけれども、先ほども申しましたけれども、農業につきましては執行部に胸をかるつもりで、二、三御質問をさせていただきたいというふうに思います。

ただいまの説明によると、遊休農地は33件、48筆、いわゆる5町2反であると。これは、さきの産業経済委員会が8月20日やったですかね、開かれたときに説明をいただいたとおりでと思います。麦の不作付農地につきましては定かではありませんでしたけれども、きょうは明快に答えていただいておりますけれども、全体の作付地は4,150ヘクタール、委員会ではこれがちょっと違ったように思います。3,619ヘクタールというふうなことで私ちょっと計算をしておりましたので、これはどうして違うのか、そこら辺をお願いします。

産業経済部長（田島稔大君）

委員会のときに申し上げておりました3,619ヘクタールの数字、このときには農業センサスでの統計の数字を申し上げておりました。これは統計のとり方でいろいろと違う数字が出てまいります。ただ、今回4,150ヘクタールと申し上げました経営耕地面積でございますが、農林水産統計というデータに基づいたものでございまして、これが実際に近い数字ではないかなということで今回申し上げております。

前回の3,619の農業センサスでのデータのとり方なんですが、経営耕地面積が30アール以上、または園芸、そして花卉、果樹、そういった農業総販売額が500千円以上というふうなところでデータをとってありますので、30アール以下の農地がその中に算入されていないということでございますので、御了承をお願いしたいと思います。

それから、畦畔も入ったり入っていなかったりというふうなデータのとり方がございますので、そういうことで御理解をお願いしたいというふうに思います。

2番（古賀澄雄君）

ありがとうございました。

委員会のときに、柳川市米・麦・大豆生産状況資料ということでいただきました。17年度によると、水稻 米ですけれども、2,420ヘクタールと。その時期一緒に、大豆が1,080ヘクタールということで、合わせると3,500ヘクタールということになりまして、その後の麦の作付が2,730ヘクタールということで、それを引きますと大体770ヘクタールが残るというようなことで私は計算し認識をしとったわけですがけれども、このところがもっとふえたという

ことで理解していいんですかね、不作付地がふえたということで。まあ、そういうことだろうというふうに思いますけれども。

産業経済部長（田島稔大君）

それから、先ほど答弁で申し上げましたように自家消費の作物、家の周りに先ほど言いましたようにジャガイモをつくったりタマネギをつくったり、そして田んぼにつくったりというふうなことがございますので、この自家消費作物というのが数字的にきちっとつかめる資料がございません。JAの調査によるものでございますので、そういったやつを露地野菜とか施設園芸、そういったものに加えて最終的に残るのが、先ほど言いましたように休耕田という考え方ができると。それがおおよそ250ヘクタールぐらいあるんじゃないかなということでございます。

以上でございます。

2番（古賀澄雄君）

どうもありがとうございました。

いずれにしましても、遊休農地、または不作付農地、こういったものの改善ということになりますと、状況把握というのがしっかりできていくことが、まず初めの段階ではなかろうかというふうに思っております。

私の今回の質問の気持ちとしては、今後、農業の大規模化によりまして、遊休農地や不作付農地というのがふえるのではないかと、こういう懸念を持ちました関係で質問に至っております。少しそれが理解できるように数値的なものをお聞きしたいというふうに思います。

今回、農業の形態として認定農業、または集落営農、それから既存の農家と、簡単に言ってその3つに分けられるんじゃないかというふうに思います。それで、今回の質問に当たって多少農政課の皆さんとお話をしたときに、集落営農組織が32あると間違っと思ったら後で御指摘をお願いしたいと思います。面積が2,696ヘクタール、私は3,692ヘクタールというのを大枠に計算しておりましたので、数字がちょっと変わってくるかと思っておりますけれども、4,550ヘクタールで計算すると割合的に65%と。おわかりでしょうか、言っていることは、認定農業が43人 人でいいですかね、43戸と言うべきかどうかですけれども、491ヘクタールと。これは10%に相当すると。既存の農家ですけれども、ここがちょっと変わってくると思います。4,150ヘクタールを総数と考えると25%ぐらいになるんじゃないかと。3,619で計算すると11%だったんですね。数として、3,619ヘクタールとしますと4,310ヘクタールですね。それが、4,150ヘクタールになると25%に膨れ上がるというような計算になるわけです。

そこで質問したいのは、1点、集落営農に含まれる戸数、認定農業者に含まれる戸数、既存農家の戸数、ここを教えていただければと思います。それと、集落営農のいわゆる20ヘク

タール以上、その営農組織の内容と申しますか、多いところは物すごく多いみたいでございますので、その一番多いのと少ないのがどれくらいあるのか、そこら辺をまずお知らせしていただきたいと思っております。

農政課長（野田一廣君）

お答えいたします。

平成19年7月31日現在、これは各農事組合が、337農事組合が柳川にあるわけでございますけれども、その農事組合からの報告をいただいた数字では、合計いたしますと5,449戸が農家数でございます。そして、集落営農組織32組織の農家数が3,457戸でございます。そして、議員おっしゃいました個別の認定農家が42戸。（「43じゃないですね」と呼ぶ者あり）42戸です。これは1戸が法人ということになっておりますので、個別ということで申し上げさせていただきます。5,449戸から3,457戸と42戸を引きますと、1,950戸が集落営農に未加入ということになるわけでございます。

以上でございます。（「それと、集落営農の一番多い組織をちょっと教えてください」と呼ぶ者あり）

両開営農組織の参加農家は547戸でございます。（「いえいえ、ヘクタール」と呼ぶ者あり）面積で申し上げますと、374ヘクタールということになっております。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

2番（古賀澄雄君）

この大型化については大変やっぱり心配されるところがございます。そういったことで、柳川の農業が今後どういうふうに行くのか、そういったことを懸念するわけですが、今後、私よく知らないもんですから聞きたいと思うんですが、耕作放棄地というのがふえてくるという要因に、既存農家ですね、今言われた25%ぐらい残っていると、かたっていないところがですね。これには麦や大豆の助成というのはあるわけですが、補助金。

産業経済部長（田島稔大君）

まず、集落営農組織と申しますが、19年度から始まります農政改革で、麦と大豆の助成を受ける目的が一つ大きな要因になって結成をされた組織でございます。この集落営農組織については、5年後の法人化というふうなことで今から動いていきますが、この集落営農組織には最終的にはすべての農家の方が入っていただいて、自分の小さな田んぼをですね、組織の構成員となっていただいてやっていただくということになると、すべてが助成の対象になります。現時点で組織に入っていないということになりますと条件から外れますので、現行の19年度からの助成を受けられないということになります。

以上です。

2番（古賀澄雄君）

ありがとうございます。

そういうことで、かたるかかたらんかというところにおいては、まだ1,950戸ですか、残っておるわけでございます。率にして25%ぐらいは残っておるわけでございますけれども、非常に不安を感じます。こういったことが、やはり耕作放棄地、農家の農地の荒廃につながる。これはだれしもやはり心配するところではなからうかと思うわけでございます。

それから、遊休農地の改善策を、先ほどこういったところに算入していただいて吸収して解消していくと、こういう説明でございますけれども、もう既にこの集落営農は今年度産から始まっているということをお聞きしますので、実際成果として見えてきているのか、先ほど言われたのは33件、48筆、5町2反、これはどうなっているのか、そこら辺わかればお知らせいただきたいと思います。

産業経済部長（田島稔大君）

19年度の段階では、あくまでも補助金の対象になる組織をつくり上げるというふうなところで、現在それが組織されてスタートしたということでございます。まず、条件をクリアするだけの組織を集中的に構成したということでございます。そして、この5年間の間にそういった集積をふやして行って、小さな農家の方、そういった方々も、徐々にその組織の中に取り込んで行って、そこで構成員となって農業をやっていただくと。そういう中に、米、麦だけじゃなくて複合経営をやっていただくというふうなことも追々進めていきたいというふうなことでございます。そういった形をとっていくことによって、耕作放棄地とかそういったものを減らしていくというふうなことを考えております。

以上でございます。（「だから、実績は残っているんですかということ。33件、48筆あったのが、1筆加入されたとか、そういう実績はあるんですかと聞きよ」と呼ぶ者あり）

18年度の調査 先ほど申し上げましたのが調査結果でございます。そして、今年度については今調査をやってあると、農業委員会のほうでやってあるということでございますので、その実績についてはまだ把握をしておりません。（「中途把握はないんですか」と呼ぶ者あり）

まだ集約はしていないということでございます。

2番（古賀澄雄君）

ありがとうございます。

やはりそういう計画で遊休農地の解消策としても考えられているということであれば、そこら辺は、できれば数字的にも掌握をして、着実な取り組みをお願いしたいなど。それが課せられた職務ではなからうかというふうにも思います。

この耕作放棄地については、農水省も来年度に向けて780億円の予算を盛り込んで対策に乗り込むということでございます。同時に、企業が農業に参入しやすくするための農地改革を進めると、こういったことを新聞等で読みます。これまで耕作放棄地などに限定していた企業への農地貸し出し規制を緩和し、耕作に適したまとまった農地も貸借できるようにと、ま

た20年以上の長期貸借制度の創設などを施行する考えがあるようです。

本市では、企業の農業への参入、こういったことについて、これまで、それから今後、どういうふうを考えてあるのか。また、企業が集落営農等に参入してくるというようなことも考えられるのか。ここら辺がわかれば、お知らせいただきたいと思います。

産業経済部長（田島稔大君）

企業が企業として農業経営をするということになりますと、現行の企業のままでは農業の経営はできません。農業法人としての登録、団体となっていたらいいかと、こういった交付金の対象ということにもなりませんので、現行ではそういった手続をとっていただかなければならないということになります。

2番（古賀澄雄君）

ありがとうございます。

先ほど個人の法人が1件あるというような説明でしたけれども、これは説明できますかね、ちょっとお知らせ下さい。

農政課長（野田一廣君）

それにつきましては、もう現在、農業生産法人として活動しておられるところでございますので、その辺については支障ないというところでございます。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

2番（古賀澄雄君）

では、総体的に市長にお伺いしたいと思いますけれども、農家にとっては、かつてない経験したことの無い大転換のときを、非常に不安、また不満、また迷いと、こういったもので気力を失っているような気もいたします。また、関係者からのお話では、農業の大規模化ということで、既存の農家が耕作に嫌気を差して放棄してしまう、荒れた農地が出てくるんじゃないかと、こういう心配をされる人がいらっしゃいます。私もその一人でございますけれども、もしこれが現実的になってくると、我が柳川市としても根幹を揺るがすような大打撃を及ぼすようなことにもなりかねません。また、これはやはり農家の人口の流出というのが始まる要因とも考えられるわけです。そういったことを心配する中、市長の所見をお願いしたいと思います。

市長（石田宝蔵君）

今、古賀議員おっしゃいましたように、非常に農政も大変な時期に来ていると。もちろんWTOの問題もありますし、EPA、関税の問題、それから農業連携のオーストラリアからの米、麦、大豆、また乳製品、こういった問題も踏まえてみますと、国際的なこういった問題の中にある農業政策、しかも、国においては自給率 先ほど議員おっしゃいましたけれども、40%を割ったと。こういった先進国の中でも、なかなかこの自給率についても批判を浴びているということも事実であります。

足元に目を落としてみますと、やはりこの集落営農組織、あるいは認定農家、こういったものを受けないと、品目横断安定対策の中から制度が変わってまいりまして、農家の補助は受けられないということで小規模農家がどうも切り捨てられているような印象を当然私も持っているわけです。もちろん、それぞれ小規模農家、特にこの地においては、今議員がおっしゃいましたように、65%は新しい認定農家の外部での営農組織ができていっていると。また、先ほど島添勝議員からも御指摘がありましたように、こういったものについてまだまだ手当てができるのかと。

この集落営農の問題についても、私どもも7月、8月と、農水省、あるいは九州農政局、関係省庁にも要望等を行っているわけですが、関連団体ともどもにやっているわけですが、やはりきょう出ましたように大変事務的に難しいと。何かもっとマニュアル的なものをつくって、ペーパー何枚かでするようにしなければ、どうやってこの申請書をつくっていいのかわからないというのが農家の地元の声なんです。これは全国各地で起きているようです。

そういったものを簡略化する、そしてまた、システムについてはソフトの開発をやって、一元的な申請書のあり方、あるいは報告のあり方、そういうものを整備すべきではないかということも私も申し上げてきております。もちろん、そういったものでもってこの営農組織をつくりやすくする。また、未加入の方々についても、未組織のところについても組織をつくりやすくする。こういうことも当然やらなきゃいけない。

したがって、先ほどから出ておりますように、土地改良区の事務を扱っている方、ここにそれなりの手数料をやって、事務的な補助金をやって事務手続のお手伝いをさせていただくと、そういうふうな導入もあるわけでありまして。ただ、これはあくまでも営農組織、あるいは認定農家、こういった大規模農家については、それなりに難しいといいながら、さまざまな課題があることは承知しております。しかし、それをやはり行政がサポートをしながら営農組織をつくりやすくするというのも、一つこういった農家を安心させることにつながっていくんじゃないかなということで、今、農協と市の農政課の職員さん方、頑張ってくれているところであります。

それから、今JAの成清組合長さん、農業に対して自分がやっぱり農家の出身であるということ、これまでやってこられたということで非常に熱心でございます。これらについても、さまざまな角度から意見交換を行っているわけですが、やはり大事なことは新しい発想、これまで凝り固まった今までやってきたものを前例踏襲的にやるということではなくて、行政とJAとが連携をとりながら、やはり本当に目先を変えて、柳川の農業の次なるものを模索しましょうと、そういうことで、地産地消はもちろんでございますけれども、私も7月と8月、市場を回ってまいりました。当然、柳川のですね、東国原さんに負けないように、ロゴマークをつくったり、あるいはトップセールスとして市場を回って柳川の農産物をアピールしていく、そうすることが、小さい農家にとっても、いや、出せば幾らかなるよと、小遣い

になるよと、そして幾らかの所得になっていくというふうなこともつながっていくという
ことで、そういうこともやっているわけでありませう。

ただ、つい先般、JAと柳川市で、従来までありました農業振興対策協議会、これまでの
ようなやり方ではだめだと。やはり新しい市場の開拓、また新しい作物の戦略、こういうも
のを試験的にやろうじゃないかと。そういった組織にしなければ、これまでの組織を同じよ
うにつくるものであれば前進がないではないかという活発な御議論もありました。したがっ
て、そういった中でぜひとも柳川の農業が、やはりこの自給率に対して、あるいは小規模農
家の難しい局面、所得の低いと言われます農家に対して本当に刺激を与え、活を与えてく
るような、活性化につながるそういったものにしていかなきゃならないということで、今、
真剣に担当課においても取り組んでくれておりますし、JAとの連携も、また市場との連携
も密に進めているところでございます。御理解いただきたいと思ひます。

2番（古賀澄雄君）

ありがとうございます。努力はしてあるということでございます。

それで、スローライフということで、ちょっと何か妙な横文字が出てきておりますけれど
も、よくわからんというようなことと思ひますが、我々がゆとりある生活を、定年後です
ね、特に団塊世代は思っているよということで、九州農政局はそういう提起をしっかりと利用
して、新たな農業の形を模索していったらどうかと、こういうことだろうと思ひます。

時間がございませぬけれども、今、柳川で市民農園をやられておると思ひます。それから、
JAがですね、今言った、何ですか、ファンクラブ いいです。その募集をやっております
ですね。だから、その募集の状況と概要ですね、柳川の市民農園とこのJAがやっている市民
農園は形が全然違ふみたいでございませう。ちょっと簡単にわかりやすく教えてください。

農政課長（野田一廣君）

柳川の市民農園の概要について申し上げさせていただきます。

市民農園は、旧三橋町の町政50周年事業として平成14年10月2日に開設されたところ
でございませう。事業の目的につきましては、農業者以外の方が野菜や花などを栽培して自然と
触れ合うとともに、農業に対して理解を深めてもらうということを目的にスタートしたとい
うことございませう。三橋町の熊野神社といひますか、フジ祭りのあるところございませ
うけれども、その横に1,700平米の畑を借り上げ、1区画当たり30平米を32区画に区切り
まして市民の皆様へ御利用いただいております。

柳川市特定農地貸付規程によりまして、年間使用料は1区画当たり3千円ということ
ございませう。貸付期間は4月1日から3月31日までとなっており、現在、3月に全区画
が契約をされておるところございませう。募集方法でございますが、契約されている方々に
1月末に更新の有無を文書により確認を行ひまして、次に、広報等により新規の市民農園
利用者の募集を行ひまして新規希望者を抽せんするということで確保しておるところ
ございませう。

管理運営につきましては、4月下旬と9月下旬の年2回、夏作、秋・冬作の栽培講習会を南筑後地域農業改良普及センターの協力をいただきまして実施をしているということでございます。

引き続きまして、JA柳川の市民農園会員の募集の状況と概要についてということで、JAの職員に聞き取りをいたしましたことにつきまして御報告を申し上げます。

JA柳川の市民農園の会員募集につきましては、8月にJA発行の「JA CLUB」に掲載、また市の広報、新聞等や主要な施設へのポスターの掲示を行い募集し、現在8区画の要望があつておると聞いております。概要といたしましては、所在地が上宮永町のJAの本所の東側に、経済センター、いわゆる寄覧館という売店がございますけれども、そのすぐの東側の農地で、借地が970平方メートルのうち1区画30平米で、借地料が31,500円ということで、20区画が用意されておるところでございます。これにつきましては、借りる人が手ぶらで気軽に参加できるように、土づくりから農業資材まですべて農協が用意し、作物等の栽培指導は逐次行います。契約期間は毎年9月から8月の1年契約で、次年度以降の更新も可能という内容でございます。また、ことしは初年度でございますので、9月22日に開園式が予定をされておるということでございます。

以上でございます。

2番（古賀澄雄君）

ありがとうございます。

非常にお金の差があるみたいでございますけれども、片や3千円、片や31,500円ということで、いいなあと、私もいっちょこういうことで頑張つてというふうに思いますけれども、スローライフについてはそういうニーズがございますし、また販売ルート、道の駅みたいな、また、ふれ愛の里ですか、そういったところをしっかりと整備すれば、もっともっとふえるんじゃないかというふうに思います。

これはやはり団塊の世代の第二の人生を活性化、助っ人にしようじゃないかということで計画をされているところでございますけれども、副市長もせっかくいらっしゃいますので、お聞きしたいと思いますけれども、農山漁村の振興というのは喫緊の課題というようなことで、こういう発想があると思います。戦略性については、副市長もいろいろ温めてある部分があるかと思しますので、都市住民、またはUターン者の戦略的計画、考えをどんどん入れ込んでいきたいと、そういうのがあればお願いします。

副市長（大泉勝利君）

質問いただきましたので、お答えいたしますけれども、先ほど来から、都市計画の中でも農村地域の振興をどうするんだという話もございますが、私、柳川に着任いたしまして、観光柳川というふうな話もございましたが、この観光の中に農業振興というのは非常に重要なウエートを持っているんじゃないかというようなことを、まず1つ思っております。

と申しますのは、春先になりますと麦秋の大変な空間、景観があるわけです。それが今度、例えば漁業の世界になりますと、有明海に西日がかかるといふふうな、これも一つの景観でございますが、こういったように農業の振興、1次産業の振興、漁業も含めてですけれども、景観とか、ゆとりとか、安らぎといったような、そういった大変重要な役割を持っていると。そういった部分を市全体の活性化の中に生かせないものかというふうな、そういう構想を持っております。

それからまた、もう1つ、都市計画の中でも議論されましたけれども、高規格道路、それから高速道路が完成しますと人の動きが相当変わってくる。そういうふうに変化してくる場所では、観光客のもてなしの中に、この中にも農業の要素というのは非常に大きなものがあるんじゃないかと。今JAのほうにいろいろ話をもちかけまして、地域でとれる農産物100%というような弁当の創作なんかできないものかというふうなことも考えております。地元で生産された農産物100%のものを、地域限定で創作弁当というふうなことで消費者に提供できるようなそういったもの、こういった取り組みが地域として農村の活性化に結びつくんじゃないかというふうなことで取り組んでまいりたいというふうな思っております。

簡単でございますけれども。

2番（古賀澄雄君）

ありがとうございます。

やっぱり柳川の名物というか、有明海の夕日をバックにしてというか、非常にポスター的な発想、そういったことも考えながらですね。私はこの間、農業委員会とお話をしよりましたけれども、企業の誘致も大事だろうけれども、高木美保さんを誘致してもっと活性化を図ったらどうかと言ったら、ぜひ議会で言ってくださいというふうなことでございました。まあ、そういう考え方もあろうかと思えます。ぜひ団塊の世代の第二の人生を暮らす中で、柳川市の農業の新たな一端を担って活性化につなげていくということも考えられますので、よろしく願いをしたいと思えます。

次に、妊産婦の公費負担についてでございますけれども、ただいま答弁をいただきました。この拡大については、公明党も国会において妊産婦の死亡率、こういったものを改善するために母子健康法改正案とか、小児医療提言、また少子社会トータルプラン、一貫して取り上げてきたわけでございます。ことしの2月も衆議院予算委員会で、妊婦健診については公費負担の拡大を求めているところでございます。そういったことを含めて、厚生労働省は少子化対策のために、これまで330億円の交付税額を700億円にふやしたということで、先ほどの市町村に対する5回程度実施すべきじゃないかということで原則を通知したということでございます。

私ども公明党も、国と地方を結ぶパイプを非常に重視しながら、ネットワーク政党としての戦いをしているところでございます。今回、20年度から実施する方向で検討をすると、こ

ういう答弁がありましたけれども、明言にはならなかったにしても、これは柳川市の少子化対策に対する真剣な考えのあらわれだというふうに思い、深く感謝をするところでございます。各議員におかれましても、どうか御理解をお願いしておきたいというふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それから、ハートプラス、マタニティーマーク等のシール配布につきましては、執行部の考え方としては、取り組みは重要であると、そういうベースで答弁があったように思います。ただ、障害者マークを車に見やすいところに添付すると、これは前回と全く同じ答弁のように思います。ですから、私としてはそのマークをハートプラス、マタニティーマークにしたらどうですかという関連した質問にしておりますので、なぜこの障害者マークにこだわられるのか、ちょっとそこら辺お願いします。

福祉事務所長（古賀輝昭君）

その件につきましては、私のほうでお答えをさせていただきます。

国際シンボルマークの障害者マークということがございまして、私どもといたしましては、これが一番皆さんに認知されているマークかなというふうな考えを持っておりました。それで、そういうお答えをさせていただいておりますが、これに限定したわけではございませんで、これにかわるものも考えられるかというふうに考えております。それで、現在のところ私どものほうで、障害者の団体等にもアンケート調査なんかを行っております。そういった御意見をもとに、また具体的には方法も詰めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

2番（古賀澄雄君）

時間になりました。本当にありがとうございました。

以上で終わります。

議長（田中雅美君）

これをもちまして古賀澄雄議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りをいたします。本日はこれにて延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会いたしたいと思います。

午後4時25分 延会

柳川市議会第4回定例会会議録

平成19年9月13日柳川市議会議場に第4回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	島 添 達 也	2番	古 賀 澄 雄
3番	浦 博 宣	4番	熊 井 三千代
5番	梅 崎 昭 彦	6番	島 添 勝
7番	白 谷 義 隆	8番	森 田 房 儀
9番	荒 巻 英 樹	10番	藤 丸 富 男
11番	矢ヶ部 広 巳	12番	荒 木 憲
13番	伊 藤 法 博	14番	龍 益 男
15番	菅 原 英 修	16番	諸 藤 哲 男
17番	樽 見 哲 也	18番	近 藤 末 治
19番	太 田 武 文	20番	吉 田 勝 也
21番	大 橋 恭 三	22番	藤 丸 正 勝
23番	木 下 芳二郎	24番	佐々木 創 主
25番	三小田 一 美	26番	梅 崎 和 弘
27番	高 田 千壽輝	28番	山 田 奉 文
29番	河 村 好 浩	30番	田 中 雅 美

2.欠席議員

な し

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	石	田	宝	藏
副	市長	大	泉	勝	利
収	入	木	村		仁
教	育	上	村	好	生
総	務	山	田	政	徳
市	民	佐	藤	良	二
保	健	本	木	芳	夫
建	設	蒲	池	康	晴
産	業	田	島	稔	大
教	育	佐	藤	健	二
大	和	高	田	邦	隆
三	橋	北	原		博
消	防	竹	下	敏	郎
人	事	藤	木		均
総	務	櫻	木	重	信
企	画	大	坪	正	明
財	政	石	橋	真	剛
税	務	武	藤	義	治
保	険	川	口	敬	司
福	祉	古	賀	輝	昭
学	校	龍		英	樹
建	設	白	鳥	道	幸
農	政	野	田	一	廣
水	路	武	藤	正	純
総	合	野	田		彰
商	工	田	中	幸	弘
教	育	中	村	典	幸
廃	棄	江	崎	尚	美
物	対				
策	課				
長					

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	金	子	健	次
議	会	事	務	局	次	高	巢	雄	三
議	会	事	務	局	庶	高	口	佳	人
務	係	長							

5. 議事日程

日程(1) 一般質問について

順位	質問者	質問事項	答弁者
1	4番 熊井三千代	1. がん検診について (1) 乳がん検診でのマンモグラフィー撮影の対象年齢の引き下げについて 2. 学びやすい教育環境整備について (1) 教室内温度の整備について (2) 熱中症予防について 3. 消防団への女性団員加入促進について	市長 教育長
2	21番 大橋恭三	1. 有明沿岸道路に関する件 (1) 矢部川に掛る橋の沈下問題及び事業の進捗状況について (2) 駅東口区画整理事業への影響について 2. シルバー人材センターに関する件 (1) 運営補助金について (2) 経営改革と統合について 3. 医療費適正化特別対策事業について (1) レセプト点検について (2) 効果や成果と必要性について 4. 臓器提供表示に関する件 (1) 健康保険証での意思表示について	市長
3	20番 吉田勝也	1. 市政一般 (1) 指定管理者制度の現況について (2) 柳川市ゴミ焼却場の現状と将来について (3) 市報やながわについて	市長
4	9番 荒巻英樹	1. 市役所の開庁時間の拡大について 2. 移動市長室について 3. 柳川ソーラーボート大会について 4. 北京オリンピックの参加国に対する事前キャンプの誘致を試みては	市長
5	11番 矢ヶ部広巳	1. 全日本同和会大和支部への補助金の違法支出について	市長

午前10時 開議

議長（田中雅美君）

おはようございます。本日の出席議員29名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長（田中雅美君）

日程1 一般質問について。

一般質問をお手元に配付いたしております日程表の記載順に行います。

第1順位、4番熊井三千代議員の発言を許します。

4番（熊井三千代君）（登壇）

皆さんおはようございます。4番、公明党、熊井三千代でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして順次質問させていただきます。

初めに、日本人の死亡原因の第1位は、がんです。日本では現在、3人に1人ががんで亡くなっております。10年後には2人に1人が、がんで亡くなる時代が来ると言われております。そこで、国は2007年4月、1つ、放射線療法の推進と専門医の育成、2つ、緩和ケアの早期実施を法案の柱とした、がん対策基本法を成立させました。

現在、日本人女性の22人に1人が乳がんになると言われ、日本人女性のかかるがんのトップになっております。死亡数を比べてみますと、平成18年、交通事故で亡くなった方が8,980人に対し、乳がんで亡くなった方は1万1,272人と、これは年々増加しております。乳がんは、我が国では40歳代後半に多く、次いで50歳代前半に多く、次第に減少すると言われておりましたが、最近では高齢層も増加傾向にあり、また、乳がん予備は20歳代より始まると言われております。「若いから大丈夫」は禁物、20歳を過ぎたら年1回の検診が必要と専門医は訴えております。

このような状況の中、我が国は乳がんに対する関心も検診率も低く、気づいたときには進行がんが多いという状況です。早期発見、早期治療すれば、95%という高い治癒率にもかかわらず、発生率も死亡率も増加傾向にあります。平成12年4月より、有効な乳がん検診のためにはマンモグラフィー検査の併用をという勧告が旧厚生省より出されました。また、平成17年4月より、各自治体では、40歳以上の乳がん検診はマンモグラフィーと視触診の併用検診が必須となっております。

そこで、1点目の質問でございます。乳がん検診の現状について、本市と近隣市の検診対象の条件と年齢別の検診の受診件数及び自己負担額をお尋ねいたします。

次に、2点目の質問でございます。学びやすい教育環境整備について、1つ目として小・中学校教室内の暑さ対策についてお伺いいたします。

2007年2月、国連の気候変動に関する政府間パネル I P C C は、2100年までに気温は2.4度から6.4度上昇すると予測しております。現在では年々気温は上がり、子どもが学んでいる教室の温度とは格段の違いがあります。地球温暖化やヒートアイランド現象により、夏の教室はとても学習の場にならないという訴えを保護者から聞かれます。生徒も勉強する気になれない、集中できない、体育の後の教室での授業は特にぼーっとしている、扇風機だけでもあれば、などという声が聞かれます。

学校環境衛生基準では、夏の教室の温度は30度以下が望ましいとなっておりますが、夏の教室の実態を詳細に調査し、暑さ対策を検討する時期に来ているのではないのでしょうか、見解をお尋ねいたします。

また、学校環境衛生基準において、教室環境の基準及び現在の教室温度はどのようになっているのか、お聞かせください。

2つ目といたしまして、熱中症対策についてお伺いいたします。

暑熱環境において生じる身体の適応障害を熱中症（暑熱障害）といいます。地球環境の変化も加わり、熱中症は発生の増加が社会的に注目を集めております。人間の体温は視床下部にある体温中枢によって一定に保たれるようコントロールされておりますが、高温多湿の環境の中、水分の補給を行わず長時間活動を続けると、体温の上昇と脱水、循環不全を生じます。重症型熱中症では30%以上の死亡率が発表されております。

熱中症には早期診断、早期治療が最も重要と言われております。そこで、本市において本年、学校生活の中で熱中症と診断された件数を学校別にお聞かせください。また、発生状況わかりましたら、お聞かせください。

最後に、3点目の質問でございます。今から84年前の大正12年、関東大震災が発生しました。現在では、発生した9月1日を防災の日と定め、この日を中心とする防災週間には、各地で防災に関する行事が開催されております。また、本年10月からは、気象庁の緊急地震通報がテレビなどで一般公開される予定です。近年、災害はますます大規模化、複雑化しております。そのため、住民の安心・安全の確保に大きな関心が寄せられております。

これまで住民のニーズにこたえ、100年以上の長い伝統を持ち、消火・防災活動に従事されているのが消防団の活動だと、高く評価しております。また、近年のように困惑した社会状況の中、消防団の担う役割は多様化し、消火・防災活動にとどまらず、住民が求める期待は膨らむ一方です。地域が直面する高齢者や子供たちの健やかな暮らしの確保、美しい快適な環境の形成、地域の活性化など、さまざまな課題に対し、地域全体が対応し解決を図る上で、地域で強く結束する消防団員の存在は、地域集団としての中核的な人材で、重要な意義を持つ存在になっております。今や、住民を守る上で消防団は不可欠な存在になっております。

しかし一方で、生活の構造の変化により、都市への人口の移動、就業構造の変化により、自分たちのまちは自分たちで守るとの地域に根差した消防団員にも大きな影響を及ぼしてお

ります。総務省消防庁によりますと、実際、被雇用者、いわゆるサラリーマンやOLの割合は、全消防団員の約7割に達していると発表しております。かつて200万人を超える消防団員は減少し、今や90万人を割り込むのではないかと、大変憂慮されております。

そこで、お伺いいたします。本市の消防団員数はどのような状況になっておりますでしょうか。

以上で、1回目の質問は終わります。再質問につきましては自席から行いますので、よろしくお願ひいたします。

保健福祉部長（本木芳夫君）

それでは、熊井議員の一般質問の1点目、がん検診について、乳がん検診でのマンモグラフィ撮影の対象年齢の引き下げについてお答えをいたします。

まず、平成18年度の乳がん検診の状況についてお答えをいたします。

対象年齢は、視触診による検診は30歳以上で、マンモグラフィによる検診は40歳以上でございます。ただし、マンモグラフィによります検診は、2年に1回となっているところでございます。これは厚生労働省の指針で、40歳以上で同一人につき2年に1回検診を実施することを原則とするということで実施しているものでございます。

次に、検診の受診者数でございますが、視触診による検診者は、30歳から40歳までは282人、40歳以上は2,735人であり、合計3,017人でございます。そのうち、マンモグラフィによる検診者数は536人でございます。自己負担金につきましては、1人500円というふうになっているところでございます。

近隣の状況でございますが、大川市、みやま市では検査対象年齢、条件、自己負担金とも本市と全く同じでございます。筑後市、八女市がマンモグラフィの対象年齢を30歳から実施しているところでございます。

以上でございます。

教育長（上村好生君）

学校環境衛生基準におきましては、教室環境の基準及び現在の教室温度はどうなっているのかと、そういうふうな御質問でございますが、国が示しております基準は、夏季の教室については、「最も望ましい」が25度から28度、「望ましい」が30度以下となっております。また、冬季におきましては、「望ましい」が10度以上、「最も望ましい」が18度から20度となっております。

室内の温度は、7月から9月におきましては 夏休みを除きまして 30度を上回る場合もでございますが、普通教室に冷暖房を設置している公立の小・中学校は、福岡県内を見回してみましても、特別の事情がある学校を除いては市町村には冷暖房の設置はございません。福岡空港の近くの騒音対策として冷暖房を入れているというところはございます。窓をあけられないということですね。これまで教育委員会といたしましては、教室の室内の温度な

どをその実態を正確にはかったことはございません。今後、暑さ対策について検討をしてまいりたいと思うところでございます。

次に、熱中症と診断された児童・生徒の学校別件数と、その発症状況はどうかという御質問でございますが、熱中症の発症件数は、ことしの夏は1件だけ報告がなされておりまして、部活動中 剣道の部活動でございますが 部活動中に熱中症と思われる手足のしびれを訴えたので、病院に搬送いたしました。結果は、大事に至っていないということでございます。

以上でございます。

消防長（竹下敏郎君）

本市の消防団員数についてお尋ねでありますので、お答えいたします。

現在、本市の消防団員数は、定数729名に対し、9月1日現在で710名となっております。19名の欠員となっておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

4番（熊井三千代君）

御答弁ありがとうございました。では、1点目の乳がん検診についての再質問をさせていただきます。

本市においては、旧三橋町、旧柳川市でマンモグラフィーが取り入れられておりまして、合併後も引き続き検診をしていただいております。もう少し中身を深くお尋ねいたします。

マンモグラフィー検診の条件は、さっきお伺いしましたけれども、マンモグラフィーだけの受診件数を年齢別にお伺いいたします。

総合保健福祉センター館長（野田 彰君）

総合保健福祉センター館長でございます。私のほうからお答えをいたします。

先ほど条件につきましては40歳以上ということでお答えしたかと思えます。それと、40歳以上で視触診において異常がなかった方が対象となります。2年に1回実施することになっておりますが、本年度については偶数月に生まれた方が対象となっております。

年齢別の受診者数ですけれども、5歳ごとに申し上げますと、40歳から44歳まで58人、45歳から49歳まで59人、50歳から54歳まで85人、55歳から59歳まで96人、60歳以上の方が238人で、合計の536人となっております。

以上です。

4番（熊井三千代君）

ありがとうございました。では、マンモグラフィーの検診に、先ほど、ことしは偶数月だというふうにおっしゃっていましたが、その誕生月の判別をされている根拠をお伺いいたします。

総合保健福祉センター館長（野田 彰君）

結論から申し上げますと、法的には根拠というのはございません。2年に1回、対象者を区別するために、本市としては偶数月が本年、来年が奇数月というふうに検診の機会を整理しているということでございます。他の市町村によっては、奇数年、偶数年で対象者を分けてあるところもあります。そういうことで、根拠というものは別にございません。

以上です。

4番（熊井三千代君）

ありがとうございました。では、うちは2年に1回ずつのマンモグラフィーの検診というところで認識します。

日本の乳がんを取り巻く環境の中で、欧米とは決定的に異なるのが死亡率でございます。それを紹介してみたいと思います。欧米の乳がんの発生率、死亡率は、何と日本の3倍です。しかし、その中で死亡率は低下しておりますが、日本だけが増加の一途をたどっております。その大きな原因の一つが検査の方法だと言われております。欧米では、マンモグラフィー検診は70から80%ですが、日本では10%以下となっております。マンモグラフィー検診により、がんが早期発見された場合、まず、手術をすると考えたときには、乳房を残したり、胸の筋肉を残したりできます。若い年齢層において重大な疾患となっている一方、早期に発見すれば救命率は非常に高く、早期発見手段のあることから、二次予防の対象になる疾患だと思えます。

マンモグラフィー併用検診は、がんの発見率から見ますと、視触診のみの検診より、発見率が3倍と報告されております。以上のことから、本市で行われております30歳代の乳がん検診は、視触診のみとなっておりますけれども、疾病の早期発見、早期治療及び治癒率増加につながる本来の検診の体制とは言えないのではないかと考えられますけれども、検診の目的をどうお考えになっているのか、お伺いいたします。

総合保健福祉センター館長（野田 彰君）

熊井議員おっしゃるとおりでございます。乳がんの罹患率、死亡率は年々増加しており、早期に発見すれば、また治療を行えば、予後は良好であり、乳房の温存による生活の質の維持・向上が期待されます。したがって、検診の目的は議員言われるとおり、乳がんを早期に発見するために実施をしているところでございます。

以上です。

4番（熊井三千代君）

ありがとうございます。先ほどお答えいただきましたマンモグラフィーの検診の年齢別から見ますと、やっぱり発症年齢の高い方が非常に受診率が低いというのがうかがわれますし、非常に検診に対する意識が低いなということも考えられます。ですから、とにかく啓発の意味でも、マンモグラフィーの検診を大いに訴えていきたいと思えます。そういう意味で、今後、市としての30歳代からの乳がん検診において、視触診プラスマンモグラフィー検診の導

入に対してのお考えをお伺いいたします。

総合保健福祉センター館長（野田 彰君）

ただいま受診率が低いということでございまして、本市におきましても、平成18年度の実績については16.8%と、非常に低い受診率であります。したがって、そういう受診率の向上に向けて啓発を今後進めていかなければならないと思いますが、本市で40歳以上に対して実施している根拠といたしましては、まずは福岡県の「がん予防重点健康教育及びがん検診のための指針」、その中で乳がん検診については40歳以上となっておりますのでございます。

また、厚生労働省の「がん検診に関する検討会中間報告書」というのが来ております。その中でも、検診の対象年齢は、30歳代については現在のところ、検診による乳がんの死亡率減少効果について、根拠となるような研究や報告がなされていないと。そのため、今後引き続き調査研究を行うことが必要であると。また、受診間隔についても、マンモグラフィーと視触診の併用による検診の適正な受診間隔については、2年に一度が適切であるという報告がなされてきているところでございます。

したがって、本市においては国、県の方針に基づいて、現在実施しているところでございますので、30歳からについてはもうしばらく検討させていただきたいと考えているところでございます。

以上です。

4番（熊井三千代君）

ありがとうございました。一応、今のところは国、県の方針であるということから、今の検査体制のままに進んでいくということでございます。筑後市、八女市では、こういう県とか国の方針はあるけれども、30歳代から進めてあるところもありますので、本市においても早期に30歳代からのマンモグラフィーの検診の導入を強く希望いたします。

先ほど検診率を高めていくことが最重要だというふうにおっしゃってございましたけれども、もっともでありますけれども、そこら辺で、何か検診率を高める対策というか、お考えがありましたならば、お聞かせください。

総合保健福祉センター館長（野田 彰君）

方法といたしましては、いろんな方法があるかと思いますが、検診回数をふやすとか、あるいは現在、男性で検診をしている医師を女性の医師に相談するとか、いろんな方法はあるかと思いますが、そういうことを含めまして健康係として検討していきたいと。そして、受診率の向上を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

4番（熊井三千代君）

がんの早期発見は予後の経過もよく、生命の維持にもつながります。また、本市としても

医療保険負担面の軽減にもつながると思いますので、今後十分に検討されて、早期に30歳代からのマンモグラフィー検診の導入を期待いたすところでございます。

また、先ほど話していただきましたように、現在行われております検診においても、より多くの方が身近に、また気軽に受診を受けられるよう、例えば、放射線技師さんを女性にしたり、乳がんの現状を市報に掲載したり、検診のお知らせのピンクの用紙に、技師さんは女性ですよとか、一言書いていただくなどの工夫をしていただき、検診率アップに努めていただきたいと思います。ありがとうございました。

では、次の質問に移らせていただきます。

次に、学校環境についての質問でございます。先ほど環境衛生基準とかを教えていただきました。今のところ、本市においての教室内の温度は確実に把握していないというお答えをいただきました。今後、こういう調査も必要だと思っておりますので、十分調査をしていただきたいと思います。

この環境衛生基準自体が昭和33年時点の基準でありますので、当時と今を比べますと、当時は自然とか緑、土、それから、家の建て方、道路といった部分で十分に整備されていなかったもので、それが反対によくて、現在のようにヒートアイランド現象とか温暖化も進まなくて、逆に教室温度を保つ意味ではよかったですけれども、現在のように環境が悪化して、この基準を上回る教室内温度が続いている現状のところも多く見られます。ちょうど気温が上がるときは夏休みには入りますけれども、大変、梅雨時期とかも蒸し暑い日が続きますし、まだまだ9月に入りましても、昼間の残暑が非常に厳しいと思われまます。今の小・中学生が育ってきた住環境を考えますときに、生まれたときから冷暖房完備で生活しているところが非常に多く、学校だから暑いのを我慢しなさいという、この現状がいつまで生徒さんたちが耐え切れるのか、大変気になり心配するところでございます。

先ほどエアコンというふうなことを教育長から話されましたけれども、エアコンが準備されていけば一番いいわけですが、そういうのはいろいろとハードルも高いし、環境問題を考えますときには、まず、今、日本国じゅうを見回してみますと、各地で行われております、例えば、自然とともに学べる環境に優しい猛暑対策として、ゴーヤとか、キュウリとか、ミニトマトとか、アサガオとかを栽培して日光を遮る緑のカーテン事業の取り組みがあります。これは、緑のカーテン効果による温度の違いを、児童がみずから水やりなどをして植物の育成に携わり、体感し学ぶことで児童の環境学習効果を期待する取り組みでございます。また、屋上とか壁の緑化対策、水道水を霧状にしてまく霧冷却ドライミストなどがいろいろと各地域で工夫されて、温暖化対策を考えてあるようですけれども、本市として具体的に何か温暖化対策を考えてあるんだったらお聞かせください。

教育長（上村好生君）

熊井議員おっしゃいますとおり、お父さん、お母さんも会社に行かれれば冷房が入ってい

る。家庭にも冷房が入っている。学校だけが冷暖房が入っていないと、そういうふうな状況でございます。

猛暑対策でございますが、学校の校舎は特別の敷地が狭いとか何とか、そういう条件がなければ、基本的に通気性、あるいは太陽光等を考慮いたしまして、東西に学校は建てられております。夏季授業中にはできるだけ風通しをよくするように上の窓も開放しよう、そういうふうな指導をしているところでございます。また、児童・生徒に水筒を持ってこさせる、そういうふうな指導をしているところでございます。これが現在の暑さ対策でございます。

また、議員御提案の環境に優しい暑さ対策としての緑のカーテンですね、それから、壁の緑化対策、あるいはドライミスト　ドライミストというのは、ぬれない霧、ミストは霧だそうございまして、ぬれない霧、そういうふうなものを吹きつけるということでございますが、市の財政状況等を勘案いたしますと、今後、さらに研究し、検討をしていきたいと思っております。

以上でございます。

4番（熊井三千代君）

ありがとうございました。今後、猛暑対策というのは本当に学校環境の中で重要な課題になってくると思いますので、早目にそういう環境の状況を知り、学びやすい環境整備に尽力をいただきたいと思います。

続きまして、熱中症についてのお伺いなんですけれども、本市におきましては1件であるという本当に素晴らしい成果だと思います。この手のしびれ感というのが熱中症の初期段階でありまして、ここで本人さんが気づいて申し出て対応されたということも、すごくよかったと思います。現在、うちは熱中症が1人だったにしても、現在行われております熱中症対策として、内容をお聞かせください。

教育長（上村好生君）

柳川市の教育委員会におきましては、熱中症予防対策としまして、日陰に入ろう、帽子をかぶろう、水分を小まめに摂取しよう、そのような3つの事項を遵守するような指導をしているところでございます。また、「知って防ごう熱中症」という文部科学省の児童・生徒の指導者向けの、先生向けのチラシを市内のすべての小・中学校に配布いたしまして、子供たちの熱中症予防に努めているところでございます。

以上でございます。

4番（熊井三千代君）

ありがとうございました。先ほども述べましたように、本当に一例あった生徒さんは初期段階で運ばれたわけなんですけれども、そういうふうに熱中症というのは症状が段階的にあらわれて、本人しか気づかない症状から始まります。予防を考えますときに、生徒本人にこの熱中症という疾患に対する知識向上が欠かせないんじゃないかなと考えるわけなんですけれども

も、先生、また保護者、生徒とともに、熱中症について予防や対処方法を学ぶ機会が必要だと思えますけれども、先生だけじゃなくて、関連してみんなで学ぶ体制が必要だと思えますけれども、いかがでございましょうか。

教育長（上村好生君）

議員のおっしゃるとおりでございまして、教師、保護者、児童・生徒の3者が熱中症についての知識を十分に把握しておく必要があると思っております。特に教師、児童・生徒は熱中症の起こりやすい条件、あるいはその症状をよく理解するとともに、応急処置の方法等も知っておくことが大事だと考えます。

柳川市教育委員会といたしましては、今年度は熱中症に対する予防対策を記載した文書を既に3回配布いたしております。小・中学校に配布いたしております。注意を促しているところでございます。また、9月4日の小・中学校の校長会におきましても、運動会を控えて指導の徹底を図るように、校長に指導したところでございます。また、保護者に対しましては、保健だより7月号を通じまして周知徹底を図っているところでございます。今後とも引き続き、児童・生徒、教師、保護者に対しまして熱中症予防対策の周知徹底を図ってまいりたいと思うところでございます。

以上です。

4番（熊井三千代君）

対応としては、チラシを配るなど一生懸命されていると思うんですけれども、なかなかペーパーを配るだけでは、生徒が家に持って帰るだけでは保護者の目に触れないとかいう面もございまして、実際に実体験を、実地的にマネキンとかを使いながら、こういうふうな対処方法があるんですよというふうにみんなを集める機会がありましたら、そういうときに夏を迎える早い時期からでもいいですので、みんなと一緒に学ぶ機会を設けていただきたいと思えます。学校関係者や保護者、生徒としっかり連携のもと、子供たちが安全な学校生活ができますように、今後も教育環境が整えられますように、また、温暖化対策も早期に考えていただき、対処方法を考えていただきますことを期待いたします。

以上で、学校環境についての御質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

最後の質問に入らせていただきます。

最後の質問でございますけれども、現在、消防団員数は、柳川市は729名に対し710名であると。マイナス19名であるという御回答をいただきました。団員数が定数に満たっていないようですけれども、柳川市といたしまして団員確保について具体的なお考えがあればお聞かせください。

消防長（竹下敏郎君）

団員の確保につきましては全国的な問題であり、前段、議員が述べられたように、かつて全国に200万人の消防団員が活躍しておられましたが、現在では92万人に減少したと言われて

おります。消防団員が減少するという事は、地域の防災の低下に直接結びつくことから、現在、国、県、各市におきまして必要な組織規模を維持するよう努力されているところでございます。本市におきましても、市内の主要な箇所に消防団員募集のポスターを掲示し、啓発を図っておるところでございます。また、退団の申し出があった場合は、補充ができるまでいましばらく待ってくださいということで、現団員さんからも協力をいただいております。また、各行政区の区長さんや消防団OBの方々に協力を得るなどして消防団員を募集し、現有消防団員の確保をしている状況であります。

今後は、さらなる積極的な募集を行いますとともに、消防団員の体力、技術、知識の習得に努めるなど行い、団員の資質向上を図りまして、各種災害に対応可能な消防団員の育成と確保を図ってまいりたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

4番（熊井三千代君）

ありがとうございました。先ほど消防長からもお話がありましたように、総務省では「消防団員めざせ100万人」、100万人中、1割の10万人を女性消防団員を推進しようという考えを打ち出しております。そこでお尋ねいたしますけれども、本市の現在の女性消防団員の数、また消防団員の役割についてお聞かせください。

消防長（竹下敏郎君）

本市の女性消防団員数は、現在9名であります。これは平成12年6月の合併前に、旧柳川市消防団へ10名が入団され、その後、1名が退団されて、現在に至っております。

次に、女性消防団の役割についてですけれども、女性消防団員の発祥は、山形県酒田市において、明治43年3月に出漁 これは漁業でございますけれども、男性が長期不在となることから、男性にかわって島を火災から守るため、火防隊として組織されたのが始まりと言われておりますが、現在の女性消防団の任務は、災害時の後方活動や一般住宅、また、ひとり暮らし高齢者宅への防火診断、市民への応急手当て指導、それから、火災時における後方支援などが主な任務となっております。

以上でございます。

4番（熊井三千代君）

ありがとうございました。柳川市の地域防災計画の中にも、女性消防団組織の充実を図り、女性の持つソフト面を取り入れ、防火維持及び後方支援活動の強化を図り、地域における身近な消防防災リーダーとして、安全・安心な地域づくりの一環として重要な役割を目指すと記載されておりました。

先ほども消防長よりお話があったように、地域におきましても、ひとり暮らしの方から、女性の消防団の方より来ていただいたと。台風の前なども来てもらって、本当に助かった。それが安心にもつながりましたというふうな生の声も、本当に喜びの声も聞かれています。本市として、一応、女性消防団の推進についての意欲はあるようですけれども、具体的にど

の程度、人数、加入人数といいたししょうか　はどれぐらいに考てありますでししょうか。
また、どういう体制での活動を考ておられますでししょうか、お尋ねいたします。

消防長（竹下敏郎君）

議員も御承知のよう、消防団と消防署は消防組織法により、それぞれ独立した機関でございます。消防団の最高責任者は市町村長であります、どこの自治体においても、その職務権限を消防団長にゆだねられております。したがって、消防団の運営につきましては、消防団長の判断になるうかと思ひますけれども、私も消防長といたしまして、現在、旧柳川市だけに女性消防団員がおられることを考ますと、旧三橋町、旧大和町に女性消防団員がおられたなら、消防職員と一緒になつて、ひとり暮らしの方々の防火訪問等を行ひまして、消防署管内の均等な予防行政ができ、出火防止と高齢者の安全対策につながるものと思われま

す。
今後は、消防団幹部の方々と十分に協議いたしまして、全市におきまして応募を呼びかけるなどの方策により、女性消防団員の充実を図り、その活用策と女性消防団員の加入促進を図つてまいりたいと存じます。

なお、女性消防団の体制につきましては、消防団長、副団長等の本部要員の取り扱ひが平成17年度から20年度まで特例措置として現在運用されておりますので、21年3月までに男性団員を含め、その体制の充実を図り、整備を図つていかなければならぬと考ております。

いずれにいたしましても、消防団体制につきましては、消防団幹部の方々と調整が必要な部分もありますので、いま一度御猶予いただきますようお願ひいたします。

以上です。

4番（熊井三千代君）

ありがとうございました。元消防協会の徳田会長も言つておられます。男性の消防団員が足りないから、女性の消防協力隊をつくらうという発想はありません。女性の消防団員が必要なんですと話された記事もありました。女性消防団に対する住民のニーズは今後ますます多くなると思ひます。とにかく女性消防団員が仕事として活動がしやすく、また、十分役割ができるような機能体制をつくつていただきますように強く要望いたします。とにかく柳川一円、この地域において統一された体制のもと、市民の安全・安心な生活と財産が守られますような環境整備に今後とも尽力いただきますことを期待いたしまして、質問を終わらせていただきます。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

これをもちまして熊井三千代議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をいたします。

午前10時46分　休憩

午前10時59分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、21番大橋恭三議員の発言を許します。

21番（大橋恭三君）（登壇）

皆さんおはようございます。きのう、安倍内閣総理大臣が突然退陣表明をされましたので、大変びっくりいたしております。いろいろとたたかかれていましたので、大変だったんだなと思っております。うちの市長の場合は打たれ強いところがあるので、大丈夫だろうと思っております。（笑声）

それでは、改めまして議長の指名をいただきましたので、私の質問を始めさせていただきます。

9月3日の全員協議会の中で、執行部より浦島橋のかけかえ事業が実現に向け、大きく前進しているとの報告がなされました。長い間の懸案事項であり、市民が待ち望んだ朗報であります。本当に御苦労さまでございました。担当スタッフの皆様におかれましては、最後の話に至るまで気を抜かないで、さらなる努力をしていただきたいと思います。

さて、この浦島橋のかかる国道208号線は、ラッシュ時、特に夕方は、今、何かと話題になっておるピアスアライズ社付近から浦島橋を抜けるのに長時間を要する問題道路であります。これを解消するには、浦島橋のかけかえと有明海沿岸道路の早期完成が不可欠であります。有明海沿岸道路は、平成20年春の開通を目指し、急ピッチで工事が進められているところですが、橋げたの沈下問題がマスコミで報道され、市民の間にショックが走りました。工事のおくれや安全上の問題も指摘されており、不安が募っております。沈下問題の説明は十分なされたのか、市のこれまでの対応と沿岸道路の進捗状況、さらには西鉄柳川駅東口区画整理事業への影響についてもお聞きしたいと思います。

次に、柳川シルバー人材センターの補助金についてであります。

高齢者の生きがいがづくりと就労支援のため、補助金が交付されていることは皆様御案内のとおりであります。平成18年度分で見ますと、連合交付金として厚生労働省より21,436千円、柳川市補助金として柳川市より26,207,020円交付されています。この金額は、根拠法令に基づいた分担なのでしょうか。市の財政事情を考えるなら、自立に向けた経営改革や統合を早急に進める取り組みこそが必要だと思えます。あわせて、経営にかかわる事務の執行を市が関係する機関で監査すべきと考えます。市の見解をお聞きいたします。

次に、医療費適正化特別対策事業についてお聞きいたします。

この医療費適正化特別対策事業とは、どんな事業でしょうか。レセプト点検の具体的な方法と効果や成果、必要性についてお聞きいたします。

最後に、私が平成18年12月議会の一般質問の中でお願いをした、健康保険証での臓器提供

意思表示が新しい保険証からできるようになっております。近い将来、必ず成果があらわれるものと思います。取り組んでいただいたことに感謝を申し上げます。さらにお願ひでございますが、今後、保険証がIT化され、カードに変更された場合でも、引き続き表示できるよう御配慮をお願いいたします。

以上、質問を終わります。

建設部長（蒲池康晴君）

それでは、まず最初に、有明海沿岸道路の矢部川にかかります橋の沈下問題及び事業進捗状況についてお答えいたします。

まず最初に、沈下問題でございますけれども、9月1日現在で、みやま市側のP1橋脚、これが約3センチ、それから、柳川市側のP2橋脚が約18センチの沈下となっております。また、主塔の傾きは両方ともなしという結果が出ております。

それから、対策といたしましては、学識経験者、それから専門家によります有明海沿岸道路橋梁検討委員会で検討されました結果、それぞれの橋脚に対して完成時の総荷重3万8,000トンに見合うように、あらかじめ荷重をかけまして沈下の収束を確認するということになっております。その後、ケーソン基礎周辺を固めまして、摩擦力を高める対策工を施すということございまして、あらかじめかけた荷重をそれから取り除きまして主げた工事を行う、そして橋を完成させる、そういうふうになっておるということでございます。

次に、事業進捗率でございますけれども、一昨日の近藤議員の質問にもお答えいたしましたけれども、柳川市内の平成19年8月末現在で、用地取得率が関係人ベースで約98%、それから面積ベースで約98%となっております。また、工事進捗率につきましては、着手率が100%、それから進捗率が約21%となっております。なお、現在のところ、有明海沿岸道路の暫定型での供用開始時期は平成20年春となっておりますということでございます。

柳川駅東部の区画整理事業の進捗に影響はないかということでございますけれども、この沿岸道路の工事につきましては、先ほど申し上げたとおり、20年春には供用開始の予定ということに進んでいることから、直接、区画整理事業に影響はないというふうに考えております。

以上です。

商工振興課長（田中幸弘君）

2つ目のシルバー人材センターに関する件で御質問がありましたけれども、まず、運営補助金についてでございます。

シルバー人材センターについては、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第1項に規定するとおり、働く意欲を持つ高年齢者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業、またはその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、組織的に提供し、高年齢者の生きがいの充実及び福祉の増進を図ることを目的として創設されております。現在、柳川市のシルバー

人材センターについても、1市2町の合併を機に、新たに統合されたものとなっております。

このセンターの運営の財源としましては、会員からの会費、それから補助金、事業から生じる収入が主たる財源となっております。市からは18年度で26,207,020円の補助をしているところでございます。

センター事業につきましては、公共性、公益性が極めて高い事業でありまして、事業運営を円滑に進めていくためには、国や市からの基本的な財政支援は必要であろうかと思っておりますが、市の財政状況も厳しいことを考えますと、センターにおいても先ほど議員がおっしゃられましたように、自助努力を一層深めて経営に当たる必要があると考えております。補助金審査委員会のコメントを伝えながら、経営努力をしていくようお願いをしているところでございます。

それから、会員の会費につきましては、20年度から引き上げられることが決定しております。

それから、2点目の経営改革と統合でございます。

これにつきましては、現在、シルバー人材センターにつきましては、旧2町の人材センターを廃止しまして新たに統合し、民法上の社団法人柳川市シルバー人材センターとして、国や地方公共団体の高齢社会対策を支える重要な組織として、都道府県知事の許可を受けた公益法人として運営されておるところでございます。組織としては、主たる事務所を旧柳川市、旧2町に支所を配置し、それぞれ会員登録された方たちより受託事業を行っております。受託業務の内容によりまして、従事する会員に不足がある場合は本所、支所間で連携をとりまして、その業務に当たられております。

経営努力につきましては、シルバー人材センターについては法人格を有した組織でありまして、その定款に基づき業務を行っており、その組織には総会及び理事会があります。市と同様に、現在の逼迫した経済情勢の中で、より効率的、効果的な事業を行いまして、補助金に頼らない自主的、自律的な経営が求められておりますし、また、市も補助金を支出していることを考えますと、助言や指導を今後必要な場合は適宜行っていきたいと考えております。

以上でございます。

保健福祉部長（本木芳夫君）

それでは、3番目の医療費適正化特別対策事業について、レセプト点検について、その効果や成果、その必要性についてお答えをいたしたいと思います。

まず、医療費適正化特別対策事業の趣旨につきましては、国民健康保険事業の円滑、適正な運営を確保するとともに、国民健康保険の財政健全化に資するために行うものでございます。また、今回の医療制度改革におきましても、国民皆保険を堅持し、将来にわたり医療保険制度を持続可能にしていくため、医療費適正化の総合的な推進、新たな高齢者医療制度の

創設、保険者の再編統合の3本の柱の一つになっているところでもございます。

また、柳川市国保及び老人保健特別会計の現状と問題点についてお話をさせていただきますけど、国保会計につきましては、かかった医療費から自己負担分を除いた分は、基本的には国庫負担と国保税で折半するようになっているところでもございます。また、老人保健特別会計については、自己負担分を除いた医療費は、各保険者から交付金と国、県、市からの負担金で賄われているところでもございます。このように、どちらの会計もかかった医療費の大きさによって左右されるところでもございます。

そこで、医療費の現状でもございますけど、平成17年度から18年度にかけて、医療費の伸びが0.07%とほぼ横並びでもございますけど、これは平成18年4月からマイナス3.16%の診療報酬の改定が行われたためでもございまして、実質的には3.2%ほど伸びた状況でもございます。ちなみに、平成16年度から17年度にかけた医療費の伸びについては4.5%になっているところでもございます。

このように医療費が伸びますと、当然、特別会計の財政状況が悪くなっていくということになってくるわけでもございます。国保会計で申し上げますと、平成15年からの4年間で約550,000千円の赤字というふうになっているところでもございます。柳川市におきましても、平成8年度から高医療費指定市町村の準指定を受けまして、この医療費適正化事業に取り組んでいるところでもございまして、その取り組みの大きなものとして、レセプト点検の充実強化、保健事業の実施、医療費通知の実施などがございまして。

議員お尋ねの費用対効果につきましては、国民健康保険の該当者での年間レセプト枚数約32万枚と、老人保健の該当者、年間レセプト枚数27万枚、合計59万枚のレセプトに対しまして、8人のレセプト点検員を常勤嘱託職員として雇用しまして、その点検作業を行っているところでもございます。レセプト点検員8人に対しまして、年間14,880千円の報酬を支払っているところでもございますけど、レセプト点検の効果といたしましては、請求点数に対する内容点検で、国民健康保険と老人保健合わせまして39,420千円の効果になっており、その他、資格の過誤とか、第三者行為によります分を合計いたしますと、合計の226,000千円程度の効果があるというふうに考えております。

医療費が国庫金と国民健康保険税で賄われている実態からいたしましても、国民健康保険事業の適正化、国保の財政健全化の意味からも、レセプト点検の充実強化にぜひ御理解をお願いしたいというふうに思います。

次に、4点目の臓器提供表示に関する件についてお答えしたいというふうに思います。

臓器提供表示欄につきましては、大橋議員同様、早速、要望がございました腎友会からもお礼に見えられまして、県下でも高い評価をしていただいたところでもございます。

さて、議員御質問の保険証のカード化につきましては、現在、国のほうで健康保険証や介護保険証の役割と年金手帳の役割をあわせました社会保障ITカード構想というのがござい

まして、平成23年度を目途に考えられています。その動向を見守り、前向きに検討していきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

21番（大橋恭三君）

項目に沿って質問をしてみたいと思います。

まず、有明海沿岸道路の沈下問題でございますが、工法など交えて、蒲池部長からわかりやすく説明をしていただきました。もともとこの問題は、8月6日の移動市長室三橋会場で私がした質問と同じような質問が出ているかと思えます。そして、その中で市長は、現在調査中でございますが、少しずつ工事を再開している。開通時期は関係機関と調整した上で、早急に公表予定と述べられております。

それで、今、蒲池部長が言われたように、工法も含めて説明され、来春には完成するというところでございますので、一安心ということでございますけれども、今いただいた答弁は、有明海沿岸道路出張所の公式な見解というふうに理解していいわけですね。ちょっとそれ、よろしくをお願いします。

建設部長（蒲池康晴君）

はい、公式な見解ということでございます。

21番（大橋恭三君）

ありがとうございます。進捗状況については、11日の近藤議員の質問でも答弁がありましたので、少し前のほうへ進ませていただきます。

西鉄柳川駅東口の土地区画整理事業への影響を聞いておりましたけれども、沿岸道路の工事がおくれなければ影響がないと思うんですけども、少し気になることがございます。というのは、地元の方や地権者の皆さん、私たちが生きているうちに区画整理が進めばよいけど、心配ですという不安というか、不満というか、事業がおくれそうな気配を感じておられるわけです。そして、今の答弁ではよくわかりませんでしたけれども、道路以外の要因で何らかの区画整理がおくれるのかどうか、何かあれば、ちょっとついでですから教えてください。

建設部長（蒲池康晴君）

沿岸道路以外の要因ということでございますけれども、事業計画そのものについては変更がないわけでございますが、以前から言っておりましたように、沿岸道路のまず道路用地を確保するというを最優先に建物移転等を行ってきたということでございますが、引き続き、今度は周辺、それから下百町地区に移るといふような流れは変わっておりません。

ただ、地権者の方からそういった心配の声というのが、実は7月に事業計画の変更の地元説明会を開きました。その中でもそういった御質問、不安等が出されたところでございます。事業につきましては、平成14年度から始まりまして、24年度完成ということで事業計画はな

っておるわけでございますけれども、今現在、18年度末の進捗状況につきましては、事業費ベースで約30%程度でございます。今後、今年度も10億円強の予算をつけていただいておりますけれども、このペースで進むとすれば約2年ぐらい、ちょっとおくれが生じるんじゃないかなというふうに考えているところでございます。事業費がそれだけつくとして、2年ぐらいおくれということでございます。

21番（大橋恭三君）

今の蒲池部長の答弁で、少しおくらしている、2年ぐらいおくらしているということで今お話があったんですけれども、市長によく聞いてもらいたいと思いますけど、事業がおくれるのは、計画性が問われるというか、その辺がやはり問題になると思います。この区画整理事業に地元の人や地権者がもろ手を挙げて賛成しているわけでもないんです。これを成功させにゃいかんとは思っておられます。だけど、これがおくれますと、いろんな意味で声を荒らげられる方が出てこられるわけですね。ですから、やはり事業を計画してある、特に合併前の三橋町議会では、これはぜひ予定どおり進むように頑張ろうということがあっておりましたので、今ちょっと予算というお話が出ましたけれども、いろいろあるかと思っておりますけれども、予算をたくさんつけてくれとは言いません。事業が進むようによろしく願います。市長、その辺どうですか。

市長（石田宝蔵君）

詳細については、今、私も把握はしておりませんが、若干のおくれがあるというふうなこと、これはさまざまな表に出ている要因と、裏の要因もあるかと思います。こういうものをやはり御理解いただかなければならないと思っておりますけれども、ただ、私が報告を受けておりますのは、三橋時代ですね、三橋のままの予算よりも、今は随分予算はふえているというふうなことを私は受けております。したがって、事業のおくれの中身については、やはり担当部なり、担当課なり、そちらのほうが十二分に把握していると思っておりますので、そちらのほうから答えさせようと思っております。

21番（大橋恭三君）

ぜひ願います。中身をよく把握されて、対応をお願いしたいと思います。それから、市長のやはり決断というのが非常に重要になりますので、その辺もお願いしておきます。

次に、シルバー人材センターでございますけれども、今、国、地方の起債残高、いわゆる借金はとうとう1,000兆円を超えたとと言われております。国民1人当たり8,330千円であります。今後、日本の財政は悪くはなっても、よくはないとまで言う人がたくさんおられます。市長もその辺は十分わかっておられる。だからこそ、補助金の見直しに着手され、予算編成に生かそうとなさっている。この市長の取り組みは評価ができると思います。しかし、問題は、出したら終わりではないわけですね。出した補助金をその後、適正に使われているかどうかをチェックすることが大切であろうと思っております。（「そうだ」と呼ぶ者あり）そう

いう観点から考えますと、きのうも沖端漁協の問題が出ました。やはりそういうことも考えて進めていただきたい。

柳川市は、180を超えるいろんな団体に補助金が交付されておりますが、シルバー人材センターに限った問題ではありません。ただ、シルバー人材センターの場合、厚生労働省からの補助金を合計すれば、47,600千円になります。これに事務費収入が30,000千円、ほかに雑収入を合わせると80,000千円の金が運営費として使えるわけですね。そして、さらには仕事をされたその作業契約金というのが3億円も動くわけです。公益法人とはいえ、これだけの巨大事業がなぜ内部監査だけで済むのか、私はその辺が不思議であります。民意が許すはずないと思うんですよ。市には監査機能があります。監査委員会があります。そのための監査委員会だと私は思いますので、考えていただきたい。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

それから、ほかの自治体では包括的監査を実施しているところもある。検討に値すると思います。その辺をちょっと見解をお願いします。

商工振興課長（田中幸弘君）

今、監査に関するお尋ねでございますけれども、一応、商工振興課のほうからの考えで、センターにおきましては、現在は定款によりまして、監事3名が監査をすることになっておりまして、その職務は民法の第59条の規定によりまして、法人の財産の状況、それから理事の業務執行の状況等について監査することになっております。

それから、今御指摘がありました市からの監査につきましては、今度10月に監査事務局のほうから監査が実施されることにはなっております。

以上でございます。

21番（大橋恭三君）

課長、よくわかります。それで、定款にのっとってすればいいという問題ではないですよと私は言っているんです。定款は、もうどうでもできるんです。問題は、チェック体制の機能を強めるにはどうあるべきか、本来、市はどうあらねばならないかというのを私は問いたいわけですよ。だから、今、課長からお答えいただいたことは、非常によくわかります。だけど、それを取り払って考えていただきたいというのをお願いしているわけでございます。

市長（石田宝蔵君）

今の外部監査の問題でございますけれども、これは特に公金の使途については、それぞれ今おっしゃいました180団体、議員さん方も御承知のとおりヒアリング等をやりまして、特に補助金等検討委員会の中で議論されて、やはり10%減らす団体、20%減らす団体、50%、全部減らすということで精査を今、第一段階でやってきているわけですね。

この中で、やはり大事なことは、補助金の使い方がどのように使われているか、これは市民の皆さんも同じだろうと思います。やはり補助金を、税金の部分でありますから、公金を出す以上については、それなりの公の使命を果たしているかどうか、これが基本なんですね。

もちろん、外部監査につきましても、私は従来、大和の町長を仰せつかっておりましたが、特に大和町出資又は助成団体情報公開要綱ですね、こういった条例の中で、たしか2分の1以上補助金を出している。例えば、歳入の半分ですね、他なる収入の部分と補助金の部分が半分以上、市、町から出しているやつですね、公金を出している部分が半分以上のものについては監査をやるというふうなシステムをとっておりました。ところが、今のシステムでは現在ございません。したがって、それなりの額を決めて決めるのか、率にして決めるのか、こういうものは私もやはり考えなきゃいけない。もっともなことだろうと私は思います。したがって、傾聴に値する、それが実際、中身を精査しなければわかりませんが、市民の皆さん方に納得いただける形の補助金の支出のあり方、また監査のあり方、こういうものも早急に検討したいというふうに思っております。（拍手）

21番（大橋恭三君）

前向きなお答えをいただいたと思っております。実は、それを今度言おうと思っておったわけですが、執行部から配付をしていただきました個別補助金の審査結果ですね、これを見て、シルバー人材センターのなんを見ますと、たしか49番目だったかと思えますけれども、事務費の見直しや人件費の削減を含め、自主独立ができるよう早急に経営改善が必要とあります。これを本当に真摯に受けとめていただくなら、今の市長の発言につながると思っています。ですから、ぜひ検討してもらいたいと思っております。

それから、そういう意味で、公の部分の監視を強めるためかなにか知りませんが、旧三橋町では理事長なんかにはちゃんと助役さんなんかを充てておられたわけですね。そして、年度の決算委員会の席には領収証なんかも添付されて、みんなが委員が見られるようになってあったわけです。だから、そういうふうなものは大和、柳川がどうしてあったか知りませんが、一度いろんなものを出し合って、やっぱり検討していただきたい。その辺をお願いしておきたいと思っております。

それから、今度の20日から始まります決算委員会的时候でいいですから、このシルバー人材センターの人員の数、給料の明細、これは委託金とか、いろんな意味でどんどんどんどん書いてありますけれども、どう見てもわからない金の流れがいっぱいあるわけですよ。それで、人件費に関する部分はすべて、だれが見てもわかるように、今度の決算委員会を出していただくならと思っております。要望しておきます。

それから、先ほど答弁で、市も補助金を出していることを考えると、必要な場合には助言や指導をされると言われました。それで、この重みをよく考えとってください。本当、よろしくお願いしておきます。

次は、レセプトでございます。医療費適正化特別対策事業については、その効果、成果、必要性について、大変丁寧に、そして中身のある説明を今もらったと思っております。医療保険制度を持続していくための方法だということだと思っておりますけれども、いかに医療費を抑

制するための事業を行っていくかということにまでつながってきますので、今後の柳川市の対応を期待しております。

そして、健康保険特別会計、老人保健特別会計の現状、問題点、お話しいただいてありがとうございました。投資に対する効果も大体わかりました。でも、ちょっと今からお聞きますよ。柳川市の医療保険制度は広域連合に入っていると思います。柳川市単独でないと思います。それなのに、レセプト点検を連合でやっているのか、連合でやらないで柳川だけでやっているのか、あるいは重複しているのか、その辺、何かむだがあると思うんです。ちょっとその辺がよくわかりません。お願いします。

保険年金課長（川口敬司君）

柳川の医療が広域連合に入っているということを言われましたけど、多分それは広域連合じゃなくて、国保の連合会のことじゃないかと思います。あくまで国民健康保険というのは市単独でやっておりますので。いろんな事務の手伝いを国保連合会というところがやっております。もちろん、先ほど議員から御指摘のありましたレセプトの点検についても、国保連合会のほうでもやっておりますけれども、そちらのほうでやっておりますレセプトの点検といますのは、機械的にわかる分、それから、800千円以上の高額医療と言われる、県で共同に事業を行っています分が国保連合会のほうでチェックをやっているということでございます。

以上です。

21番（大橋恭三君）

効果として、レセプト点検で国保と老人保健で合計、今おっしゃったのは39,420千円だと思います。そのほか、資格の過誤や第三者行為など、合計すると226,000千円の効果が上がっていると、こう答えられたわけですが、8人で39,420千円ということだと思います。そして、その226,000千円になる理由として、資格の過誤や第三者行為などによると言われましたけれども、この資格の過誤や第三者行為とはどんなことか、ちょっと教えてください。

保険年金課長（川口敬司君）

資格の過誤といますのは、国民健康保険じゃない方ですね、それと、あと……（「例えを説明してあげてください」と呼ぶ者あり）例えば、退職された方が国民健康保険に入っていて、その場合には国民健康保険の資格者であるけれども、それが一般の国民健康保険の方と退職後に国民健康保険に入られた方はちょっと取り扱いが違うんですね。そういった間違いとか、あるいは第三者行為といますのは、交通事故とか事故があって、別の保険ですね、交通事故の場合は任意保険とかに入っておりますし、そういった保険から本来出さなければいけない分を健康保険を使って病院にかかってあるんで、それが請求をされたら、そういったふうな場合に過誤でお返しをするというふうなことがあるわけです。

以上です。

21番（大橋恭三君）

ちょっとわかりませんでしたので、次の質問を、ちょっと私省かないといかんとします。私、勉強不足でありますけれども、もう1つ問題を提起します。

先ほどの答弁で出てきた言葉に、医療費通知という言葉がありましたね。そうすると、今回、私が質問しているレセプト点検、これは医療の現場の信頼関係を損なうとの指摘もあります。なるやもしれないと。例えば、患者からいえば、医者にかかるな、かかり過ぎると言われているような気がするわけです。それから、医者から言わせると、あんた、患者ば薬づけにしろらんかんとか、必要以外の治療ばしよっとやなかかんとかいう、信頼関係に及んでくると思うんです。だから、その辺の配慮はどういうふうにして点検しておられますか。通知を出しておられますか。

保険年金課長（川口敬司君）

申しわけありません。ちょっと今、その最後のところの御質問をもう一度お願いできますか。医療費通知の関係ですけど。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

21番（大橋恭三君）

もう1点、このレセプト点検要員は8名そろえてあるということでございますけれども、専門的な知識を持った方がやっているのか、それとも、マニュアルを書いて、こういうふうにしなさいという方法でやっているのか、ちょっとその辺も教えてください。

保険年金課長（川口敬司君）

レセプト点検をしている職員につきましては、専門的な知識を持っている方を雇用しております。

21番（大橋恭三君）

これで終わります。この質問を終わりますよ。

次に、最後の臓器移植により助かった方たちの言葉や病気を持っている方たちの言葉をかかりますと、臓器移植よりほかには治療の方法がない、そんな患者さんが全国には多数、1万人以上おられます。すぐにでも手術が必要な患者も2,000人ぐらいいるのではないかとされており、臓器の提供者はなかなかあられない。少ないのが現状であります。日本での治療を断念し、海外で手術する人が多いことでもわかりますように、日本では法の整備を含め、臓器提供のための啓発が進んでいないのが実情であります。患者さんは苦しんでおられます。今回、柳川市が健康保険証で臓器提供の意思表示ができるよう取り組みをなされたことは、大変意義のあることだと思います。

最後に、福岡県腎臓病連絡協議会の柳川支部長さんが、柳川市の取り組みに皆喜んでいましてと伝えてくださいとのことでございます。

以上で終わります。（拍手）

議長（田中雅美君）

これもちまして、大橋恭三議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩をいたします。

午前11時46分 休憩

午後1時12分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、20番吉田勝也議員の発言を許します。

20番（吉田勝也君）（登壇）

20番吉田勝也です。よろしくお願ひいたします。議長のお許しを得ましたので、質疑通告に従いまして質問をさせていただきます。

私は、柳河小学校区の地域代表として、また、柳川市の代表として議員活動をしているところでございます。議員には、大きな役割として行政のチェック機能としての質問権、議案の提出権等、権限が与えられております。その権限さえ行使しない議員がいらっしゃるように私には思えてなりません。

市長におかれましては、柳川市民のため、日ごろ心を込めて市政の発展のため活躍されていることに対し、敬意を表するものでございます。また、議長の御苦労に対しても並大抵のことではないと心を痛めている一人でございます。

そこで、市長の言われたことわざですが、「百聞は一見にしかず」、「百見は一考にしかず」、「百考は一行にしかず」、これは、聞いたら見て、よく考え、行動するということですが、私には市長の考え方は、計画ありき、そして考え、市民の皆様へ説明し、行動するというので市政を動かしているようにしか思えません。また、政治の世界では、勝ったとか負けたとかという価値観は必要ではなく、施策が柳川市の将来、住民の生活にどうなのかが重要なんじゃないでしょうか。

そこで、市政一般についてお聞きします。1番、指定管理者制度の現況について。2番、柳川市ごみ焼却場の現状と将来について。3番、市報やながわについて。

まず最初に、指定管理者制度についてお聞きします。

柳川市は現在、幾つの指定管理者制度のやつがあるでしょうか。また、その内容について具体的にお聞かせください。2番、3番については自席にてお聞かせください。

教育部長（佐藤健二君）

吉田議員の指定管理者制度の現況について、幾つあるか、また内容等についてお尋ねでございます。お答えをしたいと思います。

現在、本市で指定管理者制度を導入しております施設は、柳川市歴史民俗資料館、柳川市民会館、柳川市市民温水プールの3館でございます。

まず、柳川市歴史民俗資料館につきましては、平成18年度より平成20年度までの3カ年間

を財団法人北原白秋生家保存会を指定し、年間管理料は12,000千円となっております。平成18年度の入館者数は8万5,002人で、17年度に比べますと3%、2,852人の増でありまして、制度の導入効果といたしましては、約600千円の経費節減と年度当初の施設の維持管理に関する事務軽減が図られること。また、指定管理者によります割引券の発行をするなど、市民サービスの向上に結びつけております。

次に、柳川市民会館につきましても、平成18年度より平成20年度までの3カ年間に九州ビルサービス株式会社を指定し、平成19年度は年間管理料22,291,015円となっております。平成18年度の市民会館の施設全体の使用件数は610件で、平成17年度に比べますと約7%、39件の増でございます。導入効果といたしましては、導入前に比べ、嘱託や臨時職員の配置が不要になるなど、約4,450千円の経費節減が図られたこと、また、指定管理者によりますパンフレットの発行、ロビーへのマッサージチェアの設置やさげもんの展示など、市民サービスの向上が図られております。

最後に、柳川市民温水プールにつきましては、平成19年度より平成21年度までの3カ年間に、株式会社サンハウスワールドスポーツを指定し、年間管理料は27,500千円となっております。平成19年4月1日開館から8月末日までの5カ月間の利用数は、2万2,670人、1日の平均利用者数も172人でございます。また、総利用者数を年齢別などで見ますと、幼児303人、小・中・高校生6,208人、一般9,741人、65歳以上の高齢者5,056人、障害者の方1,362人でございます。温水プールにつきましても、健康増進や体力向上を基本といたしますプールを活用しての各教室の充実を図り、利用増に向けた取り組みを推進しております。

また、山間の指定管理者に対しましては、市民サービスの低下を招かないよう、今後とも常に連携し、協議して利用増を図るよう指導してまいりたいと考えております。

以上でございます。

20番（吉田勝也君）

指定管理者制度を用いたことによって、経費が大分減っているということですが、この入札価格から収入金額を引いたのが、大体運営赤字だと思っていいいでしょうか。

教育部長（佐藤健二君）

その赤字、黒字でございますけれども、一応指定管理料を先ほど申し上げました。このほかに指定管理者は、入場料、使用料というものが入で入ってきます。これも管理者のほうの入になりますので、そこら辺でのプラス、マイナスが出てくるかと思えます。

以上でございます。

20番（吉田勝也君）

指定業者は、柳川市からもらうお金とお客さんからもらうお金と両方入ってくるということですね。そしたら、柳川市が支払うのは入札価格だけで済むということですね。

教育部長（佐藤健二君）

その価格の設定でございますけれども、これにつきましては、一応前年とか前々年度の決算等を配慮しまして、全体運営費からその入を引いたところでの設定をして、それをもとに業者さんのほうが入札といいますか、企画書を出されるわけでございます。うちはこの金額でこういう内容のものの事業を展開してサービスに努めますよというようなものを選定委員会の場の中で、プロポーザル方式といいますか、そういう中で御説明いただいて、そして、その入札価格の1つの評価にはなりますけれども、金額だけの決定ではございません。総合的な評価におきまして決定がされているところでございます。

以上でございます。

20番（吉田勝也君）

指定管理者制度を導入して成果が上がっているということで、一安心しているところでございますが、市民会館につきまして、現在、お一人かな、管理されているのは。収入増は上がっているが、サービスの面で非常に低下しているというようなことを言われておりますが、サービスが低下しないように、業者に特に指導してお願いをしたいと思っております。それで、これ契約は3年契約ということですね。その市民会館は建てられて今何年たっておりますでしょうか。

教育委員会生涯学習課長（中村典幸君）

市民会館の竣工は46年の10月でございますから、約36年たっているということでございます。

以上です。

20番（吉田勝也君）

鉄筋コンクリートづくりは50年が耐用年数かと思うんですが、随分外観を見ておりますと、コンクリート等がはげて激しくなっております。これにつきましては、修理で対応されようとしているのか、また、新しく建てかえようとしておられるのか。この場合、一般会計から資金を出すのか、合併特例債を利用されるのか、また、柳川市振興基金等を取り壊して使われるのか、そこら辺は将来どういうふうにお考えになっているのでしょうか。

教育部長（佐藤健二君）

市民会館、課長のほうから報告がございましたように、相当年数がたっておりまして、今外観も御存じのとおりでございます。教育委員会といたしましては、建てかえとなりますと相当な金額になるというふうに判断をいたしておりますので、できれば修理をというふうな考えを持っております。

なお、財源等につきましては、財政課のほうと一番いい方法を協議していかなければならないとは思っておりますけれども、建てかえについては厳しいかなというふうな気を持っているところでございます。

20番（吉田勝也君）

修理で対応されるということを考えているというようなお話ですが、そのとき修理期間中があるわけですね。そしたら、そのとき契約金をお払いして、休業している期間は金額的にはどういうふうになりますかね。

教育部長（佐藤健二君）

修理の過程で休館というふうな状況が出てきますならば、それは指定管理を受けております業者のほうと協議をする必要があるかと思います。

20番（吉田勝也君）

それでは、次に市民温水プールについてでございますが、これは県の建物を無償で譲渡いただいたわけですね。当初県は90,000千円でこれを取り壊す予定で予算組みいたしていたようでございますが、柳川市民温水プールとしてリニューアルしたわけですね。160,000千円ほどかかったと聞いておりますが、譲渡を受けるときに県のほうから、あそこはアスベストを使っていますと。それで飛散しないように吹きつけをしておりますというようなお話がございましたんで、その160,000千円のうち、アスベストの除去費が幾らぐらいかかったのか、お知らせください。

教育部長（佐藤健二君）

私が知り得ている限りで申しわけないんですけども、アスベストについての除去費というのは、ちょっと私は聞いていないのが事実でございます。

20番（吉田勝也君）

リニューアルするときに、業者のほうから積算が出ているかと思うんですが、その中でもアスベスト除去費というのは記載されていなかったんですか。

教育部長（佐藤健二君）

そのときの資料を今ここには持っておりませんが、記憶におきましては、そういう項目はなかったというふうに私は理解しております。

以上でございます。

20番（吉田勝也君）

県からいただいたときは、アスベストを向こうの職員の方はありますよということで、もたらたらアスベストはなかったということですかね。途中で消えてしまったんですかね。この問題は知らないということですので、後でも結構でございます。

90,000千円の取り壊し賃のかわりに、足湯を県のほうからつくっていただいたと。柳川市のお金は1円も使っていないというふうに、何かお話をよくお聞きするんですが、その点どうでしょう。

建設部長（蒲池康晴君）

足湯につきましては、68,250千円の補助をもらっております、これは宝くじの助成の関係でございます。100%補助ということでございます。

20番（吉田勝也君）

1円も柳川市の会計から使っていないということですか。

建設部長（蒲池康晴君）

単費といたしましては、約2,000千円ほど継ぎ足してやっております。補助金が68,250千円ということでございます。

20番（吉田勝也君）

関連してですが、前のときに荒巻議員のほうから、沖端の保育園の前の駐車場の件について少しお話があったんですが、これはシステムとしてはどういうふうになっているんでしょうか。

議長（田中雅美君）

吉田議員、執行部がちょっと戸惑いよりもすけど、通告は出ておったでしょうか。

20番（吉田勝也君）

市政一般の中でお聞きいたしておりますので、いろんな市民会館とか、温水とかは指定管理者制度をしいていると。

議長（田中雅美君）

答えられるだけで、いいですか。今のあそこの……。

20番（吉田勝也君）

答える人がいないんですか。

議長（田中雅美君）

はい。通告はあつとったですかね。

20番（吉田勝也君）

管理システムですので……（「駐車場の管理システムがどうなっとつかを聞きよっとやる。指定管理者は指定管理でプールとか関係あるけど、あそこの駐車場の管理システムについて尋ねよっとでしょうもん。だれか答えられるやろうもん。財政課かなんか」と呼ぶ者あり）

議長（田中雅美君）

答えられんげっと、ちょっと休憩しますよ。（「まちづくりやろ」と呼ぶ者あり）

ちょっと暫時休憩をとります。

午後 1 時 31 分 休憩

午後 1 時 33 分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁のほうからお願いします。

建設部長（蒲池康晴君）

筑紫町の駐車場については、民間に委託しております。あの指定管理者制度を使った委託

じゃございません。

20番（吉田勝也君）

あそこは沖端商店街の駐車場が必要という形で、今借り上げてあるんだろーと思います。それで委託ということだろうと思うんですが、今沖端の地区には2つの駐車場が整備されようといったしておるわけですね。そこで、これは借り上げてあって委託をされているわけですよ。借上料は幾らでしょう。

建設部長（蒲池康晴君）

ちょっとここに手元資料として持ちませんので、後でお知らせしてよございませうか。

20番（吉田勝也君）

そしたら、借上料とそこの売上収入はどういうふうになっているのか、そういうとまでお知らせください。

次に、柳川市のごみ焼却場の現状と将来についてお伺いしたいと思います。

柳川市民にとって、ごみ焼却場というのは非常に大切な部分でございまして、これが滞ると日常生活非常に困るわけでございます。先ほどの温水プールとは違いまして、どうにもならないようなことが起きますので、焼却場の今現在の状況と、また将来これをどのようにしようとしているのか。先ほどと同じように築何年になるのか。それから、焼却灰についてはどのように今処分をされているのか。それから、その地域に対する迷惑料等はどういうふうになっているのか。その点お願いいたします。

市民部長（佐藤良二君）

吉田議員の2点目の柳川市のごみ焼却場の現状と将来についてということに、3点ほどのお尋ねがっておりますが、それに一つ一つお答えしていきたいと思っております。

まず、焼却場の現状と将来についてお答えいたします。

柳川市のごみ処理については、合併前の柳川市、三橋町、大和町消防厚生事業組合の業務をそのまま受け継いでおります。現在、焼却を行っておりますクリーンセンターは平成3年に建設され、同年4月から稼働しております。

施設規模といたしましては、2つの炉の16時間運転で100トンの処理能力となっております。その後、平成12年から14年にかけて、ダイオキシン類の対策のための改良工事がなされ、現在に至っております。建設された平成3年度の可燃ごみの搬入量に比べ、現在の搬入量は18年度で1万8,691トンと、1.5倍となっております。原因として、事業系ごみの増加、野焼きの禁止、小型焼却炉の使用禁止、また、ライフスタイルの変化などが挙げられます。

市としても、ごみの処理基本計画に基づき、市民の皆様にごみの減量とリサイクルの推進をお願いするなどして、焼却量の減に努めております。

また、施設建設につきましては、16年が経過しておりますが、定期補修工事と日々の点検をしっかりとやりながら、維持管理に努めているところでございます。今後につきましては、

清掃行政のあり方を含め、国、県のごみ処理計画に基づき、検討を進めていきたいと考えております。

次に、焼却灰の処分方法についてお答えいたします。

現在、焼却灰の処理はほとんどが山口県周南市で、セメントの原料としてリサイクルされております。以前は熊本県で埋立処分しておりましたが、埋立処分場の不足や環境意識の高まりにより受け入れが困難となったものでございます。

3点目に、迷惑料はどうなっているかということについてお答えいたします。

ごみ処理施設周辺地区美観補助金について説明いたします。

昭和41年に旧ごみ処理施設が稼働し、それに伴い、昭和52年度より焼却場周辺地域に組合より環境美化補助金として交付しているものでございます。具体的には、昭和52年度から55年度までが年間1世帯当たり25千円、昭和56年度からは30千円となっております。その後、昭和58年から63年にかけて、柳川市の3地区と大和町の2地区との代表者とごみ処理施設新設に関する協定書及び覚書を締結し、その協定に基づき、各地区代表者に交付しております。なお、平成4年度から平成6年度にかけて、柳川市の3地区には要望により15年度分の一括交付がなされております。大和町の2地区は要望がなされず、年度ごとに交付いたしております。

以上でございます。

20番（吉田勝也君）

迷惑料というのは、1世帯当たり幾らで出されているけど、個人にじゃなくて、その地域の団体というか、区長さんとか、そういう方が一括して窓口として受け取られているということでしょうか。

廃棄物対策課長（江崎尚美君）

お答えします。

個人にはありません。その地区の代表者、もしくは行政区長さんが兼ねてあるところもおられますけれども、その地区の我々は代表者というふうに呼んでおりますけれども、代表者にのみお渡ししております。

以上です。

20番（吉田勝也君）

今、焼却が1.5倍にふえているというお話でしたが、有料であそこに持ち込んでこられる方の量、相当なものだろうと思いますが、年間幾らぐらいの売り上げというか、お金になっているのか。

廃棄物対策課長（江崎尚美君）

具体的には、窓口に来られて、お金をお支払いになる方たちの量は約4,000トン、金額にしますと、1キロ当たり10円ですので、約40,000千円。実際は、可燃ごみの量は、あそこで燃

やす量は年間約1万8,000、今申し上げましたように、18年度で1万8,610トンですかね、以上です。

20番（吉田勝也君）

今、焼却灰は山口のほうにセメントの材料で出しているというふうなお話でしたが、これに対する費用は幾らぐらいかかっているものでしょうか。

廃棄物対策課長（江崎尚美君）

費用につきましては、運搬費が全体で申しますと、飛灰と ちょっと済みません、専門的になりますけれども、通常の灰と飛灰に分けられますけれども、平均しますと、運送費を含めてトン当たり38千円ぐらいの金額となっております。

以上です。

20番（吉田勝也君）

焼却灰の処分については、相当お金がかかっているわけですが、大和町干拓に最終処分場がございます、島添議員の質問には、市長として大和町以外は、ここは焼却灰の処分場にはしないんだという答弁をよくお聞きするわけですが、もう柳川市として独自の焼却灰の捨て場を持つ必要があると。市長におかれましては、ぜひ英断をしていただいて、ここに焼却灰の捨て場をぜひつくってほしいというふうに思っているところでございます。

それから、焼却場を建てかえるということになると、相当なお金がかかるわけですが、まだ平成3年でそう長くはなっていないようですが、幸い柳川市は合併をいたしまして、合併特例債があるわけですが、ここだけで焼却し切れない場合は、別のところにこれを利用してつくるといような計画があるのかなのか。

廃棄物対策課長（江崎尚美君）

将来につきましては、今先ほど部長のほうからお答えしましたように、まずその将来の予測をしっかりとやりながら、今後の処理の仕方、特に国におかれましては、処理の仕方については年々変化しております、御存じのように、リサイクル法につきましては、だんだんだんだん変わってきております。そういうことも含めまして、今後のごみの量をどのように把握するか、そういうことも含めまして、国、県の動向を含めまして検討していかなければならないと思っております。

以上です。

20番（吉田勝也君）

ごみの問題は大変な問題でございますので、将来を見据えてよろしくお願ひしたいと思います。

3番目の市報やながわについてお伺ひいたします。

近藤議員のほうから、月に1回にしたらどうだろうかという提言がございましたが、これは合併協議会への協定項目で、月に2回出すということになっております。もう現在、2年

以上経過しているわけですから、そろそろ見直しが必要ではなからうかなというふうに思っております。

大和町は月2回だったんでしょうけど、三橋、柳川は月1回出しておりましたんで、どうも煩雑で困ると。特に私たちは班長をしていますんで、区長さんからずっと配布を依頼されるわけですね。そうすると、そのほかにも集金業務とか寄附金集めとか、いろんなことをしておりますので、どうしても月に1回というのが私たちにとっては非常に便利ですので、これは前向きに月に1回と、監査のほうにもかなりの方が月1回してくれと。やっぱりなれ親しんだところがある。三橋、柳川はやっぱり1回ということになれ親しんでいますので、ぜひ1回を検討してほしいというふうに思っております。

それから、今現在、市報やながわは7,000千円程度かかっていると。これを単純計算ではいかならないと思いますが、半分にすると3,500千円で済むということですが、そういうわけにはいかならないと思いますが、過去大和町時代、それから三橋町、柳川市、大体発行部数がどのくらいあって、金額的にどれくらいかかっていたのか、お知らせください。

企画課長（大坪正明君）

合併前の1市2町の広報紙の状況ということでございますけれども、旧柳川市で月1回発行しておりました、1万3,200部、これはフルカラーで印刷しておりました、1ページ当たり0.95円でございます。年間の経費については、ちょっと資料を持っておりませんので、単価でお答えさせていただきます。

それから、大和町が月2回で5,120部、これは2色刷りと黒の1色がございまして、2色刷りで1ページ3.0円、黒の1色で2.5円でございます。

それから、三橋町が月1回で6,000部、2色刷りで1ページ当たり0.99円ということでございます。

20番（吉田勝也君）

おのおのの町、市は、業者さんたちは、その地域の業者の方がやられていたんでしょうか。

企画課長（大坪正明君）

旧柳川市では、甘木市の業者でございました。大和町、三橋町は、その町内の業者でございました。

以上です。

20番（吉田勝也君）

これは入札で決められていると思うんですが、市報やながわというと、やっぱり柳川市民にとっては代表的な印刷物でございます。これはぜひ柳川の業者にさせていただきたいと。費用の面がいろいろあるかと思えます。前にお聞き、近藤さんのとき、ページ当たり0.55ですか、ちょっと割高になるようですが、業者の方は、税金は柳川に払って、そして、こうい

う発行物はよその業者がしているということになると、なかなか柳川市で営業されている印刷業者も育たないというか、いい顔はされないというふうに思いますが、その点どんなふう
に思われますか。

企画課長（大坪正明君）

印刷に市内の業者を使ったらどうかということでございますけれども、今年度の業者選定の状況をちょっと申し上げますと、市内の業者12業者と、市外の7社に見積もりを依頼いたしております。見積書を提出されたのが、市内が12社中1社だけでございまして、1ページ当たり1.65円、それから、市外では7社中6社が出されまして、0.55円から1.41円ということでございました。最低の0.55円が落札して現在してあるわけですが、これと比べますと、市内の業者がちょうど3倍の価格ということで、予定価格を大幅に上回っておったということでございます。昨年、一昨年も同様の入札をしておりますけれども、この際も、ことしよりも少し安かったんですけども、1円を上回っております、いずれも予定価格を上回っておったということで、市外が一番安い業者を使っておるといような状況でございます。

20番（吉田勝也君）

一般競争入札等におきまして、最近は大変厳しい状況にありまして、低価格で落札して倒産していくと。利益が上がらずに倒産していくと。そこで、宮崎市等におきましては、最低価格を上げて、80から70ぐらいまでに上げるという、そして、そういう粗雑な工事をしないようにとか、そういう防止に努力されているようでございます。

今お伺いしますと、かなり開きがあるようですが、やはり市報といたしますと、柳川の顔でございますので、できれば柳川市内の業者を使っていただきたいと、これは要望でございます。

その次に、市報の中に、柳川市と三橋の土地の売却が載っていたようでございますが、経常収支比率は91.5と。それで、余り財政上には問題はないというふうなお話をお聞きしまして、どうして柳川が持っていた小さな財産を今売却する必要があるのか。一般会計が厳しくなっているんだったら、これを売却してでもという気持ちはわかりますが、今度の土地の売却した金額は一般会計に入るんでしょうか、それぞれの地域の振興基金に入るんでしょうか。

財政課長（石橋真剛君）

今、吉田議員お尋ねの、売却します3件の物件の件でございまして、この物件につきましては、旧三橋、旧柳川から引き継いで、新市で売却するものでございます。そのために、今後厳しくなります財政状況等を考えまして、一般会計の財政調整基金、あるいは減債基金に積み立てていきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

20番（吉田勝也君）

なるだけ財政が許す限り、処分は苦しいときにしていただきたいと。国民健康保険の基金

も苦しいときに取り崩すために13%も積み立てているんだというお話がありましたし、よければ、ささやかな土地ですので、必要に応じたときに売却してほしいと思っております。

これで質問を終わります。

あっ、済みません。あと、先ほど……

議長（田中雅美君）

吉田議員、先ほどの答弁をもらいますから、いいでしょうか。

建設部長（蒲池康晴君）

筑紫町駐車場の年間の借地料でございますけれども、現在、年間343,980円ということでございます。第2期の拡張工事が終わりますと、425,850円ということになるということです。

委託をしておりますので、委託料については、土日、祝日に対応しておりますので、5,900円ということで計算しますと、708千円の年間の委託料になります。それから、駐車場収入でございますけれども、19年度見込みで360千円ほど見込んでおるという状況でございます。

それから、先ほど私、足湯のことで申し上げましたけれども、補助対象の分につきましては、補助が68,250千円と申し上げました。補助対象については工事費、それから実施設計の委託料、これをしますと68,278千円の事業費でございますので、ほとんどがもう100%補助ということと言えるかと思えます。あとの単費の分については、水道の加入金とか、温泉の加入金とか、そういった部分でございますので、補足説明させていただいております。

以上です。

20番（吉田勝也君）

駐車場の管理のあり方ですが、私は、これはどう考えても、借り上げという名目の補助金としか思えないわけですね。個人経営の駐車場にこういうものを借り上げて出すということになりますと、あらゆる駐車場、それから、あらゆる商売の方に適用せざるを得ないということになるんで、こういう借りて、その補助借上料を払ってやるということは、沖端地区に新しく駐車場が2つできますんで、ぜひ継続はやめてほしいと。じゃないと、一時的な借上料ということであればいいですけど、これをずっと個人経営されている駐車場にやるということになると、どうしても補助金みたいな感じになって、柳川市の一般会計から出すべきものではないというふうに考えますが、どうでしょう。

市長（石田宝藏君）

これは整備をするとき、借り上げるときについては、議会、吉田議員も御理解いただいたものだろうと思います。

もともと、この駐車場がないということは、これは外来者からのお客様、観光客をどう引き込むかというのを1つのポイントでもあったわけですね。それから、今やっておりますまちづくり交付金事業、特に沖端から御花に向けて、こういったところの遊歩道の整備をしております。やはり大型バスがとめられない、中型バスがとめられないということでござ

いまして、今回の漁業組合の裏側ですね、沖端組合の裏側の駐車場については、5メートル程度の道路しかできませんし、大型車が入ってくることもできません。したがって、バス等の進入もできないわけでございますので、そういったことも念頭に置いていただきまして、まち歩きの、いわゆるかんぼの東側にバスをとめて歩いて行って、そこで沖端に待つとかですね、そういうふうな目的も持っているということもひとつ御理解いただきたいと思っております。その辺についても御理解いただきたいと思っております。

20番（吉田勝也君）

あそこは大型バスが入るのは非常に不便ですし、また、そういう自動車等がとまっている様子は余り見かけません。それに、現在御花さんのところに大型バスたくさん入っているわけでして、そしたら、あそこにも借上料という形でならやれということになると、またいろんなところでそういう問題が発生しますので、見解の相違といえますか、私はこういうことは沖端の駐車場が2つも整備されるんで、ぜひ借り上げは中止してほしいというふうに思っております。

以上です。終わらせていただきます。

議長（田中雅美君）

これもちまして、吉田勝也議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をいたします。

午後 1 時59分 休憩

午後 2 時13分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第4順位、9番荒巻英樹議員の発言を許します。

9番（荒巻英樹君）（登壇）

皆さんこんにちは。9番荒巻英樹でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

ちなみに、本日9月13日は、乃木希典大日本帝国陸軍大將が殉死された乃木大將の日であり、また、映画界の大御所である山田洋次監督、それから、大リーグボストンレッドソックスで活躍中の松坂大輔投手の誕生日だそうです。

それでは、質問に入らせていただきます。

本日は、市役所の時間外開庁について。それから、先月開催された移動市長室について。次に、柳川ソーラーボート大会について。最後に、北京オリンピックの直前合宿の誘致の提案、以上4点についてお尋ねいたします。

1点目、市役所の時間外開庁についてお伺いします。

本市のホームページには、開庁時間は8時30分から17時とだけ掲載されております。これ

では、週末や祝日も開庁されているように読み取れますが、実際は年末年始を除く平日のみの開庁でございます。

私は、ホームページの表示に対して揚げ足を取るということではございませんが、市民への行政サービスの向上、充実の一環として、平日の時間延長と平日以外の開庁は必要であると考えます。もちろん、コスト面での問題もあるかと思いますが、執行部の見解をお尋ねいたします。

2点目は、移動市長室についてお伺いします。

市民の意見や要望を直接聞き、今後の市政運営に生かしていくために開催された移動市長室ですが、この件につきましては、自席より一問一答でお尋ねしたいと思っております。

3点目は、柳川ソーラーポータル大会についてお伺いします。

12年前の開始以来、柳川市が主催して行われていた大会が、昨年からは民間による実行委員会の主催に変わったのは、皆さん御存じのことと思います。それが、ことしの開会式でのあいさつで、大会がことし限りになるかもしれないという話があったそうです。中止の最大の理由は資金難とのことですが、運営に必要な金額は、最低でも4,000千円と聞いております。環境に優しいソーラーエネルギーを利用して、また、柳川ならではの掘割を利用したソーラーポータル大会を資金難だけの理由で中止してしまうのはとても残念でなりません。ことしの参加チームからは、継続の嘆願書が提出されたということも聞いておりますし、今月中に結論が出されるようにも聞いております。私は、継続支援のお願いを込めて、執行部のお考えをお伺いいたします。

4点目ですが、北京オリンピックの直前合宿の誘致の提案についてお伺いします。

来年2008年には、夏季オリンピック大会が中国の北京で開催されます。アジアでの開催は1964年の東京大会、1988年のソウル大会に次いで3回目となっております。そこで私は、参加国が本番前の最終調整の場としての誘致活動の提案をいたします。

北京の大気汚染を嫌って、地理的に近く、かつ北京への交通アクセスがいい福岡市近郊で最終調整を行う国は、かなり多くなるとお考えしております。事実、オランダ、ベルギーの陸上チームが福岡市で行うことが既に決定しております。現在、いろんな競技で大陸予選等が行われていますが、柳川の名前をPRし、また、国際交流の場としてもとても有効な手段だと考えます。

2002年、サッカーワールドカップの際に、カメルーンチームが当時の大分県中津江村で事前キャンプを行った際のフィーバー祭りや、その後の交流は皆さん御存じのとおりだと思います。チームの日本到着が2日も3日もおくれたアクシデントに端を発した加熱ぶりでしたが、今回は日本での開催ではないので、あれほどのフィーバーぶりはありません。世界一流の選手に触れることは、柳川の未来を背負っていく子供たちにも大変貴重な経験になるはずです。柳川で可能な協議は限られると思っておりますけれども、御見解をお伺いします。

最後に、報告を2件申し上げたいと思います。

6月議会で取り上げました全国の自治体を対象とする情報化の進展度を比較したことしの調査結果が発表されました。2005年の全国で1,521位から、ことしは742位とランクアップしております。しかし、まだまだアップの余地は十分あります。企画課の方々へのお礼を申し上げるとともに、来年以降のさらなる上昇を期待いたします。

それと、もう一つも6月議会の件ですが、石田市長の予定スケジュールを本市のホームページに掲載していただくよう要望した件ですが、先日から掲載が始まっております。この件につきましても、市長ありがとうございます。

ただし、実はいつの間にか掲載が始まっておりました。私はほとんど毎日市のホームページをチェックしておりますけれども、ある日突然気づいたわけです。掲載が始まったことは大変ありがたいことですし、市民の皆さんへの情報公開という点では、ある意味当然のことでしょうが、一つだけ腑に落ちないことがありました。先ほども申し上げましたように、私は市のホームページを見て自分で気づきました。本会議の場で取り上げたことが一つの形になったのに、執行部の方から事前に何のお知らせもいただけなかったことで、うれしさも半分、いや、10分の1かなと思っております。

以上で壇上からの質問を終わります。残りの質問につきましては、自席のほうから行わせていただきます。

人事秘書課長（藤木 均君）

それでは、私のほうからは1点目の御質問でございます。開庁時間の延長の件についてお答えをいたしたいと思っております。

確かに、議員おっしゃるように、住民の利便性、そういうものを考えたときには、開庁時間を延長するというのは一つの考え方であろうというふうに私も思います。

そこで、県下でも調べてみますと、幾つかの市で開庁時間を延長しているというところがございます。そういうところを、もっと深く調査してみますと、まずやり方といたしましては、週に1回程度の曜日を決めまして延長していると。その内容は、住民票、あるいは印鑑証明を発行するという業務を特定しているということでございます。

それから、私どもが注目しておりますのは、その自治体が、開庁時間を延長している自治体がすべて自動交付機を置いていないというところに私ども注目をしているわけでございます。

そういう状況を見てから柳川市を見ましたときに、柳川市は御存じのとおり、3庁舎に合併と同時に、1台当たり20,000千円をかけまして、合計60,000千円の自動交付機を置いてあるわけでございます。したがって、この自動交付機を置いているということを考えてみますと、必然的に開庁している自治体と同様に、柳川市も開庁時間を延長していると、そういうことが言えるのではないかというふうに考えているところでございます。

ただし、そこに1つ、我々も努力不足という点がございませう。と申しますのは、それだけ60,000千円の設備投資をしておりますけれども、その利用効率がなかなか上がらないというふうなところが1つ、我々のPR不足もあろうかと思っておりますけれども、そこをどうやって高めていくのかというところを今考えているわけでございませう。

ただし、その自動交付機を利用していただくためには市民カードを持っていただくということが前提になるわけだ。市民カードを使って自動交付機から印鑑証明、また住民票を発行すると、そういうことになっているわけでございませう。したがって、市民カードを皆さんに持っていただくということが、自動交付機をより一層活用していただく。そして設備投資の効果を発揮するというふうにつながっていくものだろうと思っておりますし、そのために、今月号におきまして市民カードをつくってくださいと、そういうふうなPRも広報をしているところでございませう。

る申し上げましたけれども、そのように60,000千円もかけて設備投資をしておりますので、その上に開庁時間を延長するということになりますと、言うまでもなく人件費を含めた新たな経費を発生するということになるわけでございませう。したがって、今我々考えておりますのは、自動交付機の利用効率を高めて、より時間外に皆さんから使ってもらおうと、そういうことをまずやると。それから、そういうPRをやると、その効率がどういうふうに上がっていくのか、使用効率が上がっていくのか。そしてまた、そのときに市民のニーズがどうなのか。そういうものを見て、その段階で、また再度開庁時間の問題を考えていきたいと、そういうふう考えているところでございませう。

企画課長（大坪正明君）

荒巻議員におかれましては、情報化の推進について、特に市のホームページについて、日ごろより気配りをいただきまして、さまざまな御指導をいただいております。本当にありがとうございます。情報化の進展度の調査では、先ほど御紹介いただきましたように、742位ということで、少しランクアップしましたけれども、まだまだ中位ぐらいの中ごろということでございませうので、さらに上位にランクするように努力してまいりたいと思っております。また、ホームページの掲載の問題についても、もう少し気配りをしながらやっていきたいと思っておりますので、今後とも御指導のほどよろしくお願いいたします。

それから、3番目の柳川ソーラーポート大会についてでございますけれども、これは平成8年に第1回の大会を開催して、平成17年の第10回大会まで、市が主体になりまして、実行委員会で運営をしておりました。これは毎年10,000千円を超える額の負担金を市から出してございまして、この負担金の財源はあめんぼシティ基金ということで、これは旧柳川市でふるさと創生資金の1億円の積み立てをもとにして、これを、掘割を生かしたまちづくりなどに使ってきたものでございませう。この基金が合併後なくなりました。それと、交付税削減などで財政的に非常に厳しくなったということ。それからまた、当初から10回を一つの区切りと

ということで考えていたということなどから、市としては第10回大会を区切りとして中止を決定したところでございます。

ところが、参加者とか一般の方からも存続を望む声が大きくなりまして、観光協会など、民間主体で新たな実行委員会が組織をされまして、昨年から継続して開催されるということで、以前の繰越金5,000千円を、この実行委員会に引き継いで、昨年、ことしと、内容を縮小しながらも競技主体ということで、経費を抑えて開催をされてきました。ところが、この繰越金ももう既にことしで使い切られたということでございまして、ソーラーボート大会の競技、以前はいろんな水上競技とか、市民が参加される競技とか、子供たちのソーラーボートとかソーラーカーの作成とか、いろんなものをたくさん取り入れてやっていたので、たくさん経費がかかっておりましたけれども、民間でされる段階では、ソーラーボートの競技だけということで、経費も4,000千円から5,000千円ぐらいで開催をされておりましたけれども、この経費の捻出が、来年以降非常に厳しいということになったと聞いております。

また、経費だけでなく、実行委員会の事務局体制もこれまで、この2年間、観光協会を事務局としてされておりましたけれども、これも毎年、ずっと観光協会で作るのは難しいということで、ほかの団体にも呼びかけをされていたようでございますけれども、なかなかこれを引き受けるところがないということで、先月20日の実行委員会で解散が決定されたというふうに聞いております。

ただ、実行委員の中からは、継続を望む御意見もあったということで聞いておりますし、先ほど言われましたように、チームからも嘆願書が出ているということで、このような人たちの中から、今後市民主体で新しい実行委員会が結成されるということになれば、市としても当然できる範囲内で支援をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

教育長（上村好生君）

荒巻議員の来年の北京オリンピックの参加国の直前合宿所、それを柳川に誘致してはどうか、そのような御質問でございます。

誘致ができれば、柳川の名前を高める国際交流の場として大変効果のあることだと思っております。

実は、昨年10月に福岡県の教育委員会から、2008年度北京オリンピック直前合宿の受け入れに関する事前調査があったわけでございます。柳川市教育委員会といたしましては、本市のスポーツ振興、あるいは地域の活性化が期待されますので、ぜひとも誘致したいと思っております。しかしながら、実際に、その選手の受け入れをすることになりますと、種目もいろいろありますから一概には言えませんが、公認されたプールとか、あるいはトラックとか、そういうふうな公認されたメイン施設がないということですね。それから、また、補助施設としての多数の選手が同時に使用できるトレーニングルームとか、そ

ういう施設が整っているとはいえないというふうに判断いたしました。

それから、宿泊施設も、これは選手が泊まる各部屋にインターネットをつけなければならないと、そういうふうなインターネットの設置、そんなのを考えていきますと、やはり一定の要件を満たすことがなかなかできないのではないかと、そのように考えまして、残念ながら誘致といいますか、そういうアンケートが来たわけですが、そのアンケートに対しては、もうできないというふうな、そういうお答えをしたところでございます。

荒巻議員の御指摘のとおり、それが実現できますればいいのでございますが、とてもできないと、そういうふうな判断をいたしておりますので、PRの手段とか、柳川をPRする手段がないのか。子供たち、あるいは市民の皆さんが一流の選手と接する機会が持てないものか、そのようなことを検討しているところでございます。

以上でございます。

9番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。それでは、まず時間外開庁の件でお伺いします。

藤木課長のお答えでは、時間外開庁よりも、まず、今進めている市民カードの利用を促進していきたいということだったかと思いますが、設置費用に1台20,000千円の3台で60,000千円ということですね。ちなみに、その機械の維持費用、月でも年でも結構ですが、それと市民カードの発行枚数をお知らせください。

人事秘書課長（藤木 均君）

お答えいたします。

まず、自動交付機の年間の維持費でございます。これはほかの機器とも一緒に委託契約をやっておりますので、なかなか正確な数字とは申しませんが、おおよそ1台当たり1,000千円程度の維持費がかかっているということでございます。

それから、市民カードの発行枚数でございますが、これは旧柳川市の場合、合併前の柳川市では既に市民カードという制度があります。したがって、その合併前に約7,000枚程度発行をいたしております。そして、合併後に、またさらに7,000枚、今現在約7,000枚で、合計の1万4,000枚が発行枚数になっております。

以上でございます。

9番（荒巻英樹君）

市民カードのほう、自動交付機のほう、ちょっと話入りましたけれども、時間外開庁については後ほどお伺いしたいと思っております。

それで、これ1,000千円維持費とおっしゃいましたが、これは月ですかね、年ですかね。（「年です」と呼ぶ者あり）

それでは、実際に市民カードを利用しての利用状況、お持ちになっているのは1万4,000枚、これ15歳以上ということで聞いておりますので、6万数千名の方が対象かと思いますけ

れども、割合的には4分の1、5分の1ですかね、実際の利用状況について、それから、実際窓口との割合をあわせて教えてください。

人事秘書課長（藤木 均君）

まず、3つの庁舎で住民票、印鑑証明の年間の発行枚数が約6万4,000件でございます。そのうちに、自動交付機で発行している件数が約7,000件でございます。したがって、割合からいたしますと、11%ぐらいに当たるといふうなことでございます。

以上でございます。

9番（荒巻英樹君）

これが、平日の開庁時間内、それから平日の開庁時間外、それと休日ということで、この6万4,000件の内訳はわかりますか。

人事秘書課長（藤木 均君）

まず、平日の15時過ぎを申し上げますと、年間、少しずつ多くなっておりますけれども、昨年の実績だと約1,000件ぐらいが15時過ぎに発行されているというふうなことでございますけれども、これを1日当たりに直しますと、2件から3件程度というふうになるわけでございます。土日の利用は、ここ数カ月の統計を見ても、大体1日当たり6名程度の利用というふうなことになるようでございます。

以上でございます。

9番（荒巻英樹君）

私済みません、先ほど6万4,000件の内訳と言いましたけど、7,000件の内訳ですね。結構ですよ、はい。

ただし、自動交付機が対応できるのは、住民票と印鑑登録証明書の2点でよろしいですよ。ということで、実際に今お聞きした限りでは、市民カードの利用、自動交付機の利用が非常にもったいない、効率が悪いと思います。実際ただ設置していますので、これをもう取り除くというのはまた余計なことなんでしょうけれども、ちょうどきのうの朝日新聞に記事載っていました。ごらんになられているかとも思いますけれども、本市が20,000千円で導入した同じ同様の機械が、お隣の佐賀市さんでは1台4,800千円で導入されております。これを見ますと、韓国のサムスン社との共同でやっている分なんですけれども、4,800千円の価格は、日本の大手製による従来機の約4分の1、ですから、本市が20,000千円で導入したのと大体金額的にちょうど合致すると思うんですけれども、実際20,000千円、今まで導入している分をどうのこうのということじゃないんですけれども、今後はそういった機械を導入に関しましても、大手の言い値ということのないように、いろいろと職員のスキルアップも含めて対応いただければと思っております。

それから、実際窓口の開庁についていろいろと調べました。藤木課長のほうにもいろいろとお調べいただいてありがとうございます。私も自分でいろいろと調べてみましたけれども、

とても多過ぎて、逆にまとめることができなくなりました。その中で、ひとつ一番参考になるというのがございましたので、ちょっと披露させていただきます。

これは東京都の福生市ですね、福生市というのは福岡の福と生まれるで福生市です。東京都の西のほうになりますけれども、新宿から30キロ、40キロ行っているかと思えますけれども、福生市では、水曜日が午後8時まで開庁時間を延長されております。それと、土曜日は8時30分から午後5時15分まで、これは平日と全く同じ扱いです。それで、やはり気になるのは、時間外超過勤務手当だと思いますけれども、水曜日に関しましては、通常の方を早番、11時15分から午後8時までの方を遅番ということの時差出勤で対応しているそうです。

それから、土曜日につきましてもローテーションを組んで、ですから、基本的には超過勤務手当が一切かからない仕組みになっているということです。それで、もちろんここも、当初から、しょっぱなから本格的な施行ではなくって、まず半年間、試験的な実施をしまして、市民の方の反応を試して、本格的な稼働になったということです。それで、市民の方へのアンケートで、「時間外で助かった」という回答が水曜日の来庁者で91%、土曜日の来庁者で97%を占めて高い評価を得たということです。それに伴ってか知りませんが、福生市近隣の自治体さんのほうは、そういった動きが非常に加速しているようにも聞いております。

それと、本市の近隣といいますか、この筑後地方でいいましても、八女市さん、朝倉市さん、うきは市さん等が、平日の時間延長は既に開始されておりますし、八女市さんとかは3月の最終日曜日とか、4月の第1日曜日には日曜日も開庁されておりますし、お隣の佐賀市さんは、日曜日は毎週開庁もされておるといふふう聞いておりますというか、いろいろと調べた結果、そのようになっておりますので、とにかく最初から本格的な実施を望んではおりませんが、期間を区切った試験的な実施を要望いたしますけれども、この点市長いかがでしょうか。

市長（石田宝蔵君）

大変傾聴に値するお尋ねであり、提言であろうと思います。これは、私も最初から市長になりましたときから、時差出勤、フレックスタイム、こういうものについては検討をしているというところでございます、それは職員の皆さん方の御理解をいただきながら、あるいは市民の皆さんの理解をいただき、そういう方向でできるものなら、最小の予算で最大の効果を上げていくということ、これは当然のことでございますので、既に検討に入っているところでございます。

9番（荒巻英樹君）

はい、ありがとうございました。

これにつきましては、ぜひ一層の前進加速をお願いしたいと思います。よろしく願いたします。

それでは、2点目の移動市長室の件でお伺いいたします。

ちょっと細かい数字になりますけれども、まず1点目が、参加者の総数が3会場で445人ということで、広報やながわでもお聞きしております。

それで、職員の方も、いろいろと市民の声を聞くということで、総務部長のほうからの通達といたしますか、それに基づいて御参加なさっているみたいですが、大体どれくらい参加されていたんですかね。

企画課長（大坪正明君）

正確には数えておりませんので、把握しておりませんが、大体各会場20人から30人くらい参加していたようでございます。

9番（荒巻英樹君）

それと、あと業務関係、業務で携わった方はどれくらいいらっしゃいますか。

企画課長（大坪正明君）

四役以外で総務部長が司会をいたしまして、そのほか企画課から、私も含めて8人、会場の準備とか受付、それから記録、それと駐車場の整理、マイクの担当などの従事しております。

以上です。

9番（荒巻英樹君）

実は私も、水の郷の会場のほうにお伺いさせていただきまして、時間10分前くらいに行っただけですが、私はちょっと座れなかったらどうしようと思いながら行ったところなんですけれども、座ることはできたんですけれども、実際。

それで、市長、今回広報やながわのことがいろいろ出ておりますけれども、広報やながわの市長日記のほうで最後、「届けられた声は、市政運営の各分野で生かせる実のある収穫であり、多くの参加に感謝した」ということを述べていらっしゃいますけれども、別に数の大小を云々というところじゃないんですけれども、実際、今回の御参加人数に対して市長はどのようにお感じになっておられますか。

市長（石田宝蔵君）

従来ですと、私はやはりこの事業、このイベントといたしますか、こういった企画について、数が多ければ成功だとか、よくそんなふうに評価されますけれども、私は決してそんなふうに思っておりません。やはり行政をお預かりして、市政をお預かりして2年、折り返し地点に達した。このことについて、さまざまな皆さん方の御意見、市民の皆さん方の御意見もありましょうし、また御批判もあるでしょう。また提言もあるでしょう。そういった声をやはり公聴活動の一つとして聞いている。もちろん、パラダイムの試行、変更といたしますかね、考え方をやはりしっかり変えなくちゃいけない。おいでになった方々は、今市は、執行はどのようなことにやはり取り組みながら、このような課題にも取り組んでおると、そういった

ものもやはり皆さん方に行政情報として発信をしなきゃならない、それも大事だろうと。

それから、さまざまな御意見についても、やはり皆さん方がお聞きになって、それを地区にお持ち帰りになって、じゃあ市民としてどんなことを協力できるのかと。こういうふうなことの発想へと変わっていったらというふうに思っております、数の問題というのは、そう私は気にしておりません。この程度かなという感じを受けました。その節はおいでいただきありがとうございました。

9番（荒巻英樹君）

はい、ありがとうございました。実際、これは8月の6、7、8という、特に6日は大雨が降ったりとか、本当に一番暑い夏の盛りですから、時期の問題ももちろん関係ないことはないと思いますけれども、もちろん多い少ないの問題ではないと思いますけれども、やはり多いにこしたことはないと思いますし、お一人でも多くの方にやはり関心を持ってもらわないと、やはりこちら側の情報も伝わらないわけですから、その点でいろいろと御尽力をいただきたいと思います。

その集客のことにに関してなんですけれども、事前の広報活動について教えていただけますでしょうか。

企画課長（大坪正明君）

移動市長室開催に当たりましては、初めての開催ということでもございますし、できるだけ多くの市民の方に御参加いただきたいということでPRを行ったわけですが、まず、手づくりのポスターを各庁舎と福祉センター、図書館、公民館などに掲示をいたしました。それとともに、7月15日に全世帯にお知らせのチラシを配付いたしまして、さらに8月1日号の市報に掲載をいたしました。また、ホームページにも掲載をいたしております。それから、行政区長さん方にも誘い合わせて御参加いただくようお願いをいたしまして、さらに当日は午前、午後と広報車で開催地域を回って、参加の呼びかけを行ったところでございます。

以上です。

9番（荒巻英樹君）

それで、いろいろと広報活動をやっていただいております。これだけやって、やはり市民の方が御参加いただかなかったのは、こちら側の努力不足というか、市民の方に関心を持っていただく点で足りない点があったかと思っておりますので、より一層の努力をお願いしたいと思いますし、1つだけ、また改めてお願いといたしますか、ですけれども、市のホームページでも開催のお知らせが出ておりました。私が1つまた不思議に思うのが、8月の6、7、8終わった翌日、移動市長室を無事に終了しましたというふうな、一言でもいいと思います。詳しくは9月1日の広報やながわをごらんくださいというようなお知らせがなかったのが非常に残念です。ホームページで開催しますよと言っていて、その後は終わったら、その項目が

削除されているだけなんです。非常に不思議なんです。ですからやはり、終わったら終わったで、ちゃんとお知らせするのが当然だと思いますので、今後よろしく願いいたします。

それから、最後ですけれども、いろんな御質問あっておりましたけれども、そのとき即答できなかった方への御回答といたしますが、その点はもうお済みなんでしょうか。

企画課長（大坪正明君）

ホームページの掲載については、議員おっしゃるとおりでございます。後のフォローが足りなかったということで、これについては今後配慮してまいりたいと思います。

それから、当日即答できなかった質問者への回答はどうしたかということですが、これにつきましては、移動市長室が終わりましてから、各課にこういう質問があって、ちゃんと後の回答をしてくださいということで、あと、それぞれの担当課で直接御本人に会っていただいたり、あるいは電話等で御説明をすべてしておるところでございます。

以上です。

9番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。それでは、柳川ソーラーポート大会のほうに移らせていただきます。

過去のいきさつ等、いろいろとお知らせいただいたんですけれども、この柳川ソーラーポート大会がなくなっていいと思っている市民は、私は一人もいないと思いますし、やはりここにいらっしゃる皆さん、続けてほしいと思っていると、柳川の血が流れている人であれば、すべての方がそのように思っているかと思えます。

それで、やはり、何とか4,000千円であるということであれば、シミュレーションしてみますと、市の予算の280億円のうちの4,000千円、これを一般の家庭で見ますと、家計が5,000千円とすれば、年間で714円という数字になるわけで、子供さんの小遣いという言い方が適切かどうかは別としまして、これぐらいの金額という言葉も適切かどうかはわかりませんが、いろんな補助金等ある中で、ソーラーポート大会より優先順位が上の補助金を私はないかと思えます。やはりいろいろ実行委員会が解散したというのは非常に残念な話ですが、やはり側面的というか、水面下という言い方がこれも適切かどうかあれなんですけれども、やはり来年以降も続けていくような最大限の努力をしていっていただきたいと思えますし、その点では、私も微力ながらいろいろとお手伝いできればと思っております。

それで、12回になっておりますけれども、仮に毎年50チーム参加でAチーム10名としましたら、12回で延べ6,000人の方が参加されております。一般の方は何回も出る人いらっしゃるかもしれませんが、8割方高校生だと思いますけれども、毎年毎年入れ代わって、その人たちが柳川の魅力を伝えてくれ、そしてまた、もう何年かしたら、そのまま続けば、その子供さんがまた出るとか、いろんなこともあるし、経済効果としてもそう多くはないかもしれま

せんけれども、政策、輸送、交通費、宿泊、食事もろもろ、何らかの効果はあっているかと思えます。一度なくなったものを取り戻すのは、とても物すごい難しいというか、本当に不可能かもしれません。ここで途切らすことは非常に残念です。ぜひあらゆる方策を尽くしてでも存続に向けて努力をしていただきたいと思います。よろしければ、これも市長のほうの御見解をお願いします。

市長（石田宝蔵君）

この問題については、私も就任して、ちょうど節目の10回目ということでございましたけれども、思いは荒巻議員と変わりません。

ただ、当初、このソーラーポート大会がスタートをしたときに、10回をもってという所期の目的がやはりあったと。補助金が今課長のほうから説明ありましたように、10,000千円超してあめんぼ基金ですか、これを使い果たしたということもございますけれども、財政事情もあると思えます。1つは、この財源の問題も確かにあろうと。しかし、もう1つは、所期の目的は、やはりエコ、環境に対する、あるいはエネルギーの問題に対しての一定の事業の目的は達成されたんじゃないかと。そういうことで10回目ということで一定の計画を立てられて進められてきたんじゃないかなと。

それからもう1つは、実行委員会の皆さん、これが大きなポイントに私はなっていると思えます。市が主導するんじゃなくて、10回も過ぎますと、やはり補助金の目的等からいいにしても、自立をする。5回、10回となりますれば、いつまでたっても行政と一緒に、金も行政がかかるわなきゃいけないと。こういうものは、やはりこの事業評価を見直さなきゃいけないことあるかと思えます。

ただただ、それが即続けていくことは、それが問題がないと思えますけれども、つくるときにエネルギーよりもやめるときのエネルギーのほうが、決断するときのほうが大変だろうと思えます。そういうことを考え合わせまして、実行委員会のほうで一定の財源がなくなつた。繰越金を全部使ってしまった。これで終わりになる。しかしながら、実行委員の皆さん方も継続をしたいという願いは一緒なんです。ただ、やり方、方法、これをどういった形で、今まではよその方を集めて、しかし、最初のころは市民の皆さんと一緒にこの大会を、イベントを起こしていたんですね。しかし、最後のころになりますと、やはりよその方で、柳川市民は見るほうに回って観客席と。こういうことがどうなのかということも、事業の中身についても精査しなきゃならない。そうやってまいりますと、やはり市民がこぞって参加をするような、そしてしかも経費がかからないような、そういうこともひとつ考える時期ではないかな、それは実行委員会の皆さん方、あるいはさまざまな団体の方々ともに、本当に柳川を愛する、掘割憲法も、まちづくり条例もできていますけどね。そういうことも踏まえて、やはり違った視点からの発想も出てくるんじゃないかなということで、つい先般、私も観光協会の会長さん、あるいは商工会議所の会頭さんとも意見交換をさせていただいた

ところでもございます。もちろん、これにかわる事業は何かないかと。金がなるだけかから
ないで一定の補助金をいただくと、そういうことも今模索をしているところということも
御理解いただきたいと思います。

9番（荒巻英樹君）

所期の目的を達成したというのは、あくまでもこちら側の言い分かと思います。参加者の
皆さんは、そういったことは全く思っていないと思います。もう既に来年に向けて、いろん
な動きというか、毎年工業高校、工専の方々は次に動き出しているということもお聞きして
おりますので、そういった方々の気持ちをぜひ酌み取っていただきたいと思いますし、有明
新報さんのほうの社説にも、やはり柳川ならではの柳川らしいイベントとして再出発を期待
したいということも出ておりますし、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。よろしくお願
いいたします。

それから、最後になりますけれども、オリンピックの合宿の誘致の件についてですけれど
も、県の教育委員会から、そういった事前の調査があったというのは、私も初めて聞いたこ
となんですけれども、やはりもろもろの条件を現状ではクリアすることができないというこ
とかだと思います。逆に言うと、現在の宿泊とかは別として、本市のスポーツ施設に対して満
足はなさっているのでしょうか。

教育長（上村好生君）

満足はしておりません。ただ、前の議会でも出ましたが、旧柳川市でも出ておったとい
うことですが、やはり陸上競技場、そういうふうなものを早くつくれというふうな声
等もありますし、また、児童・生徒にとりまして、これはできれば大変ありがたいこと
ですが、その財政との関連、そういうふうなことで、なかなか実現できないと、そうい
うふうな経過のようでございます。

9番（荒巻英樹君）

ですから、ふだんからいろんなそういったスポーツ施設が整っていれば、こういうときに
対応もできることですし、ぜひとも、私もこのキャンプの事前誘致が絶対に必要と言ってい
るわけではありませんけれども、とにかくいろんなことで、スポーツでビジネスチャンスが
広がるわけですから、例えば、公式戦ができる野球場があれば、ホークスの2軍戦だつてで
きるわけですし、野球教室だつてできるかと思います。

それと、誘致に関してなんですけれども、いろんな条件はあるかと思いますが、やは
り柳川はスポーツが盛んです。私も別に細かく調べたわけじゃないんですけど、柳川高校
さんと何か手を組んで、テニスとか卓球、卓球も大和町のほうで非常に盛んですし、来月は
園田勇杯少年柔道大会が開催されますけども、園田さんに相談して何かそういったパイプが
ないとか、いろんなアイデアは浮かんでくるとは思いますけれども、ですから、こういった
チャンスはなかなかないですし、実際現実的は厳しいんでしょうけれども、ぜひそういった、

発想を持ってということは何ですけれども、ぜひいろんなことに取り組んでいていただきたいと思っております。

私は以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、荒巻英樹議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をいたします。

午後3時1分 休憩

午後3時15分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第5順位、11番矢ヶ部広巳議員の発言を許します。

11番（矢ヶ部広巳君）（登壇）

こんにちは。11番矢ヶ部広巳でございます。議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

私は、全日本同和会大和支部への補助金の違法支出一本に絞りまして、質問をさせていただきます。

全国どこの自治体も財政運営で苦しさを増していることは御案内のとおりであります。

さきの北海道夕張市の赤字再建団体への転落を機に、血税に対する無駄遣いが大きく叫ばれることになりました。新聞報道によりますと、隣の佐賀県ですえも3年後には破産します。再建団体に転落のおそれがあります。古川知事は手をこまねていれば大変なことになる、危機感を持って財政再建団体転落を何とか阻止するべく議論を深めていくと話されておられます。

その3日後には、長崎県が6年後には破産すると新聞紙上で報道されました。このことは、私たちが住んでいる柳川市にも当てはまると思います。つまり、皆さんたちからいただいた貴重な、貴重な税金を1円たりとも無駄に使うなということでもあります。常に血税は正しく使われねばならないということになるわけでもあります。その監視役として、チェックマンとして、皆さんたちから選ばれた私たち議員の役目が重要になってくるわけでもあります。

そこで、私は前回の6月の一般質問に引き続き、全日本同和会への補助金の支出について、市長の答弁を願うものであります。

市長は、いつもいつも立派なことをおっしゃっておられます。それはそれは感心するばかりであります。しかし、言っておられることとやっておられることが違っていたら、当然責任をとってもらわなければならないわけでもあります。要は何と言うかではなく、どう行っているかということが問われるわけでもあります。（「そうだ」と呼ぶ者あり）貴重な税金が小遣い銭のように使われていたとすれば、大変由々しき問題であることは言うまでもありませ

ん。

再質問は自席にて行わせていただきます。

まず、高田庁舎長に伺います。私の6月議会での一般質問に対する答弁は、うそ偽りはありませんでしょうか。

大和庁舎長（高田邦隆君）

6月の答弁、緊急質問ということで答弁したとおりでございます、その内容のとおりでございます。

11番（矢ヶ部広巳君）

緊急質問もすべて間違いありませんかというわけですよ。緊急質問だけじゃないですよ、私が言っておるのは、6月の議会の分もあなたが答えられたことについては、すべて偽りはないか、すらごとじゃなかかということで聞きよるわけでございます。

大和庁舎長（高田邦隆君）

偽りとか、そういうことは決してございません。

11番（矢ヶ部広巳君）

同じ質問を石田市長に伺います。私の6月議会での一般質問に対する答弁は、うそ偽りはありませんか。この会議録に載っているとおりでございましょうか。

市長（石田宝蔵君）

急に言われましても、どの辺のどこなのか、よくわかりません。

11番（矢ヶ部広巳君）

あなたが答弁されているのがこの会議録に載っておるわけですね。それは間違いありませんかと言ひよるわけです。

市長（石田宝蔵君）

間違いのないと思います。

11番（矢ヶ部広巳君）

ここで、次の質問に入る前に、議長のお許しを得たいと思います。それは市の情報公開条例に基づきまして、ここに大和支部への支出命令書を私取り寄せております。これを事務局で印刷をしてもらいまして、皆さんに配付していただければと思います。

どうか議長、よろしく願いいたします。

議長（田中雅美君）

ここで、暫時休憩をいたします。

午後3時23分 休憩

午後3時36分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

11番（矢ヶ部広巳君）

矢ヶ部でございます。本当に大変貴重な時間をいただきまして、ありがとうございました。お手数をとらせました。

それでは、まず市長に伺いますが、あなたが初めて大和町の町長に当選されたのはいつでしょうか。

市長（石田宝蔵君）

平成6年でございます。

11番（矢ヶ部広巳君）

平成6年8月7日に間違いございませんね。

市長（石田宝蔵君）

間違いございません。

11番（矢ヶ部広巳君）

高田庁舎長へ質問をいたします。

今8枚の支出命令書を印刷したものをそれぞれ配らせていただきました。平成9年度から始まっておりますが、1枚目に「係長 高田」とあります。3枚目にも同じく「係長 高田」とあります。4枚目の平成12年度も係長に「高田」とあります。そして飛びまして平成14年度には、課長等というところに「高田」と判が押さっております。平成15年度のところにも課長等のところには「高田」という判が押さっております。平成16年度も同じく課長等「高田」と押されておりますが、高田庁舎長の印鑑に間違いはないでしょうか。

大和庁舎長（高田邦隆君）

平成9年、これは私の印鑑だと思います。それと、今おっしゃいました平成11年、それと12年、これにつきましては、私の印鑑ではございません。あと、14年、15年、16年は私のものでございます。

11番（矢ヶ部広巳君）

となれば、6月議会での私に対する答弁はうそだったということになります。先日の近藤議員の一般質問でも指摘をされました。あなたはこの事務に携わったのは本年4月1日からでありますから、その前のことは知らんと答えられています。さらにひどいのは、矢ヶ部議員は何を言っておられるのかわからんとまで答弁されておられますが、どうでしょうか。

大和庁舎長（高田邦隆君）

あのと時の矢ヶ部議員の質問は、申請開始当初の文書の提出を求められております。申請開始はいつからかということございまして、そのことにつきましては、私も十分その前段の答弁でいたしております。保存期限が5年しかないものは、確認しようにも確認のしようがございませんということで、矢ヶ部議員には答弁いたしました。その中で矢ヶ部議員は、「再度伺いますが、いつからかが言われんならば、何としても私は納得できません」という

ようなことで矢ヶ部議員がおっしゃいました。しかし、私は保存されていない支給開始当初の文書、こういうものについては責任を持ってお答えができませんというつもりでお答えしたわけでごさいます、会議録もゆっくり読まんと私も全体的な答弁はできませんけれども、決して偽りとかそういうようなことじゃなくて、ないものはない、わかってくださいというような気持ちで答弁したわけでごさいます。

11番（矢ヶ部広巳君）

私は、全日本同和会大和支部への補助金の支出についてということで説明しておるわけですよ。関連するじゃないですか。そうでしょう。一言一句、矢ヶ部議員は補助金開始の申請の文書はいつかと言わしたけんがと言わなかったと今言われました。そのとおりになっていますね、これは確かに。しかし、私は大和支部への補助金支出のことで話をしているわけですから、そんなに逃げる必要はないでしょう。堂々と行っていいでしょう。

大和庁舎長（高田邦隆君）

決して逃げるとかなんとかそういうつもりは全くございませぬし、補助金開始の文書はいつからかとか、開始の書類を出してくださいというような要求だったですよ。だから、私はあれば当然出すつもりで14年以降のやつは準備してきておりました。そのことは翌日の緊急質問の中ではっきり申し上げまして、それは議長を通じまして議員のお手元へ渡っていると思います。ただ、今おっしゃいますように、決して逃げるとかなんとかではなくて、出せないものは出せないというだけの気持ちでごさいます。

11番（矢ヶ部広巳君）

この8枚の支出命令書を見ておわかりのとおりでごさいます。受け取る人の金額も書いてありません。請求書の金額書いていない。請求書、領収書の年月日も書かれておりませぬ。皆さんへ配付されたのには大和支部長の名前は隠してありますが、私が持つておる原本にはちゃんとサインをされております。

ところが、これがすべて筆跡が違ふわけなんですよ。どうしてでしょうか、高田庁舎長。

ああ、そうか、わからんですね、空白でやっておるから。しかし、あなたたちは絶対わかるとやないと。

大和庁舎長（高田邦隆君）

支払金額も書いていない、領収書もないとおっしゃいますが、支出命令額……（「請求書のところにですたい、請求書のところの下」と呼ぶ者あり）請求書……この下の下段の請求書ですか。（「そうそうそう」と呼ぶ者あり）請求書はまた別の用紙で出してあると思います。必ず請求書は出してあると思いますが、ちょっとここら辺は今私は確認できません。

11番（矢ヶ部広巳君）

そしたら、ちょっと議事を、質問を中断させてもらって、請求書を出してください。すぐとれるとやないと。そしたら、私が持つておるから、私のを見せてもいいよ。（発言する者

あり)

そしたら庁舎長、確認をしてください。

時間をとめてくださいね、議長お願いします。

議長(田中雅美君)

矢ヶ部議員、行きましょうか。

11番(矢ヶ部広巳君) 続

今の分について、高田庁舎長はちゃんと名前サインしてあるのを持ってあったそうでございますから、筆跡が違うことをどう思いますか。

大和庁舎長(高田邦隆君)

ちょっとそのことについては私もよく今の段階ではわかりません。

11番(矢ヶ部広巳君)

金額なんかも4,500千円という大きい金を、そのような答弁でいいでしょうか。

そしたら、5枚目の平成13年度分を開いてください。

予算内容は、職員退職手当組合負担金(職員分)となっております。高田庁舎長に伺いますが、どうしてでしょうか。全日本同和会大和支部の皆さんは、大和町の職員さんでしょうか。

大和庁舎長(高田邦隆君)

職員ではございません。

11番(矢ヶ部広巳君)

同じ質問を石田市長、どうでしょうか。

市長(石田宝藏君)

それは明らかに職員じゃございませんですね。

11番(矢ヶ部広巳君)

高田庁舎長に伺いますが、職員退職手当組合負担金(職員分)というものを説明してください。どういうものに出すのでしょうか。

大和庁舎長(高田邦隆君)

これは職員退職手当組合への負担金でございます。

11番(矢ヶ部広巳君)

同じ質問を石田市長に伺います。どうでしょうか。

市長(石田宝藏君)

そのようなことだろうと思います。

11番(矢ヶ部広巳君)

それでは、皆さん次に6枚目の平成14年度を開いてください。

これもやっぱり、職員退職手当組合負担金(職員分)となっております。しかも、高田庁

舎長、あなたは総務課長としてちゃんと捺印をされています。6月の私に対する一般質問の答弁は全くのうそだったということじゃないでしょうか、どうですか。

大和庁舎長（高田邦隆君）

6月の答弁がうそだったというのは、私が全く知らなかったという部分でございましょうか。4月1日以降に私がこの担当になったから知りませんでしたという部分がうそだということでしょうか。

11番（矢ヶ部広巳君）

そうですね。6枚目の「高田」はあなたの判と言ったやんね。

大和庁舎長（高田邦隆君）

はい、私でございます。

11番（矢ヶ部広巳君）

そして4,500千円払っとっじゃんね。

大和庁舎長（高田邦隆君）

その分については、私も若干記憶違い等もあったかと思えますけれども、決してうそとかなんとか言うつもりはなかったということは最初から申し上げているとおりでございます。

11番（矢ヶ部広巳君）

うそではなかった、記憶違いやったというだけですね。間違いありませんね。ああ、うまく逃げますね。

同じ質問を石田市長、どうでしょうか。

市長（石田宝藏君）

この辺については、もう御案内のとおり、伝票については私も見たことがなかったし この書類をごらんになって、私の判はないんですね。

11番（矢ヶ部広巳君）

その前の平成9年度からずうっと平成12年度までは、これもやっぱり同じ退職手当金として出してあるのでしょうか、高田庁舎長。

大和庁舎長（高田邦隆君）

ちょっと10年、11年当時までは、私は存じておりません。

11番（矢ヶ部広巳君）

平成9年度から14年度まで6年間、毎年4,500千円、累計しますと27,000千円をこんな違法な形で不正に支出をされていたということになるわけであります。しかも、市長は知らなかったというわけですよ。どうでしょうか、まず市長。

市長（石田宝藏君）

承知しておりませんでした。

11番（矢ヶ部広巳君）

高田庁舎長、どうでしょうか。

大和庁舎長（高田邦隆君）

この問題につきましては、一応経過を説明させていただきたいと思いますが、（「はっきり言いなさい、聞こえない」と呼ぶ者あり）はい。いろいろ内容的に退職手当組合から出した経緯等ございます。これにつきましては、（「まあいっちょ、きれいに言うて。ようっと言うて」と呼ぶ者あり）はい。退職手当組合負担金で出しましたことにつきましては、これは一応節でございますね。予算関係では節でございます。ですから、一応出しておるのは2款の総務費、1項・総務管理費、1目・一般管理費、19節・負担金、補助及び交付金で対処しております。これにつきましては、一応節の間の流用は長の執行権限の中に入っておりますし、これを出す必要があると補助金申請等なされまして、これは出す必要があるということで、この19節の中から流用いたしまして、支出しておるわけでございまして、今議員おっしゃいますように違法とは、私は言えないと思います。これは執行長の権限内の種類だと考えております。

また、これに対しまして、支出負担金につきましても、はっきりここで出してありますように、全日本同和会の補助金であるということもここに説明がございまして、それで、一応不正経理等の問題は発生していないと私は考えております。

11番（矢ヶ部広巳君）

ということは、平成9年度から平成14年度までは、全日本同和会大和支部への補助金としては全く予算に組んでいなかったということになるわけですよ。高田庁舎長、どうでしょうか。

大和庁舎長（高田邦隆君）

全く予算に組んでいなかったということではないと思います。一応予算的には補助金、負担金のほうから出してありますし、若干説明が足らなかった分については、不適切であったかなとは思っております。

11番（矢ヶ部広巳君）

同じ質問ですが、石田市長、どうでしょうか。

市長（石田宝蔵君）

これは矢ヶ部議員も町長時代に経験されていらっしゃると思いますけれども、予算は議会の議決はもちろん款、項、目ですね。項までの議決をいただき、そして予算の事項別明細についての説明等もやっていくわけですが、やはり欠けていたとするならば、この事項別明細の説明の部分が不十分であったのではないかなというふうに判断はされます。ただ、違法とかそういうふうなものについては、節の中の流用については当然長ないしそちらのほうの裁量にゆだねてある部分もありますので、これについてはどこから出せばいいかということで、この節から出したというふうに理解するのが正しいんじゃないかと思います。

11番（矢ヶ部広巳君）

そんな勝手なことをしてもらったらいけませんよ。全くのでたらめですよ、あなたが言う今の答弁は。なぜならば、職員退職手当組合負担金（職員分）は、当時の大和町であれば、福岡県自治会館に事務局があります福岡県市町村職員退職手当組合への一般職員の負担金のこととなるわけですよ。したがって、福岡県市町村退職手当組合以外を支払い先とすることは考えられないわけですよ。（「そうだ」と呼ぶ者あり）そうでしょう。全日本同和会の大和支部の方は職員ではありませんと、市長もあなたもおっしゃいましたよ。それはそうでしょう。しかし、市の職員でない者をどうして福岡県市町村退職手当組合以外の、つまり支払い先が全日本同和会大和支部になっていると、おかしかでしょうもん。当時大和町長であった市長は、全日本同和会補助金を予算に組んでいないことを十分これは認識をしていたことになるわけですよ。どうですか、市長。

市長（石田宝藏君）

先ほどから申し上げておりますように、全くこの辺については認識しておりません。

11番（矢ヶ部広巳君）

あのね、首長が認識しておりませんでいいでしょうか、そういう答弁で。納得できませんよ。

市長（石田宝藏君）

納得いただけないといっても、それは事実でございますから、やはり知らないものは知らない。これはごらんいただくとわかるとおりに、決裁者でもないわけですね。ただ、例月出納検査あるいは年度末の定期検査、こういうものもあってきて、議会の承認も得てきているもんでありますから、決算認定も過年度として認定を受けた事案であります。一々細目の伝票を私が一枚一枚まくることはございません。知らないものは、やはり見ていないものは見ていないと言わざるを得ません。

11番（矢ヶ部広巳君）

平成15年度、平成16年度、これは高田庁舎長は総務課長ですが、今おっしゃったように、細節16．地域振興補助金で支出命令書を組んであります。このことは、さきも言いましたように、平成9年度から14年度までは、全日本同和会補助金を予算に組んでいなかったという何よりの証拠なんですよ。ということは、地方自治法第96条で定められた予算の議決を得ず町長が支出したということになり、明らかにこれは違法支出であります。どうでしょうか、市長。

市長（石田宝藏君）

違法とかおっしゃいますけれども、それは違法というのはどこが判断するんでしょうか。

11番（矢ヶ部広巳君）

今おっしゃいましたが、あなたは助役決裁だからあなたの判は押していない、私は知らん

ということでしょう。支出命令は当時の助役となっておりますが、予算編成権はあくまでも地方自治法第211条で、これは市町村長のみに限られておるわけですよ。あなたがどう弁解しようと、どうすりかえようと、あがこうと、絶対に責任を逃れることはできませんよ。なぜならば、最高裁判例では助役に事務を委任していたとしても、市町村長の財務会計上の責任を認めておる。平成5年2月16日最高裁判例がちゃんと出ておりますし、知らないはずはないわけですよ。最高裁判例が出ておるわけですよ。どうですか。

市長（石田宝藏君）

予算調整というのは、地方自治法第211条で、そのように予算の調整権、これは首長にあるかと思えます。ただ、それが即このような形で違法ということが言えるかどうか、これはまた別問題だろうと思えます。第96条では議会の議決事項について明記してあります。首長は調整権を得て予算を編成して議会の予算、議決を経なければならないです。しかし、議会の議決そのもの、これは先ほども申しました款、項、こういうところでございまして、節までの議決ということはないわけでありまして、節間の流用ということは当然法的に許される範囲内にありますので、その辺については、即それが違法だというふうなことは、これはまた問題だろうと思えます。

11番（矢ヶ部広巳君）

今あなたおっしゃいました。議会の予算議決は款項のみが対象であり、目、節は予算議決の対象ではないと。でしょう。私はね、予算の議会の議決を得ずに町長が支出したことにはならないと先ほどおっしゃっているんでしょう。私が言っておるのは、予算議決の対象が問題ではなくて、予算に組んでいないことを認識しながら全日本同和会へ補助金を支出したことが問題なんですよ。予算に組んでいなかったのを出す以上は、補正予算なりを組まやんごつ、地方自治法第218条で決められておるわけですよ。どう答えますか。

市長（石田宝藏君）

その辺については私もよくわかりませんが、款項の議決を経て即こういうものを包含しておったとするならば、当然そういった費目の中からしか出せなかったとする事務的な手続が行われてきていると思えます。ただ、その当時どのような形で近隣市町も、あるいはそれぞれの自治体も出していたのか、この辺についてもわかりません。ただ、私どもは款項の議決を経て予算を執行すると。支出についても同じであろうというふうに思います。

11番（矢ヶ部広巳君）

隣の市町村長がどうしたとか、それは問題ないですよ。隣の人が飲酒運転しよったけんおいも飲酒運転した、よかですか。そんな理屈になりますよ、あなたのやり方は。そして、今の地方自治法第218条、私はわかりませんとおっしゃいましたけれども、今すぐ確認をしてくださいよ。あなたの言っていることは全くでたらめよ。

それから、平成5年2月16日の最高裁判例も、こうあるわけですよ。普通地方公共団体の

長の権限に属する財務会計上の行為を委任を受けた吏員が処理した場合は、長は右吏員が財務会計上の違法行為をすることを阻止すべき指揮監督上の義務に違反し、故意または過失により右吏員が財務会計上の違反行為を阻止すべき指揮監督上の義務に違反し、故意または過失により右吏員が財務会計上の違法行為をすることを阻止しなかったときに限り、普通地方公共団体が負った損害につき、あなたは賠償責任を負うとちゃんとあるわけですよ。確認をしてください。

ちょっと議長お願いします。調べますので、時間をとめてくれんかんも、もったいなか。

議長（田中雅美君）

暫時休憩をとります。

午後 4 時 6 分 休憩

午後 4 時 28 分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁をお願いします。

市長（石田宝藏君）

今、御指摘を受けました問題について、私どもも今ちょっと調査をしているわけですが、やはりこの解釈というのが法律の専門家でなければなかなか判断しにくいというふうには私は理解いたしました。当然ここでは誤解を与えるような発言をするわけにはいきませんので、この問題についても、やはり慎重に対処したい、また調査したいというふうに思っております。

11番（矢ヶ部広巳君）

全く今の答弁では納得できませんよ。地方自治法でちゃんと定められたとおりしていないということでしょうか。先ほど、あなたは流用しますとか高田庁舎長も言いましたが、まとめてみますと、これを見てください。一番順番から。平成9年4月1日に起案されました。すぐ決裁は4月1日ですよ。支払い日は4月4日に4,500千円ぽんと出されていますよ。年度が始まってすぐ流用げな。その次の10年度も同じでしょう。4月2日起案、3日に決裁、7日には支払い、4,500千円ぽん、11年度は4月1日にまた起案、決裁、4月5日に4,500千円ぽんですよ。平成12年度は4月4日にまた起案、決裁、4月5日に4,500千円、1年分ぽんですよ。13年4月9日も同じように4,500千円ぽん、平成14年度4月5日、4月9日に4,500千円ぽん、平成9年度から14年度まで6年間の27,000千円、しかも、それを職員退職手当組合負担金（職員分）として出してあつとですよ。これだけでも明らかに違法でしょうもん。しかも職員じゃありませんち言いよっじゃないですか。そして、いや、それは私はわかりませんと。そんな逃げ方がありますかいな。市長どうぞ。

市長（石田宝藏君）

だから、申し上げているじゃないですか。法律的な、専門的な解釈できる方じゃないと、私どもでは今のところ判断できませんと。

11番（矢ヶ部広巳君）

そしたら、あなたは市長としての資格ないよ、首長としての。何かあるときはトップリーダー、トップリーダーと言う。例えば、マニフェストなんかも、市民の財布を守るとか立派なことを書いてあるけれども、やってあることは全くだめじゃないですか。しかも、14年4月5日までは予算がなかった、そして、平成15年4月7日、何で今まで職員退職手当組合負担金（職員分）であったのが、地方振興費補助金に切りかわったんでしょうか。どうぞ市長。

市長（石田宝蔵君）

わかりません。

11番（矢ヶ部広巳君）

わかりませんって、これは予算を組んであるわけですよ。平成15年度と平成16年度は地方振興費補助金という形でちゃんと予算を組んである、だから言いよるじゃないですか。平成9年度から平成14年度までは予算がなかった、平成15年度、16年度は地方振興費補助金として来た。つまり、この15年、16年がこうして予算化されたというのは、今まで予算化をされていなかったよという証拠じゃないですか。だから、私が言いよるでしょうが。そしたら、わかりません、法律家の何てろこうてろ言うから。そんなすりかえ、だめですよ、あなた。あなたは責任取らやんと、当然。これはちゃんと今さっき言った最高裁判例であなたの責任になりますよということがうたってあるわけです。最高裁判例ですよ。どうでしょうか。時間もったいないですよ、とめてください、そしたら。

市長（石田宝蔵君）

同じような答弁を繰り返す以外ございません。

11番（矢ヶ部広巳君）

そしたら、明らかにこれは違反じゃないですか。（「違反と思っていない」と呼ぶ者あり）違反ですよ、法律違反ですよ。地方自治法でちゃんと書いてあるわけですから。予算化して、議会の議決を得んとでけんばんもとちゃんと書いてあるわけですよ。平成9年度から14年度まで全く予算化されていないじゃないですか。先ほど流用とおっしゃいましたけど、4月1日から何で流用せやんですか。そげなばかなことはありませんよ。どうでしょうか。

市長（石田宝蔵君）

その辺の問題について、私もよく理解しておりませんので、わからないと申し上げているわけですね。事実を調査させていただいて、どのようなことになってきているのか。また、専門的な法律家の御意見も聞かなきゃいけないと思います。

11番（矢ヶ部広巳君）

そんな人が7万5,000人のトップリーダー、トップリーダーと、いかにも偉そうなことを言

うけれども、そういうふうじゃいかんじゃないですか。市民の貴重な税金ですよ。それを何でこげんか使い方すつとですか。だから、私が言っているじゃないですか。地方自治法に違反しますよ。そうでしょう。しかも、地方自治法のみならず、合併協議会事項にも違反しておるわけですよ。なぜならば、あなたは平成17年4月24日に柳川市長に当選をされました。そして、団体への補助金は過去の実績があるものに限り次の補助金としてやりますということにしてあった。予算で出していなかったものが何で補助金でぽつとして、平成15年度から地方振興費補助金として浮き上がってきたかと私は言いよるわけですよ。おかしいでしょうもん。

市長（石田宝藏君）

こういうことを申し上げちゃなんですけれども、おかしいならば、この決算認定もなされてきていないでしょうし、決算監査でも指摘を受けてきていると思います。（「人のせいにせんかてよかさい」と呼ぶ者あり）人のせいとか、そういうものまで含めて調査しなければならぬということをお願いしているわけであります。何も偉そうにとか、私も7万7,000.....（「7万5,000」と呼ぶ者あり）7万5,000ですけれども、お預かりしているわけですから、その責任があります。軽々な発言というのは、やはり慎重にやらなきゃいけません。したがって、矢ヶ部議員は違法とおっしゃっていますけれども、果たしてそれは違法なのかどうなのか。これはわからないわけでしょう。あなたの物差しでそうおっしゃっているわけですから。

11番（矢ヶ部広巳君）

私は、地方自治法に基づいて言いよるわけですよ。そして、何で違反ですか。おかしいでしょうもん、それは。地方自治法をきちんと守るのがあなたの役目なんですよ。それを適当に交わす、それは大変な問題ですよ。トータル46,150千円ですよ。今のこの苦しい時代に新年度になったら4月1日にぼんと4,500千円、しかも、いろんな団体への補助金を出されるでしょう。その場合に、四半期に一遍かなんかやるわけですよ。ところが、見てんですか。これは4,500千円ぼんですよ、1年分。こんなやり方がありますか。しかも予算書にないわけでしょうが。それを私言っているじゃないですか。しかし、あなたは、これは私の判断ではありません。助役が決裁いたしました。平成9年度から14年度まで6年間しとって、私は知らんやったというなら、市長にこそっと出しよったということですかね。それは大きな問題ですよ。どうでしょうか、市長。

市長（石田宝藏君）

だから、そのことも踏まえて調査をやり、そしてまた、明らかにしていくということは、これは当然責任がございますから。ただ、矢ヶ部議員がおっしゃっていらっしゃいますように、即それが違法だとかどうだとか、地方自治法で言っていると言うけれども、一つ一つケースは違うわけですよ。中身は違うと思いますよ。したがって、そういうものはしっかり精

査をして、やはり私も責任のある立場にあるわけですから、そういった説明をさせていただきますと申し上げているわけですから。

11番（矢ヶ部広巳君）

そんな逃げ口上じゃいかんよ。4,500千円、1年分ぼんですよ。何のためにこの法律、しかもあなたはその町長になれる前はちゃんと市の職員なんですよ。ということは、普通の人よりも地方自治法には長けた人なんですよ。それで仕事するわけですから。それなのに、いろんな詭弁を使うというですかね、そういうすりかえ的なことをするよりも、本当してはおかしいでしょうもん。副市長に伺いますが、このような支出は正当と思われませんか。

副市長（大泉勝利君）

初めて見せていただいたので、指摘の内容がどうか、よく考えてみないと私も判断できません。

11番（矢ヶ部広巳君）

総務部長に伺いますが、同じ質問でございますが、どうでしょうか。こんなやり方で。

総務部長（山田政徳君）

私のお立場では何とも申し上げようがございません。

以上です。

11番（矢ヶ部広巳君）

腹の中じゃわかってあつとですよ、市長。こんなことをしてはでけんということは。されるはずはないでしょう。

そしたら、もう一遍聞きますが、平成14年4月5日までは職員退職手当組合負担金（職員分）で出されておりますが、どうしてその翌年度の15年度の4月に含まれておる分に地方振興費補助金に切りかわったんでしょうか、科目が。

議長（田中雅美君）

答弁者だれですか。

11番（矢ヶ部広巳君）

市長お願いします。

市長（石田宝藏君）

私はわかりませんと申し上げているでしょう。

11番（矢ヶ部広巳君）

ちょっとおかしいよ、これは。あなたは予算で出しておるわけですよ。平成15年度分と16年度分。予算で出しておって私は知りませんち、そんなの通りますかいな。休憩をとって確認をしてください。そんなやり方じゃおかしい。予算書に出しておるわけですよ。そして、私は知りませんが、だれが予算書、決算書に責任持つわけですか。市長は知らんち、そんな答弁はないですよ。

市長（石田宝蔵君）

先ほど申し上げたとおりでございます。

11番（矢ヶ部広巳君）

何たることですか。あなたが知らんち答弁したら、ほかの人答弁でけんわけですよ。当たり前でしょう。そんなやり方をしてもらっていいでしょうかね。大変な金額じゃないですか、46,150千円という大きな金額。予算書に出している、決算書にも出しておる。それを知らないということ。そんなこと通りますか。平成17年度、18年度、19年度は、これはありませんが、皆さんたちには、3,500千円、平成17年度に出されております。これは全日本同和会大和支部活動補助金ということで、予算書も決算書も載っております。18年度も同じ形で3,500千円、19年度は1割カットですから、3,150千円出されております。この17年度、18年度、19年度は、私が今言ったように、合併協議会事項に違反するわけですから、あなたが勝手に出しておるわけです。平成15年度4月7日に平成15年度分から予算を立てたということは、それまで立てていなかったということを私は重ねて言いよるわけでしょうが。どうでしょうか、市長。

市長（石田宝蔵君）

矢ヶ部議員はしっかり調べてありますので、わかりますけれども、私も見るもの、聞くもの、初めて聞くものもございますから、わからないと申し上げているわけですから、調査してまた詳しく説明申し上げますと。

11番（矢ヶ部広巳君）

あなたはマニフェストにもかっきり書いておるでしょう。「このマニフェストは、市民の皆さんと、私たちとの信頼を得るための「約束」の基盤になるものと確信いたします。」、その中で、正義と政策、発言に責任を持ち、信頼は地道な日々の誠実な言動の積み重ね、高潔な倫理観に基づいた正義と責任の使命感を持ち続け「政治に信頼」を回復させる、そういう人がどうしてなりますか。しかも、責任はちゃんとトップがとりますとっておるわけですよ。ところが、知らぬ存ぜぬで逃げる、将来にツケを残さない、より効率的な財政運営で財布を守る。何でこんな出し方をしておってなりますか。おかしいでしょう、これは。これはだれかこうしたのを、実際あなたがつくったんじゃないとやないと。仄聞によりますと、何かどこかのインターネットから引っ張り出せばこういうのが出てくるというような話もちょっと聞いておりますけれども、自分が実際しとるなら、こんなことは私は書けないと思いますがね。そうでしょう。あなたが言っていることは全然追及すれば、いや、それは私は知りません。地方自治法にありますよと言っても、それは矢ヶ部議員との勉強の仕方でしょう。最高裁の判例を出してもとぼける、そんな人じゃおかしいじゃないと。そうでしょう。市長、どうでしょうか。

市長（石田宝蔵君）

私はマニフェストに書いていることは、これは当然私がつくっております。当然やらなきゃいけないもの、また、市民の皆さんとの約束、これは明確にしておかなきゃならない。今申されました発言については、私がやっていることでありますので、当然その責任はあります。しかし、今先ほど論議していることと、これとはまた違うんですよ。矢ヶ部議員のすりかえです。ということは、私は知らないというのは初めて聞くもの、見るもの、発言されるもの、そういうものであるから、調べてやらなきゃ、正しい、発言に責任を持つということはそういうことでしょう。責任を持って私が回答しますから、そのことについては、今この場でということはやはり厳しいわけであります。したがって、そういった一方的な押しまくりの発言ではなくて、私が今出された質問、事前にそのようなことを聞くからという通告があって、そういうものについては、ひとつ答弁してくれということであるとするならば、これは親切な答弁ができます。しかし、きょうの発言の中にありますように、初めて見るもの、初めて聞くもの、そういうものを眺めてみますと、到底私もそういった領域までは、やはり隅々までは届いていない、理解していない部分もあります。何せ不勉強な部分もございますし、そういうことで答弁をきょうのところはわかりませんと。理解することができませんので、ひとつわかって、明確になってから私は市民の皆さんにも、議会にも、議員さんにも説明を申し上げます。こういうことを申し上げているわけであります。誤解がないようにお願いします。

11番（矢ヶ部広巳君）

あなたは何でもガラス張りですよ、議員にもいつでも聞きに来なさい、教えますよと。そんなら、私にもどういうことを質問されますかと聞きに来てよかったじゃないと。そんな一方通行じゃいけませんよ。市長、どうでしょうか。

市長（石田宝藏君）

これは、この違法ということでございましたので、恐らくお尋ねをしていないと思います。私は違法ということはありませんと考えておりますので、先ほどから冒頭で申し上げているとおり、違法とするものを聞きに行くということは、最初から結論ありきの話でありますから、これは問題ではないかというふうに思っておりました。

11番（矢ヶ部広巳君）

そんな詭弁を使ってもらうと困りますよ。何度も言うように、予算になかったのを出してあるわけですから。そうでしょう。しかも流用、自分で考えとかおっしゃったでしょう。ということは、あなたは知っていたということじゃないですか。私は判を押していないから知らないとおっしゃったでしょう。職員退職手当組合負担金（職員分）で出すこともありますというような言い方をされたんじゃないですか、今先ほど。4月1日に起案されて、4月1日決裁ですよ。そんな金の出し方ってありますか、団体補助金の場合に、常識的に。しかも、職員退職手当組合負担金、職員でない大和支部の方の分を出す、そうでしょう。職員退職手

当組合負担金なら、あくまでも私が今言うように、市町村会館にあるところにおさめるのが本当でしょうもん。それを何で大和支部のほうに出しますか。それこそ間違えている。それを知らなかったとかいうのはおかしいでしょうもん。市長、どうでしょうか。

市長（石田宝蔵君）

最初の辺に答弁しておりますとおりに、これは節の流用ということも担当からも説明がっておりますので、このことも含めて調査をしなければならないということを申し上げているわけでありませぬ。

11番（矢ヶ部広巳君）

そしたら、あなた、最初言ったことと全然違うよ。最初は、これは私、平成14年度分までは私の判は押さっておりませぬ。私は知りませぬ。知りませぬと言ったから、私が最高裁判例を出したじゃないですか。吏員に委任をしておった以上は、たとえ助役に任せておっても、それは長の責任ですよという判例がありますよということを出しているじゃないですか。それをあなたは変えている。最初のことと後は全然違うもん、あなたの答弁は。全く違うよ。ほんとおかしいですよ。だから、ここに予算に組んでいなかった27,000千円、これは当然あなたが負担をしてもらわにやいかんし、さらには、平成13年度4月5日まで予算を立てていなかったから、平成15年度と16年度分を予算を立てて出した、これだっておかしいわけですから。少なくとも平成9年度から平成14年度分までは予算を立てていなかったわけですから、当然その分の27,000千円の負担と同時に責任を負うと同時に、首長としての責任が当然出てくるですよ。そうじゃないでしょうか。そんなもんでしょうかね。皆さんたちの貴重な血税をよ。さっき、ソーラーボート大会でも、金がなかごとなつたけんがらち、市民の皆さんはしっかり続けていきたい。ところが、片やそういうお金がぼんと出ていく。これは矛盾しますよ、あなた。市長、どうでしょうか。

市長（石田宝蔵君）

先ほどから言っているとおりでございますので、御理解いただきたいと思ひます。

11番（矢ヶ部広巳君）

理解されるはずがないでしょうもん。（「勝手に解釈しているわけです」と呼ぶ者あり）勝手に解釈じゃないよ。あなたは職員退職手当組合負担金で職員でない人に何でそれを出されますか。

そしたら、時間も余りあれですが、平成13年度と14年度ははっきり職員退職手当組合負担金とここに支出命令書にうたって、印鑑を押されていますが、平成9年度から平成12年度も同じ職員退職手当組合負担金（職員分）で出されておるのでしょうか、その確認を庁舎長どうでしょうか。

大和庁舎長（高田邦隆君）

今おっしゃったのは、9年度と10年度……。

11番（矢ヶ部広巳君）

平成13年度と平成14年度はきちんと職員退職手当組合負担金と押してあっでしょう、職員分。それ以前は押していないが、同じ平成13年度と14年度と同じようなことで出していると理解していいか言いよるわけです。

大和庁舎長（高田邦隆君）

この書類からして、私はちょっと今の段階では判断できません。

11番（矢ヶ部広巳君）

それはおかしいね、ほんなら。なら何で出しとっと。それはまたいいよおかしゅうなるよ。

大和庁舎長（高田邦隆君）

今、ここに手持ちの資料からは、款、項、目、節からしますと負担金、補助及び交付金だけしかわかりませんので、今おっしゃるように退職手当負担金かどうか、ちょっとここではわかりません。

議長（田中雅美君）

最後にしてください。

11番（矢ヶ部広巳君）

何度も言いますように、市長としてもきちんとした責任をとってもらわにゃいかん。これはもう当然なことですね。それは当たり前のことです。今、先ほどおっしゃいました平成9年度から12年度分、どういうあれで出されているのか。しかも、先ほど言いましたように、年度初めの4月1日しょっぱなから流用という問題自体もおかしいわけでありますから、そういうことで、私はこれはあくまでも不正の支出だということで、強く訴えまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、矢ヶ部広巳議員の質問を終了いたします。

以上をもって、本日の日程すべてを終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

午後4時54分 散会

柳川市議会第4回定例会会議録

平成19年9月28日柳川市議会議場に第4回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番	島 添 達 也	2番	古 賀 澄 雄
3番	浦 博 宣	4番	熊 井 三千代
5番	梅 崎 昭 彦	6番	島 添 勝
7番	白 谷 義 隆	8番	森 田 房 儀
9番	荒 巻 英 樹	10番	藤 丸 富 男
11番	矢ヶ部 広 巳	12番	荒 木 憲
13番	伊 藤 法 博	14番	龍 益 男
15番	菅 原 英 修	16番	諸 藤 哲 男
17番	樽 見 哲 也	19番	太 田 武 文
20番	吉 田 勝 也	21番	大 橋 恭 三
22番	藤 丸 正 勝	23番	木 下 芳二郎
24番	佐々木 創 主	25番	三小田 一 美
26番	梅 崎 和 弘	27番	高 田 千壽輝
28番	山 田 奉 文	29番	河 村 好 浩
30番	田 中 雅 美		

2. 欠席議員

18番 近 藤 末 治

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	石	田	宝	藏
副	市長	大	泉	勝	利
収	入	木	村		仁
教	育	上	村	好	生
総	務	山	田	政	徳
市	民	佐	藤	良	二
保	健	本	木	芳	夫
建	設	蒲	池	康	晴
産	業	田	島	稔	大
教	育	佐	藤	健	二
大	和	高	田	邦	隆
三	橋	北	原		博
消	防	竹	下	敏	郎
人	事	藤	木		均
総	務	櫻	木	重	信
企	画	大	坪	正	明
財	政	石	橋	真	剛
税	務	武	藤	義	治
保	険	川	口	敬	司
福	祉	古	賀	輝	昭
学	校	龍		英	樹
建	設	白	鳥	道	幸
農	政	野	田	一	廣
水	路	武	藤	正	純

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	金	子	健	次
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事
議	会	事	務	局	庶	務	係	長	
						高	巢	雄	三
						高	口	佳	人

5. 議事日程

諸般の報告について

(1) 全日本同和会大和支部補助金について

日程（１） 議会運営委員長報告について

日程（２） 各委員長報告について

１．総務委員長報告について

議案第63号 平成18年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第65号 平成19年度柳川市一般会計補正予算（第2号）について

２．産業経済委員長報告について

請願第3号 国の雇用対策及び行政体制・サービスの充実をはかる旨の意見書採択に関する請願書

３．建設委員長報告について

議案第61号 平成18年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第64号 平成18年度柳川市水道事業会計決算の認定について

４．教育民生委員長報告について

議案第59号 平成18年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第60号 平成18年度柳川市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第62号 平成18年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第66号 平成19年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

請願第5号 柳川市立図書館の市直営の存続に関する請願

請願第6号 矢ヶ部校区学童保育所開設に関する請願書

５．決算審査特別委員長報告について

議案第58号 平成18年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程（３） 「議案第70号 柳川市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について」の撤回について

追加日程（４） 議案第80号 柳川市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

追加日程（５） 議案第81号 「議案第80号 柳川市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について」の付帯決議について

日程（６） 議案第73号 国の雇用対策及び行政体制・サービスの充実を要望する旨の意見書について

日程（７） 議案第74号 「安全安心まちづくり都市宣言」に関する決議について

議案第75号 「非核・平和都市宣言」に関する決議について

議案第76号 「人権尊重都市宣言」に関する決議について

議案第77号 「青少年健全育成都市宣言」に関する決議について

議案第78号 「暴力追放都市宣言」に関する決議について

議案第79号 「飲酒運転撲滅都市宣言」に関する決議について

追加日程(8) 議案第82号 全日本同和会大和支部補助金調査特別委員会設置に関する決議について

追加日程(9) 緊急質問(太田武文議員)

午前10時1分 開議

議長(田中雅美君)

おはようございます。本日の出席議員28名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

諸般の報告について。

本日の日程に先立ち、諸般の報告を行います。

全日本同和会大和支部補助金について、市長の報告を願います。

市長(石田宝藏君)

おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、報告をさせていただきたいと思えます。

今回の報告は、さきの一般質問で矢ヶ部議員から出されました全日本同和会大和支部補助金、この御質問の中で、中身を調査し、そしてまた、御報告を申し上げるというようなことで答弁をいたしておいた件でございます。

全日本同和会大和支部への補助金の支出でございますけれども、保存されておりました資料、その当時の関係者の記憶から明確になったことを総合いたしますと、次のとおりになりました。

補助金が始まりました昭和53年ごろは、全日本同和会と部落解放同盟との取り扱いをめぐって地方が混乱をしていた状況にありました。過去の新聞等を見ても、そのことが見えてまいります。それぞれの運動体は会の正当性を主張されまして、交渉の窓口を一本化することをそれぞれの自治体に強く求めておったようでございます。その要請は想像するに厳しく、近隣町ではさまざまなトラブルが発生したということから、事態を収拾するために町長会、助役会、総務課長会等の近隣町の関係者による協議会が開催をされ、活動の実績を審査し、補助金の名称を表面に出さずに支出することが確認されたようでございます。このように、この問題は、当時はタブーと言われた歴史的な背景と政治的な判断で処理されたもの

のようでございます。

このため各自治体の団体への補助金支出名目については、予備費や交際費、一般管理費の費目になっております。旧大和町は全日本同和会の大和支部からの補助金交付申請、予算書及び事業計画書を審査し、交付決定、町への請求を踏まえ、支出伝票作成の上、決裁を経て支払っております。全日本同和会への補助金は、費目を総務費の一般管理費、19節・負担金、補助、交付金の項目であります。職員退職手当組合負担金に含められていますが、予算の計上、査定、支払いはそれぞれ別個に行われています。このことは補助金の支出負担行為伝票と支出伝票には支出先の団体名が明記されていることから確認をすることができます。したがって、補助金支出は職員退職手当組合負担金の流用ではなく、好ましくない予算の費目の計上となっているものでございます。

また、平成14年の新市の合併協議会の補助金検討は、協議会で使用した資料が直近の決算書から抽出したことから記述はございません。しかし、旧大和町の平成15年度の当初予算は、同団体への補助金が地域振興費補助金として計上されたことから、これを新市へ引き継いだものであり、合併協定に違反はしてありません。

以上のとおり、調査の結果、このようなことが判明をいたしましたので、報告をいたしたいと思っております。

議長（田中雅美君）

以上をもって諸般の報告についてを終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。すぐに全員協議会を開催したいと思っております。

午前10時6分 休憩

午前10時57分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。（「議長」と呼ぶ者あり）

11番（矢ヶ部広巳君）

11番矢ヶ部広巳でございます。動議の発議をお願いしたいと思っておりますが、9月25日ときょうの今の全協で全日本同和会大和支部の補助金支出に関して説明を受けましたが、どうしても納得することができません。したがって、全日本同和会大和支部への補助金支出に関する真相解明特別委員会の設置を求めるものでございます。議員の皆さんの御賛同を願うものでございます。

議長、よろしく願いいたします。

議長（田中雅美君）

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時58分 休憩

午前11時8分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（田中雅美君）

日程1 議会運営委員長報告について。

本日の日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（森田房儀君）（登壇）

おはようございます。平成19年第4回柳川市議会定例会最終日の日程等について、9月27日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その報告を申し上げます。

日程2が各委員長報告についてであります。各委員長の報告を受け、その後、報告に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることにいたしております。再開後、各委員長報告ごとに質疑、討論、採決といたしております。

日程3が議案第70号の撤回についてであります。本件については、お手元に配付されておりますとおり、市長より議案の撤回請求書が提出されておりますが、撤回理由の説明後、即決といたしております。

日程4が議員提出の議案第73号の上程であります。提案理由の説明後、本案に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることといたしております。再開後、質疑、討論、採決といたしております。

日程5が議員提案の議案第74号から議案第79号までの6議案の一括上程であります。提案理由の説明後、6議案に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることにいたしております。再開後、6議案とも質疑、討論、採決といたしております。

なお、議案第70号の撤回後に議案第80号として、同案につきましての時限立法の提案がなされる予定であります。この日程第3が議案第70号の撤回が決議をされた後に日程として上程せざるを得ないということとありますので、御承知おきのほどをお願い申し上げます。

以上のとおり、議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告を申し上げます。終わります。

議長（田中雅美君）

本日の日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本日の日程につきましては、議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第2 各委員長報告について

議長（田中雅美君）

日程2．各委員長報告について。

初めに、総務委員長の報告を求めます。

総務委員長（矢ヶ部広巳君）（登壇）

おはようございます。総務常任委員会の審査結果を御報告いたします。

9月7日の本会議におきまして、当委員会に付託を受けた議案2件について、その審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により、下記のとおり御報告申し上げます。

1．委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2．執行部出席者、3．案件については、記載のとおりでありますので、省略いたします。

4．結 果

(1) 議案第63号

認 定

本案は、平成18年度公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

平成18年度につきましては、この特別会計を活用して用地を先行取得することがなかったため、予算執行はあっておりません。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく認定することに決定いたしました。

(2) 議案第65号

原案可決

本案は、平成19年度柳川市一般会計補正予算（第2号）についてであります。

補正前の予算額「269億3万5千円」に「8億6,566万9千円」を追加し、歳入歳出それぞれ「277億6,570万4千円」としようとするものであります。

審査の過程において、道路維持費では、生活関連道路の整備等に関する事業量と予算額の妥当性、小規模多機能型居宅介護施設整備事業では、本市における整備計画や実施施設の選定方法等、また、埋蔵文化財発掘調査費では、開発行為と本市の景観計画等との整合性を図るための関係各課の情報共有化の状況等について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

以上で総務委員会の報告を終わります。ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

以上で総務委員長の報告は終わりました。

次に、産業経済委員長の報告を求めます。

産業経済委員長（樽見哲也君）（登壇）

皆さんおはようございます。産業経済常任委員会の審査結果を御報告いたします。

6月の定例会で継続審査となっていました請願1件について、その審査を終了いたしましたので、会議規則第98条の規定により、下記のとおり御報告申し上げます。

1. 委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2. 執行部出席者、3. 案件については記載のとおりでございますので、省略させていただきます。

4. 結 果

(1) 請願第3号(継続分)

採 択

本案は、国の雇用対策及び行政体制・サービスの充実をはかる旨の意見書の採択を求める請願書についてであります。

現在、雇用者3人に1人が非正規労働者といわれ、いわゆる格差が拡大し、国の行政機関の削減廃止等は地方においては大きな問題です。

当委員会といたしましては、近隣市町の経過、動向を調査し、審査の結果全員一致をもって採択することに決定いたしました。

以上で産業経済常任委員会の報告を終わります。

議長(田中雅美君)

以上で産業経済委員長の報告は終わりました。

次に、建設委員長の報告を求めます。

建設委員長(三小田一美君)(登壇)

どうも皆様おはようございます。

皆様方に訂正を、皆様方のお手元に配付してあります建設委員会の委員長報告の中で3の案件の議案第64号 平成18年度柳川市水道事業会計の「予算」とついているものを「決算認定について」と訂正をしていただきたいと思います。大変申しわけございませんでした。

それでは、議長の許可を得ましたので、建設常任委員会委員長の報告を申し上げます。

9月7日の本会議において、当委員会に付託を受けた議案2件について、その審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により、下記のとおり御報告を申し上げます。

1. 委員会の開催日時、場所、委員の出欠について、2. 執行部出席者、3. 案件につきましては記載のとおりでありますので、省略をさせていただきます。

4. 結 果

(1) 議案第61号

認 定

本案は、平成18年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額「12億4,491万8,064円」、歳出総額「12億348万1,438円」、差し引き残額「4,

143万6,626円」となり、19年度への繰越明許費繰越財源「1,785万3,000円」を除いた実質収支では、「2,358万3,626円」の黒字となっています。

執行部より詳細な説明を受け、委員より、「不用額が多く出ているので、予算の積算段階で十分精査していただきたい」、「加入率向上の努力をお願いする」などの意見が出されました。

審査の結果、当委員会といたしましては、全員異議なく原案どおり認定することに決定いたしました。

(2)議案第64号

認 定

本案は、平成18年度柳川市水道事業会計決算の認定についてであります。

収益的収入総額「13億9,660万5,648円」、収益的支出額「13億1,529万8,395円」、差し引き「8,130万7,253円」の利益を生じていますが、消費税抜きの当年度純利益は「7,299万5,062円」となっています。

次に、資本的収入総額「4億929万2,078円」、資本的支出総額「7億1,436万6,040円」、差し引き「3億507万3,962円」の不足となっています。これについては、当年度損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんしています。

当年度純利益と前年度繰越利益剰余金を合わせた額「2億9,391万6,301円」を19年度へ繰越しています。

本案については、監査委員の出席を求め、監査報告を受け、執行部よりの詳細な説明を受けました。

委員より、未納金に対する質疑が出され、その中で、不納欠損に関する過年度未納金の徴収努力を求める意見が出されました。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案どおり認定することに決定いたしました。

以上、建設委員会の御報告は終わります。

議長（田中雅美君）

以上で建設委員長の報告は終わりました。

次に、教育民生委員長の報告を求めます。

教育民生委員長（太田武文君）（登壇）

皆さんおはようございます。議長の命を受けましたので、教育民生常任委員会の審査の結果を報告いたします。

9月5日の本会議において付託を受けました請願2件、並びに9月7日の本会議において付託を受けました議案4件について、その審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により、下記のとおり御報告いたします。

1. 委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2. 執行部出席者、3. 案件については、記載のとおりでありますので、省略いたします。

4. 結 果

(1) 議案第59号 認 定

本案は、平成18年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。本案につきましては、第三者行為に係る事務処理、徴収嘱託員制度、及び不納欠損の状況等について質疑がありました。

当委員会といたしましては、執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、全員異議なく原案どおり認定致しました。

(2) 議案第60号 認 定

本案は、平成18年度柳川市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。本案につきましては、歳出減少の原因について質疑がありました。

当委員会といたしましては、執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、全員異議なく原案どおり認定致しました。

(3) 議案第62号 認 定

本案は、平成18年度住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。本案につきましては、未だ返済されていない貸付金の状況等について質疑がありました。

当委員会としましては、執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、全員異議なく原案どおり認定致しました。

(4) 議案第66号 原案可決

本案は、平成19年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれ「9,154万円」を追加し、補正後の予算総額を「100億854万円」とするものであります。本案につきましては、徴収嘱託員の採用等について質疑がありました。

当委員会としましては、執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、全員異議なく原案どおり可決致しました。

(5) 請願第5号 採 択

本件は、柳川市立図書館の市直営の存続を求める請願であります。

市立図書館への指定管理者導入について、その是非を見定めるにはさらに検討が必要という意見がありましたが、図書館運営には、民間の手法はなじまないとの意見が大勢を占めました。

当委員会としましては、審査の結果、賛成多数で採択とすることに決定致しました。

(6) 請願第6号 採 択

本件は、矢ヶ部校区において学童保育所の開設を求める請願であります。

学童保育所の設置については、地元の調整を図りながら計画的に整備されている状況であるが、一層のスピードアップが必要との意見も出されました。

当委員会としましては、審査の結果、全員賛成で採択とすることに決定致しました。

以上で教育民生常任委員会の報告を終わります。

議長（田中雅美君）

以上で教育民生委員長の報告は終わりました。

次に、決算審査特別委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長（矢ヶ部広巳君）（登壇）

決算審査特別委員会の審査結果を御報告いたします。

9月7日の本会議において、当委員会に付託を受けた議案1件について、その審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により、下記のとおり御報告申し上げます。

1．委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2．執行部出席者、3．案件については、記載のとおりでありますので、省略いたします。

4．結 果

(1) 議案第58号

認 定

本案は、平成18年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

決算につきましては、歳入総額「280億1,959万5,662円」、歳出総額「274億863万6,319円」で、歳入歳出差引「6億1,095万9,343円」となっております。そのうち、翌年度へ繰り越すこととなった財源「4,603万円」を差し引き、実質収支で「5億6,492万9,343円」の黒字決算となっております。

当委員会は、3日間にわたり歳入歳出予算について各款ごとに説明を受けて審査を行いました。

歳入審査では、主に、保育料や住宅等各種使用料の徴収の状況、及び、これらの滞納繰越分に関する決算書（予算書）の科目の明確化等について質疑がありました。

歳出審査では、主に、人件費の状況や公共施設等の管理に関する経費削減、農業振興策としての転作作物の奨励等について質疑がありました。

また、総括質疑では、児童の健全育成のための事業の充実や水環境保全のための水路整備、生活関連道路の維持向上、さらには、公共下水道加入率向上のための支援策、及び、農業振興地域内の農地転用と都市計画等との土地利用の整合性等について質疑がありました。

当委員会といたしましては、審査の結果、賛成多数により認定することに決定いたし

ました。

以上で決算審査特別委員会の報告を終わります。

議長（田中雅美君）

以上で決算審査特別委員長の報告は終わりました。

各委員長報告が終了いたしましたので、ここで暫時休憩をいたします。

午前11時30分 休憩

午前11時48分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を行います。

休憩前に行われました各委員長報告に対する質疑を各報告ごとに行います。

まず、総務委員長報告について質疑を行います。質疑通告者の発言を許します。

8番（森田房儀君）

総務委員会におかれましては慎重審議をいただきまして、大変お疲れさまでございます。

私は1点だけ、実は議案第65号の柳川市一般会計補正予算（第2号）の中の小規模多機能型居宅介護施設整備事業について、本来、これは教育民生委員会に所属する部分もかなりあると思いますが、予算措置の問題等についてお伺いをいたしたいと思います。

実はこの問題につきましては、私も教育民生委員会の中で質問を申し上げた経緯もございますが、非常に弱者に向けての、いわゆる社会資本の投資というものは非常におくれがちである。今現在でもやはりデイサービス、あるいはグループホーム、そういったものにつきまして非常に手おくれになってしまっておる。各施設に希望者が行きますと、50人ぐらいつかえとるばんも、どこか大きいところに行ったら、いや、百何十人つかえとるけん順番待ちばんも、そういうことで、非常にそういう介護を要する方を持っている家族が大変な苦勞と苦しみを味わっておるわけでありまして。今回は、出ておりますように、昭代地区の幾嶋医院のほうのデイサービスの部分について出ておるようでありまして、この多機能型居宅介護施設、どういうふうな形で今後設置をしていこうとする姿勢が執行部のほうにあったのか、そして、どういうふうな形で各、いわゆる旧中学校単位、4地区に分けてというようなことのようにありますが、順番はどういうふうになっておるのか。そして、なおその問題について、執行部としてどういうふうな具体的に取組もうとされているのか、この部分について審議がなされましたならば、総務委員長のほうから御答弁をいただければ非常にありがたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

総務委員長（矢ヶ部広巳君）

11番矢ヶ部広巳でございます。事業の内容について、委員より、確かに質問がありました。執行部の説明によりますと、まず、
として、小規模多機能型居宅介護とは、通り、つまり、

デイサービスを中心に利用者の容体や希望に応じて随時ヘルパーの訪問や家泊まり、つまりショートステイでございますが、を組み合わせ提供する支援であります。通いの利用者は15人程度、毎日利用するとは限りませんから、1事業者25人程度の利用者が登録できるという答弁でございました。

そして、2つ目でございますが、地域密着型サービス施設の整備方針でございますが、これは本市をまず4ブロックに分けます。中身は、三橋中学校区を東ブロックとして1施設、それから、昭代中学校と柳南中学校を1つにした形で西ブロックということで1施設、それから、大和中学校区を南ブロックとして1施設、それから、蒲池中と柳城中学校区を一緒にした形で北ブロックということで1施設と、それについて整備をすることにしておりますということでございます。そして、短期入所の利用者数と地域バランス等を考えて、中学校のブロック制による4施設としたということでございます。

それから、最後になりますが、3として、施設の概要であります。交付先は医療法人幾嶋医院。計画の概要、施設の新設は複合施設。それから、構造は鉄骨造でございます。延べ床面積は988平米。内訳といたしましては、小規模多機能居宅介護施設が登録定員25人で193平米を利用する、それから、住宅型有料老人ホームを25人で利用して795平米とすると。事業費でございますが、30,450千円でございます。そのうち、半額であります15,000千円が国の補助ということでございます。

以上でございます。そういうことでございました。

8番（森田房儀君）

実は私は、デイサービス及びグループホーム的なものは非常に喫緊の課題で、これを充実することが非常に大事な時期に来ておると思うわけですが、このことを執行部のほうとしては年次的な計画とか、そういうものを持ってどういうふうに進めていくかというようなことについては、その際、審査をされていない場合にはやむを得ませんが、審査がもしそこまで及んでおるとしますならば、その部分についてもお知らせをいただければ幸いです。

総務委員長（矢ヶ部広巳君）

矢ヶ部でございます。その執行部の答弁は、私、その気持ち、考えについては当然、総務委員長としてできるわけございませんからということでございます。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

議長（田中雅美君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第63号 平成18年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

お諮りいたします。議案第65号 平成19年度柳川市一般会計補正予算（第2号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、産業経済委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。請願第3号 国の雇用対策及び行政体制・サービスの充実をはかる旨の意見書採択に関する請願書は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本請願は産業経済委員長報告どおり採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本請願は採択と決定いたしました。

次に、建設委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第61号 平成18年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認

定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

お諮りいたします。議案第64号 平成18年度柳川市水道事業会計決算の認定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

次に、教育民生委員長報告について質疑を行います。質疑通告者の発言を許します。

3番（浦 博宣君）

議案第62号 平成18年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定についての基本的な質問をさせていただきたいと思います。

委員長報告の中に、いまだ返済されていない貸付金の状況等について質疑がありましたとあります。わかりましたら、貸付金の金額が幾らなのか、いつから返済がこういうふうになまってきたのか、本年度の返済額は幾らなのか、3点についてお伺いをしたいと思います。

教育民生委員長（太田武文君）

ただいまの浦議員の質問にお答えいたします。

18年度末の未収金は82,260千円あります。それから、この貸付制度は昭和52年度からの貸付制度であります。それから、平成18年度は6,460千円の収入です。

以上です。

3番（浦 博宣君）

貸付金額が82,260千円、非常に多いと思います。本年度返済額が6,460千円。どういうふうにして今後返済をされるのか、そういうふうな意見が委員会の中でありましたら、お聞かせをいただきたいと思います。

教育民生委員長（太田武文君）

委員会では特にそのような意見はありませんでした。（「いいです」と呼ぶ者あり）

議長（田中雅美君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第59号 平成18年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

お諮りいたします。議案第60号 平成18年度柳川市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

お諮りいたします。議案第62号 平成18年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

お諮りいたします。議案第66号 平成19年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。請願第5号 柳川市立図書館の市直営の存続に関する請願については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本請願は教育民生委員長報告どおり採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成多数であります。よって、本請願は採択と決定いたしました。

お諮りいたします。請願第6号 矢ヶ部校区学童保育所開設に関する請願書については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本請願は教育民生委員長報告どおり採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本請願は採択と決定いたしました。

次に、決算審査特別委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第58号 平成18年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定については、26番梅崎和弘議員から反対討論の通告がっておりますので、梅崎議員の発言を許します。

26番（梅崎和弘君）（登壇）

26番梅崎和弘です。議案第58号 平成18年度一般会計歳入歳出決算の認定について、私は平成18年度一般会計予算について反対討論を行っております。

市民生活にかかわる支出に対しては大いに賛成であるということをまず申し上げておきま

す。

部落問題は、江戸時代の身分制度のもとで最下層に置かれていた不当な身分制度が明治以降も反封建的なものとして残ったものであります。戦後、日本国憲法に基本的人権の保障が明記され、部落解放運動など民主主義の発展を目指す国民的な運動が前進しております。部落の住環境や生活実態については、かつてのような格差は是正され、差別を許さない国民の意識も大きく前進しております。

こうした状況の中、28年間にわたり特別法で進められました同和事業は1997年3月末、基本的には終了しております。同和行政として特別扱いせず、一般行政のもとで対応する段階に入り、地方自治体でも同和行政を終結し、一般行政に移行するのが大きな流れとなっております。福岡県の麻生知事は県議会において、県単独事業の同和特別対策事業を2006年度末で廃止することを言明しております。こういう中で、同和対策費として各支部への補助金を初めとして、負担金、研修費、入学祝い金、その他隠れた支出金もあるんじゃないかと思えます。指導員、それから職員への給料など、総額いたしますと約85,000千円という多額な費用が支出をされております。

教育費では、保護者からの要望が多い少人数学級に対しては十分な手だてがされておられません。農業予算につきましては、集落営農組織を通じて、オクラ、ホウレンソウ、サツマイモなどの作物に対して反当たり100千円の補助を出すということは大いに評価できます。しかし、まだまだ転作作物につきましては、今後とも大いに拡大に取り組んでほしいと思えます。漁業問題では、覆砂事業は費用対効果は余りないという意見も聞かれております。平成15年、旧柳川市議会では、有明海異変が発生して以来、今なお潮の流れが遅くなっている貧酸素水海の発生、赤潮の発生によるノリ、アサリの生産不振、タイラギの立ち枯れ現象、貝類の不漁の原因調査のために諫早湾の潮受け堤防排水門をあけての中・長期開門調査を求める意見書が賛成全員で可決されております。いわゆるこのような開門調査を求める行動に対しても財政的な支援が必要ではなかったかと思えます。

その他、細かい点はまだまだありますけれども、市民の意見や要望を今後反映させていただきますようお願いしまして、討論いたします。

議長（田中雅美君）

ほかに討論をされる方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

これにて討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は決算審査特別委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成多数であります。よって、本案は認定されました。

日程第3 「議案第70号 柳川市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について」の撤回について

議長（田中雅美君）

日程3 「議案第70号 柳川市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について」の撤回についてを議題といたします。

市長の議案の撤回理由の説明を求めます。

市長（石田宝藏君）（登壇）

議長のお許しをいただきましたので、議案第70号 柳川市漁港管理条例の一部を改正する条例案の撤回理由について御説明を申し上げます。

平成19年9月5日に提出いたしました柳川市漁港管理条例の一部を改正する条例案につきましては、漁業団地の暫定操業として排水施設の供用を開始し、使用料を徴収するものであります。しかしながら、現時点におきましては、漁業団地における排水の処理計画は検討の余地があることが判明をいたしました。このため、使用料の徴収はあくまで暫定操業期間であることを定めるため、当初の条例案を撤回するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願いを申し上げます。

議長（田中雅美君）

お諮りいたします。ただいま議題となっております「議案第70号 柳川市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について」の撤回についてを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本件は承認することに決定いたしました。

ここで午後1時まで休憩をいたします。

午後0時13分 休憩

午後1時1分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま石田市長から、議案第80号 柳川市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程4として議題としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、議案第80号 柳川市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定についてを日程に追加し、追加日程4として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第4 議案第80号

議長（田中雅美君）

追加日程4 議案第80号 柳川市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（金子健次君）

〔朗読省略〕

議長（田中雅美君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（石田宝藏君）（登壇）

議長のお許しをいただきましたので、議案第80号 柳川市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

本案は、平成19年9月5日に提出いたしました柳川市漁港管理条例の一部を改正する条例案について、漁業団地における排水の処理計画を定める間の暫定的な施設利用であり、適用期間を定めることが適切であるため、当初の条例案を撤回し、新たに改正案の附則に第2項を加え、改正内容の有効期限を平成20年9月30日としようとするものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

議長（田中雅美君）

提案理由の説明が終わりましたので、議案に対する質疑通告、考案時間のため暫時休憩をとります。

全員協議会を開催したいと思います。

午後1時4分 休憩

午後3時8分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第80号 柳川市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、討論を行います。11番矢ヶ部広巳議員から賛成討論の通告がっておりますので、矢ヶ部広巳議員の発言を許します。

11番（矢ヶ部広巳君）（登壇）

11番矢ヶ部広巳でございます。議案第80号 柳川市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について賛成討論させていただきます。

漁業団地整備事業は50億円を超える大事業であります。ところが、執行部の説明を聞く限りにおいては、お粗末と言わざるを得ません。

その1つは、浄化処理施設が国からの補助50%、県からの補助25%が、2年も前に国の制度改正があり、すべて柳川市単独で持つことになり、3億円から5億円の負担が課せられることとなったそうであります。

2つには、当分、垂れ流しということであります。宝の海、有明海を守るべき立場にある柳川市のモデル事業がこれでいいのでしょうか。全協で議員が質問しても答えられない、執行部の統一見解もないありさまであります。これではチェック機関であります1人の議員として、未恐ろしくて賛成することはできません。

しかしながら、今回の漁期から入ることになっておられます8人の方は既にノリ機械等は売却されているということのようであります。もし、この条例を否決することになれば、この8人の茶わんをたたき落とすことになります。そんなことは到底できません。

そこで、賛成することになりますが、その後は少し時間を置く必要があると思います。このままずるずると推し進めていったとすれば、底なしの沼へ入り込んでしまうような気がしてなりません。委員各位の御賛同を願って、賛成討論といたします。ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

次に、反対討論をされる方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

次に、賛成討論をされる方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

ほかに討論をされる方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

これにて討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

ただいま樽見哲也議員ほか5名の方から、議案第81号「議案第80号 柳川市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について」の付帯決議についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程5として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、議案第81号「議案第80号 柳川市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について」の付帯決議についてを日程に追加し、追加日程5として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第5 議案第81号

議長（田中雅美君）

追加日程5 議案第81号「議案第80号 柳川市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について」の付帯決議についてを議題といたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（金子健次君）

〔朗読省略〕

議長（田中雅美君）

提出者の提案理由の説明を求めます。

17番（樽見哲也君）（登壇）

それでは、議案第81号について提案理由の説明をさせていただきます。

「議案第80号 柳川市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について」の付帯決議。

今回提案されている条例の改正部分は、漁業団地のノリ加工所に関する排水施設の電気料の応分の負担を求めるためのものである。しかしながら、現在建設中の排水施設は、執行部の補助制度の研究不足、国・県との協議の不十分さ等によって、当初計画の理念を大きく覆すものである。

そこで、執行部と協議を重ねた結果、1つ、水質基準の設定、2つ、排水処理施設の補助の可否、3つ、資材置き場（網洗い場）の利用のあり方、4つ目に、上記3項目について関係機関の国、県及び漁業組合等との調整。

以上の課題について、誠実かつ着実に次の漁期までに調整を図り、解決に向けて努力する

との執行部提案を受けて、9月25日の全員協議会において合意するに至った。

以上、本議会は柳川市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定に当たっての付帯決議とする。

以上、慎重審議の上、御採択いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（田中雅美君）

提案理由の説明が終わりましたので、議案に対する質疑通告、考案時間のため暫時休憩をいたします。

午後3時16分 休憩

午後3時16分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

質疑の通告はありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第81号「議案第80号 柳川市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について」の付帯決議については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、討論を行います。討論は会議規則第52条の規定により、反対討論から行います。反対討論をされる方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

次に、賛成討論をされる方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

ほかに討論をされる方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

これにて討論を終結いたします。

それでは、本案について採決をいたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第73号

議長（田中雅美君）

日程6．議案第73号 国の雇用対策及び行政体制・サービスの充実を要望する旨の意見書についてを上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（金子健次君）

〔朗読省略〕

議長（田中雅美君）

提出者の提案理由の説明を求めます。

17番（樽見哲也君）（登壇）

それでは、議案第73号 国の雇用対策及び行政体制・サービスの充実を要望する旨の意見書について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、今や雇用者の3人の1人が不安定な非正規労働者と言われる状況で、いわゆる格差が拡大しています。日本経済において重大な少子化問題において、仕事と家庭の両立の支援という側面から、よりきめ細かな雇用対策が必要であります。また、国の行政機関の削減、廃止等は、地方においては大きな問題であります。

そこで、地方自治法第99条に基づき、労働者が安心して生活し働くことができるよう、国が直接的な責任を持って実効ある雇用対策を実施するとともに、地域住民のための国の行政体制、サービスの充実、強化を要望するものであります。

議員各位におかれましては、本案に御賛同いただき、速やかに御決定いただきますようお願いいたします。提案理由の説明といたします。よろしく申し上げます。

議長（田中雅美君）

提案理由の説明が終わりましたので、議案に対する質疑通告、考案時間のため暫時休憩をいたします。

午後3時21分 休憩

午後3時21分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

質疑の通告はありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第73号 国の雇用対策及び行政体制・サービスの充実を要望する旨の意見書については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第7 議案第74号～議案第79号

議長（田中雅美君）

日程7：議案第74号 「安全安心まちづくり都市宣言」に関する決議について、議案第75号 「非核・平和都市宣言」に関する決議について、議案第76号 「人権尊重都市宣言」に関する決議について、議案第77号 「青少年健全育成都市宣言」に関する決議について、議案第78号 「暴力追放都市宣言」に関する決議について、及び議案第79号 「飲酒運転撲滅都市宣言」に関する決議についての以上6議案を一括上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（金子健次君）

〔朗読省略〕

議長（田中雅美君）

提出者の提案理由の説明を求めます。

25番（三小田一美君）（登壇）

議長のお許しを受けましたので、議案第74号から議案の第79号までの各都市宣言に関する決議案について一括して提案理由の趣旨説明を申し上げます。

合併前の旧柳川市、旧大和町、旧三橋町では、平和、安全、防犯、健康などの分野におきまして、それぞれ都市宣言を制定しておりました。都市宣言は、その都市が目指す理念や目標、あるいはまちづくりへの期待や決意などを宣言の形で明らかにするもので、行政目標や行政課題という意味と同時に、市民の意思を集約したのもでもあります。

合併後の新柳川市におきましても、この趣旨に沿った都市宣言を制定するため、本年第1回定例会において付託を受けました当政治倫理条例制定等に関する特別委員会では、旧市町で制定していました各都市宣言を基本に、今日の行政を踏まえ、鋭意検討を重ねてまいりました。

その結果、安全安心まちづくり都市宣言を初め、他5件の都市宣言を取りまとめましたので、提案をいたすものであります。

各宣言の要旨について申し上げますと、まず初めに、安全安心まちづくり都市宣言については、市民が安心して生活をし、または、市への来訪者が安心して滞在することができる安全で安心できる都市（まち）柳川市の実現を図ろうとするものであります。

次に、非核・平和都市宣言については、柳川市はあらゆる核兵器の廃絶を訴えるとともに、平和への誓いを新たにしていこうとするものであります。

次に、人権尊重都市宣言については、私たち柳川市民は、すべての人の人権が尊重される社会づくりを進めるため不断の努力を続けていくことを決意するものであります。

次に、青少年健全育成都市宣言については、健やかな青少年の成長と発展を願い、家庭、学校、地域社会のすべての関係者が協力して青少年の健全育成と非行化防止のための活動を推進していこうとするものであります。

次に、暴力追放都市宣言については、あらゆる暴力行為と暴力団の撲滅を図り、犯罪のない住みよいまちをつくろうとするものであります。

最後に、飲酒運転撲滅都市宣言についてであります。福岡市で起きた市職員の飲酒運転による事故で幼い3人の命が奪われて1年がたちます。しかし、いまだに飲酒運転はなくなっておりません。まだ多くのドライバーが飲酒運転で検挙され、死亡事故も後を絶たないのが現状です。こうした現状を真摯に受けとめ、市民一人一人が飲酒運転による交通事故の悲惨さを深く認識するとともに、運転者はもとより、市民一体となって飲酒運転撲滅に向けて決意を新たにします。

議員各位におかれましては、よろしく御審議の上、御決定賜りますようによろしくお願いを申し上げます。どうもありがとうございました。

議長（田中雅美君）

提案理由の説明が終わりましたので、議案に対する質疑通告、考案時間のため暫時休憩をいたします。

午後3時30分 休憩

午後3時31分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

質疑の通告はありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第74号 「安全安心まちづくり都市宣言」に関する決議について

は、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第75号 「非核・平和都市宣言」に関する決議については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第76号 「人権尊重都市宣言」に関する決議については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第77号 「青少年健全育成都市宣言」に関する決議については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第78号 「暴力追放都市宣言」に関する決議については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第79号 「飲酒運転撲滅都市宣言」に関する決議については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。（「議長」と呼ぶ者あり）

11番（矢ヶ部広巳君）

11番矢ヶ部広巳でございます。特別委員会設置に関する決議案の提出をしたいと思います。よろしくお取り計らいをお願いいたします。

議長（田中雅美君）

ここで暫時休憩をいたします。

午後 3 時36分 休憩

午後 3 時39分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

まず最初に、手元に決議案を配付しておりますが、決議案について訂正がありますので、局長のほうより訂正方お願いをいたします。

議会事務局長（金子健次君）

議案第82号の提出者の中の荒巻英樹議員の中の姓の「新しい巻」と書いていますけれども、荒いの「荒」に変えて訂正方お願いします。

議長（田中雅美君）

ただいま矢ヶ部広巳議員より、全日本同和会大和支部補助金調査特別委員会設置に関する決議案が提出されました。

ここでお諮りをいたします。議案第82号 全日本同和会大和支部補助金調査特別委員会設置に関する決議についてを日程に追加し、追加日程8として議題とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成多数であります。よって、議案第82号 全日本同和会大和支部補助金調査特別委員会設置に関する決議案を追加日程8として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第8 議案第82号

議長（田中雅美君）

追加日程8 議案第82号 全日本同和会大和支部補助金調査特別委員会設置に関する決議についてを議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

11番（矢ヶ部広巳君）（登壇）

11番矢ヶ部広巳でございます。全日本同和会大和支部補助金調査特別委員会設置に関する決議について、提案理由の説明をさせていただきます。

本件については、さきの一般質問並びに9月25日と本日9月28日の全員協議会における市長を初めとする答弁には、到底理解しがたいものがあります。当然、市長は市民に対してみずから説明責任が果たせない以上、議会において特別委員会を設置して明らかにする必要があると思います。

よって、1．名称、全日本同和会大和支部補助金調査特別委員会、2．設置の根拠、地方自治法第110条及び委員会条例第6条、3．委員の定数10名、4．目的、全日本同和会大和支部補助金の調査について、5．上記特別委員会は4に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

以上、よろしく議員の皆様方の御賛同をいただきますようお願い申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（田中雅美君）

提案理由の説明が終わりましたので、本件に対する質疑通告、考案時間のため暫時休憩をいたします。

午後3時43分 休憩

午後4時1分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。質疑通告者の発言を許します。

22番（藤丸正勝君）

22番藤丸でございます。会議の冒頭に矢ヶ部議員から全日本同和会大和支部補助金調査特別委員会の設置ということで動議が出されました。それで、すぐに議会運営委員会が開かれて、その中で動議として取り扱われなかったのはなぜか。そして、今度は議員提案ということで決議文が出されておりますので、動議が成立しなかったそのわけは、どうして賛成者を求められなかったか、その辺をちょっとお聞きしたいんですけど。

11番（矢ヶ部広巳君）

11番矢ヶ部広巳でございますが、この件については、議運の委員長がおられますので、議運の委員長のほうによかったら御答弁をお願いいたします。

議会運営委員長（森田房儀君）

この件につきましては、今、質問者のほうからお話がありましたように、開会冒頭であったということが1点ございまして、こういう決議案の提出等につきましては、やはり会議の終盤のほうに送っていただきたいということで議会運営委員会としては提出者に対して、そういう注文、要請をいたしたところでございます。

ただ、議会運営委員会を開会いたしまして、本議会においてその内容等について説明をしていなかったことについては議会運営委員会としての落ち度ではなかったろうかと反省をいたしておるところであります。本人の了解をいただいて、終盤にこの決議案の提出をいただくということで了解をいただいておりましたので、内容的には以上であります。

22番（藤丸正勝君）

議会の冒頭であったから、それを終盤に送りやったということでございますけど、これはルールとしては、動議が出たら、やはりその場で動議賛成者を募って、その動議成立、否決、はっきりとその場でしてもらいまして、動議成立した後に議会運営委員会を開催するのが筋でございます。それを動議の賛成者を募らなく、すぐに議会運営委員会を開くという、全くこれはルールに外れた議会運営委員長の判断でございます。（「そうだ」と呼ぶ者あり）こういうことは議会のルールというのを議運の委員長としては守ってもらわなければ、柳川市議会の正常な議会運営はできないと思いますよ。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

それは矢ヶ部議員本人に承諾をしてもらったと言いますが、それを議会運営委員長というのは動議成立した、しないかを本会議でまず報告するのがあなたの責任でございます。それをしなくて、議会の終盤に先送りするという、こういうルールに外れたことは議運の委員長としては失格でございます。なぜ動議じゃなくて、この議員提案になったかの説明方をよろしく願います。

議会運営委員長（森田房儀君）

本来、これは決議案が成立するかしないか、それが第1でありまして、私が議運の委員長として落ち度があったとするなら、私はいつでもやめて結構でございます。（「はい、お願いします」と呼ぶ者あり）本来、筋を通す質問をしていただかないと、これは筋を違っている質問になっておると私は思います。

22番（藤丸正勝君）

議運の委員長、大分あなたは勘違いされておりますね。動議が成立するかしないか、これが第1と言われましたけど、するしないというのは、これは議員が決めることなんですよ。議運の委員長、あなたが決めることじゃないんですよ。この本会議の中で動議が提案されたら、これを議会に諮って、賛成者を募り、初めて動議が成立、不成立というのを見きわめて議会運営委員会を開くのが筋でございます。あなたはどうも自分勝手に解釈をされておりますけど、もう議員提案で出してありますから、今後、議運の委員長としては筋の通った説明方を議会では報告するように注意していただきたいと思います。

議会運営委員長（森田房儀君）

どうもその反対のための反対の質問をされているようでですね。本人から終盤にこれを提案するというので承諾をいただいております部分につきまして、今度は筋違いだどうだと言われると、私は冒頭その報告をしなかった部分についてはおわびを申し上げますということをお断り申し上げておるわけでありまして、こういうこと、中身の問題よりも、このことを揚げ足を取るような形でやっていただくと、（「揚げ足じゃないですよ」と呼ぶ者あり）何にもできなくなると思います。強いて申し上げますと、いわゆる休憩をとられたから、ああ、これはちょっと問題だと思って議運を開いたことでありまして、もしそうであるならば、やはり議会運営そのものを否定されているということになると思います。（「そうです」と呼ぶ者あり）それは質問者がそうだというふうに私は思います。（「間違うとる」と呼ぶ者あり）

議長（田中雅美君）

ほかに質問される方ありませんか。

3番（浦 博宣君）

提出者の矢ヶ部議員に幾つかお尋ねをいたしたいと思います。

この特別委員会の設置の問題は、矢ヶ部議員の一般質問から端を発しております。その一般質問の答弁が納得できないといって、何で議会の巻き込んで特別委員会を設置しなければならないのか、まずそれが1点です。

それで、先ほど午前中行われました全協の中で、市長は裏金をどうもそれをつくっているんじゃないかと、何かたくらんでいるんじゃないかというような言葉も出ました。何でそうしますと、この特別委員会の中に百条を備えられないのか。

2点をお尋ねいたします。

11番（矢ヶ部広巳君）

今、浦議員から2点について御質問をいただきました。

まず、1番の件でございますが、この問題は一般質問から端を発しております。答弁が納得できないからといって議会の巻き込む必要があるのか、当然、質問等でただした後には明らかにならない場合は、ルールとして特別委員会の設置があるわけでございますから、そのルールに基づいて私は提出をしておるものでございます。

2つ目のなぜ百条を備えていないかということではありますが、これはあくまでも特別委員会が決まって開催をし、その中で論議をする問題でございますので、それを私が百条に云々というのは越権行為になるわけでありまして、そういうことで御答弁をいたします。

以上でございます。

3番（浦 博宣君）

何か自分が納得できないなら特別委員会をつくるルールがあると、それはどういうふうなことでしょうか。全く私は理解に苦しみますが、答弁をお願いします。

11番（矢ヶ部広巳君）

11番矢ヶ部でございます。浦議員がそういう質問をされること自体が私はもうルールに反しておると。なぜならば、地方自治法によって、お金、皆さんたちからいただいた貴重な税金を支出する場合は、まず予算書に上げまして、議会の議決を経て、そして、支払いをするというのがルールであります。そのルールを怠っているわけですから、当然、この特別委員会の設置を私はその辺で求めたわけでありまして。つまり、金の出し方が不透明だ、不適切だということでありまして。なおかつ賛同の議員の皆さんも、このようにたくさんおられるわけでございます。

以上でございます。

3番（浦 博宣君）

貴重な税金を使ってとおっしゃいますが、この特別委員会をつくられたとすれば、職員の超過勤務等もろもろ合わせればどれだけの税金が要るんですか。（「そうだ」と呼ぶ者あり）あなたは新聞によりますと、何か住民監査請求もされているというようなお話も聞きます。それで私はいいんじゃないかと思いますが、非常に貴重な税金を使ってというのは支離滅裂ですね。そこら辺どうでしょうか。

11番（矢ヶ部広巳君）

ちょっとあきれて物が言えません。本末転倒ではないでしょうか。

以上でございます。

議長（田中雅美君）

ほかにされる方ありませんか。

13番（伊藤法博君）

13番伊藤でございます。この件は、旧大和町では平成14年度以降、及び合併後の新柳川市では予算上明記されているのに、何で旧大和町の過去の件で特別委員会を設置しなければならないのか。もう決算等も終わっておりますので、その辺の理解はできません。

また、同じようなことが旧柳川市、旧三橋町でも行われていたと聞き及んでおります。旧柳川市、旧三橋町の場合はどのように取り扱われるのか、旧大和町だけを取り上げるのはちょっと片手落ちではないかと思えますけれども、その点御質問いたします。

11番（矢ヶ部広巳君）

11番矢ヶ部でございます。現職の市長は旧大和町の町長であります石田宝蔵氏でありますから、過去の旧町長であった大和町長に、石田さんに質問、あるいは求めるのが当然でありますから、私はそのようでおるわけでございます。

13番（伊藤法博君）

現職、今の市長が旧大和町の町長であったからということだけで、大和町だけを解明するのは片手落ちだと思います。やはりそのためには旧柳川市も旧三橋町もそういった隠されたような支出が、予算計上がされていたとすれば、それも含めて特別委員会で扱ってほしいと思います。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

11番（矢ヶ部広巳君）

私は、あくまでも大和町の全日本同和会大和支部の、これの何と申しますか、真相究明と申しますか、全日本同和会大和支部補助金調査特別委員会という形で、あくまでも大和支部の変な出し方、不明瞭な出し方をただしておるわけでございますから、伊藤議員はその辺はちょっと私はおかしいではないかと私は思います。

以上でございます。

13番（伊藤法博君）

やはりこういった同じような支出が旧1市2町で行われていたとすれば、同じようなレベルで真相解明をしていただいて、そして、市民の皆様にも明らかにしていただきたいと私は思います。

11番（矢ヶ部広巳君）

矢ヶ部でございます。それはもう端的に言えば、私は要らんお世話と思うわけです。私はあくまでも全日本同和会大和支部の平成9年度から平成14年度まで、全く予算書には出されていないと。しかも、市長に、今は市長でございますが、当時の大和町長に回答を求めても、全くそれが明らかにされていない。ましてや私の最初のときの一般質問では、全く見たことも、聞いたことも初めてであるとおっしゃってある。そういう点について、当然ただす必要があるということで、本特別委員会の設置を求めたところでございます。

以上でございます。

議長（田中雅美君）

これにて質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

初めに、反対討論をされる方ありませんか。

21番（大橋恭三君）（登壇）

大橋でございます。簡単に反対の立場で討論を申し上げます。

柳川市は、年間100万人を超える観光客が来る全国に注目を浴びているまちでございます。柳原白秋先生や先人たちが築いてくれた柳川のよさ、柳川の温かさ、これを私たちは大事にしなければならないと思います。来ていただいた方にも感じていただき、ああよかったな、幸せになったなと言って帰ってもらうのが柳川の使命です。

ところが、この一番大事な議会はというと、御存じのように、対立の構図だけを発信しています。本当に残念でなりません。これからの柳川市をどうするか、大事な問題が置き去りにされているような気がいたします。きょうのこの動議は、私が考える限りは、不自然だと思います。民主主義の根幹に触れる部分があると私は思います。

そこで、私は議長に速やかにこれを正常な形に戻してもらえようような勧告をしていただくことを期待して、私の討論を終わります。

議長（田中雅美君）

次に、賛成の討論をされる方ありませんか。

8番（森田房儀君）（登壇）

8番。私は、今、大橋議員がおっしゃった、いわゆる豊かで文化の薫り豊かな柳川市をつくるという大前提、これは全く私も大橋議員と同感であります。ただ問題なのは、じゃ、市民に対して本当に説得できる、そういう説明があったのかどうか。私はなかったと。どうして明確にそういう答えをお出しただけないだろうか。みんなが疑問に思っている。ましてや、いわゆるマスコミ関係を含めまして、テレビとか新聞等で全国的にこの問題が広げられておる。これをどう終息するのか。これは非常に大きな問題であるわけです。

そこで私は、やはりどこかでけじめをつけないとできない。ただ単に、私は間違っておりません、目、節については流用可であります、そういう形で答弁をうやむやにされている。この問題については私は大きな憤りを覚えているわけであります。いわゆる市長が明確に自分のところで決断をして、けじめをつけていただくと、そういう態度、そういう報告があれば、私もできるだけこういった問題は表に出さないほうがいいという、その気持ちでいっぱいあります。

きのうも実は随分と長い間、6時まで、表に出さないでいいような形で何とかありませんかということで執行部といろんな調整を行いました。しかし、市長がこの問題について全く答えを出してくれないということで、これはどうしようもないと。いわゆる質問をされた方にとっては、これはどうしようもないという答えしか出てこなかったらう、そういう判断

しかできなかつたらう、そういう思いを私はいたしたところでございます、やはり特別委員会を設置して、明確に事実を市民の皆さん方、あるいは全国の皆さん方にこれをお知らせするという義務がある。そのことがいわゆる文化的柳川市の将来にかけての名誉を守ることにつながるという気持ちでありましたので、私は本決議案について賛成でありますので、賛成討論にかえさせていただきます。

議長（田中雅美君）

次に、反対討論をされる方ありませんか。

13番（伊藤法博君）（登壇）

13番伊藤です。私は、この特別委員会の設置に反対をいたします。

その理由は、やはり旧大和町でも平成14年度以降、また、新柳川市においても予算上にはっきりと明記された形で予算計上をされておるわけです。そして、しかも、旧大和町の場合でも、決算監査もすべて終わってきておるわけです。そういった過去のことを何のために新柳川市の議会でしなければいけないのか。もしもこれが大和町だけの解明ということであるならば、私は、旧柳川市も、旧三橋町も、過去にそういったことはなされていたと聞いておりますので、その辺のことも含めてやはり解明をすべきではないかと思えます。

今、矢ヶ部議員のいろんな一般質問を聞いておりますと、石田市長に対する個人的なあら探しの悪印象を与えるような質問ばかりをされるように私は感じております。もう少し新しい柳川市の建設的な質問をされるべきじゃないかと思えます。

そういった意味で、この特別委員会については私は反対をいたします。

議長（田中雅美君）

次に、賛成討論をされる方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

ほかに討論をされる方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。それでは、議案第82号 全日本同和会大和支部補助金調査特別委員会設置に関する決議について採決いたします。

この決議案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

ここでお諮りいたします。委員選出につきまして議長一任で行いたいと思えますが、御異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

それでは、暫時休憩をいたします。

午後 4 時26分 休憩

午後 4 時53分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま設置されました全日本同和会大和支部補助金調査特別委員会の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により指名をいたします。

矢ヶ部広巳議員、浦博宣議員、森田房儀議員、荒木憲議員、島添勝議員、太田武文議員、藤丸正勝議員、熊井三千代議員、山田奉文議員、梅崎和弘議員を指名いたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました10名の議員を全日本同和会大和支部補助金調査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

ここでお諮りをいたします。本日の会議時間は、議事の都合により、この際あらかじめこれを延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

ただいま設置されました全日本同和会大和支部補助金調査特別委員会の正副委員長の選出のため、暫時休憩をいたします。

午後 4 時56分 休憩

午後 5 時 5 分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

全日本同和会大和支部補助金調査特別委員会の正副委員長が決定しておりますので、御報告をいたします。

委員長は森田房儀議員、副委員長に梅崎和弘議員が決定しております。（「はい」と呼ぶ者あり）

19番（太田武文君）

緊急動議です。

議長（田中雅美君）

緊急動議、何でしょうか。

19番（太田武文君）

緊急質問をしたいと思います。といいますのは、ピアス社は10月で操業停止し、撤退することとあってあります。先日の一般質問では市長は、法律の専門家でないので、後でよく専門家と話して答弁をしますとの回答をいただいております。現在まで回答はいただいております。また、高田庁舎長からは印鑑証明書は法務局に提出いたしますので、確認の上、返事しますとの答弁がありました。

そこで、次回の12月では手おくれになるおそれがありますので、本日、緊急質問させていただきたいと思いますので、よろしくお取り計らいください。

議長（田中雅美君）

ここで暫時休憩をとります。

午後5時7分 休憩

午後5時20分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

太田武文議員より提出されましたピアス跡地購入の不動産売買契約書についての緊急質問の取り扱いを議会運営委員会で協議されましたので、委員長より報告願います。

議会運営委員長（森田房儀君）（登壇）

議会運営委員会の御報告を申し上げます。

休憩中に議会運営委員会を開催し、太田武文議員の緊急質問についての動議の取り扱いについて協議をいたしましたので、その結果を御報告いたします。

本件につきましては、10月31日をもってピアスが操業停止をし、撤退をするという緊急な事態である。12月議会で間に合うのではないかという意見もありましたけれども、これはやはりこちらに操業をしている間に市長に対して確認をするという緊急性があるということで、これは万やむを得ず緊急質問を認めるということになりました。

したがって、緊急質問の動議は直ちに本日の日程に追加することに決定いたしましたので、御報告いたします。

以上で議会運営委員会の報告といたします。

議長（田中雅美君）

太田武文議員のピアス跡地購入の不動産売買契約書についての緊急質問の件を議題として採決いたします。

太田武文議員のピアス跡地購入の不動産売買契約書についての緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程9とし、発言を許すことに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成多数であります。よって、太田武文議員のピアス跡地購入の売買契約書の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程9として発言を許すことは可決されました。

追加日程第9 緊急質問（太田武文議員）

議長（田中雅美君）

太田武文議員の発言を許します。

19番（太田武文君）

御賛同ありがとうございます。

先日の一般質問では市長は、法律の専門家でないので、後でよく専門家と話して答弁するというので回答をいただいております。その回答は現在まであっておりません。また、高田庁舎長からは、印鑑証明は法務局に提出していますので、確認の上、返事しますと言っておられました。先ほどもありましたように、私は12月にしようと思っておりましたが、手おくれますので、本日緊急質問させていただきます。

質問の1点目は、不動産売買契約書に添付すべき印鑑証明書の件であります。

高田庁舎長の答弁によれば、印鑑証明書は所有権移転承諾書に添付していますということで答弁をいただいております。公共団体が登記する場合は、嘱託登記で登録免許税の免税や登記原因を証明する不動産売買契約書は必要ではありません。よって、登記承諾書に印鑑がないと登記ができませんのでということで、承諾書に印鑑証明書が添付されるのは当然であります。また、不動産売買契約書に添付すべき印鑑証は添付されていませんが、実際添付されてあるかをここで尋ねいたします。

大和庁舎長（高田邦隆君）

ただいまの質問でございますが、実際、法務局で印鑑証明書等確認をいたしておまして、現在ここにそのコピー等もございます。この件につきましては、太田議員におかれましても確認をしていただいたものと思っております。

それと、ちょっとよく質問の内容が私にはわかりかねますが、契約についての印鑑証明、当然、契約書の原本はここにございますので、契約についても問題はないと思っております。

19番（太田武文君）

契約の元本には印鑑証明書は今ありますか、ありませんか、そこに。見せていただくとわかりますけど。

大和庁舎長（高田邦隆君）

先ほども申しましたように、原本はございません。

19番（太田武文君）

それなら、先般の説明で私がありますと言うとと違うじゃないですか。それ訂正してくださいよ、ありませんということで。(発言する者あり)ないとはないと言うて……。どうぞ。(「原本がないということがおかしいんじゃないの」と呼ぶ者あり)どうぞ、ないならいと言ってくださいよ。

議長(田中雅美君)

意味はわかってとつとですか。把握して答弁をお願いします。

大和庁舎長(高田邦隆君)

今おっしゃいますように、原本はございません。

19番(太田武文君)

はい、わかりました。原本はないということですので、これは原本がないということは事務手続の過失であるわけですよ。それはお気づきですか。(「契約無効ということやろうもん」と呼ぶ者あり)そうそう、ちょっと原本が……。ちょっと回答。

大和庁舎長(高田邦隆君)

今、おっしゃってありました原本がないということの説明ということでございますならば、先ほども申しましたように、登記嘱託する際に承諾書とともに印鑑証明書を法務局のほうに提出いたしております。

19番(太田武文君)

わかりました。原本はないということですね。いいですか。原本はないということで承諾でしょう。あなたは原本がなかったらどうなるち知ってあるですか。原本がなかったらですね……

議長(田中雅美君)

ちょっと太田議員、原本はあるけど、裁判所に提出しとるということでしょうか。法務局に。そいけんその辺は……。

19番(太田武文君)

それはないことなわけですよ。裁判所に。契約書は契約書に添付しとかにゃいかんわけです。1つは貼付しとかにゃ。

議長(田中雅美君)

そいけん、2枚要るということですか。

19番(太田武文君)

はい、2枚要るということです。

議長(田中雅美君)

それを1枚しかないじゃないかと問いよるわけですか。

19番(太田武文君)

そうです。

議長（田中雅美君）

問うてくださいよ、そう。

19番（太田武文君）

それありますか。1枚でしょう。

大和庁舎長（高田邦隆君）

先ほどからも申しますように、原本は法務局のほうに提出をいたしております。（「あなた、答弁になっていないですよ」と呼ぶ者あり）

議長（田中雅美君）

ここで暫時休憩をとります。

午後5時29分 休憩

午後5時33分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

太田武文議員の発言を許します。

19番（太田武文君）

ただいま登記書に一部印鑑はあるから、こちらも大和町のほうにあると言われましたが、それは添付していないということですよ。そうでしょう。

大和庁舎長（高田邦隆君）

何遍も申し上げますけれども、原本は法務局に提出いたしております、現在ここにはございません。これは原本還付があっていないということでございます。

19番（太田武文君）

法律が17年4月1日に、そのときまでは契約書は嘱託登記の場合は出さんでいいわけですよ、契約書原本還付とかなんとか言ってありますけど。17年の4月、よく頭に、法律改正があっているんですよ、3月31日に。4月1日からは契約書は嘱託登記は要らないわけですよ。登録免許税も要らんですよ、それは、市がするときには、嘱託登記ですので。また、ようっと法的にはわからんとかなんとか回答しないでくださいね、待ったからですね。

一応、庁舎長の回答はわかりました。ということは、現在市長は裁判してあると言っておられますけど、執行部は重大な事務手続の過失であるわけですよ、この契約は。契約書が今、市の当局にはないということは。今後、この契約に基づきアスベストの撤去や不法投棄がされた産業廃棄物の完全除去をすることになったとした場合、契約書の不備が原因でピアス社に要求できない事態となれば大変ですよ、これがなかったら。不動産売買契約書に印鑑証明書が添付されていない現実をどのように認識されているのか、市長及び高田庁舎長の御答弁を願います。どういう問題がされるのか。

大和庁舎長（高田邦隆君）

ただいま太田議員は、法改正は17年とおっしゃいましたですね。（「4月1日、17年の4月1日……」と呼ぶ者あり）17年ですね。契約は申しわけございませんが、15年7月25日でございますが。

19番（太田武文君）

17年の4月1日以後が契約書は要るわけですか。その後は嘱託で要らないわけですか。それ、いけん15年は契約書は要らなかったということですよ、あなた方が登記したときは。わかるのですか。（「要らん、嘱託登記だから」発言する者あり）

わからないようです、もう一回よく説明します。17年4月1日から不動産売買契約書は要るわけですか。だけど、今までの、その前、以前は嘱託登記の場合は契約書は要らないわけですか。嘱託登記は何かというと、登録免許税も要らないとですよ。わかるのですか、そういうふうになっています。それで、先ほどの答弁をお願いします。私が言いましたとおり。もういっちょ繰り返しますか。どういうふうな責任があるのか。（発言する者あり）

議長（田中雅美君）

大和庁舎長、わからんとでしょう、もうそれ以上。同じ質問になるごたると、もうこれで打ち切りますけど。大和庁舎長、把握して答えてくださいよ。質問を把握した上で答えてもらわんと、同じやりとりになっておるようですから。

大和庁舎長（高田邦隆君）

今おっしゃいますように、私も急にきょうこの場で聞きまして、一応ここにそろえた資料では、ちょっと今、太田議員とはなかなか対応できないような状況でございますんで、もう少し勉強させていただきたいと思っております。

19番（太田武文君）

そしたら、市長にお聞きします。

市長（石田宝蔵君）

実務担当者のほうで今やってきているわけでありまして。もちろん太田議員がおっしゃってあること、恐らく高田庁舎長も、今、唐突な御質問だろうと思っております。私もわからなかったからちょっと聞きにいったわけですが、この辺について具体的に回答は、法務局のほうに照会もすることながら、私は、この契約というのは基本的には民法の規定に基づいてやるわけですが、口頭契約もある、あるいは書面での契約もあります。ところが、この嘱託登記でやっているのかどうなのか、この辺も含めて聞いてみなきゃわかりません。

と申しますのが、長い間法務局にお勤めで、鹿児島島の総局長だとか柳川の法務局の局長をお務めになった方が今柳川にいらっしゃるんです、市役所の中に。その方をお願いをして、恐らく手続とっていると思います。そうでしょう。とすると、そういった違法性のあるようなことは恐らくやられていないと。合法的に、いや、太田議員は首を振られますけど、私はそのように解釈しているんです。

したがって、最終的にそれは確認をさせていただきたいと、こんなふうに思います。それが有効なのか、無効なのかですね。基本的にそれを押さえないと、議員がおっしゃることがあれば大変なことです。ただ、これが問題はないとするならば、やはり長い間、登記官、総局長をやってこられた方ですから、私は抜かりないような事務手続をやられていると思います。

したがって、聞いてみると、最近の状況では、いわゆる原本還付がないと。従来はありましたよね。（「4月1日から」と呼ぶ者あり）しかし、今は原本還付はしないという制度になっているそうです。（「今は、4月1日後です。今さっき申しましたように」と呼ぶ者あり）だから、そういうことも踏まえて、最終的に調査したいと思います。そして、間に合うように、御安心いただくように回答させていただこうと思います。

19番（太田武文君）

また私は同じように、きょうも緊急質問ですよ。同じでしょうが、そしたら。きのう提出したでしょうが、こういうことを質問しますと。いつまでに回答もらえるとですか。もう一回繰り返して言いますよ、これだけは。それで、いつまでに回答をもらうということ言ってください。

私が言いますけど、契約書に、裁判してあるとですよ、裁判してあるとに、裁判してあると言ってあるでしょうが、ピアス社に。ピアスの専務は、私のところは法的に責任ないと言ってあるとですよ。こちらは裁判するとかんとか言っているでしょうが。この場合に、よかですか、これはこういうこと、印鑑証明書を添付していないということは裁判のときどうなるかと言いますとですたい、これは事務的に重大なミスですよ。そして、今後の契約をもとにアスベストの撤去、不法投棄された場合、産業廃棄物の完全除去をすることになった場合は、この契約書の不備が原因でピアス社に請求できないかもわからないとですよ。それば市長と庁舎長は知ってありますかと言っているわけです。わかるですか。そしたら、市民に迷惑かけるとですよ。それははっきりしとってくれ、契約書、ちゃんと契約する場合は登記書に1部入る、自分が売買契約書にこれ持つかんとできんとです、添付して。（「きょう説明求めとかんとでけんでしょう」と呼ぶ者あり）それは本当どうかして求めてもらわんと。待ったとったでしょうが、もう1週間も。それで、市長はいっちゃん何も私にところに言うてこられん。言うと、何かそので、そういうこととです。今度いつまでに答えられるのですか。本来は、私はもう1週間待ったけん、きょう答えていただきたいわけです。

議長（田中雅美君）

太田議員、契約書に不備があると言われとつとでしょう。

19番（太田武文君）

不備じゃなか、今言ったとおり。（「不備じゃない」と呼ぶ者あり）

議長（田中雅美君）

契約は無効ですか。

19番（太田武文君）

また読んでみますか。言ったとおりですよ、今。会議録に残ると思いますんでね。そういうことです。もう市長はわかってあると思います。高田庁舎長も専門でしてあるからですね。（「わかりませんよ」と呼ぶ者あり）わからんち、おかしかろうもん。

市長（石田宝蔵君）

太田議員おっしゃいますけど、わかっているなら答弁しますよ。だから、専門的にその辺はそういう御指摘があったということで再度確認させます。

議長（田中雅美君）

市長、その指摘されたとを何できょう答弁をしないとかと言います。

市長（石田宝蔵君）

いやいやそれは、きょうということまで言ってあるなら調べておくんですけど。

議長（田中雅美君）

そうでしょう。この前の一般質問のときの答弁があつたらんということでしょう。（「そうです」と呼ぶ者あり）

市長（石田宝蔵君）

しかし、一般質問のあつておるのをいつまで、いつするとか、そういうとはやっぱりあらかじめ通告しとってもらわないと困りますよ。でしょう。

19番（太田武文君）

ピアスが私はもう柳川市民に十分迷惑かけるから、市民から言われるためにきょうしておく。私も緊急質問したくなかったわけですよ。だけど、この金額は大きくて、こういうことですので、急遽きょう議会にも願って質問しているわけですよ。市長、あなた責任負いきれますか、そういうことやったら。どうぞ、市長。

市長（石田宝蔵君）

契約瑕疵担保期限はことしの12月でしょう。操業を停止するということですけども、それには対抗手段を考えなくちゃいけないですよ、私どもは当然。あくまでも私はやりますけど。ただ問題は、太田議員おっしゃいますけれども、果たしてそれが、今、解釈がどう解釈されているか。太田議員の解釈は全くそのとおりですね。契約書に印鑑証明がなければ、これは無効だから、（「無効じゃない。契約ば口頭でなされたごつなるといことです」と呼ぶ者あり）契約は口頭でなされたようになる。（「印鑑証明書がなかったらピアスは言うですよ、ないということ。あなた方との契約は、この契約は知りませんよと。何もなかったらいいわけですか」と呼ぶ者あり）だから、そのことは相手が逃げるわけじゃないですからね。会社はあるわけですから。これはきっちりやらなくちゃいけません。ですから、私もそれなりに市民の皆さんに責任負わなさいいけない問題ですからね、この前から答弁してい

るように。だから、1週間ほどちょっとかしてください。

じゃ、いつ来るよと、いつ聞きに来るよということであれば、それまでに調べておきます。ただ、あした土曜日（「何ちまた失礼なことを」と呼ぶ者あり）ちょっと答弁しよるじゃないですか。ですから、調査をして、それを回答しますということを申し上げておる。その辺で庁舎長いいんでしょう。

19番（太田武文君）

私にいつ回答に来たらよろしいですかということと言わんと、また私は来んですよ、何遍質問させるですか、私に。きょうもみんなに迷惑かけとるとですよ、ピアス社が出ると言っているから。

議長（田中雅美君）

調査をして回答しますから、いつごろまでにいいですかち市長は今聞いたごたる気がします。そいけん、いつごろまでに回答してくれと言われたら、もうそれでこの問題は終わつとやなかですか。

19番（太田武文君）

私は市長に聞きよつとです。いつごろ。

議長（田中雅美君）

いつごろまでに回答をもらいたいわけですか。太田議員。

19番（太田武文君）

私はやっぱり1週間以内ぐらいにもうもらいたいですね。本来はピアス社が出る前に、もうその協議できるようにしていたかったんですけどですね。

議長（田中雅美君）

市長、1週間猶予はあります。1週間のうちにと言われておりますけど、大丈夫ですか。どうぞ。

市長（石田宝蔵君）

そのようにやりたいと思います。

19番（太田武文君）

第2点目の質問に……。

議長（田中雅美君）

いや、それでいいですか。

19番（太田武文君）

はい、よございます。

第2点目の質問に移らせていただきます。市長はアスベストは知らなかったと言ってありますね。先日の一般質問で申し上げましたとおり、国交省からの通達ではアスベストの調査を行うように明記されているわけですよ。しかも、普通財産で不動産を購入する場合は、普

通、更地で買われるわけですね。にもかかわらず、ピアス社の不動産購入は建物つきでありました。しかも、大和町の一般会計は当時60億円です、約60億円で一般会計予算は組んであるのに、これに対して6億円という普通財産を購入してあります。1割近く、1割以上ですたいね。その6億円という巨額な普通財産を取得されるに当たって、このように巨額な財産を購入するに当たって、ピアス社取得の不動産鑑定士の内容をどのように確認されたのか、その内容についてちょっとお尋ねします。第1点目。

市長（石田宝蔵君）

大和町の一般会計の年間の予算が60億円で、6億円のやつを買ったと。これは執行部としても議会に御説明申し上げて、議会の議決を経て買ってきているわけですよ。そういうことでしょう。これは買えということだったんですよ。今のように、合併するような話もなかったんです、これまで繰り返してきていますけれども。だから、どういうことなんでしょうか。

19番（太田武文君）

議会は買えということはいいいわけですよ。購入するということは市長の言うとおりのわけですね。だけど、こういう巨額な財産、先ほども60億円の予算に6億円という物件を、それも普通物件、それも建物までつくという、普通物件の建物買うところはほとんどないですよ。よかですか、建物つきですね。そういうとを購入するときに、相手方のピアス社の不動産鑑定で購入されて、国交省の通達もあっていたのに、どうしてこれを購入されたのかということで、自分のところでとらんで購入されたかということをお聞きしているわけですよ。この通達書を見ますと、建物は不動産鑑定書を見ますと、評価の条件で建物は外観調査によることと、それは確認されたでしょうもん、2つは。

それともう1つ、本対象地に係る土壌調査については御指示により完全除去の措置のなされたものとしてありますと、これは評価の条件で書いてあるわけですよ。この件について市長は確認されたなら、どうして大和町で市長は鑑定書をとらなかったということを知っているわけですよ。国交省からもあっておって。

市長（石田宝蔵君）

そのころの状況をまたこれは詳しく話さなくちゃいけないでしょうけれども、一口に言いますと、鑑定はあくまでも参考なんですね。これまでも繰り返し私答弁してきていると思います。したがって、アスベストの存在はどちらも、私も知らなかったんですよ。だから、太田議員は何か知っていて買ったんじゃないかとか、ピアスは知っていて売ったんじゃないかとか、こういうことをおっしゃってきているんですよ、今までずっと。私は一貫して知らないということをおっしゃっているわけですね。知らなかったと。アスベストのアの字も知らなかった。確かにそのころダイオキシンだとか環境ホルモンの問題は出ていました。しかし、アスベスト、国土交通省はこの不動産鑑定評価基準運営上の留意事項、14年7月3日、この全部

改正ですね。これによりますと、不動産の価格を形成する要因、建物に関する個別的要因、有害な物質使用の有無及びその状態の項目に建設材料としてのアスベストの使用の有無及び飛散防止等の措置の実施状況、並びにPCBの使用状況及び保管状況に特に留意する必要があるということは書いてあるんですね。（「アスベストもですよ」と呼ぶ者あり）とありますけれども、現実には、平成18年2月13日、（発言する者あり）はい、平成18年2月13日です。国土交通省は、住宅や事務所ビルなどの価格を算定する不動産鑑定の際に、アスベストの使用の有無や飛散防止の措置をとっているかを価格に反映させるための不動産鑑定評価指針を作成する方針を固めたと、ここの辺で固めたと、国土交通省が。この報道があったわけですよ。そして、建築基準法を改正して義務づけるとか、アスベストの除去や飛散防止対策を所有者らが早期に行うよう促すのが、この改正のねらいである。不動産鑑定では物件の立地条件、耐震改修状況、土地の汚染状況の有無などから価格の算定をするとしている。これは18年ですよ。ですから、見解が違うんですね。

もちろん、この前から問題になっておりました、議員からも御指摘あってありますので、このことも踏まえて、恐らく今後の争点になっていくだろうというふうに私は思います。そういうことでございます。

議長（田中雅美君）

太田議員に申し上げます。緊急質問ということでございますので、質問を逸脱しない範囲内で緊急質問をお願いしておきます。

19番（太田武文君）

18年の2月13日ですかね。これにちゃんと出ておるとですよ。そいけん、私が言っているのは、相手の、市長でさえ同じですよ、今の柳川なら柳川で4倍になっとるけんですね。30億円ぐらいの物件を買うために、相手の鑑定評価でいくばかがどうしておっですか。そうでしょう。相手は、はい、わかりました、これはと言うて。当初の大和町の予算は60億円ですので、1割ですので、それはとるですよ、鑑定は。そしたら、結局、不動産鑑定士がこれはアスベストは入れていませんと、建物は外観調査と。そもそもそういうことで説明されるはずですよ。先ほども申したように、大和町で予算が60億円のときに6億円の物件を買ったと。予算は60億円のときに6億円ですよ。それで、柳川で280億円のときに28億円の物件買うと同じ。そして、相手は、はい、わかりましたと買う人がおると思うですか。市長、ちょっと答弁を。

市長（石田宝蔵君）

ちょっとそれは緊急質問と関係ないんじゃないですか。（「関係あるよ」と呼ぶ者あり）それは書いてもあるんですよ。私がいかにも損害を与えているように聞こえますけどね。財産はあるわけでしょう。買い手もあるんですよ。（発言する者あり）だから、損害を与えている問題とか別じゃないですか。（発言する者あり）緊急質問というのは、伝染病だとか、

台風だとか、いかにも今やらなきゃいけない問題ですよ。そんなのもう関係ないでしょう。

19番（太田武文君）

あなたが認めないからそうなるわけで、私は知りませんと。国交省の通達が出とって、アスベストと書いてあるですよ、そしたら。それで言いたいのは、大和町でとっていたら説明してあるですよ、不動産鑑定士が、その当時、購入する前に。先ほども言いましたとおり、そういうことで私は言っているわけです。ということですので、市長、8月13日。

そしたら最後に、市長は1週間後にちょっと回答をくれるからと言ってありますので終わりたいと思います。これは市長、私に言わせますと業務怠慢、または過失と受け取られても仕方がないですよ、この物件を購入したのは。

以上、終わります。

市長（石田宝蔵君）

それは太田議員の解釈であって、私はそんなふうに思っていない。柳川の貴重な財産だと思っていますから、そういったものはしっかり市民の皆さんに理解いただいて、説明しなきゃならないと思っています。

以上です。

19番（太田武文君）

私は、先ほどの印鑑証明書と今回の不動産の価格で取得された場合、私は先ほども言いましたとおり、市長の業務怠慢、または過失と受け取られても仕方がないと思うですよ。

市長（石田宝蔵君）

だから、この辺については、この解釈は裁判でもやらなきゃだめじゃないですか。太田議員はそうおっしゃいますけど、先生がおっしゃっていることが本当に認められるのか、どっちなのかわからないんですよ。私どもはそのように解釈している。だから、印鑑証明の問題は1週間でお答えを申し上げますと。それで了解いただいたんでしょ。1週間時間くださいと言ったら、オーケーだったんでしょ。

19番（太田武文君）

市長、裁判するためにこうなるとっとならないですよ。こういう物件買うときは、裁判をしないような物件を買ってください。本当ですよ、これは。市民はそう願うとっとなですよ。今度も裁判、またも裁判とかなんとか。そういう答弁はしないでください。みんな市民は裁判することを願っていないわけですよ。（「間違いのない買い方をしておれば問題ないです」と呼ぶ者あり）

議長（田中雅美君）

ここで太田議員にちょっとお尋ねをします。

きょうの会議はここで終わりたいと思いますが、後でまた高田庁舎長、市長なりを、また、関係の議員と一緒に、全協じゃなくて、個別にちょっと話し合いをしたいと思います。私も

副議長ともども入れさせていただきますけど、その場で徹底してどうでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）いいですか。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）きょうはこれでいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

太田武文議員の緊急質問を終了いたします。

これをもちまして、平成19年第4回柳川市議会定例会を閉会いたしたいと思います。

午後5時58分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 田 中 雅 美

柳川市議会議員 島 添 勝

柳川市議会議員 佐々木 創 主